



Title	在日朝鮮人教育の歴史：戦後日本の外国人政策と公教育
Author(s)	マキー, 智子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第11424号
Issue Date	2014-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11424
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55386
Type	doctoral thesis
File Information	MCKEE_Tomoko.pdf



在日朝鮮人教育の歴史
—戦後日本の外国人政策と公教育—

マキー 智子

目次

序章	1
はじめに	1
第一節 先行研究の検討	2
第一項 研究動向	2
第二項 問題の所在	5
第二節 本研究の課題と方法	6
第一項 本研究の課題	6
第二項 本研究の方法	7
第三節 在日朝鮮人の就学動向	8
第一項 学齢児童数の推計	8
第二項 設置主体別にみた就学状況	13
第三項 就学状況の変遷	22
第一章 占領期における在日朝鮮人教育統制の論理と展開	27
はじめに	27
第一節 終戦直後の朝鮮人教育施設をめぐる対応	29
第一項 国語講習所の開設と文部省・地方自治体による追認	29
第二項 山口県における私立朝鮮人教育施設統制の開始	31
第二節 私立朝鮮人教育施設に対する統制の強化	35
第一項 文部省の「一条校」への就学強制と無認可教育施設統制	35
第二項 山口県知事による朝鮮人教育施設に対する閉鎖命令	36
第三項 山口県における朝鮮人教育施設の実地調査と「認可」	38
第三節 在日本朝鮮人連盟解散に伴う朝鮮人教育施設の閉鎖	42
第一項 5.5 覚書後の朝鮮人教育施設に対する文部省と CIE の認識	42
第二項 山口県における在日朝鮮人に対する警備の増強	44
第三項 文部省の朝鮮人教育施設閉鎖措置と閉鎖後の状況	46
おわりに	50
第二章 公立朝鮮人学校の開設と廃止	59
はじめに	59
第一節 公立朝鮮人学校の開設	61
第一項 公立朝鮮人学校開設を可能とした制度的枠組みの形成	61
第二項 暫定措置としての公立朝鮮人学校の容認	63
第三項 公立朝鮮人学校開設の経緯	65

第二節 公立朝鮮人学校の運営	69
第一項 入学者の動向	69
第二節 学校運営	74
第三節 公立朝鮮人学校の廃止	80
第一項 神奈川県における公立朝鮮人学校廃止の決定	80
第二項 公立朝鮮人学校廃止の要件	81
第三項 朝鮮初級学校の認可	84
第四項 公立朝鮮人学校の廃校と各種学校の開校	88
おわりに	94
第三章 「外国人学校制度」創設の試み	102
はじめに	102
第一節 在日朝鮮人教育に対する文部省の対応の変化	105
第一項 国民教育の枠組みを用いた在日朝鮮人教育の統制	105
第二項 国民教育の外に在日朝鮮人教育を位置づける認識と施策	107
第二節 日韓会談における在日朝鮮人教育に関する協議と合意	112
第一項 日韓会談における在日朝鮮人教育の位置付け	112
第二項 在日朝鮮人の教育事項に関する論点と協議	112
第三項 日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想	118
第三節 自民党外人教育小委員会による「外国人学校制度」創設の構想	119
第一項 自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の設置	119
第二項 外人教育小委員会における協議	120
第三項 外人教育小委員会が作成した「外国人学校制度」の骨子案	123
おわりに	127
終章	133
第一節 本論文が明らかにしたこと	133
第二節 今後の課題	137
参考文献	140
初出一覧	151

序章

はじめに

本論文は、戦前日本による植民地支配や戦後 GHQ による占領統治、南北朝鮮の分断、といった政治情勢に規定された在日朝鮮人教育をめぐる制度・政策の展開過程を、戦後日本の公教育制度との関係に焦点を当てて、検証するものである。

上記の課題は、在日朝鮮人が何を願い・葛藤し・どのように生活を切り開いてきたのか、ということを経験した人々の教育の経験に着目して考えたいという思いに端を発している。

当然のことながら、学歴のみがわたしたちの歩みを決定づけるわけではない。しかし、わたしたちにとって、どこで・何を学ぶのかということは、どのような知識や技能、資格を習得するのか、学びの場を介してどのような人間関係を築くのかということに深く結びついている。このことが卒業後の進路に大きな影響を与えることも事実である。それゆえ、在日朝鮮人の歩みを辿る場合も、個々人がどの「学校」に就学した／させたのか、そこで何を経験し、どのような進路を目指したのかを理解することには一定の意義がある。

在日朝鮮人の就学経験を明らかにする方法としてまず挙げられるのは、インタビューやアンケート調査である。個々の経験を本人がどのように受け止めて答えているのかということは、重要な検討課題である。この点に関しては、既に公立学校に子どもを通わせる在日朝鮮人の親にアンケート調査を行った京都大学教育学部比較教育学研究室編『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識—日本の学校に子どもを通わせている父母の調査—』や、在日朝鮮人一世のライフヒストリーの聞き書きを行って編集された小熊英二・姜尚中『在日一世の記憶』などの研究蓄積がある¹。

これらの研究には調査者の関心が反映されているが、個々の在日朝鮮人が自身の教育経験を如何に捉えていたのかということを知ることができる。また、在日朝鮮人が記した回顧録や学校体験記も、いつ・誰が・どのような教育を経験し、それに対してどのような考えを抱いていたのかということを知るための重要な資料である。

先行研究に学び筆者が同様の方法で調査すること、あるいは既存の調査結果や在日朝鮮人の回想録等を読み解くことは、筆者の問いの答えに迫るためにも必要である。しかし、本論文で取り組みたいことは、在日朝鮮人の教育の選択を取り巻く政治的な状況を解明することである。在日朝鮮人は自身で意識するとしなくても、文部省や地方自治体、GHQ、南北朝鮮政府の政策下に置かれ、そのことに朝鮮人学校の設立や運営も大きく規定された。その様相を丹念に追わなければ、在日朝鮮人の教育選択も理解できないと考えるためである。筆者の問いを考えるために、まずは在日朝鮮人の証言に無批判に依拠するのではなく、在日朝鮮人の教育選択に影響を与えた諸要因の関係を確かめたい。

第一節 先行研究の検討

第一項 研究動向

在日朝鮮人教育に関する歴史的研究は、朝鮮人教育施設とそこに通う児童生徒を中心に描かれてきた。代表的な研究は、小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』である。これは、文部省通達、新聞雑誌、朝鮮人学校関係資料等をもとに、1910年の朝鮮併合前後から1970年代までの在日朝鮮人教育の通史を描いた研究である。

小沢の研究は、在日朝鮮人教育史研究のなかでも対象時期が最も長期に及ぶ。日本政府や地方自治体、GHQの施策を通史的に検討した小沢の研究は、後の研究に影響を与えた。また、小沢が描いた歴史像や収集資料は、「外国人学校制度」反対や朝鮮大学の認可要請など、同時代の朝鮮人学校をめぐる現実的な課題に取り組む運動を支えてきた。

小沢は、日本政府による教育を「同化教育」、在日朝鮮人による朝鮮語や朝鮮史などを教える教育を「民族教育」と概括し、戦前・戦後を通じて「同化教育」が継続して「民族教育」が弾圧されたと論じた²。こうした見取り図のなかで、十分に目が向けられなかったのは、朝鮮人学校に通わなかった人々の存在である。

小沢は、朝鮮人学校に通った子どもやその学校を守ろうとした教師や親たちの作文や体験談を多く取り上げ、彼等にとっての「民族教育」の重要性を強調した。その一方で、公立学校に通った在日朝鮮人の言葉は全く引用せずに、朝鮮人教育施設から公立学校への転入を「朝鮮人生徒一人ひとりの教育と人格を破壊する」ものとみなしている³。

このような問題点をいち早く指摘したのは、高史明である⁴。高史明の『在日朝鮮人教育論 歴史篇』の書評は1974年の『朝日ジャーナル』に掲載された。このなかで、高は、小沢の研究成果を評価しつつも「この本を読みながら、妙な寒さにとりつかれた」と記している。その理由として「この通史が、もっぱら権力者とそれに対抗する運動のみに絞られていること」を挙げ、「どうしてもこの運動からこぼれ落ちているおびたしい朝鮮人の存在を考えないわけにはいかない」、「この人々は、運動から落ちこぼれていることでもって、この通史からも締めだされてしまうのであろうか」と述べている⁵。

日本政府の「同化教育」と在日朝鮮人の「民族教育」という二項対立では捉えきれない在日朝鮮人教育のありようは、主に占領期を対象とした在日朝鮮人教育史研究の進展によって明らかになりつつある。

研究が進展する大きな契機となったのは、在日朝鮮人をめぐる施策に関する一次史料の公開である。なかでも、1972年頃からアメリカにおいてGHQの行政文書（以下、GHQ文書）の秘密解除の措置が取られ、1978年から日本の国立国会図書館が資料複写と公開を進めたことの意義は大きい。これにより、占領期のGHQ各部局の文書や日本の公文書館等では現在みることのできなかった文部省通達や文部省とCIEのやりとり、地方自治体及び地方軍政部の動向、在日朝鮮人団体からの要望書、朝鮮人団体が作成した教科書などをみることが可能になった。

金太基⁶やロバート・リケット⁷らは、この GHQ 文書を活用し、主に 1948 年の阪神教育闘争や翌年の在日朝鮮人連盟（朝連）解散に伴う朝鮮人教育施設の閉鎖について、GHQ が日本の在日朝鮮人政策の形成過程に影響を与えたことを明らかにしている。リケットが「民族教育への攻撃を画策するのに決定的な役割を果たしたのは占領当局であったことが強く印象づけられる。教育関連法を遵守させるべく最初に圧力をかけたのは、どうやら現場の軍政チームだったようだ」⁸と指摘したように、GHQ 文書を確認したことで占領期の在日朝鮮人教育政策には、GHQ の意向が強く反映されていたことが明らかになった。また、これらの研究は、朝鮮戦争が近づくにつれて GHQ が朝鮮人教育施設の調査や教科書の検閲を強化したのは、アメリカの「アジア戦略上の利益との衝突」を避けるために朝連弾圧を画策したということも明らかにしている。

上記の研究では GHQ 文書にのみ依拠して GHQ の施策を一面的に捉えているのに対し、GHQ 文書と文部省の資料、地方自治体の資料を突き合わせていくことで、中央政府と地方政府、CIE と地方軍政部の認識と対応の違いに着目したのは、塚本久美子である。塚本は、GHQ 文書と東京都の資料をもとに、文部省通達とそれに対する CIE（民間情報教育局）⁹の修正点や、朝連の作成した教科書に対する文部省と CIE の判断を比較した。さらに、東京都に注目して、東京都と東京軍政部が行なった朝鮮人学校調査の調査項目や報告内容も分析し、それぞれの危機意識の違いを分析している。これにより、共産主義弾圧を目ざした GHQ と一貫した政策意図を持たなかった日本政府という違いがあったこと、都と東京軍政部の間にも GHQ と日本政府の間にみられた認識の違いがあったことを明らかにした¹⁰。

占領期、とりわけ 1949 年の朝連教育施設閉鎖までの期間については、地方自治体の行政文書も比較的まとまった形で残されている。これらの資料を用い、鮎川譲や今里幸子は、地域における在日朝鮮人による朝連教育施設の開設から地方自治体による閉鎖までの過程を論じた¹¹。これらの研究では、基本的には地方自治体による朝鮮人教育施設への対応が、文部省通達の流れに即して整理されており、文部省の施策が地方で如何に遂行されたかという観点で朝連教育施設の開設から廃止までの状況を描いている。

これに対して、京都市に着目した松下佳弘の研究は、地方行政文書とともに文部省通達や GHQ 文書、日本政府と GHQ の折衝をした終戦連絡調整事務局資料を活用し、1948 年から 1949 年までの京都市において、地方自治体と朝鮮人団体が一定の妥協を図りながら交渉を重ね、地域の実情に即した朝鮮人教育を模索した様相を、文部省や地方軍政部の関与も含めて明らかにしている¹²。

以上のような先行研究により、在日朝鮮人教育を「同化教育」と一括りにすることでは詳細を検討できなかった政府間の微妙な調整や在日朝鮮人と自治体の交渉、自治体独自の対応が明らかになりつつある。しかし、占領期以後に関しては、先行研究自体が圧倒的に少ない。占領期以降も含めて在日朝鮮人教育を通史的に論じたのは、前掲の小沢の研究のほか、金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945－1972』や朝鮮人学校記念誌に限られている。

研究の偏りの大きな原因は、占領期については地方行政文書や GHQ 文書などの資料の蓄

積があり、ある程度閲覧が可能であることに対して、サンフランシスコ講和条約以後は現時点で確認できる文部省通達や地方の行政文書が少ないことである。このことは、朝連教育施設閉鎖後の無認可私立朝鮮人教育施設の再建については、阪神教育闘争や朝連教育施設閉鎖に比べて研究者が関心を寄せることは少なく、資料の発掘や検討が進められてこなかったことの表れでもあるといえる。

こうしたなか、占領期以後の在日朝鮮人教育史研究において重要なテーマのひとつは、公立朝鮮人学校や公立学校内に設置された民族学級に関する研究である。最も蓄積があるのは、都立朝鮮人学校に関する研究である。都立朝鮮人学校は、1949年の朝鮮人教育施設閉鎖後、東京都教育委員会が朝連学校であった15校（小学校14校、中学校1校、高等学校1校）を都立学校に改編し、1955年3月まで運営された。小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』や、都立朝鮮人学校教師であった梶井陟の『朝鮮人学校の日本人教師』が教育活動や警察の強制捜査、廃校過程を論じている。このほか、同じく都立朝鮮人学校に勤めた朴慶植が収集した資料を編纂した『在日朝鮮人関係資料集成（7）戦後編—都立学校関係』には学校報告書や児童生徒の作文などが収められており、教育の様子を知ることができる¹³。

都立朝鮮人学校以外の公立朝鮮人学校については、大阪市教育委員会の資料や学校白書、元教員への聞き取りをもとに、大阪市立西今里中学校の廃止過程を論じた坂本清泉の研究がある¹⁴。また、民族学級については、大阪で長年民族講師を勤めた朴正恵が『この子らに民族の心を—大阪の学校文化と民族学級』が自身の体験を踏まえて開設の経緯や教育活動を論じたほか¹⁵、滋賀や京都の民族学級についても論考がある¹⁶。

都立朝鮮人学校が廃止された1955年は、在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）が結成された年でもある。朝鮮総連は、「朝鮮民主主義人民共和国の在外公民」の育成を目指し、新たに教育方針を確立して教育課程を整備した。また、奨学金の支給や校舎建設を進め、さらに共和国の教育援助費支給（1957年～）、帰国事業（1959年）を契機として、教育事業を発展させた。

小沢有作や金徳龍の研究、朝鮮総連に関する研究では、朝鮮総連の結成を「民族教育再発展の進路をひらくもの」¹⁷と捉えた。総連傘下の教育施設の児童生徒数増加は、朝鮮総連の活動の成果として強調されている。たとえば、金徳龍は、1955年4月と1956年4月を比較して児童生徒数と教員数が増加したことや¹⁸、1959年に帰国事業の一環として総連系学校の児童生徒数を50%増加させる目標を掲げて、1960年までに一定の成果を挙げたこと、帰国事業で多数の朝鮮人児童生徒が「帰国」したにもかかわらず、1959年・1960年ともに児童生徒数が4万人台を維持したことを取り上げた。これにより、1955年から発展した教育事業が1960年頃に「解放後数年来の一大高揚期」を迎えたとみなした¹⁹。

一方、朝鮮総連の教育活動に対する文部省の対応は、あまり明らかにされていない。先行研究が文部省の弾圧について再び論じるのは、1965年以後に公表された「外国人学校制度」構想を批判する文脈においてである。

以上の時期を通じ、公立朝鮮人学校以外の公立学校に就学した在日朝鮮人を対象にした

先行研究は乏しい。このことは、朝鮮人学校に関心が集中したという理由だけでなく、公立学校の日本人の児童生徒のなかで学ぶ在日朝鮮人の児童生徒を取り出して論ずることの難しさも要因だと思われる。先行研究では、在日朝鮮人の法的地位の変化とともに就学義務の規定が変化し、それに伴って公立学校への就学が「強制」から「恩恵」になった、というように、いくつかの文部省通達の文言に即して特徴を指摘することに留まっている²⁰。

第二項 問題の所在

占領期については、朝鮮人教育施設に対する GHQ や文部省、地方自治体の施策を新たな資料をもとに検証する研究が現れている。しかし、在日朝鮮人教育の置かれた状況を明らかにするためには、政策主体の関係や対応について、GHQ 文書と地方行政文書、文部省通達などを、さらに綿密に突き合わせる必要があると考える。

たとえば松下の研究では、京都軍政部の対応が GHQ 文書をもとに論じられているが、これは京都市立陶化小学校内に設置された京都第一朝連初等学校の閉鎖に関わって軍政部の動向をみたものである。ここで、松下は、自治体と軍政部がどのような関係にあり、それぞれどのように在日朝鮮人教育に対応してきたのかという点を、占領期全体の動向を踏まえて論じたわけではない。また、文部省通達の草案と CIE の修正箇所と比較や、東京軍政部と東京都の学校調査を比較した塚本の研究でも、検討対象は非常に限定されている。

特定の事項についてのみ比較をするのではなく、占領期を通じてそれぞれの政策主体が在日朝鮮人教育をめぐるどのような認識を抱いて対応したのか、それが如何に変化していったのか、個々の施策もその文脈を把握したうえで読み解かれるべきである。

また、文部省、地方自治体、CIE、地方軍政部の関係だけではなく、外務省や終戦連絡調整事務局、警察、南北朝鮮政府、政党の動向も視野に入れる必要がある。在日朝鮮人教育が植民地支配、戦後日本の占領統治、南北朝鮮の分断、朝鮮戦争といった複雑な政治情勢もとで取り扱われたことを踏まえれば、上記の主体が果たした役割を併せて検討することも重要だと考えられるためである。この点は、占領期以後についても同様である。

また、在日朝鮮人教育を検討する際は、在日朝鮮人が外国人であっても、彼等の教育も日本国民の教育を目指した公教育制度に規定されたことも十分に考慮するべきである。

在日朝鮮人は在留外国人であり、政策においても「外国人」として処遇された。しかし、彼等は日本社会の構成員でもある。在日朝鮮人教育をめぐる制度・政策は、確固とした制度構想のもとで実現／破綻するというプロセスを辿ったわけではなかった。多くの場合、在日朝鮮人は「日本国民」と区別されながらも、基本的な朝鮮人教育統制の枠組みは国民教育を前提とした日本の公教育制度下の教育法制に基づく形式をとりながら、ときにはそこから逸脱する措置がとられた。それゆえ、在日朝鮮人教育に対する施策を理解するためには、在日朝鮮人教育を戦後日本の公教育制度から切り離さずに考えることが必要である。

在日朝鮮人にとって朝鮮語や朝鮮史を学ぶことの重要性を強調し、私立朝鮮人教育施設就学を阻む施策を「同化教育」と概括する先行研究では、こうした微妙な政策の変化を捉

えることはできない。たとえば、金徳龍は、都立朝鮮人学校の開設を「本格的に集団的同化教育が公然と行われ始めた」と評価したが²¹、このように一般的な公立学校も公立朝鮮人学校も同様に「同化教育」であるとして一括りにするならば、時期ごとや学校ごとの性格の違いや施策の拠り所となっている文部省の方針の違いなどを見逃してしまう。公立学校への在日朝鮮人の就学者の置かれた状況を理解するためには、公教育制度に基づいて私立朝鮮人教育施設を規制する方法やそこから逸脱する論理を注意深く分析することが有効である。

第二節 本研究の課題と方法

第一項 本研究の課題

以上より、本論文では、在日朝鮮人の教育を規定した制度・政策のありようを、文部省、GHQや地方自治体、地方軍政部のほか、南北朝鮮政府、警察、外務省などの動向も視野に入れ、それぞれの認識や対応を明らかにすることを課題とする。特に、在日朝鮮人の前に広がる就学先の選択肢について、それぞれの教育形態の存立基盤となった制度的枠組みやそれに基づく統制の論理と実態を、公立学校も視野に入れて検討する。とりわけ、外国人である在日朝鮮人の教育に対し、政策主体がどのように国民を対象とした公教育制度との整合性を取る／あるいは逸脱しながら、施策を講じたのかという点を明らかにしたい。

研究の対象時期は、アジア太平洋戦争終結から日韓条約締結頃まで（1945～1965年）とし、各章では以下の課題を検討する。

（１）第一章では、占領期の在日朝鮮人教育に対する文部省・GHQ・地方自治体・地方軍政部の関係と施策の展開について、地域を特定して明らかにする。第一章で焦点を当てるのは山口県である。山口県は朝鮮半島に最も近く、往来の重要な拠点であった。そのため、在日朝鮮人が比較的多く、植民地支配期に朝鮮半島で生活した日本人も多く住んでいた。在日朝鮮人の朝鮮半島への帰還、朝鮮半島の分断、朝鮮戦争の勃発した占領期において、山口県では在日朝鮮人教育をめぐるどのような施策が展開したのか、その施策が中央政府や他の地方自治体にどのような影響を与えたのかということを明らかにする。

（２）第二章では、公立朝鮮人学校の開設から閉鎖までの状況を明らかにする。短期間ではあるが、公立学校として在日朝鮮人を対象とする学校が開設され、公費で朝鮮人教師を雇い、学校が運営されたことは、戦後日本の公教育の歴史のなかでこの時期だけであった。本論文では、公立朝鮮人学校の開設を可能とする制度的な枠組みの形成過程や公立朝鮮人学校の教育活動や閉鎖過程を検討する。学校の運営状況や閉鎖過程については、都立朝鮮人学校が廃止された後も10年近く続いた神奈川県の実例を検討する。

(3) 第三章では、「外国人学校制度」創設の試みが浮上するまでの過程を検討する。「外国人学校制度」案は、1965年に日韓条約が発効するとともに計画が公になった。その内容は、既存の教育法制から外国人教育を切り離し、外国人を対象とした学校に関する新たな法制度を設ける構想であった。この構想は、「公」の教育のなかの在日朝鮮人教育の位置や戦後日本の公教育制度の性質をも変える可能性を孕んでいた。

これまでの研究は、「外国人学校制度」を創設しようとしていることが公表された1965年末以後の反対運動に注目してきた。これに対し、本論文では、既存の教育制度で在日朝鮮人教育を取り扱うことよりも新たな制度を設けることが有益だと判断されたのはなぜか、また「外国人学校制度」構想が日韓条約発効とともに打ち出されたのはなぜか、といった問いに答えることを課題とする。そのために、1951年から1965年までの間に開催された日韓会談における在日朝鮮人教育をめぐる協議や、サンフランシスコ講和条約発効以後の文部省や地方自治体の対応、自民党の問題意識と解決策の模索のありようを明らかにする。

なお、本論文で対象とする「在日朝鮮人」とは、1945年8月以前あるいはアジア・太平洋戦争終結直後から朝鮮戦争期に朝鮮半島から日本（内地）へ渡り、その後も日本に住み続けた人々とその子孫である²²。本論文では、国家への帰属や外国人登録上の「国籍」表示や政治的立場を示すのではなく、朝鮮半島にルーツをもつ人々とその子孫を指す語とする。しかし、扱う資料によっては、外国人登録者のみを指したり、日本国籍者取得者を含んだり、ズレが生じることもある。そこで、資料に依拠する際は、必要に応じて個々の資料においてどのような呼称を使い、誰が対象とされているのかという点に注意して分析する。

第二項 本研究の方法

本論文では、在日朝鮮人教育を規定したと考えられる政策主体の関係と動向を明らかにするために、文部省やGHQの資料、地方行政文書、外務省外交史料館の在日朝鮮人関係文書や近年公開が進んでいる日韓会談文書、朝鮮大学校の在日朝鮮人関係資料室資料、九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫の資料、国会図書館憲政資料室が所蔵する個人資料など、これまで利用されなかった資料を活用する。何処にどのような資料を所蔵しているかという状況も、在日朝鮮人教育に誰がどのように携わったかということを反映している。本論文ではこうした多様な資料を用いることで、在日朝鮮人教育をとりまく政治主体を構造的に捉え、時期ごとの施策を解明し、その変化を辿る。

在日朝鮮人教育を公教育制度との関わりで捉えるうえで注目したいのは、在日朝鮮人の就学義務規定と在日朝鮮人が運営する教育施設の取り扱い規定である。先述したように、義務教育規定は在日朝鮮人の法的地位の変化に規定された。占領期は日本国籍を保持していることを理由に在日朝鮮人にも就学義務が課され、1952年に講和条約が発効すると在日朝鮮人の就学義務はなくなった。そして、1965年に日韓条約によって「韓国籍」保持者には協定永住権が付与されると、彼等の公立学校への就学が認められ、授業料徴収や教科用

図書の無償措置の対象になることが明記された。

文部省は、朝鮮人教育施設の取り扱いを、上記の在日朝鮮人の義務教育の有無に応じて変化させた。文部省や地方自治体が朝鮮人教育施設を「一条校」や各種学校として認可させるか／させないか、どのように教育内容や教育活動を統制したのかという点を、学校教育法や私立学校法等と照合して明らかにしたい。

朝鮮人教育施設が公立であるか私立であるか、あるいは「一条校」であるか各種学校であるか、無認可であるかということは、教員雇用や教育内容を規定するとともに、補助金の名目や金額に影響を与えた。そこで、本論文では、在日朝鮮人教育にどのような形で、どの程度の公金が支出されたのかという点にも注目する。

本論文で念頭においている公教育制度は日本の制度である。しかし、在日朝鮮人教育は南北朝鮮からみれば在外公民教育でもある。在日朝鮮人にとって本国との繋がりは重要である。なかでも 1950 年代後半から始まった南北朝鮮政府からの教育援助費は、新校舎建設や就学支援に充てられ、在日朝鮮人の意識や生活に直接的な影響を与えたと考えられる。このことを踏まえ、本論文では可能な限り、南北朝鮮政府の在外公民政策と在日朝鮮人、日本と南北朝鮮の在日朝鮮人教育をめぐる「公」の関係についても考察したい。

第三節 在日朝鮮人の就学動向

第一章に入る前に、いつ・どれだけの在日朝鮮人が・どの学校に通ったのかということ概要を概観しておく。在日朝鮮人の教育経験は、公立学校あるいは私立朝鮮人学校のみに通う、公立学校に通いながら放課後や休日に私立朝鮮人学校で学ぶ、公立から私立朝鮮人学校へ転校する、というように単純ではない。そうであるとしても、就学状況の動向を通時的に概観することは、先行研究が描いた歴史像の問題点を指摘するとともに、本論文で取り組むべき課題を明確するために必要な作業であると考えられる。

全国規模で就学者数の推移を通史的に追った先行研究には、田中勝文の研究や²³外村大の研究がある²⁴。これらの研究は、学齢児童数を推計して就学率を出した点が、他の研究と異なっている。田中の研究は戦前期、外村の研究は 1945 年から 1959 年までに対象時期が限定されているため、本論文では 1945 年以後について、より長期的な就学状況を検討する。まず在日朝鮮人の人口動態を把握して学齢児童数を算出し、次に設置主体別に就学者数を整理する。最後に、得られた結果をまとめて、就学状況の変遷を辿る。

第一項 学齢児童数の推計

まず、法務省入国管理局の外国人登録者数より、在日朝鮮人数の推移と外国人登録者総数に占める割合の変化を確認する²⁵（表 0-1）（グラフ 0-1）。

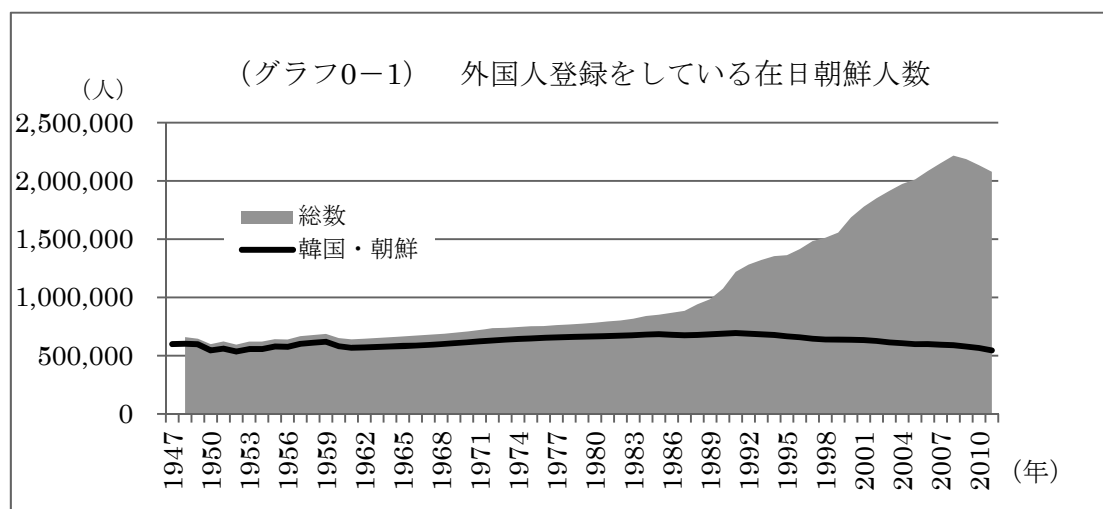
在日朝鮮人登録者数は 50 万人台半ばから 60 万人台のあいだを推移した。諸外国からのニューカマーの増加や日本国内の人口増加とは対照的で、外国人登録をした在日朝鮮人数

は緩やかに減少している。

1947 年の外国人登録制度開始以降、1959 年までは在日朝鮮人が登録者総数の約 9 割を占めたが、割合はその後減少した。とりわけ 1986 年以降は全体に占める割合の減少率が大きく、1995 年には 5 割を下回った。2011 年には在日朝鮮人の数は、登録者総数の約 4 分の 1 まで減少している。

(表 0-1) 外国人登録をしている在日朝鮮人数の推移

年	韓国・朝鮮	登録者総数	割合	年	韓国・朝鮮	登録者総数	割合	年	韓国・朝鮮	登録者総数	割合
1947	598,507			1969	607,315	697,504	87.1%	1991	693,050	1,218,891	56.9%
1948	601,772	658,292	91.4%	1970	614,202	708,458	86.7%	1992	688,144	1,281,644	53.7%
1949	597,561	645,583	92.6%	1971	622,690	718,795	86.6%	1993	682,276	1,320,748	51.7%
1950	544,903	598,696	91.0%	1972	629,809	735,371	85.6%	1994	676,793	1,354,011	50.0%
1951	560,700	621,993	90.1%	1973	636,346	738,410	86.2%	1995	666,376	1,362,371	48.9%
1952	535,065	593,955	90.1%	1974	643,096	745,565	86.3%	1996	657,159	1,415,136	46.4%
1953	556,084	619,890	89.7%	1975	647,156	751,842	86.1%	1997	645,373	1,482,707	43.5%
1954	556,239	619,963	89.7%	1976	651,348	753,924	86.4%	1998	638,828	1,512,116	42.2%
1955	577,682	641,482	90.1%	1977	656,233	762,050	86.1%	1999	636,548	1,556,113	40.9%
1956	575,287	638,050	90.2%	1978	659,025	766,894	85.9%	2000	635,269	1,686,444	37.7%
1957	601,769	667,036	90.2%	1979	662,561	774,505	85.5%	2001	632,405	1,778,462	35.6%
1958	611,085	676,983	90.3%	1980	664,536	782,910	84.9%	2002	625,422	1,851,758	33.8%
1959	619,096	686,609	90.2%	1981	667,325	792,946	84.2%	2003	613,791	1,915,030	32.1%
1960	581,257	650,566	89.3%	1982	669,854	802,477	83.5%	2004	607,419	1,973,747	30.8%
1961	567,452	640,395	88.6%	1983	674,581	817,129	82.6%	2005	598,687	2,011,555	29.8%
1962	569,360	645,043	88.3%	1984	680,706	840,885	81.0%	2006	598,219	2,084,919	28.7%
1963	573,284	651,574	88.0%	1985	683,313	850,612	80.3%	2007	593,489	2,152,973	27.6%
1964	578,545	659,789	87.7%	1986	677,959	867,237	78.2%	2008	589,239	2,217,426	26.6%
1965	583,537	665,989	87.6%	1987	673,787	884,025	76.2%	2009	578,495	2,186,121	26.5%
1966	585,278	668,318	87.6%	1988	677,140	941,005	72.0%	2010	565,989	2,134,151	26.5%
1967	591,345	676,144	87.5%	1989	681,838	984,455	69.3%	2011	545,397	2,078,480	26.2%
1968	598,076	685,075	87.3%	1990	687,940	1,075,317	64.0%				



【出典】『在留外国人統計』(各年度版)、森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』(明石書店、1996 年)より作成。

大韓民国（以下、韓国）からのニューカマーや在日朝鮮人の出生者を加えても登録者数が増加しない背景には、朝鮮半島への帰還者や日本国籍取得者の存在がある。1959年に開始した朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）への「帰国事業」では、1980年代半ばまでに延べ9万人以上が帰還した（表0-2）²⁶。また、日本国籍を取得した在日朝鮮人数も多少の増減があるものの、長期的な視点で見れば年々増加傾向にある。2004年までに延べ10万人以上が日本国籍を取得している（表0-3）。

次に、日本生まれの在日朝鮮人の子どもの数を検討するために、厚生省の『人口動態統計』をもとに、在日朝鮮人の出生者数の推移を検討する（表0-4）（グラフ0-3）。在日朝鮮人の出生者数は、1950年から1962年まで減少するが、その後1965年までは増加した。1966年には前年より約3,000人減少したが、これは丙午によるものである。1967年に出生者数は再び増加して12,960人となり、1973年まで増加して1974年から減少に転じている。1979年に出生者数は1万人を下回り、1984年までは9,000人台を推移した。こうした在日朝鮮人出生者数の推移は出生者総数の傾向ともおおむね共通している。

1985年、国籍法が改正され、父親の国籍によって決まる父系主義から、両親のいずれかが日本国籍を持つ場合は子どもが日本国籍を選択できる両系主義に変更された。この法改正は、在日朝鮮人出生者数に大きな変化を与えた。

在日朝鮮人の日本国籍保持者との婚姻は年々増加傾向にあり、1970年代半ばには「韓国・朝鮮」籍の者同士の婚姻数を上回った。この婚姻数には、在日朝鮮人の日本国籍取得者との者の婚姻も含まれるが、法改正により「在日朝鮮人出生者」数は、1985年に前年の約半数に激減した。1986年の出生者数は1950年の4分の1にまで減少した。

(表 0-2) 帰国事業による北朝鮮への帰還者

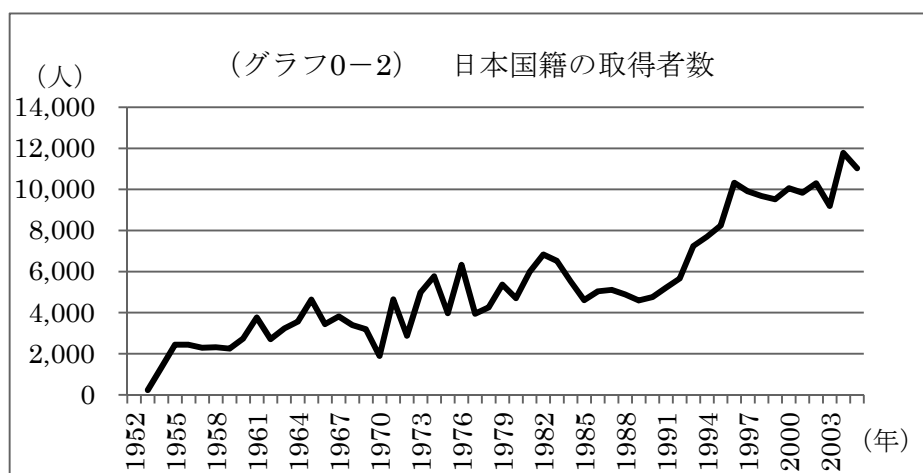
年	計	朝鮮人	随伴家族	
			日本人	中国人
1959	2,942	2,717	225	0
1960	49,036	45,094	3,937	5
1961	22,801	21,027	1,773	1
1962	3,497	3,311	186	0
1963	2,567	2,402	165	0
1964	1,822	1,722	99	1
1965	2,255	2,159	96	0
1966	1,860	1,807	53	0
1967	1,831	1,723	108	0
1968		中断		
1969		中断		
1970		中断		
1971		1,318	58	
1972		1,003	22	0
1973	704			
1974	479			
1975	379			
1976	256			
1977	180			
1978	150			
1979	126			
1980	40	38	2	0
1981	38	34	4	0
1982	26	24	2	0
1983	0	0	0	0
1984	30			
累計		93,340 人		

【出典】金英達「補章 解説と統計の補足」前掲『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』180 頁。
初出：法務省『入国管理月報』『入管月報』『法務年鑑』その他。

(表 0-3) 日本国籍取得者数

年	人数	年	人数
1952	232	1979	4,701
1953	1,326	1980	5,987
1954	2,435	1981	6,829
1955	2,434	1982	6,521
1956	2,290	1983	5,532
1957	2,312	1984	4,608
1958	2,246	1985	5,040
1959	2,737	1986	5,110
1960	3,763	1987	4,882
1961	2,710	1988	4,595
1962	3,222	1989	4,759
1963	3,558	1990	5,216
1964	4,632	1991	5,665
1965	3,438	1992	7,244
1966	3,816	1993	7,697
1967	3,391	1994	8,244
1968	3,194	1995	10,321
1969	1,889	1996	9,898
1970	4,646	1997	9,678
1971	2,874	1998	9,516
1972	4,983	1999	10,059
1973	5,769	2000	9,842
1974	3,973	2001	10,295
1975	6,323	2002	9,188
1976	3,951	2003	11,778
1977	4,261	2004	11,031
1978	5,362	累計	102,455

【出典】厚生省『人口動態統計』(各年度版)。

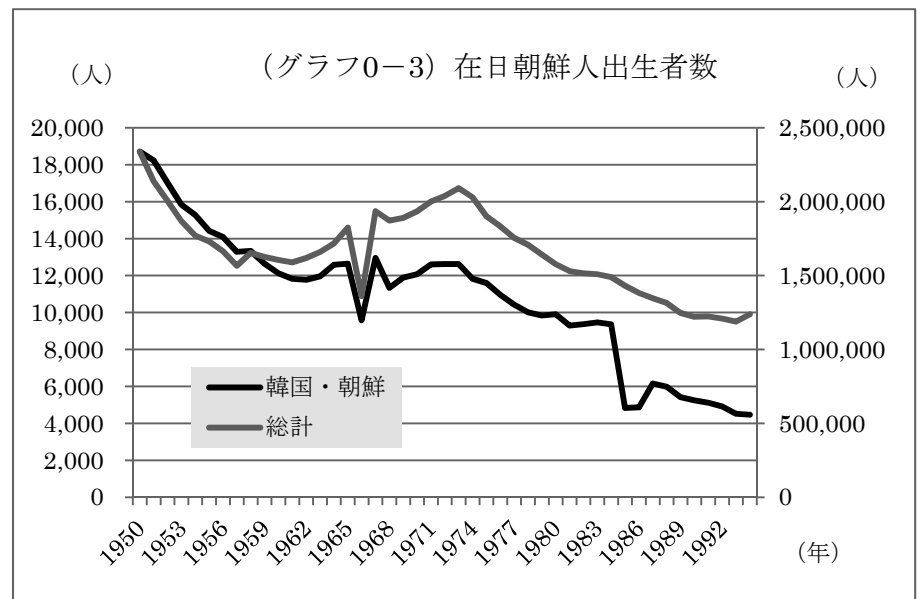


【出典】(表 0-3) と同じ。

(表 0-4) 在日朝鮮人出生者数

年	人数	年	人数
1950	18,705	1969	11,892
1951	18,227	1970	12,070
1952	17,021	1971	12,599
1953	15,837	1972	12,616
1954	15,279	1973	12,620
1955	14,424	1974	11,833
1956	14,089	1975	11,597
1957	13,287	1976	10,959
1958	13,337	1977	10,430
1959	12,641	1978	10,010
1960	12,122	1979	9,835
1961	11,824	1980	9,907
1962	11,772	1981	9,295
1963	11,958	1982	9,370
1964	12,580	1983	9,467
1965	12,645	1984	9,363
1966	9,580	1985	4,838
1967	12,960	1986	4,864
1968	11,337		

【出典】厚生省『人口動態統計』
(各年度版)



【出典】(表 0-4) と同じ。

以上を踏まえ、学齢児童数を推計する。田中勝文は、全国の在日朝鮮人児童数がわかる人口統計を見つけることができないことから、大阪や京都の調査資料のうち在日朝鮮人総数と学齢児童数がわかるものを基にした。田中は、まず、その地域の学齢児童数の割合を出し、内務省の全国統計にある在日朝鮮人総数にその割合を乗じて学齢児童数を算出した。そして、1924年には約4,000人だった朝鮮人学齢児童は、昭和に入ると急激に増加を示し、1928年には約2万人、1931年には倍増して約4万人、1934年にはさらに倍増して8万人を超え、1935年頃には10万人以上まで増加したという数字を出している²⁷。

一方、外村大が学齢児童数の算出するために用いたのは、1959年版の『在留外国人統計』である。外村は、この統計の年齢別人口を基に生年ごとの人口を割出して合算し、推定学齢児童数とした²⁸。外村によれば、推定学齢児童数は、67,957人(1946年10月)から109,693人(1952年4月)まで増加し続け、1954年には約6,000人減少している。

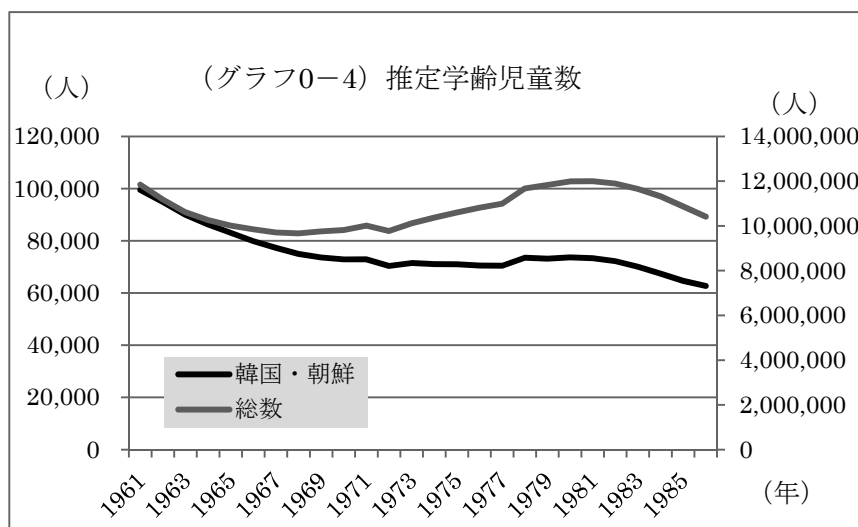
1959年版の『在留外国人統計』に掲載されている年齢別人数を用いて学齢児童数を推計することは可能である。しかし、『在留外国人統計』は、1959年・1964年・1969年と5年毎に刊行されているため、空白期間の動向がわからない。さらに、1959年版では1歳毎の人数が記されていたのに対し、1964年以降の統計では5歳刻みの年齢別人数しか記されていない。各年齢の人数が分かるのは1959年版だけであることから、同様の方法で1966年以降の学齢児童数を出すことは困難である。

そこで、本論文では、厚生省の出生統計をもとに各年に生まれた在日朝鮮人を割出し、それを合算することで学齢児童生徒数を算出する。たとえば、1950 年から 1955 年までの在日朝鮮人出生者が 1961 年に 6 歳から 11 歳になると仮定し、1961 年の学齢児童に該当すると考える。この数字は、人口動態統計が 1 月 1 日から 12 月 31 日までに届け出た分であるため、4 月 2 日生まれが学年の切替えになる学齢児童数とは対象者にずれが生じている。また、就学時期までに日本国籍を取得した者も除外していない。そのため、実際の数字よりも多くなっている可能性があるが、さしあたりこの数字をもとに検討する。

(表 0-5) 推定学齢児童数

年	人	年	人
1961	99,493	1974	71,060
1962	94,877	1975	70,994
1963	89,937	1976	70,484
1964	86,253	1977	70,438
1965	83,057	1978	73,474
1966	79,900	1979	73,134
1967	77,300	1980	73,630
1968	74,983	1981	73,335
1969	73,654	1982	72,224
1970	72,897	1983	70,055
1971	72,901	1984	67,449
1972	70,359	1985	64,664
1973	71,495	1986	62,738

【出典】(表 0-4) より作成。



【出典】(表 0-5)。

(表 0-5) によれば、朝鮮人学齢児童数は 1970 年頃まで減少し、その後約 7 万人で横ばい状態が続いている。そして、1978 年から 1981 年にかけて 3000 人ほど増加した後、1982 年以降再び減少に転じ、1986 年には約 63,000 人まで減少した。これに対して、出生者の総数をもとに同様の方法で算出した数字は、1960 年代半ばから 1980 年代にかけて増加している (グラフ 0-4)。

1987 年以降は外国人出生者の内訳が不明のため、朝鮮人学齢児童数を算出できなかった。1985 年の国籍法改正以後出生者が激減したことを踏まえれば、統計上の朝鮮人学齢児童数は、大幅に減少したと考えられる。

第二項 設置主体別にみた就学状況

次に、各学校へ就学した朝鮮人児童生徒数を通時的に整理する。在日朝鮮人子弟の学ぶ学校は、在日朝鮮人が設置運営する朝鮮人学校と、地方公共団体が設置した公立学校の二つに大別できる²⁹。このうち主な朝鮮人教育施設は、在日本朝鮮人連盟 (朝連)、在日本大韓民国居留民団 (民団)、在日本朝鮮人総連合会 (朝鮮総連) によって運営された教育施設である。以下、それぞれ設置主体別ごとに就学者数の推移を検討する。

(1) 在日本朝鮮人連盟が設置した教育施設への就学者数

1945 年 10 月 15 日に結成された朝連は、「真の民主主義の教授と世界史的視野に立つ愛国心の育成」を教育理念に掲げて 1946 年以降朝鮮人教育施設を全国に設置した³⁰。そして、教科書の編纂や教員養成機関の設置を行い、1947 年 1 月には教育綱領と教育理念を定めた。朝連傘下の教育施設は、1949 年 9 月 8 日の朝連強制解散を受けて、文部省が同年 10 月と 11 月に一斉に閉鎖された。この教育施設の閉鎖については、次章以降で取り上げる。

朝連傘下の教育施設に通った児童生徒数は、統計によってばらつきがある。呉圭祥は 9 つの資料をもとに、次のように朝連結成から解散までの傘下の教育施設数・児童生徒数を整理している(表 0-6)。なお、朝連傘下には「青年学院、高等学院、女学院」もあったが、その数は少ない。

(表 0-6) 朝連傘下の教育施設の校数・児童生徒数・教員数

校種 年月	初等教育機関			中等教育機関			資料
	校数	児童数	教員数	校数	生徒数	教員数	
1946 年 10 月	521	42,188	989	5	1,156	50	①
	525	42,182	1,022	7	1,180	52	②
	525	42,182	1,032				③
	525	42,182	1,022	4	1,180	52	④
	525	42,182	1,023	4	1,123	48	⑤
	525	42,182	1,022	4	1,180	52	⑨
1947 年 10 月	523	46,927	1,248	5	2,761	99	①
	541	46,961	1,250	4	1,123	48	③
	541	46,961	1,250	7	2,761	95	④
	541	56,961	1,250	7	2,761	95	⑤
	541	56,961	1,250	7	2,761	95	⑨
1948 年 4 月	566	48,930	1,129	7	2,416	65	③
	540	56,000		9	3,300		⑥
	566	58,930	1,229	7	2,416	65	⑦
1949 年 5～7 月	288	32,368	955	16	4,555	165	④
	274	32,047	747	16	4,552	173	①
	371			15	4,484	165	⑧
	331	34,415	995	15	4,487	165	③

【出典】呉圭祥『ドキュメント 在日本朝鮮人連盟 1945-1949』（岩波書店、2009 年）368～367 頁より抜粋。タイトル「朝連傘下の学校と学院の統計表」と、項目「小学校（初等・初級）」は「初等教育機関」、「中学校（中級）」は「中等教育機関」に改めた。

注) 資料①「資料」朝連時期県別学校学生数一覧表。資料②「朝連第三回全体大会会議録（1946.10）。資料③元容徳「吉田政府への公開状」『民主朝鮮』1950 年 5 月。資料④李東準『日本にいる朝鮮の子ども』（春秋社、1956 年）。資料⑤「第四回定期全体大会活動報告書」第三部教育編、1947 年 10 月。資料⑥「朝連第一五回中央委員会（1948.7.26～28）。資料⑦「朝連第五回全体大会報告書（1948.10）1948・4 現在」。資料⑧「資料」朝連時期学校一覧表 1949 年 7 月 1 日現在。資料⑨朝鮮人対策委員会『在日朝鮮人教育の現状—その過去と現在—』1948 年 4 月。

朝連の初等教育機関は、1946年から1948年までは約20校ずつ増加し、1949年にその数は半減した。これは1948年3月から4月にかけて山口・大阪・神戸などで知事が朝鮮人教育施設に閉鎖を命じたことによる。一方、中等教育施設は1946年から1949年まで増加し続け、就学者数もそれに伴って増加したようである。資料によって差異があるが、最も多いときには、6万人近い児童が初等教育機関に、約4千5百人の生徒が中等教育機関に就学したことが確認できる。

（2）在日本朝鮮総連合会が設置した教育施設への就学者数

1955年5月に結成された朝鮮総連は、結成大会で①教育の質を高めること、②学校教育の強化、③青年と女性に対する教育教養授業の強化、④総連中央と地方に教育専門部門を設けて教育行政の体制の確立を図ること、⑤育英事業と進学対策の強化を打ち出した³¹。そして、共和国の海外公民として、「共和国の忠実な子弟に育て上げる」ことを教育理念に掲げ³²、母国語の学習・使用を軸に、共和国の『学生規則』に基づいた教育を行った。

総連系教育施設への就学者数は共和国からの援助金、朝鮮大学校の創設、そして1959年に開始した共和国への帰還事業によって1959年から1960年にかけて就学者数が最も増加したといわれる³³。また、1959年8月28日の第五期第一次教育文化部長会議では、「朝鮮学校の量的発展を目指して児童生徒数を新年度には五〇％増加させる」という目標数値を掲げ、積極的な勧誘活動も行われた。金徳龍によれば、1960年4月には前年に比べて朝鮮人教育施設への就学者数は51.2%（15,650人）増加し、「この時点で全国の朝鮮人学校に在籍していた在日朝鮮人児童生徒の数は、在日朝鮮人民族教育の歴史の上で最も多い四万六〇〇〇余名であった」という³⁴。先行研究の統計のうち、総連系学校の数と児童数が特定できるもの整理すると次のようになる（表0-7）。

（表0-7）総連系学校数と就学者数（公立朝鮮人学校を除く）

	初級		中級		高級		大学	
	校数	児童数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	学生数
1958年4月10日	67	9,113	23	3,635	10	2,647		
1959年4月10日		11,169		4,937		3,278		
1966年4月15日	88	15,841	44	10,050	9	7,564	1	933
1970年4月	90	11,336	45	13,223	9	10,170	1	950
1981年3月末	88	14,135	53	6,890	11	5,830	1	1,443
1985年	85	9,809	56	5,201	11	4,552		

【出典】1958年と1959年は、金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年、179頁。初出は在日本朝鮮人教職員同盟「教同第一二定期大会文献集」30～31頁。

1966年：小川政亮ほか「外国人学校制度—その背景と法的諸問題—」『法律時報』39(2)、1967年1月、43頁。備考に「朝鮮総連教育部調べ」とある。

1981年：海外僑胞問題研究所『季刊 海外同胞』20、1981年2月、96頁。

1970年：洪鍾赫監修『僑胞政策資料：在日朝総連의 共產教育의 内幕과 우리 의 対策』1971年8月、19頁。初出は駐日大使館奨学官室資料。

1985年：在日本大韓民国居留民団中央本部『教育白書 民族教育』1990年、105頁。

この統計には、1950 年から 1966 年まで開設された公立朝鮮人学校の就学者が含まれていない。公立朝鮮人小学校への就学者は 1958 年 4 月 10 日時点で 3,232 人、1959 年 4 月 10 日時点で 3,400 人である。

後述するように、公立朝鮮人学校には朝鮮総連が学校運営に関与していった。そこで、仮に公立朝鮮人学校の就学者数と朝鮮総連傘下の私立教育施設への就学者数を合わせると、1950 年代末には約 12,000 人から 14,500 人の児童が総連傘下の教育施設で学んでいたことになる。1959 年よりも 1966 年の児童数が増えているが、その増加分には公立朝鮮人学校閉鎖後に朝鮮総連傘下の私立学校に改編された学校の就学者を含んでいると考えられる。

中級・高級学校については、1958 年から 1985 年までに中級学校・高級学校ともに校数が増加した一方、生徒数は 1966 年をピークに減少していった。なお、東京都立朝鮮人学校（中・高）は 1955 年 3 月 31 日、大阪市立西今里中学校は 1961 年 8 月 31 日に閉鎖され、以後総連傘下で中大阪朝鮮初中級学校として運営されたことも統計には反映されている。

（3）在日本大韓民国居留民団が設置した教育施設における就学状況

在日本朝鮮居留民団は、朝連に不満を持った青年たちが中心となり、「朝鮮建国促進青年同盟」や「新朝鮮建設同盟」を主軸として 1946 年 10 月 3 日に結成された。1948 年 8 月 15 日、大韓民国が創建されると、同年 9 月には韓国政府が在日同胞の公認団体として認め、団体名を「在日本大韓民国居留民団」に改称した。さらに 1994 年 4 月、在日本大韓民国居留民団は、第 44 回定期中央大会にて団体名から「居留」の 2 文字を削除するとともに、日本定住を鮮明に打ち出し、地方参政権獲得を運動の柱に掲げた³⁵。時期によって名称が変化したが、本論文ではこれらを「民団」で統一して叙述する。

民団の傘下には、大阪の白頭学園と金剛学園、東京韓国学校の小学校がある。東京の韓国学校は 1954 年に民団によって創設され、他の二校は 1946 年に開校した学校が大韓民国を祖国とする学校へと組織変更されたものである。このほかに、中学校と高等学校のみの京都韓国学校もある。

全ての総連系学校が学校教育法第 83 条に定められた各種学校として認可されたのに対し、民団系学校には「一条校」として認可された白頭学園と金剛学園³⁶、各種学校として認可された東京韓国学校がある。「一条校」の二校は学校教育法施行規則の制約を受けるため、日本文部省の検定教科書を使用し、教科を編成しなければならない。東京韓国学校は敢えて「一条校」認可を申請せず、大韓民国の教科書を使い朝鮮語で授業を行った。こうした要素もあり、東京韓国学校はしだいに駐日韓国人子弟の教育機関としての性格を強め、1980 年代後半には 90%が駐日韓国人、在日朝鮮人は 10%になっている³⁷。

民団系学校の推定在籍者数は、1952 年から 1963 年まで増加したのち、1971 年まで数人ずつ減少した。その後 1978 年まで大きく減少して、1978 年には 400 人を割って最少となる。そして 1979 年に再び増加に転じ、1989 年には 688 人まで増加し、最も在籍者が多かった 1960 年代の人数に迫っている。このなかには駐日韓国人子弟も含まれるが、東京韓

国学校よりも白頭学院の児童数の増加率が高いため、単純に新たに来日した子どもの存在が児童数増加に結びついたわけではなさそうである。1965年には日韓条約が締結されるが、これに伴う変化は見出せない。日韓条約を画期として民団系学校への就学者層に変化が現れた様子は現時点では確認できない。

(表 0-8) 民団初等教育機関
在籍者数 (推定)

年	人数	年	人数
1949	488	1967	713
1950	496	1968	692
1951	477	1969	683
1952	452	1970	684
1953	460	1971	681
1954	478	1972	642
1955	518	1973	587
1956	545	1974	542
1957	562	1975	482
1958	601	1976	435
1959	624	1977	393
1960	660	1978	381
1961	685	1979	409
1962	709	1980	448
1963	728	1981	502
1964	726	1982	531
1965	716	1983	560
1966	709	1984	572

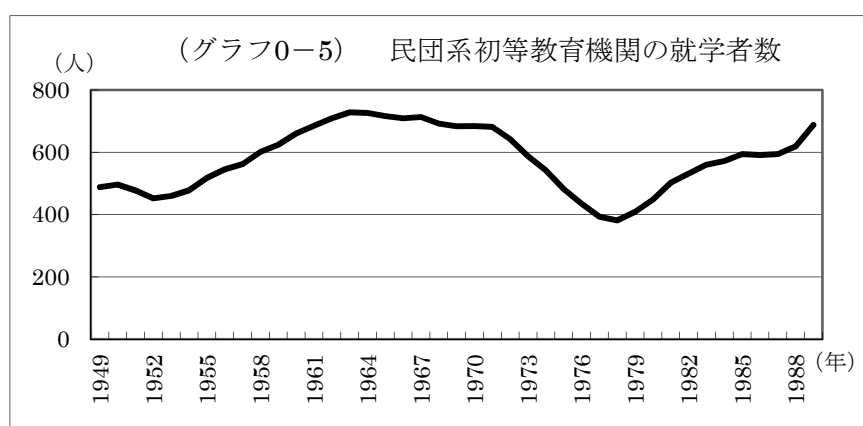
(表 0-9) 民団系初等教育機関の在籍者数

年	東京韓国学校	金剛学園	白頭学院	合計
1984	314	137	115	566
1985	322	133	139	594
1986	320	117	154	591
1987	326	101	167	594
1988	334	92	193	619
1989	369	99	220	688

【出典】在日本大韓民国居留民団中央本部『教育白書』より作成。

注： 1983年度までの民団系小学校への就学者数は、各学校の卒業生数の統計をもとに割り出し、1984年以降は民団中央本部の『教育白書』に掲載されていた各学校の在籍者数の総数を挙げた。

1949年度の在籍者数は、1949年度の卒業生が1949年の6年生、1948年度の卒業生が1949年度の5年生になると想定し、1954年度までの卒業生数を加えた。同様の方法で1984年まで計算した。この就学者数は中途退学者や転入者の数を考慮していないが、大体の人数は把握できると考える。



【出典】在日本大韓民国居留民団中央本部『教育白書』より作成。

注：1949年から1983年までは推定在籍者数 (→表 0-8)、
1984年以降は実際の在籍者総数 (→表 0-9) の数値を使用。

(4) 「一条校」への就学状況

地方自治体が管理する公立小学校は、学校教育法第1条で定めた「一条校」である。「一条校」に通った在日朝鮮人児童生徒数は、『学校基本調査報告書』に記載された外国人児童生徒数のうち、「韓国・朝鮮」として明記されている人数をもとに考察する。なお、『学校基本調査報告書』の「一条校」就学者数には、民団系の白頭学園や金剛学園、公立朝鮮人学校・民族学級への在籍者数を含む。しかし、その人数は僅かであり、大半は学校で民族教育を受けない児童生徒である。

1951年から1955年の間と1972年以降は、外国人児童生徒総数のみが記載されているため内訳を確認できない。しかし、外国人登録者数をみると、1950年代前半については外国人総数のうち約9割が在日朝鮮人であったことから、『学校基本調査報告書』の数字の大半が在日朝鮮人であると推測できる。一方、1972年以降は外国人登録者数中の在日朝鮮人の割合が激減していく。そこで、ここでは1951年から1971年までを検討する。

『学校基本調査報告書』によれば、在日朝鮮人児童の小学校への就学者数は、1958年まで増加し、その後減少に転じている。特に1958年から1961年までの減少率が大きく、1967年頃からは5万人前後で推移している（表0-10）（グラフ0-6）。

(表0-10) 「一条校」の
朝鮮人就学者数

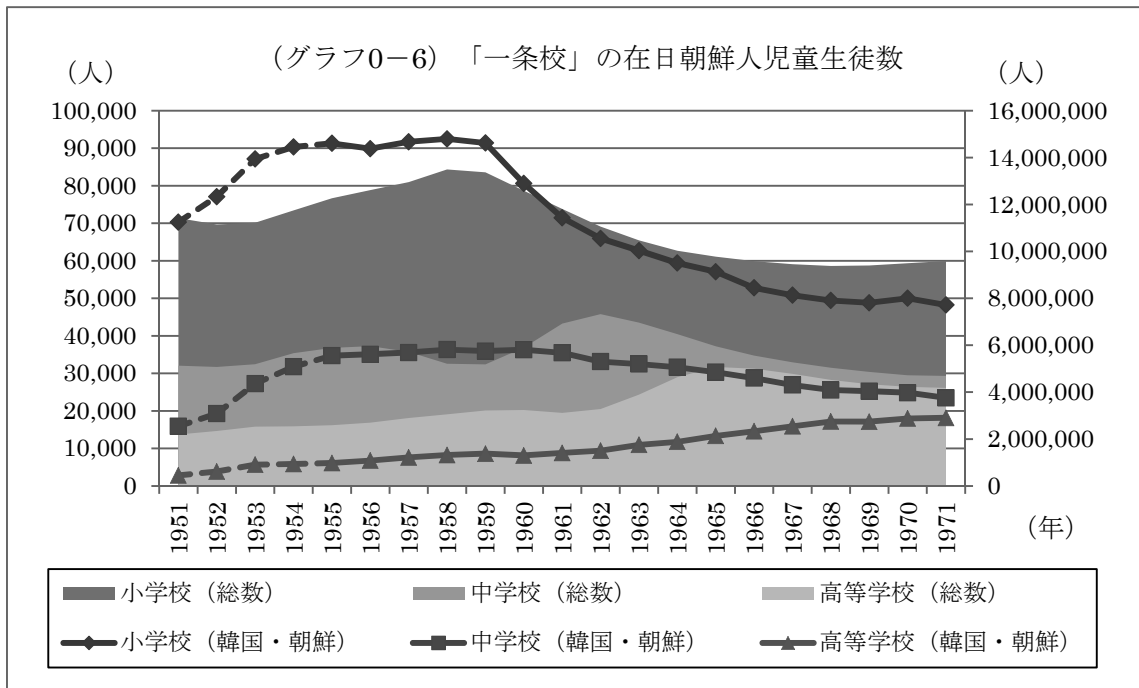
年	小学校	中学校	高等学校
1951	70,273	15,904	2,842
1952	77,066	19,297	3,865
1953	87,147	27,253	5,674
1954	90,349	31,797	5,830
1955	91,312	34,721	6,118
1956	89,879	35,077	6,767
1957	91,702	35,541	7,615
1958	92,483	36,329	8,242
1959	91,394	35,934	8,596
1960	80,596	36,293	8,123
1961	71,444	35,485	8,804
1962	65,953	33,127	9,403
1963	62,710	32,495	10,955
1964	59,405	31,646	11,775
1965	57,078	30,314	13,351
1966	52,799	28,731	14,588
1967	50,836	26,907	15,898
1968	49,418	25,557	17,179
1969	48,797	25,253	17,129
1970	50,032	24,848	17,998
1971	48,222	23,479	18,140
1972	48,328	22,584	18,311

中学校への就学者は1960年の36,293人をピークに、緩やかに減少している。1960年代に入ると、小学校就学者数と中学校就学者数の差はおよそ半分になった。このことから、多くの小学校卒業者が中学校に進学するようになったと考えられる。

高等学校就学者は1951年から1972年まで増加し続けた。これは1950年代の高等学校への進学者が極端に少なかったことによると考えられる。とりわけ1960年代後半から増加率は大きく、多くの中学校卒業者が高等学校に進学するようになったといえる。

在日朝鮮人の就学動向は、「一条校」への就学者総数の変化とは異なっている。就学者総数と比較すると、小・中学校への就学者数のピークは朝鮮人児童生徒の方が早い。一方、高等学校への就学者の増加のピークは朝鮮人生徒の方が遅い。

「一条校」就学者総数が、出生者数の変化を直接的に反映しているようにみえることに対して、在日朝鮮人の「一条校」への就学者数は、他の要因に就学が規定された可能性が指摘できる。



【出典】『学校基本調査報告書』（1951～1972 年）、「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成 別巻 年表と統計・補遺』三一書房、1984 年。

注 1：1952 年は法務研修所編『在日朝鮮人の処遇推移と現状』（湖北社、1975 年）193 頁参照。

注 2：1951 ～1955 年の斜体字は外国人児童数の総数。

注 3：この数字には前掲の公立学校で民族教育を受けた在日朝鮮人を含む。

（5）地域差について

在日朝鮮人の就学状況は全国一律ではなく、地域によって差異があった。そこで、断片的ではあるが、在日朝鮮人の居住分布、都道府県別朝鮮人教育施設数、児童生徒数、教員数を確認しておく。

時期によっても異なるが、在日朝鮮人は戦前・戦後を通じて、東京・大阪・京都・兵庫・愛知などの都市部や、朝鮮半島に近い福岡・山口・広島などに多く住んでいるという傾向がある。北海道は戦前強制連行等によって戦時動員された朝鮮人が多く存在したが、その多くが戦後は朝鮮半島や他の地域に移っている（表 0-11）。

東京、京都、兵庫、愛知では比較的公立／私立の朝鮮人学校や民族学級が多い（表 0-12）。しかし、大阪や福岡のように、集住地域であっても朝鮮人教育施設やそこに通う児童生徒数があまり多くない地域もある。

また、地域によって学校種別がかなり異なったことも確認できる。たとえば、1952 年には、兵庫県は 23 の教育機関のうち 14 校が自主校で 8 校が公立分校、1 校が民族学級であるのに対し、東京都では全てが都立朝鮮人学校であった。その他、埼玉や茨城などでは、公立学校内民族学級が目立つ。こうした違いは、各都道府県の教育委員会の措置や在日朝鮮人団体の運動、父母の関心、公立学校の PTA の在日朝鮮人に対する運動などの違いを反映していると考えられる。このことから、全国的な動向だけでなく、各地域においてなぜ

公立朝鮮人学校や民族学級といった教育形態が創設されたのかという経緯や、個別の運営状況等について、具体的な検討が必要であることがわかる。

(表 0-11) 都道府県別在日朝鮮人在住者数と全国比率

		1940 年		1947 年		1950 年		1955 年		1960 年 7 月	
都道府県		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
ふくむ 六大都市を 都府県	大阪	298,688	24.1	93,458	18.4	88,874	19.1	110,185	19.6	139,763	23.4
	東京	106,690	8.6	27,145	5.3	30,682	6.6	45,288	8.1	62,745	10.5
	兵庫	108,496	8.7	55,915	11.0	43,227	9.3	47,801	8.5	56,254	9.4
	愛知	84,086	6.8	32,952	6.5	29,050	6.3	35,367	6.3	41,295	6.9
	京都	72,879	5.9	37,717	7.4	31,954	6.9	37,073	6.6	39,541	6.6
	神奈川	30,701	2.5	18,180	3.6	13,693	3.0	19,326	3.4	24,441	4.1
朝鮮に 近い地域	山口	79,030	6.4	26,101	5.1	24,752	5.3	27,170	4.8	24,054	4.0
	広島	43,615	3.5	16,858	3.3	14,938	3.2	15,975	2.9	15,655	2.6
	岡山	12,405	1.0	15,735	3.1	13,041	2.8	12,275	2.2	10,418	1.8
	福岡	116,273	9.4	30,203	5.9	27,792	6.0	30,310	5.4	31,587	5.3
	長崎	22,855	1.8	7,088	1.4	8,207	1.78	9,881	1.8	7,553	1.3
	佐賀	9,227	0.7	3,757	0.7	3,025	0.66	3,239	0.6	2,819	0.5
大分		6,295	0.5	8,861	1.7	6,514	1.4	7,309	1.3	6,041	1.0
北海道		43,116	3.5	5,750	1.1	6,780	1.5	8,731	1.6	10,748	1.8
その他		206,822	16.7	129,185	25.4	121,748	26.2	151,270	27.0	123,841	20.8
総数		1,241,178	100.0	508,905	100.0	464,277	100.0	561,200	100.0	596,755	100.0

【出典】『国勢調査報告書』、森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996 年、38 頁をもとに作成。

(表 0-12) 全国学校及生徒児童調査票 1952 年 4 月

地方名		学校別数						朝鮮人 教員数	生徒児童数							備考
		自主	公立	公立分校	特設	夜間	計		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	
東京	小		12	1			13	78	500	397	398	474	443	493	2,705	← 中学二部教授生 5 名を含む ← 特設 8 校は課外授業 学校種別について ＜自主＞ 朝鮮人が経営する私立校。 教育委員会の認可なし。 ＜公立＞ 東京都立高校として独立校。 ＜公立分校＞ 分校の一公立校として朝鮮 人児童のみ収容。 ＜特設＞ 公立学校に特設学級を設け て朝鮮人教育を行う。 ＜夜間＞ 自主的に夜間教育を行う。
	中		1				1	44	462	329	297				1,088	
	高		1				1		242	159	72				473	
神奈川	小			5	2		7	30	212	166	180	189	173	224	1,144	
	中	1					1	10	137	84					221	
埼玉	小				5		5	7							150	
千葉	小	1			5		6	10	36	15	30	28	45	29	188	
茨城	小				11		11	16							300	
愛知	小	9		3	3		15								1,540	
	中	1			1		2	41							260	
岐阜	小				4	5	9	10							150	
同	中				1		1								15	
静岡	小	1					1	6	11	8	15	12	12	20	78	
広島	小	4					4	10							310	
岡山	小	2			2	2	6	10							300	
山口	小					3	3	3							150	
愛媛	小	1					1	1							40	
京都	小	1			8	9	18	16							910	
三重	小	1					1	3							80	
滋賀	小				18		18	28	137	138	130	134	91	90	720	
	中				3		3								100	
大阪	小	3			4		7	34							1,138	
	中			1			1								500	
	高	1					1								48	
兵庫	小	14		8	1		23	119	610	515	600	658	664	536	3,583	
	中	2			1	1	4								620	
	高	1					1								50	
福岡	小				4		4	10							591	
	中				2		2								92	
山形	小				1	1	2	4							77	
	中				1		1								7	
岩手	小	1					1	1							50	
総計		44	14	18	77	21	174	491	2,343	1,811	1,722	1,495	1,428	1,392	17,678	

【出典】前掲「平和教育の一環としての在日朝鮮人教育の実態とその在り方」（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成＜戦後編＞』155 頁）初出は不明。

第三項 就学状況の変遷

本項では、第一項で算出した学齢児童数と、第二項で分析した設置主体別各学校の就学者数を用い、就学者数とその割合の推移を検討する³⁸。朝連系学校への就学者については数の特定が困難であり、既に外村大の研究があるため、ここでは扱わない。

1955 年から 1985 年までの就学者数と学齢児童数を整理すると次のようになる。

(表 0-13) 設置主体別にみた学校ごとの就学者数の推移と割合

年	①推定学齢児童数	②総連系学校	③民団系学校	④「一条校」	⑤就学者合計	①-⑤
1955	115,536	6,729 (6.88)	518 (0.53)	90,540 (92.59)	97,787 (84.64)	17,749 (15.36)
1958	122,217	9,113 (8.92)	601 (0.59)	92,483 (90.49)	102,197 (83.62)	20,020 (16.38)
1959	123,819	11,169 (10.82)	624 (0.60)	91,394 (88.57)	103,187 (83.34)	20,632 (16.66)
1966	79,900	15,841 (22.84)	709 (1.02)	52,799 (76.14)	69,349 (86.79)	10,551 (13.21)
1985	64,664	9,809 (17.39)	594 (1.05)	45,987 (81.55)	56,390 (87.20)	8,274 (12.80)

注 1：就学者数等実数の出典は以下のとおり。

①…(表 0-5) より。1955 年の推定学齢児童数については、出生者数から推定できなかったため、1954 年の外国人登録者数に 0.2 をかけて推定した。

②…1955 年は藤尾正人「日本における朝鮮人学校」『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集 I』所収、620 頁より。1958・1959 年は金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』179 頁より。(→表 0-7) 1966 年は小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』435 頁より。

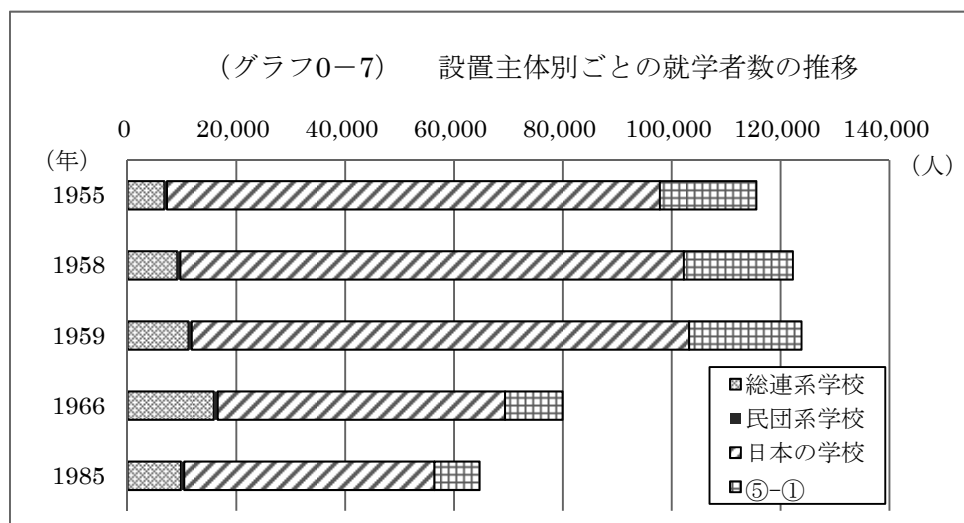
1985 年は在日本大韓民国居留民団中央本部『教育白書 民族教育』105 頁より。

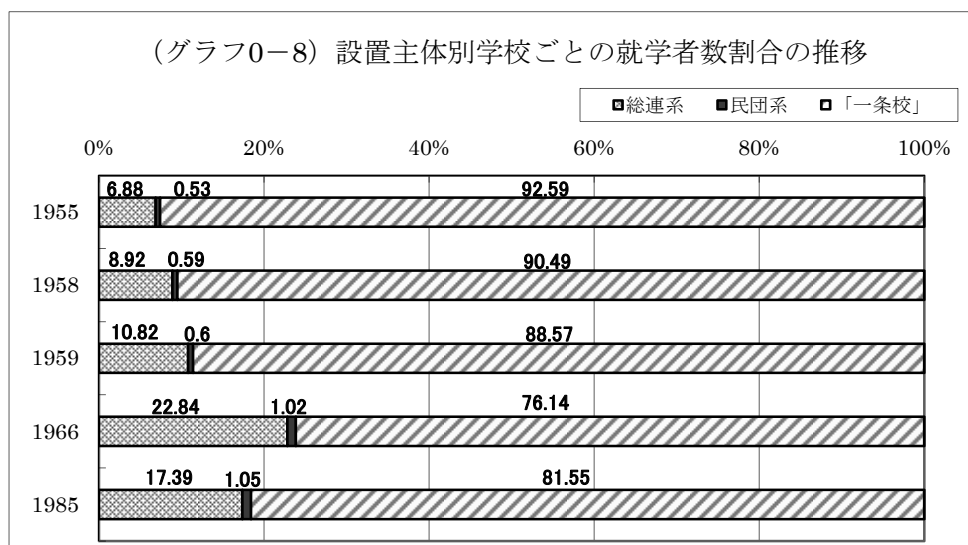
③…前掲『教育白書 民族教育』より。(→表 0-8) (→表 0-9)

④…『学校基本調査報告書』より。(→表 0-11) 1985 年の数については、『学校基本調査報告書』の外国人児童総数(57,269 人)に外国人登録者総数に占める在日朝鮮人の割合(80.3%)を乗じた。

⑤…②③④の合計。

注 2：() 内は%を示す。②～④は就学者総数に対して、⑤⑥は①の推定学齢児童数に対しての割合。





【出典】(グラフ0-7) (グラフ0-8) とも、(表0-13) をもとに作成。

統計によれば、在日朝鮮人の推定学齢児童数が1955年から1985年の間に約半分まで減少している。在日朝鮮人の日本国籍者との婚姻増加や日本国籍取得者の増加により、1960年代以降、統計上の朝鮮人児童数が激減したことが確認できる。

1955・1958・1959・1966年では、推定学齢児童数と就学者総数に差が生じた。この差は、4つの期間を通じて15%以上も存在している。これに対し、1985年には就学者総数が推定学齢児童数を上回った。ここで現れた数字は、推定学齢児童数や各学校の統計が正確でないこと、複数の学校に通った児童が重複して数えられていることなどの問題を反映している。それだけでなく、1953年の神奈川県で学齢児童の12%が不就学であったという李東準の指摘などを踏まえると³⁹、1955年から1966年の間の「不明」の児童のなかには、相当数の不就学児童が含まれると推測できる⁴⁰。1985年については、ニューカマーの増加によって推定学齢児童数よりも実際の学齢児童数が多くなっていることや、日本国籍を保持する在日朝鮮人が朝鮮人学校に就学していることも要因であると考えられる。

朝鮮人教育施設への就学については、総連系・民団系学校の就学者数の割合が、ともに1955年から1966年まで高くなり、1985年には低くなっていることが特徴的である。先述したように、金徳龍は共和国の就学援助や総連の勧誘によって総連系学校への就学者が増加したことを強調し、これを朝鮮総連の教育のピークと捉えていた⁴¹。しかし、統計からは同時期に民団系学校への就学者数も増えたことが確認できる。このことから、この時期に朝鮮人教育施設に就学することを選択した理由については、朝鮮総連の活動以外の可能性も検討する必要があるといえる。

また、推定学齢児童数が減少したためか、総連系学校への就学者が占める割合は1966年や1985年には1958年・1959年を上回るという結果も出ている。母数が減少するとはいえ、このような結果をみると、1960年頃をピークに朝鮮人学校への就学者が減少して民族教育

も衰退していくという、先行研究の歴史像も実態に即しているとは言い難い。

そして、どの時期においても「一条校」への就学者が圧倒的に多いことは顕著である。就学義務を喪失し、公立学校への就学が「恩恵」とみなされた 1952 年から 1965 年の間でも、「一条校」への就学者数は約 9 割を占めていた。日本国籍取得者も含めれば、公立学校に通う在日朝鮮人数とその割合はさらに多くなるといえる。

これらの特徴からは、1949 年に朝鮮人教育施設の一斉閉鎖によって大きな打撃を受けた在日朝鮮人教育は、1955 年の朝鮮総連結成と朝鮮総連の積極的な運動によって 1950 年代後半から 1960 年代に再び隆盛期を迎え、以後衰退していくという先行研究のイメージでは捉えきれない在日朝鮮人の就学動向があることがわかる。こうした就学状況の変遷からは、「同化教育」として政策を概括してしまうことでは説明できない、個人の選択が存在したことが浮かび上がっていると考えられる。

それでは、上記の統計結果はどのような在日朝鮮人の歩みを反映したものなのか。次章以降では在日朝鮮人の教育経験を規定した諸条件がどのように存在し、如何に変化したのかということを問い直したい。

¹ 京都大学教育学部比較教育学研究室『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識：日本の学校に子どもを通わせている父母の調査』（明石書店、1990 年）、小熊英二・姜尚中『在日一世の記憶』。その他、大阪人権博物館『聞き書き 在日コリアンの生活史』（大阪国際理解教育研究センター、1999 年）など。

² 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』（亜紀書房、1973 年）。

³ 同上、553～554 頁。

⁴ 高史明は 1932 年に山口県下関で生まれた在日朝鮮人二世である。高は、国民学校を卒業して高等小学校へ進学した後、学徒動員されて工場で働き、終戦を迎えた。終戦直後に高等小学校を辞め、その後 1949 年頃に短期間だけ朝鮮人学校に通った経験もある。退学後、様々な職を経て作家となった高は、『生きることの意味—ある少年のおいたち』や『闇を喰む』で自身の歩みを記している。高史明『生きることの意味—ある少年のおいたち』（筑摩書房、1974 年）、『闇を喰む I・II』（角川書店、2004 年）。

⁵ 高史明「新しい相互理解の回路をひらく 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』 長璋吉『私の朝鮮語小辞典 ソウル遊学記』」『朝日ジャーナル』1974 年 2 月、56 頁。

⁶ 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題—SCAP の対在日朝鮮人政策 1945～1952 年』（勁草書房、1997 年）。

⁷ 三橋修、ロバート・リケットほか「占領下における対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（1）」（韓国文化研究所振興財団『青丘学術論集』（6）、1995 年 3 月）。同「占領下における対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（2）—宮崎県における在日朝鮮人の動向」（韓国文化研究所振興財団『青丘学術論集』（13）、1998 年 11 月）。

⁸ 同上、「占領下における対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（1）」234 頁。

⁹ CIE（Civil Information and Education Section）は 1945 年 9 月 22 日に設置された GHQ の一部局で、マスコミ統制、政教分離、六・三制、教育委員会制度、教科書検定、社会科の導入など、日本の精神風土や教育、宗教などの非軍事化、民主化を担当した（竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983 年、115 頁）。

¹⁰ 塚本久美子「占領期の在日朝鮮人教育政策史—GHQ と日本政府の関係に着目して—」（お茶の水女子大学『人間発達研究』（23）、2000 年）。

- 11 鮎川譲「解放後の茨城における在日朝鮮人教育」(『在日朝鮮人史研究』(18)、1988年10月)。
今里幸子「神奈川における在日朝鮮人の民族教育—1945～1949年を中心に—」(『在日朝鮮人史研究』(89)、2009年10月)。
- 12 松下佳弘「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開—行政当局と朝鮮人団体との交渉に着目して」(『日本の教育史学』(54)、2011年10月)。
- 13 梶井陟『朝鮮人学校の日本人教師』(日本朝鮮研究所、1966年)、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成(7)戦後編—都立学校関係』(不二出版、2000年)。
- 14 坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主移管の問題—大阪市西今里中学校の場合を中心として—(I)(II)」(『大分大学教育学部研究紀要』(3・4)・(3・5)、1969年10月・1970年10月)。
- 15 朴正恵『この子らに民族の心を—大阪の学校文化と民族学級』(新幹社、2008年)。
- 16 稲継靖之「戦後の滋賀県公立学校内における民族学級について」(『人間文化』(19)、2006年4月)、中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格—京都を中心として」(『京都大学教育学部紀要』(27)、1981年3月)。
- 17 前掲小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』415頁。
- 18 前掲金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945—1972』155頁。
- 19 同上、180頁。
同様の叙述は、呉圭祥『記録 在日朝鮮人運動 朝鮮総連50年 1955.5—2005.5』(総合企画舎ウイル、2005年、42頁)にもみられる。
- 20 前掲小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』、中山秀雄『在日朝鮮人教育関係資料集』(明石書店、1995年)など。
- 21 前掲金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945—1972』120頁。
- 22 「在日朝鮮人」とは誰を指すのかという点は、外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容—』(緑陰書房、2004年)でも詳しく述べられている(3～4頁)。本論文が対象とする「在日朝鮮人」も、基本的には外村の概念規定の範疇にある人々と重なる。
- 23 田中勝文「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」(『愛知県立女子短大紀要』18、1967年)。
- 24 前掲外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容—』419頁。
- 25 1947年5月2日に外国人登録令(勅令第207号)が公布施行されてから、在日朝鮮人は外国人管理の対象になった。外国人登録令とは、1946年にGHQが日本政府に「日本に入国を許された外国人を登録し、身分証明書、その他日本国内居住を合法化するに必要な書類を交付する」ようにとの指示したことを受けて制定されたものである。同令第11条で「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とされた。(法務省研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(湖北社、1955年)79頁。法務省研修所編『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950年(現代日本・朝鮮関係史資料第3輯)』湖北社、1978年、23頁。)
- 26 「帰国事業」の経緯やその実態については、金英達・高柳俊男編『北朝鮮帰国事業関係資料集』(新幹社、1995年)、高崎宗司・朴正鎮編著『帰国運動とは何だったのか』(平凡社、2005年)、テッサ・モーリス・スズキ『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』(朝日新聞社、2007年)などを参照。
- 27 前掲田中勝文「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」160頁。
この推定学齢児童数と内務省警保局調査が出した小学校児童数から就学率を出し、1931年から1942年では18.5%から64.7%まで上昇したと考えられること、しかし小学校在学者の中には多数の年長者を含んでいたことから実際の数値はこれをさらに下回るのであろうという可能性を提示している(同上、161頁)。
- 28 たとえば、1954年時点の小学校の学齢期児童数は1943年から1948年出生の人口を単純に合算する方法を用いている。この方法について、外村は「厳密には、死亡や国籍の変更による人口数の変化も考える必要があるが、この間、急激に死亡率が高まった時期はなく、国籍の変更もそれほど多くなかったので、大きな誤差は生じていないと考えられる」と述べている。(前掲『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容—』420頁)
- 29 その他学校数は少ないが、国立小学校や私立小学校がある。

-
- ³⁰ この教育理念は 1946 年 2 月 27～28 日に開かれた第二回全国臨時大会で決定された。
- ³¹ 前掲小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』423～426 頁。
- ³² 李東準『日本にいる朝鮮の子ども』（春秋社、1956 年）134 頁。
- ³³ 前掲小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』427～428 頁。
- ³⁴ 前掲金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945－1972』179 頁。
- ³⁵ 民団新宿本部編『民団新宿 60 年の歩み―雑草の如く生き抜いた同胞の歴史―』（彩流社、2009 年）24～25 頁。
- ³⁶ 白頭学園と金剛学園が「一条校」として認可されたのは、それぞれ 1951 年 3 月と 1950 年 3 月である。そして東京韓国学校が各種学校として認可されたのが 1958 年 4 月である。
- ³⁷ 前掲『教育白書 民族教育』352 頁。
- ³⁸ 1955 年については小沢有作が『在日朝鮮人教育論 歴史篇』で明らかにした割合、1985 年度については民団中央本部の『教育白書』で割合とほぼ一致する。小沢有作は、1951 年度の『学校基本調査報告書』と 1952 年 4 月の朝教組の資料「全国学校及生徒児童調査表」をもとに 1952～1953 年頃に在日朝鮮人生徒の 95%前後が日本の公立学校に通ったこと、その中でも 80%以上は公立朝鮮人学校や民族学級で朝鮮語や朝鮮の歴史を全く学ばなかったことを明らかにしている（293～294 頁）。
- ³⁹ 前掲李東準『日本にいる朝鮮の子ども』33～34 頁。
- ⁴⁰ これに対して、1985 年は推定学齢児童数を就学者数が上回った。これはニューカマーの朝鮮人が増加して推定学齢児童数よりも実際の就学者が多くなったことや、「一条校」の就学者数を多く見積もったことが原因であると考えられる。しかし不就学児童も減少したと推測できる。
- ⁴¹ 前掲「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格―京都を中心として」や、前掲「公立朝鮮人学校の自主移管の問題―大阪市立西今里中学校の場合を中心にして―（Ⅰ）（Ⅱ）」など。

第一章 占領期における在日朝鮮人教育統制の論理と展開

はじめに

本章では、占領期の在日朝鮮人教育に対する政策過程を、文部省・CIE・地方自治体・地方軍政部それぞれの認識と対応に着目して検討する。

序章でも述べたように、占領期については、GHQ 文書や地方行政文書を用いた金太基や塚本久美子、松下佳弘などの研究によって、文部省・地方自治体・GHQ・地方軍政部の思惑や交渉過程が明らかになってきた。「同化教育」を強要したという漠然とした概括に留まることが多かったなかで、これらの先行研究が「誰が」「何を意図し」「どのように述べた」のかを明示した意義は大きい。

しかし、上記の研究では、それぞれの政策主体が在日朝鮮人教育をめぐるどのように対応したのかということについて、GHQ 文書と地方行政文書の内容を十分に突き合わせて論じてはいない。

本章では、先行研究の成果や手法に学び、GHQ 文書や地方行政文書を活用して 1945 年 8 月の終戦から 1952 年の講和条約までの在日朝鮮人教育をめぐる施策を明らかにする。1945 年 11 月 1 日、「日本占領管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」において、在日朝鮮人は「軍事上の安全が許す限り」において「解放人民 (Liberated People)」であると同時に、今なお「日本臣民 (Japanese Subjects)」として扱うとされた。このような両義的な法的地位のもとで、在日朝鮮人の就学規定や教育施設の運営がどのように規定されたのか、それが如何に変化していったのかという点を検討したい。

地域を特定することで、地域の実態や中央と地方の関係や、具体的な施策をみることができる。そこで、本章では山口県を対象地域に据えて検討する。先述したように、山口県は日本列島のなかで朝鮮半島に最も近く、戦前・戦後とも朝鮮人が日本と朝鮮半島を往来する重要な拠点であった。これに加えて、1948 年に山口軍政部が全国で最も早く朝鮮人学校閉鎖令を出したことや、山口県における朝鮮人学校問題が 1949 年の文部省の朝鮮人学校閉鎖措置の契機になったことが先行研究で実証されている地域でもある²。

戦後山口県の在日朝鮮人教育の歴史に着目した研究には、瀬上幸恵の研究がある。瀬上も GHQ 文書を用いて、1948 年から 1949 年にかけての朝鮮人教育施設への調査や閉鎖措置を論じている。しかし、瀬上の研究は学校閉鎖令に反対した在日朝鮮人の体験を証言に基づいて明らかにすることを主眼としており、筆者とはアプローチが異なる³。

また、ロバート・リケットも「民族自主権獲得運動のかなめ」として在日朝鮮人の「民族教育」を位置づけ、「民族教育」を否定した SCAP の在日朝鮮人政策を検討するなかで、山口軍政部の動向を取り上げている。リケットは、在日朝鮮人の教育も教育関連法を遵守しなければならないと最初に圧力をかけたのが現場の軍政チームであったと指摘するなど⁴、地方軍政部の関与を明らかにしている。この研究は山口県に焦点を当てたものではないが、地方軍政部による積極的な民族教育の弾圧が先鋭的に表れている地域として取り上げたようである。山口県について、リケットは、「朝鮮人の民族教育が堂々で行なわれ、朝鮮人の民族的自主権も他の地域に比べ事実上勝ち取られていた」ことから、SCAP が「テストケース」として選んだ地域と捉えている⁵。しかし、このことは、GHQ 文書のみに依拠しているため、地方自治体の動向を踏まえて論じたわけではない。

本章では、先行研究も利用した GHQ 文書や外務省の外局で日本政府と GHQ の折衝をした終戦連絡調整事務局の資料のほか、筆者が山口県への情報公開請求によって入手した 1945 年から 1950

年頃までの行政文書を、GHQ 文書と突き合わせて考察する。それに加え、『山口県警察史』や『山口県政史』の在日朝鮮人教育に関する記述、新聞なども参照する。

在日朝鮮人は日本における占領統治と米軍の南朝鮮進駐という二つの占領を経験した⁶。アジア・太平洋戦争終結後のアメリカの東アジア進出を視野に入れ、冷戦体制下で在日朝鮮人が置かれた状況を考えるためには、占領期の GHQ の施策を追うことは不可欠である。また、占領期には、教育基本法や学校教育法、私立学校法などが成立し、戦後公教育制度の基礎的な枠組みが形成された。このような時期において、日本国籍を持った外国人である在日朝鮮人が新しい教育法の下で取り扱われた状況を明らかにすることは、戦後日本の外国人政策と公教育のありようを理解することに繋がると考えられる。占領期の施策が単線的に拡張・衰退して戦後文部省の在日朝鮮人教育政策が形成されるわけではない。それでも、この時期にどのような政策の原型が形成され、それが如何なる問題を孕んでいるのかを明らかにすることで、占領期以後の在日朝鮮人教育をめぐる施策を捉える視座を得られるはずである。

本論に入る前に、占領期の教育政策遂行の構図を確認しておく。GHQ の日本本土への進駐は、1945 年 8 月 28 日、米国太平洋陸軍 (United States Army Forces Pacific: USAFPAC 1947 年 1 月 1 日 極東軍 FEC と改称) 先遣部隊の厚木への飛来を皮切りに各地で開始された。連合国軍最高司令官 (SCAP) マッカーサーが着任したのは、同年 8 月 30 日であるが、その司令部 (GHQ/SCAP) は直ちには開設されず、しばらくの間は横浜の米国太平洋陸軍司令部 (GHQ/USAFAPAC) 内に仮の事務所を設けて準備的業務が続けられた⁷。

1946 年にかけて整備された占領管理機構は、マッカーサー最高司令官直属の事務局として総司令部を構成する中央の諸機関と、米国太平洋陸軍所属の第八軍の傘下にあつて全国に分配配置される地方軍政組織とに大別された。

SCAP は日本政府に向けて「SCAP IN」という呼称で知られる文書指令を出した。ポツダム宣言受諾により、日本政府は、勅令 (1947 年 5 月 3 日まで) や政令、法律の形でその司令を実行することが義務付けられた。SCAP からの同じ指令は、第八軍にも伝えられ、第八軍から日本の地方自治体が指令に従っているかを監視するよう各地の部隊に作戦指令が発せられることになっていた⁸。

SCAP 内で教育問題を担当したのは、民間情報教育局 (以下、CIE) である。第八軍の中で同様の業務にあたった局も民間情報教育局と呼ばれ、軍政司令部の各部隊に担当官が配属された⁹。その構図を阿部彰は次のように示している (図 1-1) ¹⁰。

阿部彰によれば、連合国軍最高司令官と米国太平洋陸軍総司令官をマッカーサーが兼務し、参謀長、一般参謀部は共用、両 GHQ も一部に重複が見られることから明らかなように、上部構造における一体的性格は顕著であったが、GHQ/SCAP が専ら日本政府に総司令部覚書 (SCAPIN) など諸命令履行のために必要な施策の立案、思考を指導する中央軍政組織としての立場と性格を備えていたのに対し、GHQ/USAFAPAC 下の組織はあくまでも軍事的作戦行動を主たる任務とし、一部の部局、部隊を日本側地域行政当局に対する監視、指導に振り向けていたにすぎなかった。

GHQ/USAFAPAC には地方軍政に関する部局は設置されず、結局第八軍軍団軍政部 (M.G. Section) および軍政部隊 (M.G. Unites) がその職務遂行にあたり GHQ/SCAP の各局の指導監督を受ける立場におかれた。しかし、指揮系統や使命の相異に由来する両組織の独立的性格が色濃く、やがて地方レベルの軍政活動に微妙な影響をもたらすこととなったという¹¹。

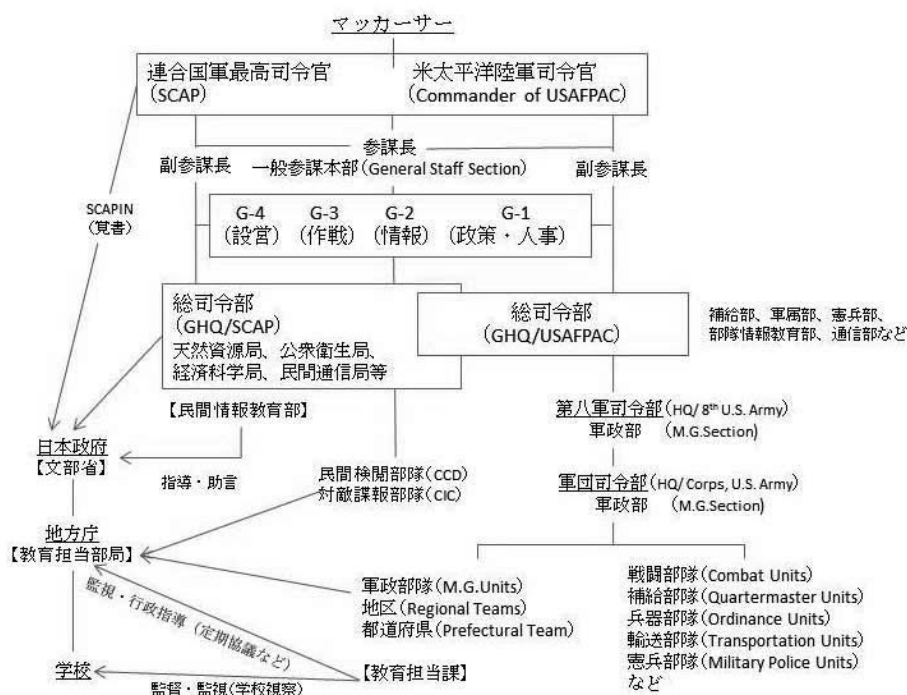
1946 年 1 月から 6 月まで、地方軍政部は札幌、川崎、大阪、呉、久留米におかれ、各府県の軍政

はこの下に置かれた軍政中隊（Military Government Company）が担当した。1946年7月、軍政グループは地方軍政部、軍政中隊は府県軍政部と改称され、第八軍のもとに置かれた東日本と西日本をそれぞれ担当する軍団軍政部のもとに8つの地方軍政部、その下に府県軍政部が設置された。

山口軍政部は、呉市に置かれた中国軍政部の管轄であった¹²。山口軍政部は山口市に本部を置き、岩国、柳井、宇部、下関、萩などに支所を置き、公衆衛生・厚生・労働・民間情報教育・民間教育・法務の各課を設け、文官を含むそれぞれの分野の専門家が課長に任命されて業務にあたった¹³。

本章では、こうした部局ごとの性格やそれぞれの施策の違いや繋がりを踏まえて検討する。

（図1-1） 対日占領管理機構図（1946年7月現在）



【出典】阿部章『戦後地方教育制度成立過程の研究』7頁。

第一節 終戦直後の朝鮮人教育施設をめぐる対応

第一項 国語講習所の開設と文部省・地方自治体による追認

1945年8月に終戦を迎えると、在日朝鮮人によって植民地支配下で育った子どもたちのために朝鮮語や朝鮮史を教える国語講習所が広範に開設された¹⁴。そして、これらの国語講習所は、1945年10月15日に結成された朝連により、1946年頃から体系化されていった¹⁵。

私設の朝鮮人教育施設をどのように取扱うべきかという問題を最初に取り上げたのは、文部省ではなく在日朝鮮人の教育活動に対峙した地方自治体であった¹⁶。1946年7月1日、外国人が外国人子弟のために学校を設置する場合の取扱について、岐阜県教学課長が文部省に照会し、文部省学校教育局中等教育課長が都道府県教学課長宛の通達で回答している¹⁷。確認できる限りでは、これが戦後最初の地方自治体の照会と文部省の回答である。なお、岐阜県からの照会内容やそれに対する

文部省の回答は第二章で論じる。

山口県知事も、1946年9月27日に、内務大臣と文部大臣、九州各県の知事と管下の警察署長に「朝鮮人学校の開設について」を送付した。この文書では、管下の朝連や朝鮮青年同盟が在日朝鮮人の集住地域において支部等を設置して組織強化を図るとともに、朝鮮人教育施設を創設したことに言及し、「在住朝鮮人青年の政治的並に経済的訓練及朝鮮人児童に対し古来朝鮮文化の教育を施し民族意識の昂揚を図り祖国の独立と権利及び自由の獲得を企図し漸次之が普及に努めて居る」と報告している¹⁸。

この文書には、「在住朝鮮人児童の概況」「朝鮮学院開設状況」「開設の主旨」「現在の施設及運営状況」「朝鮮人連盟の動向」「一般朝鮮人の動向」という項目がある。「朝鮮人児童の概況」では、「児童総数 3,671、朝鮮人学校開設数 27、朝鮮学校入学者数 1,837、日本国民学校入学者数 1,264、日本及び朝鮮何れの国民学校にも通学せざる児童数 570」とあり、終戦から僅か1年で約半数の児童が朝鮮人教育施設に通う状況に、山口県知事や県教育部の関係者が注視している様子がうかがえる。

一方、この文書では、朝鮮人教育施設が普及し、「民族意識の昂揚」や「祖国の独立」が教えられることへの危機感だけでなく、次のように教育施設が「貧弱幼稚」であるがゆえに、即座に脅威にはなり得ないという認識が垣間見える¹⁹。

四、現在の施設及運営状況

中央連盟総本部に於て一定教科書の選定及専任教員の養生を企図し準備中の趣きなるも早

急に之が実施を見るに至らず差当り鮮語、鮮字、算数、唱歌、たいそう、作文、図画、漢文、歴史の科目を教課し教師（学監）は朝鮮連盟幹部或は地方有志の中より之を専任待遇は有給として地方有志の寄附金或は生徒より一ヶ月五円乃至拾五円の月謝を徴収して之に充当し設備施設等も連盟の建物設備を利用し居る程度の幼稚なものである。

五、朝鮮人連盟の動向

朝鮮人連盟及青年同盟に於ては斯種学院の拡充強化を企図しあるも設備施設の不備欠陥と教授内容の拙劣に基因し学校創設後日尚浅きに不拘退学者漸増の傾向にありて之が阻止に苦慮してゐるが連盟自体の現在の資金状態では早急施設の改善も至難なのでこれが打開策として先づ朝鮮語及朝鮮歴史を通じ民族意識の昂揚に重点を注ぎ連盟に対する信頼保持と退学者の阻止に苦慮してゐる現状である。

六、一般朝鮮人の動向

終戦後の混乱と恐怖により一時は克て日本国民学校に通学して居た朝鮮児童も全部休校乃至は退学したが治安の回復と共に漸次復讐し既に半数近くが日本国民学校に通学して居り朝鮮学院の貧弱幼稚さを暴露して居る。

山口県では、在日朝鮮人が子弟のための教育施設を開設し、それが普及する状況の把握に努め、得られた情報を文部省や周辺の知事や警察と共有していた。しかし、1946年9月に山口県知事が送った文書では、設備の不備や教授内容が「拙劣」であるがゆえに退学者も多いという現状把握が強調されていることから、また、この時点では朝連傘下の朝鮮人教育施設を即座に取り締まるべきとは認識していなかったと考えられる。

1946年12月20日、GHQ 渉外局長は「引揚を拒絶してこの国に留まることを選んだ朝鮮人は、日本に引き続き居住すればかれらが全て適当な地方的の法律及び規則に服しなければならないということを充分承知の上で選択するのである」と発表した²⁰。これは、在日朝鮮人の朝鮮半島への送還事業が一段落して発表されたものである²¹。GHQ が日本に在留する朝鮮人に対して、日本の法令に従わなければならないという方針を明示したことは、在留者を牽制し、治外法権的な施策を認めない立場を明確にする狙いがあったと思われる²²。

在日朝鮮人も日本の法令に従わなければならないという論理は、占領期の在日朝鮮人の法的地位を根拠としていた。1946年11月5日のCIE 局長の発表でも、「本国への帰還を拒む朝鮮人は、正当に設立された朝鮮政府が彼らを朝鮮国民として承認するまで日本国籍を保持するものとみなされる」ことが再確認されている。GHQ は、在日朝鮮人も日本国籍を保持することで、他の外国人と区別し、「日本の法令に従わなければならない」ことを正当化しようとしていた。

1947年4月12日、文部省学校教育局長は東海北陸地方行政局長宛てに「朝鮮人児童生徒の就学義務に関する件」を通達した。これは東海北陸地方行政局長からの照会に文部省が回答したもので、内容は次のとおりである²³。

一、朝鮮人の児童は日本人児童と同様就学せしむる義務があるかないか。

(回答) 現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。従って一応朝鮮人の児童についても日本人の児童と同様、就学させる義務があり、かつ実際上も日本人児童と異った不利益な取扱をしてはいけない。しかし義務就学を強制することの困難な事情が一方的にあり得るから実情を考慮して適切に措置されたい。

二、朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校若しくは各種学校を新設する場合には府県はこれを認可して差支えないか。

(回答) 差支えない。

この通達によって、文部省は初めて、「日本の法令に服しなければならない」という理由から在日朝鮮人にも就学義務があるという見解を示した。しかし、この時点では「義務就学を強制することの困難な事情が一方的にあり得る」状況を踏まえ、「実情に考慮」するように弾力的な措置を認めていた。一方、朝鮮人教育施設については、具体的な命令があるわけではなく、学校教育法第1条で定める小学校や上級の学校のほか、各種学校についても「認可して差支えない」としていた。文面を見る限り、朝鮮人教育施設の学校種別はいずれの形態も認められており、認可についても義務や禁止が定められていたわけではない。後述するように、この状況は1948年1月24日の文部省通達で転換する。

第二項 山口県における私立朝鮮人教育施設統制の開始

前項でみたように、1945年8月から1947年末頃まで、文部省は在日朝鮮人教育を主導していなかった。こうした状況のなか、山口県では文部省に先行して、山口軍政部が山口県知事や県の教育行政担当者たちに働きかけ、次第に独自に朝鮮人教育施設への規制を強めていった。

1947年4月8日、山口県の朝鮮人学校の取り扱いについて、中国軍政部が山口軍政部に“CI&E Policy”(「CIEの方針」)を送った。この文書では、次のことが示された²⁴。

朝鮮人学校は文部省あるいは所在地の県教育部の管轄下におかれ²⁵、それを認可した機関—文部省あるいは県教育部—が提示する規定に従う。これらの学校は文部省あるいは県教育部から認可を受けなければならない。1947年2月12日発学第62号がこれらの学校に適用される。

この文書で取り上げている「発学第62号」とは、文部省学校教育局長が地方長官に宛てた「各種学校の監督について」という通達である。その内容は次のとおりである²⁶。

各種学校については貴官において適宜監督せられているところであるが、戦後混乱の後のことでもあるから各種学校の教職員及びその使用する教科書、教材その他について一層適切なる注意を以て日本制度に対する管理政策（昭和二十年十月二十二日連合国軍最高司令部よりの覚書）の趣旨に反することのないよう取り計はれたく念の為通牒する。

これらの文書から、中国軍政部は、朝鮮人教育施設を各種学校として認可することで、「発学第62号」に基づいて教職員や使用教科書、教材の選定を監督しようとしていたことがわかる。

しかし、各種学校の「認可」には、学校設置者からの「申請」が必要である。そこで、まず山口軍政部が目指したのは、私立朝鮮人教育施設を「登録」することであった。1947年9月24日、山口軍政部は、山口県知事と山口県教育庁に文書を送り、「本県朝鮮人学校は県教育部管轄下に入る、従って、同部に登録されねばならぬ」として、1947年10月1日までに全朝鮮人学校を登録し、登録された教育施設について軍政部に報告するよう指示した。さらに、「朝鮮人学校に関する教育部の立場をはっきりさせるために市長に対し、茲に昭二二、二、一二日附発学62号に含まるる法令及び指令を同学校に適用されんことを通牒す」と、各種学校の監督に関する文部省通達の内容を朝鮮人教育施設に適用するよう繰り返した²⁷。

これを受け、翌9月25日、県教育部長と県警察部長は連名で各地方事務所長及び市長に対して朝鮮人教育施設の登録を促し、報告するよう文書を送付した²⁸。この文書では学校所在地、学校名、創立者及び後援者、教師氏名・受持ち学科、生徒氏名年齢を記載するよう指示している。この文書では、「各所管地方事務所長及び市長は管下警察署と連絡の上、教育課を以て直接当該校を調査せしめ夫々確実に通達登録」させることや、登録表を作成して内容を取り纏め、10月1日午前中に特使によって県教育部長に必ず提出することを指示し、「右登録期限内に登録せざる向は学校は閉校とし、本人は逮捕送還す」という厳しい罰則規定があることも示した。

この「登録」では、教育の内容や各種学校として認可の基準を満たすことは問われず、県下の全朝鮮人教育施設やそこに連なる教員や児童生徒、後援者らを網羅的に把握することが目指された。しかし、「当該校教師は登録後教員適格審査を受けしめるため所定調査書を一括提出せしめ県教職員適格審査委員長宛送付されたい（調査表は追還付す）」という規定がみられるように、この調査は、対象を確定して管理統制するための第一段階の手段であったといえる²⁹。

このときに登録された朝鮮人教育施設と教員数・生徒数は次のとおりである（表1-1）。

登録された朝鮮人教育施設は、「〇〇朝連初等学院」「朝連〇〇学院」という名称が示すように、大半の教育施設は朝連傘下にあった。その規模は、下関朝連初等学院のように700名を超える児童が通う大規模なものもあるが、殆どは生徒が20~50名程度で教員が1~2名の小規模の施設である。また、この時期には炭坑周辺にも在日朝鮮人が多く、小野田第一朝連初等学院が炭坑内に開設されていることも特徴的である。

(表 1-1) 朝鮮人学校登録表 (1947 年 10 月 1 日登録)

	学校名	所在地	生徒数	教員数
1	徳山朝連学院	徳山市遠石 1 丁目	54	1
2	青同学院	宇部市西区三炭町 1 丁目	22	1
3	中央朝聯初等学院	宇部市西区海岸通 1 丁目	71	1
4	第一朝聯初等学院	宇部市東区幸町 7 丁目	54	1
5	第二朝聯初等学院	宇部市藤山区居能町	54	1
6	第三朝聯初等学院	宇部市厚南区妻崎	25	1
7	第四朝聯初等学院	宇部市厚南区西宇部駅前通り	42	1
8	小野田第一朝聯初等学院	小野田市高千帆区大字西高田小野田炭鉱 第三坑内	148	4
9	小野田第二朝聯初等学院	小野田市大字有帆厚南炭坑	69	4
10	小野田第三朝聯初等学院	小野田市小野田区本山宇大須恵	31	2
11	建青初等学院	小野田市西之浜	62	3
12	朝聯山口初等学院	山口市東白石町	40	1
13	朝聯小郡初等学院	山口市小郡町	50	1
14	朝鮮人聯盟初等学校	光市島田市	74	2
15	朝鮮人聯盟初等学校 三丘分校	熊毛郡三丘村安田	24	2
16	下関朝聯初等学校	下関市東大坪町 169	745	9
17	朝聯下関學校園田分校	下関市園田町 532 ?	43	2
18	彦島朝聯初等学院	下関市彦島走町 278	120	4
19	朝聯小月初等学校	下関市小月町案泊	147	3
20	朝聯初等長府学院	下関市長府町川端	29	2
21	岩国第一初等学校	岩国市川西土路町内公会堂	40	4
22	岩国第二初等学校	岩国市大字海土路	46	2
23	防府朝聯初等学院	防府市八王子 1472	37	2
24	朝聯殿居初等学院	豊浦郡殿居村字殿居 421-1	48	2
25	朝聯田耕初等学院	豊浦郡田耕村 7227	14	1
26	朝聯西市初等学院	豊浦郡西市町大字矢田	92	2
27	在日朝鮮人聯盟厚狭初等学院	厚狭郡厚狭町石丸区	46	1
28	朝鮮学院	厚狭郡生田村字角野	49	1
29	在日朝聯初等学院	厚狭郡小野村西小野	47	1
30	朝聯船木初等学院	厚狭郡船木町	94	2
31	朝鮮学院	美祢郡若和村大字嘉万上郷 2925	17	1
32	徳佐初等学院	阿武郡徳佐村字御所前田 ?	22	1
33	朝聯初等学院三丘分教室	熊毛郡三丘村安田	25	1
合 計	33 (32)		2,481 (2,456)	67 (66)

【出典】山口県庁所蔵文書より作成。タイトル、項目、学校名等は原典のまま。15 と 33 の施設は同一校と思われるが、原典のまま両方記載した。合計の () 内の数字は、33 を除いた数字。なお、下関朝連初等学校には教育実習生が 7 名いたようである。

山口県では、朝鮮人教育施設を「登録」できたが、「認可」は容易ではなかったようである。山口軍政部の記録によれば、1947 年 9 月も認可を申請した朝鮮人学校はなく、同年 9 月 30 日を期限とした再度通告に応じたのも 34 校のうち、僅か 10 校であった³⁰。1947 年 11 月 20 日、山口軍政部は山口県教育部に朝鮮人学校の教職員審査を完遂するよう再度指示した。これを受けた山口県知事と山口県教育部長は、同年 11 月 26 日、朝鮮人学校の設立者と校長に 12 月 1 日に開催する校長会議に出席するよう通知した。しかし、12 月 1 日の会議には誰一人校長が出席しなかった³¹。

校長会議に朝鮮人教育施設の校長が不参加であった理由については定かではない。下関朝連初等学校園田分校と朝連小月初等学院は、12月1日より後に集会案内が届いたため出席できなかったという趣旨の文書を山口県教育部長宛てに送っている³²。同様の事情で出席できなかった校長も多く存在したと推測できるが、11月26日に県内で発送されたはずの文書が12月の2日ないし3日に到着する理由の真偽はわからない。このとき以来、山口県は朝鮮人教育施設に文書を送付する際に配達記録や受領書の送付を命じるようになった。

在日朝鮮人が山口県の指示に従わずに学校認可や校長会議に応じないことに対し、とりわけ危機感を抱いたのは山口軍政部であった。校長会議が実現しなかった12月1日、山口軍政部は山口県知事に“Enforcement of SCAP Directive”(「SCAP指令の実施」)送付した³³。この文書の内容は次のとおりである³⁴。

- 一、昭和二十年十月三十日付 SCAPIN-212 即チ学校教師審査ニ関スル指令カ朝鮮学校ノ教師及職員ニ関連シテ当県下ニテ履行セラレザルコトニ注意ヲ喚起シタ
- 二、是等学校ニ関シ此指令ノ履行セラルル様直チニ行動ヲ執ラレタシ
- 三、此ノ通告ヲ受領セラレタルコトヲ報告セラレタシ

ここで、まず山口軍政部は、再度朝鮮人教員の適格審査を直ちに行うよう注意を喚起した。軍政部が教職員適格審査にこだわった理由は何か。松下佳弘は、1948年1月26日に文部省が朝鮮人教員についても適格審査を行うよう通達したことに着目し、1948年までに約70万人の現職の教育関係者の審査が「一段落」した時期に、朝鮮人教育施設の教職員が新たに審査対象になったことを指摘している。そして、「日本の学校から「軍国主義者」や「極端ナル国家主義者」の追放を目的とした適格審査を日本の学校とは歴史も教育目的も異なる朝鮮人学校の教員に対して実施する意味については、何も明示されることがなかった。日本の教職員と同様に日本の教育法制に従わなければならないとする形式的な法理だけが貫かれているだけであった」と、朝鮮人教員適格審査は本来の目的から逸脱したものであり、その法理が「形式的」なものにすぎなかったことを批判している³⁵。

山口県の場合も、朝鮮人教職員の適格審査の必要性の根拠、審査の目的や基準は明示されておらず、「日本の法令に従う」という形式が重視されているように読める。地方自治体の指示に従わないこと自体が占領政策に反する行為と受け取られ、教員適格審査を通じて朝鮮人教育を統制しようとしたと考えられる。

1947年12月3日、山口県知事と山口県教育部長は、朝鮮人学校長に宛てて11月26日と同じ件名で通達し、12月15日に再度開催する会議への出席を命じた。11月26日の通達と12月3日の通達の内容を整理・比較すると、二回目の通達の方が朝鮮人学校に対する規制を強めている(表1-2)。なかでも既存の朝鮮人学校を各種学校と断定して発学62号を適用するという文言からは、朝鮮人教育施設をより積極的に教育制度に取り込んで統制しようとする姿勢が見て取れる³⁶。

この頃から山口県教育部も朝鮮人教育施設に認可申請を強制するようになったようである。1947年12月8日、山口県教育部は各朝連教育施設の校長に対して学校設置認可申請書を出すよう通告した。しかし、それに対する応答がなかったためか、翌1948年1月20日には「朝鮮人学校設置認可申請について」を送付している。この文書では、1月25日までに学校設置認可を申請しない場合は、「学校継続経営の意志がないもの」とみなすと伝えられた³⁷。

前掲の1947年4月12日文部省通達「朝鮮人児童生徒の就学義務に関する件」によれば、文部省

は朝鮮人教育施設の側から申請があった場合、これを認可しても「差支えない」というスタンスであった。それに対し、山口県では既存の朝鮮人教育施設を各種学校とみなして認可申請を義務付け、応じないものは「学校継続経営の意志がないもの」として閉鎖する方針を示している。こうした一連の対応は、次節で扱う朝鮮人教育施設の取扱いを先取りしたものであった。

(表 1-2) 11.26 通達と 12.3 通達

1947 年 11 月 26 日通達	1947 年 12 月 3 日通達
	<u>我々は貴方の施設(institution)を各種学校であると決定したので、当該施設は発学第 62 号の規定のもとにおかれ、学校教育法第 83 条に従って地方事務所長(office)か市長に設立申請しなければならない。</u>
我々は貴方と協議すべき事柄があるため、12 月 1 日午前 10 時に朝鮮人学校校長との会議を主催する。 <u>種々打合わせ致したい事項もあるので、来る十二月一日(月曜日)午前十時より県立山口中学校において朝鮮人学校長集会を開催したいから、設立者及び学校長は出席せられたい。</u>	<u>1945 年 10 月 22 日付の SCAP 覚書と、勅令第 263 号に基づき、教職員の適格審査についても速やかに実施しなければならない。</u> そのため、我々は 12 月 15 日午前 10 時に朝鮮人学校校長との会議を主催する。
尚米軍情報部山口指令部よりの指示により(英訳されたものでは「C.I.C ³⁸ 第 4 地区からの指示にしたがい」とある) ³⁹ 、貴校設立者及び全教員の氏名に振仮名を付した一覧表を同日必ず持参せられたい。	11 月 26 日の通知で述べた名簿について、11 月 26 日付のものを、 <u>不備がないようにして持参すること</u> ⁴⁰ 。

“Concerning Korean School Principal Meeting” 26 November 1947, 3 December 1947, CIE(C)-04144, 12 月 3 日通達の日付は“Special Report” (1947 年 12 月 7 日、山口軍政部作成、第八軍宛て、CIE(C)-04236) から特定した。「朝鮮人学校長集会について」教第 1582 号、山口県教育部長発 朝鮮人学校長宛、1947 年 11 月 26 日、山口県庁所蔵文書より作成。〔傍点は原典では◎になっている、傍線は筆者による〕

第二節 私立朝鮮人教育施設に対する統制の強化

第一項 文部省の「一条校」への就学強制と無認可教育施設統制

1948 年 1 月 24 日、文部省学校教育局長は文部省大阪出張所長、都道府県知事に「朝鮮人設立学校の取扱いについて」を通達した(以下、1.24 通達)。この通達の内容は次のとおりである⁴¹。

一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和 21 年 11 月 20 日附総司令部発表により日本の法律に服しなければならない(備考参照)。従って朝鮮人の子弟であっても、学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。

また、私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。学令児童又は学令生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条(政治教育)のみならず、設置廃止、教科書、教科内容については学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。但し朝鮮語の教育を課外に行うことは差し支えない。

二、学令児童及び学令生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学校教育法

第八十三條及び第八十四條の規定が適用される。

三、前二項の趣意を実施するため適切な措置を講ぜられたい。

文部省はこの通達で、在日朝鮮人にも就学義務があるとして、学齢児童生徒を市町村立又は私立の小・中学校に就学させることを義務づけた。これにより、学齢朝鮮人児童生徒を対象とする全日制の教育施設は、学校教育法第1条に定める「一条校」でなければならなくなり、朝鮮語や朝鮮文化の教授は課外に限定された。

1.24 通達では、前掲の1947年4月12日の文部省通達よりも、朝鮮人教育施設の運営形態や教育内容を強く規制した。しかし、この通達だけでは無認可教育施設を取り締めることは困難であった。たとえば、第一項にもあるように「学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」が、各種学校でない教育施設を取り締まることができない。私塾である限り、既存の教育法では県知事の権限で統制する対象になり得なかったのであった。

山口軍政部もこの点を指摘している。1948年2月9日から18日まで下関市にある二校の朝鮮人教育施設を訪問した山口軍政部は、調査報告書において、朝鮮人学校が学校教育法の基準に満たないことや、朝鮮人児童が家では日本語を話していることを挙げ、学校の存続に否定的な姿勢を示し、次のように述べた⁴²。

朝鮮人は〔学校の？：筆者注〕審査の規定については理解していたが、延期を実行している。法律違反に対する罰則も説明された。しかし、全ての措置が取られる前に、まず学校の地位が決定されなければならない。文部省には、近い将来、朝鮮人学校に対する勧告文書を出すことが求められる。

ここで山口軍政部が文部省に求めたことは、1.24 通達では現時点での教育施設の「地位」が不明確であることから、罰則も適用できないという課題を克服するための方針を打ち出すことであったと思われる。

このような状況を踏まえたためか、1948年3月1日、文部省学校教育局長は都道府県知事に「各種学校の取扱について」（発学第81号）を通達した（以下、3.1 通達）。この通達は、「学校教育法第84条⁴³の運営については、基準の明瞭でない点があり、かつ無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態」があるとして、各種学校を再定義したものである。すなわち、「一以上の教科もしくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第84条の規定によって、これを各種学校として認める。従って同法第83条において準用された第4条⁴⁴の規定について各種学校設置の認可を受けさせなければならない」とし、「もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる」と定めた。これにより、無認可の朝鮮人教育施設も各種学校とみなされて認可が義務づけられ、学校教育法等の規定に従わなければならないという枠組みに取り込まれた⁴⁵。こうした文部省の対応は、先の山口軍政部からの要請にも応えるものであったといえる。

第二項 山口県知事による朝鮮人教育施設に対する閉鎖命令

山口県では1.24 通達と3.1 通達が出される以前から朝鮮人教育施設を各種学校とみなして認可を強制し、指示に従わない教育施設を閉鎖させる方針を打ち出していた。また、朝鮮人教育施設の教

職員の適格審査も、文部省が 1948 年 1 月 26 日に通達を出す以前から、山口県では山口軍政部の指導のもとで行おうとしていた。それゆえ、1948 年 1 月から 3 月までに送られた一連の文部省通達は、山口県にとって目新しい内容ではなかったと思われる。

しかし、1.24 通達により、学齢児童生徒を対象とする朝鮮人教育施設が各種学校ではなく「一条校」の基準を満たさなければならなくなったことは、大きな変化であった。さらに、3.1 通達によって無認可施設を各種学校とみなして違反したものを閉鎖できることを、文部省が全国一律の方針として打ち出したことも、具体策を講じるための制度的基盤になったといえる。

1.24 通達に基づく朝鮮人教育施設の取り扱いについて、山口県教育部長は朝鮮人教育施設の設置者に説明するために、朝鮮人教育施設の設置者らを招集して会合を開いた。1948 年 2 月 12 日作成、同年 2 月 17 日発送予定の「朝鮮人学校について」という通達案をみると、山口県教育部長が朝鮮人教育施設の設置者に宛てて「朝鮮人学校経営について緊急重大な事項を伝達するため」に、2 月 24 日午後 1 時から山口市にある県立山口中学校で朝鮮人学校設置者集会を開催するとして出席を呼び掛けている⁴⁶。

文部省通達を受けた山口県の対応について、山口軍政部は 1948 年 2 月の報告書“Civil Information and Education Activities”（「民間情報教育局の活動」）で次のように評価した⁴⁷。

司令部の断固とした要求で中央政府から適切な指示が出された後、県教育部は朝鮮人学校を認可、あるいは学校教育法の必要条件を満たさない学校と定める措置をとった。県当局は、この問題において積極的に行動することに気が進まないため、もし軍政部が促さなければ、それを忘れるだろう。朝鮮人はこの措置に暴力的に抗議し、この行動を東京へ及ぼすと脅してきた。今後取るべき措置を説明するために開催された朝鮮人校長との会議の結論では、県教育部長が個人的な安全について懸念を表明した。

この文書によると、山口軍政部は司令部の強い要求によって文部省通達が出されたとみており、文部省の措置を肯定的に捉えている。一方、文部省の方針を受けた山口県教育部は、学校教育法に即して朝鮮人教育施設を認可／不認可の措置をとることにしたものの、その姿勢は消極的であると評価された。ここで書かれている朝鮮人校長との「会議」とは、おそらく前掲の 1948 年 2 月 24 日の会合のことであろう。在日朝鮮人が山口県教育部長らに対して「暴力的」に抗議し、彼らの行動は東京まで波及するだろうと「脅した」ことや、それに対して会合では教育部長は我が身を案じたことをみて、山口軍政部はさらに県の施策に介入する必要性を認識した可能性が高い。

1948 年 3 月 22 日、山口県教育部長は朝連支部長に「学校閉鎖命令」を出し、同年 3 月末付で教育施設を閉鎖するよう命じた。同日、山口県知事は朝連にも文書を送り、閉鎖理由を説明している。これによれば、「当該校は、各種学校に類するものと認められていたが、貴職も既に御承知のように、日本に残留する朝鮮人は、日本の法律に服することとなっているから本年二月二十四日開催した朝鮮人学校設置者集会の際、昭和二十二年四月一日から施行せられた学校教育法（昭和二十二年三月三十一日第二十六号）及び同日から適用せられた同法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）に基き指示した通り、学校としての設置基準教員資格、教科、教科課程及び教科内容等の諸条件に関し、著しく適合しない点があるので、今般一応閉鎖を命ぜられた次第」であり、「よって正規の小（中）学校に通学しない学齢児童（生徒）を収容の上、現状の俛その学校を継続経営することは不当である」と述べられている⁴⁸。

一方で、この文書では、「然しながら不備の点が是正されるならば、私立学校として設置することができるので、希望の向はその手続きを採られたい」と、運営再開を認める姿勢も見せた。ただし、閉鎖命令に違反することを厳しく禁じ、「追って学校教育法中に、閉鎖命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万圓以下の罰金に、又就学義務を履行しない保護者は、これを一千圓以下の罰金」という規定も示している⁴⁹。

山口県知事の朝鮮人教育施設閉鎖命令に対して、朝連や朝鮮人教育施設の運営者は強く反対した。たとえば、1948年3月27日、朝連小郡支部からは県知事に宛てて「指令第一五八二号拒否について」という文書を送り、「右指令の件に関しては去る二月二十四日朝鮮人学校設置者集会の際本職の表明せる如く他民族に文化言論の自由を虐奪せんとする非民主主義的右指令は絶対服従成し難きに付茲に不取敢文書を持ち反対の意を表します。尚右拒^マ不^マ発動は当支部参加全朝鮮人の総意に依るものであります」と反対を表明している⁵⁰。

朝鮮人教育施設閉鎖当日である3月31日には、大規模な反対運動が起こった⁵¹。デモ隊に先立って出発した交渉委員は、県庁で副知事らと交渉し、学校閉鎖措置の無期延期を要求した。しかし県がこの要求に応じなかったため、交渉は翌日も続いた。そして、最終的には「教員の水準、教科内容および教育施設の不十分なものは閉鎖を延期することができない」が、「実情を調査した上で適当なものは存続を許可する方針で、その決定まで従来どおり継続を認める」との県の妥協案に交渉委員が同意して終了した⁵²。こうして、山口県知事の閉鎖命令は保留となり、再調査に基づいて措置を決定することになった。

第三項 山口県における朝鮮人教育施設の実地調査と「認可」

山口県知事の命令に基づいて朝鮮人教育施設を閉鎖できなかった山口県では、交渉の翌4月2日、山口県学務課が「朝鮮人学校実地調査」の準備に取り掛かった。そして、同年4月12日から5月末まで、本庁視学と学務課主事、地方事務所勤務の視学と主事が1947年10月1日に登録された全朝鮮人教育施設を調査することを決定した。

この調査の目的は、「学齢児童生徒を收容する朝鮮人学校につき所定の設置基準に基づいてその実情を視察し私立学校としての認可の適否の調査並に指導をすると共に閉鎖予定地については至急に市町村に受入れ体制を整備せしめるものとする」ことであつた。この目的のために、1. 学級編成 2. 教員組織 3. 設備 4. 教育方針 5. 教科課程 6. 国定教科書使用の状況 課外教授の状況 7. 学習指導の実際 8. 公立学校に於ける收容可能度 9. 市町村に於ける学齢簿の整備状況を調査した⁵³。調査項目からは、朝鮮人教育施設を具体的に「一条校」としての基準と照らし合わせていたことが確認できる。

調査結果を踏まえ、山口県知事は4月28日に朝連学院田耕初等校・同殿居校、30日に小野田朝連初等学院と有帆・東山・厚狭分校及び岩国学院、5月1日に生田・船木・小野田青年同盟学院に閉鎖令を出した⁵⁴。調査結果をみる限り、施設においても教育方針や教員資格においても「一条校」の基準を完全に満たした教育施設は皆無である。そのため、これらの教育施設が選ばれた理由は不明である。①朝鮮民族としての自覚をもち祖国建国の準備をすることを目的とする、②朝鮮語・朝鮮史を教える、③教員適格審査を受けていない教員が教壇に立つ、④教育法規・公文書綴・学籍簿などの簿冊を備えていない、⑤校舎・教室の規模が基準以下であるといった状況は、他の教育施設においても確認できるため、いずれも閉鎖の決定的な理由とは言い難い。

しかし、閉鎖が命じられた教育施設には、公立学校への収容が即座に可能だと回答した割合が多いことや、民家や炭坑事務所の一室を使っているなど、設備が著しく「一条校」にふさわしくないとみなされた可能性は一応指摘できる。また、小野田朝連初等学校有帆分校同東山分校は、「本校施設を拡充後児童をそこへ移したい意向」と書かれており、既に廃校を検討していたようである。

閉鎖命令に対する朝鮮人教育施設の対応は様々であった。厚狭では、建青初等学院が閉鎖通告書を受領して認可に向けて準備を進めると回答したが、生田初等学院は朝連支部と連絡の上受領書の提出を決定したいとして受領書を提出しなかった⁵⁵。

1948年5月8日、朝連厚狭支部は山口県知事に「生田初等学院閉鎖実施に関する通告書受領未提出の理由」という文書を送付した。この文書は、「朝連中央本部の代表と政府との覚書に基づき本日朝連県本部代表が県当局に出頭いたし本問題に対して交渉いたして居りますのでその交渉の結果の時□内まで受領書提出を保留して」もらいたいとし、覚書の精神に不備の点を是正して認可を申請する旨が書かれている。

1948年3月末に山口県で起った朝鮮人学校閉鎖反対運動の後、全国各地でも知事が朝鮮人教育施設に閉鎖令を出し、それに対する各地で激しい反対運動が起こった。なかでも大阪・神戸の阪神教育闘争では一人の死者と多くの検挙者を出し、非常事態宣言が発令された。

こうした状況を受け、文部省と朝鮮人教育対策員会代表が協議し、1948年5月5日、文部大臣森戸辰男、朝鮮人教育対策委員会責任者崔琿根が覚書に調印した（以下、5.5覚書）。

5.5覚書は「朝鮮人の教育は教育基本法及び学校教育法に従うこと」を前提にして、「朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可を申請すること」を条件に、「自主性が認められる範囲において」学校の運営を容認したものである⁵⁶。翌5月6日、文部省学校教育局長は各都道府県知事に「朝鮮人学校に関する問題について」を通達し、「一条校」として規定を満たして認可を受けることを条件に教育施設の存続を認め、便宜を図るよう指示した。

- 1、 覚書中「私立学校として自主性が認められる範囲内」とは、次の二つを意味する。
 - イ、朝鮮人自身で私立の小学校、中学校を設置し義務教育としての最小限度の要件を満たし、その上は法令に許された範囲内において、選択教科、自由研究及び課外の時間に朝鮮語で、朝鮮語、朝鮮の歴史、文学、文化等を朝鮮人独自の教育を行うことができる。ただしこのように朝鮮人独自の教育をする場合教科書については、連合国軍総司令部民間情報教育部の認可を受けたものを用いる。
 - ロ、 一般の小学校、中学校において義務教育を受けさせるかたわら放課後又は休日等に朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて朝鮮人独自の教育を受けさせることも差支えない。
- 2、 既設朝鮮人学校については、認可申請があった場合には、設置基準に合致しているかどうかを直ちに審査の上、速かに認可し授業の再開について、できるだけ便宜を与えること。
- 3、 小学校、中学校の設置主体は財団法人でなければならないが法人の設立認可申請書を1ヶ月内（但し特別な事情のある場合は2ヶ月内）に提出することを条件として、学校設置の認可をしても差支えない。
- 4、 校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある対応をお願いしたい。
- 5、 朝鮮人児童にして公立学校等に転学を必要とする場合には特に便宜を供与し、日本人生徒と同一に扱われるように取計らわれたい。

- 6、 今後の朝鮮人教育問題については各地方庁は、朝鮮人の学校責任者及び文教責任者の意見を十分聴取した上解決に努力されたい⁵⁷。

この文部省通達により、在日朝鮮人児童が朝鮮語や朝鮮史等を学ぶのは、私立学校・公立学校のいずれにしても正課外に限定されることが最確認された。そして、認可を受けた「義務教育としての最小限度の要件を満たす私立小・中学校と、放課後や休日に開かれる各種学校が認められた。

5.5. 覚書の調印とその後の文部省通達後、山口県は文部省学校教育局と教科書局と折衝し、その内容について逐次的に質問し、回答を得た⁵⁸。そして、1948年5月17日に「朝鮮人学校問題措置案」を作成し⁵⁹、その内容を1948年5月25日の会合で朝連支部委員長や既設朝鮮人教育施設の校長に伝えた⁶⁰。

山口県教育部は、私立学校として認可する場合は、学習指導要領に従って教科課程を編成し、旧制中等学校以上の卒業生かつ教員適格審査で適格判定を受けた教員を雇用することを定め、教員適格審査調査表を同年6月1日までに学務課に必着するよう手配することと、6月5日までに認可申請書を提出することを指示した。また、私立「一条校」の設置主体は財団法人でなければならないことから⁶¹、学校設置認可申請の日から1ヶ月以内に財団法人認可申請も提出しなければならないとした。所定期日までに学校設置認可申請未提出の場合や一応設置認可されても、所定期日までに法人認可申請不提出の場合は、教育施設を閉鎖することも明示した⁶²。

設備等を改善し認可申請の書類を作成して6月5日までに提出できなかったのか、朝連下関小学校・宇部小学校・小野田小学校・岩国小学校の4校および16分校5分室は、6月25日に認可を申請した⁶³。これを受けて、7月31日、山口県知事は、①教育に関する連合軍総司令部の命令及び指示事項並びにこれらの関係事項を周知実践すること、②学校教育法第二条に依り法人設立認可申請書を8月31日迄に出すこと、③建築並びに内容充実計画を早急に実践すること、④所定の諸帳簿を作製整備すること、⑤教職員はすべて教職員適格審査を受け適格の確認証を得たものでなければ採用してはならないこと、⑥関係市町村長並びに地方事務局長と連絡を密にし教育上遺憾のないよう留意することを条件に、これらの教育施設を認可した⁶⁴。

山口県知事が「一条校」を認可した際に出された2つ目の条件である財団法人認可は、8月31日になっても申請書が提出されなかった⁶⁵。それは、土地所有の問題などを解決することが容易でなかったためだと考えられる。たとえば宇部市の朝連宇部小学校防府分校については、同校の運動場として近接の土地を私有地として使用することについて県と貸借契約済の旨申し越したものの、調査の結果その事実は認めがたいとされた。山口県教育部長は、朝連宇部小学校長に詳細を報告するよう文書で求め、「同校運動場の設置を九月五日迄に設立報告なきときは同校の設置認可は取り消されるから申添える」と警告している⁶⁶。これに対し、防府朝鮮連盟小学校は改めて「学校ノ法則ニ基キ運動場ガ無ケレバ成リ得タ具ニ就キマシテ形式的ニテモ緑地貸與ヘル事の御願い」し、「萬一売買ノ件ニ成リマスレバ朝連小学校用として売渡シテ下サイ」と依頼している⁶⁷。土地所有の問題は、山口県教育部と朝鮮人教育施設の関係だけでなく、自治体や土地所有者個人との交渉も必要である。学校設置者として「一条校」に必要な運動場等を備えることができなければ法人認可はできない⁶⁸、朝連にとって短期間でこれらの要件を満たして法人を設立することは困難であった。

1948年9月14日、朝連山口県本部は、山口県知事に法人認可手続きの締め切りを延期するように要請した。延期を求める理由は、他の教育施設との連絡不足や朝連の責任者が会議のために県外にいることなどであり、「全力を結集」して速やかに認可申請を完了するよう努力すると約束した⁶⁹。

1948年10月2日、山口県の職員が朝連小野田小学校生田分校を視察した。視察の経緯や学校の選定理由は不明だが、おそらく認可が進まないことから現状を確認することを目的に行われたものと考えられる。この視察では、朝連小野田小学校生田分校では「教科書については朝連文教局編纂のもののみを使用」「日本語は一週二時間を正課」「諸帳簿の整備は出席簿のみ」「認可の諸条件も全く承知せず」不都合な点が多いことが報告された⁷⁰。

これを受けて、山口県教育部長は、同年10月11日、山口県朝連小学校の代表者に「朝連小学校経営について」という文書を送付した。そして「朝連小学校の経営管理については、再三善処方を要望県としても出来る限りの協力と善意をもってその発展を期待しているが、今なお一部の学校において、教育基本法及び学校教育法の法令に従はず旧態依然として独自の教育を続行せるものがあるよう聞知せるも、右の事実があるならば誠に遺憾」であり、「これは朝鮮人学校についての日鮮覚書の趣旨に明らかに反する」として、各校の「児童数」「教科書の使用状況」「諸帳簿の整備状況」「学校認可の条件の周知徹底状況」を調査し報告するよう指示した⁷¹。

同日、朝連小野田小学校生田分校に対しては山口県知事が、教科書の使用状況や日本語の教授時間の状況が「朝鮮人学校についての日鮮覚書の趣旨にも明らかに反するものであって、教育基本法及び学校教育法の法令は必ず厳守されなければならない」と「厳重戒告」をした⁷²。

朝連山口県本部は1948年11月14日に教育部長宛てに報告書を提出した。これによれば、全ての本校・分校・分室において、文部省著作の「国語」・音楽・算数・社会科の教科書を使用している。ただし、「日本当局よりの教科書は現在購入しつつあり、部数は調査中」とあり、児童が教科書を手にして授業を受けていたのかは不明である。なお、「国語」・音楽・算数・社会科・習字については、朝連文教局編纂の「副教材」が使われていることも明記されている。

帳簿については、本校で、「職員出勤簿、児童出席簿、公文受信綴、公文発控綴、職員履歴書、学籍簿、身体検査表、教育関係法規、マ司令写、学則、学校日誌、消耗品・備品台帳」を備えている。そして、分校・分室でも、「公文発控綴、職員履歴書、マ司令写以外」を除く帳簿は本校同様にあると報告している。こうした状況は、1948年4月末から5月までの調査時から大きく変化しており、「一条校」認可に際して帳簿を整備したことが確認できる。

また、「学校認可条件の周知徹底状況」についても「教員の集会、及朝連各支部委員長会議等にて意義を浸透し、尚公文にて徹底」させており、「①日本法内に於ける日本教科書使用 ②学校の法人としての認可手続 ③早急な内容補実として各母校を中心として教舎増築教具整備をなしつつある」と報告している。

先に問題とされた小野田小学校生野分校は、報告書に記されている限り、他の朝連小学校と比較して特異な存在ではない。この分校を含め、「一条校」として認可された朝連小学校とその分校は、短期間のうちに教科書や帳簿の整備を進め、法人認可や学校設備充実に向けて朝連支部間で連絡を取り合い、法令遵守を目指してきた。それと同時に、朝連小学校は、朝鮮語や朝鮮史の授業を放棄したわけではなかった。授業時間の詳細は不明だが、文部省の教科書の部数は不明だという表現や、朝連文教局が編纂した教科書を「副教材」と報告する文書からは、朝連小学校が規制との整合性を図りつつも可能な限り朝鮮語による教育を継続していた様子がうかがえる。

1948年11月26日、山口県教育委員会教育長は県下の朝連小学校に対し、学校教育法の規定により正課に国定教科書を使用することが定められていることを強調し、小学校教科用図書の変更を命じた。そして、これが完全実施の上は法令に許された範囲内において課外及び自由研究の時間に、朝鮮語、朝鮮歴史、文学、文化等朝鮮人独自の教育を行うことができるとした。そして「変更命令

に応じないときは学校教育法第十三条によって学校の閉鎖が命ぜられることになる」と申添えた⁷³。

以上のように、山口県では、5.5 覚書の直前に朝鮮人教育施設に私立「一条校」認可基準の枠をはめ、独自に調査を行った。その後、5.5 覚書の調印によって、文部省が府県に対し、在日朝鮮人教育に「便宜を図る」よう求めたため、学校教育法に「違反」する教育施設を即座に閉鎖することが困難になった。これを受けて、山口県知事は暫定的に朝連教育施設を「一条校」として認可した。しかし、認可条件であった財団法人認可は、期限を過ぎてもなされなかった。

山口県は、継続的に学校視察や現状調査を行い、「一条校」の基準に満たない朝連小学校の現状を把握し、教育法や 5.5 覚書の「違反」事項をみつけて、朝連小学校を閉鎖させようとした。次節では、1948 年 3 月以来朝鮮人教育施設を廃止しようとする山口県に対し、5.5 覚書とそれに続く文部省通達が足かせとなった状況をみていく。

第三節 在日本朝鮮人連盟解散に伴う朝鮮人教育施設の閉鎖

第一項 5.5 覚書後の朝鮮人教育施設に対する文部省と CIE の認識

前節でみたように、条件付きで「一条校」として認可された朝鮮人小学校や中学校では、財団法人認可や設備の拡充、使用教科書の変更を行なわないまま、運営が続けられた。

こうした状況を問題視した山口県は、1949 年初めに状況を文部省に報告し、「学校設置の認可を取消すことはできないか」と質問している⁷⁴。これに対し、文部省は次のように回答した⁷⁵。

朝鮮人が日本の法律を十分に理解していないこともあつて、朝鮮人学校の財団法人設立の認可の手続きは他の府県の場合にも、なかなかはかどっていないのが実情である。山口県のも現在に至るまで認可にならないのは遺憾であるが、できるだけ早く書類を整備させて、手続きを促進するよう山口県に勧奨したい。

財団法人認可が進まなかったのは、山口県以外でも同様であつたようである。このことについて、文部省も遺憾だと表明した。しかし、文部省は、手続きが進まないのは在日朝鮮人が日本の法律を理解していないためだと説得し、あくまで認可を促進するよう勧めた。

文部省学校教育局長は、1949 年 4 月 26 日に CIE の照会に回答した「朝鮮人設置学校の財団法人設立認可進捗状況について」でも次のように述べている⁷⁶。

昭和二十三年五月六日付発学二〇〇号文部省学校教育局長発各都道府県知事あて「朝鮮人学校に関する問題について」通達中、第三項の財団法人の設立認可申請書を一ヶ月内（但し特別な事情のある場合は二ヶ月内）に提出することを条件として学校設置の認可を与へた場合、この一ヶ月乃至二ヶ月の期限を経過しても尚且つ財団法人設立認可申請書を出さない時は、学校設置の認可の条件に違反するものとして学校設置の認可を取消することができるか。

右に対する見解

一定期限内に財団法人認可申請書を出すことを条件として、学校の設置を認可されている場合、学校当事者が財団法人を設立すべき義務を負っていることは明らかである。従つて監督庁の再度の命令に反して、なお財団法人設立の認可申請を提出しないことは、学校教育法第十三条第二号に違反するものであつて、かかる学校に対しては閉鎖を命じ得るものと考えられる。

ただ以上は純粋に法律の見解であるが、政策的見地から考えて、朝鮮人学校に対して直ちに閉鎖を命ずることは重大な政治問題となることが予想されるので慎重な考慮を要する。

文部省は、CIE にも、認可を申請しない朝鮮人学校が日本の法令に違反していることは明白で学校を閉鎖し得るが、「重大な政治問題」の発生を恐れ、「慎重な考慮を要する」と述べた。これは、文部省が再度閉鎖を命じて再び全国各地で反対運動が起こることを警戒したためだと推測できる。文部省は、「法律の見解」よりも「政策的見地」を重視したのであった⁷⁷。

一方、CIE は、1949 年 1 月 28 日から 2 月 10 日まで、CIE 教育課の連絡調査係地方連絡官⁷⁸であるフォークナー (Theodore A. Faulkner) を派遣し、山口県の朝連小学校を調査した。CIE が作成した "Korean Problem in Yamaguchi Prefecture" (「山口県における朝鮮人問題」) という文書には、とりわけ山口県において絶えず 5.5 覚書に違反しているという G2 の報告書があまりに多かったと記述がある⁷⁹。このことが山口県の朝連小学校を調査した理由のようである⁸⁰。

フォークナーは、山口軍政部、CIC、山口県知事、朝鮮人学校教師などと面会し、朝連下関小学校 (本校) ほか 6 校の分校を見学した。そして、学校の規格や、教師 (学歴、政治的背景、適格審査を受けているか、犯罪歴)、カリキュラムと教科書 (日本語・朝鮮語・共産主義教育) などを調査した。この報告書では、朝連小学校の設備が不十分であることや、教師は無資格かつ朝連の幹部であり、ある教師には犯罪歴もあること、共産主義教育や北朝鮮のプロパガンダや好戦的愛国主義 [jingoistic] を教えていること、学校の至るところに北朝鮮旗が掲げられていることを指摘した。さらに、学校の目的が (1) 日本を憎む態度を育てること、(2) 合法的に作られた権力や民主的な政府に逆らう態度を育てること、(3) 政治的共産主義に調和・受容できる態度を育てること、(4) 子どもたちには狂信的に北朝鮮政府に愛国的になるように、そして北朝鮮旗に向かって唯一の忠誠を誓うことを教えること、(5) 合法的に設立された韓国政府がアメリカの厳格な軍事支配の下にある傀儡政権だと教えることであると報告し、次のように勧告した。

- a. 山口県にある 26 校の朝連小学校をできるだけ早く閉鎖し、2,223 名の朝鮮人児童は日本の公立学校に転入すること
- b. 山口県の朝連教育者や朝連幹部は、日本の法律や占領軍の指示に対する多数の違反のために告発され審議されること、さらに彼らを強制送還処分につくこと
- c. 文部大臣と朝鮮人教育対策委員会の間で調印された覚書は無効とし、大韓国外交部から覚書 [5.5 覚書] に替わる政策文書を発行すること
- d. 好戦的愛国主義かつ共産主義的な書籍は日本中の朝連小学校から取り除かれ、県当局によってできるだけ早く調査されること
- f. 朝連事務所を日本中の朝鮮人学校から取り除くこと

フォークナーは、山口県にある全ての「朝連小学校」を閉鎖させるべきだと勧告し、理由として北朝鮮支持や共産主義教育を挙げた。1948 年 5 月 10 日、南朝鮮では単独選挙が行われ、同年 8 月 13 日に大韓民国樹立の宣布式が挙行された。同年 9 月 9 日には朝鮮民主主義人民共和国が樹立した。大韓民国に近い山口県において上記のような教育がみられたという結果は、CIE にも強い危機意識を抱かせた。このことは、フォークナーの調査が朝連関係者と朝連傘下の学校を対象にしていたことから明らかである。

前掲の 1949 年の CIE から文部省への照会も、こうした報告に基づいてなされたものであった。共産主義や共和国への愛国心を涵養することを警戒して朝連小学校を閉鎖すべきだという CIE と、国内の治安維持を重視して政治的観点から朝鮮人教育施設の閉鎖を躊躇した文部省は、異なる見解を示していた。

第二項 山口県における在日朝鮮人に対する警備の増強

1948 年から 1949 年にかけて、山口県教育部は朝鮮人教育施設を暫定的に認可した後も、法人の認可と使用教科書等の変更を求め、「一条校」の基準を満たすよう要求し続けた。

この時期、山口県では、小野田市、下関市、徳山市、宇部市など朝連と民団が衝突し、度々警察が出動するという事件が相次いだ⁸¹。なかでも最大規模の事件は、日本政府が朝連を解散させる一つの理由になった「下関事件」であった。これは、1949 年 8 月 20 日、数百名の朝連下関支部関係者が民団事務所や民団幹部宅を襲撃し、19 軒 21 世帯が打ち壊され、132 名が検挙されたというものである。

朝連・民団の関係者の争いが絶えないことを好機として、山口県知事は在日朝鮮人を取り締まるための警察力増強が不可欠だと考えたようである。下関事件直後の 1949 年 8 月 29 日、山口県副知事の小澤太郎が第八軍民事局のシェパード少将を訪ね、次のような会話を交わした⁸²。

山口県では在留の鮮人（大部分が朝連）が共産党と結び付いて同県が朝鮮から日本への共産の運きのルートとなって居ると種々説明の後八月十五日小野田市で起った朝連側の民団側襲撃事件更に二十日下ノ関市で起った朝連側の民団側襲撃事件を説明し現在下ノ関市では広島及福岡の国警から夫々三百の応援警官を加え千二名で事態を収拾しているが現在逮捕中の鮮人六十四名は恐らく騒擾罪に問われる位なるべく山口県庁側としては此の際日本全国一般の治安の見地からも在山口県朝連鮮人の首脳分子を追放処分に米軍側で措置して貰い度く又警官に武器とトラックとを充分に與えて度いと陳情した。

右に対し同少将は問題の鮮人が不正入国等の事実あれば兎も角騒擾罪丈けで追放し得るか何うかは疑問あり充分に研究してみねば何とも云えず又第八軍司令官が八月三日山口県民事部視察の際田中知事より同司令官に提出した陳情書があるやに承知するが自分は其の内容を知らず又司令官が之を如何に処理せらるるかも承知しないので旁々一週間許りの内に研究して鈴木局長の方を通して何分の儀を返事したいと思うと陳べ（副知事より知事の陳情は一、民事部廃止後山口に地方民事部の出張所式のものの残置二、警察の増強三、山口県下駐屯の作戦部隊増強を要望したものと了解すと述ぶ）警察官の武器に付ては最近幾分増したるにあらずやと質問し副知事は国警側に新にピストルが幾分與えられる様なりと答えた。

同副知事は東京にて国警長官、樋貝国務相、法務総裁等にも陳情し又貴方連絡局を通じ総司令部側へも陳情しつつある趣なるも不取敢当方の措置振報告します。

小澤副知事は、山口県では朝連が力をもち、地理的に朝鮮半島に近いこともあって朝鮮半島と日本共産党を繋ぐルートになっていると主張した。さらに、8 月 15 日に小野田市で、同 20 日には下関市で朝連による民団への「襲撃事件」が起こったことを取り上げ、山口県の朝連首脳部の在日朝鮮人を朝鮮半島へ送還することと、警官に武器やトラックを与えることを米軍に要求した。これに

対し、シェパード少将は、騒擾罪では在日朝鮮人を追放できないという見解を示したが、この件については研究の末、鈴木九萬横浜連絡調整事務局長に返事をする約束した。

1949年9月1日、鈴木九萬は他用にて第八軍民事局司法行政部のポーターに面会し、山口県副知事の陳情について話した。このことについて同年9月16日に鈴木が外務大臣に報告した「鮮人問題に関し山口県より第八軍に陳情の件」の内容は次のとおりである⁸³。

先般同県副知事来訪の節話ありたる本件に付いては（一）日本の裁判所が問題の鮮人に対し追放を命じて之を實際上エンフォースし得ざるべし。（二）山口県知事が中央政府に追放処分方を稟申するは自由なるも之を稟申する法的根拠なかるべし。（三）此等鮮人は現在の處日本人双方に取扱われ居るを以て日本政府が日本人を追放するという変な結果になるべく右（一）の場合にせよ（二）の場合にせよ追放の為にはスカップの許可が必要なるが之は困難なるべし。（四）又追放をなす為には朝鮮政府とスカップの間（又は日本政府との間）に必要な協定を作らねばならぬ。（五）憲兵裁判が事件を取上げれば追放処分迄行く余地あるも本件の如く鮮人同志のけんかだけにては取上げ得ざるべし（昨年の神戸鮮人学校事件又は福島事件の如く日本政府機関に対する重大なる不法行為の場合は別なり。）

右はGHQとの間に話合いたる結果なるも山口県側へ返事する事は一寸俟たれ度く差当り山口県に於ては裁判所側にて裁判し適当なる判決をなして判決の範囲内にてかかる不穏分子をディテーンしおく外なかるべし。

尚自分としては成可く早き機会に一定の期日を示し在日鮮人をして日本人としてのステータスをとるか或いは鮮人となるか選択せしめて現在の不明瞭なる事態に終止符を打つ事必要なるべしと考へ居る旨を述べた。

小澤副知事の陳情について、ポーターは下関事件等で逮捕された在日朝鮮人を追放する旨を稟請することはできても、それを遂行する法的根拠はないという見方を示した。これは小澤が提起した問題が朝連・民団の対立という「鮮人同志のけんか」と捉えられることから、阪神教育闘争などの「日本政府機関に対する重大な不法行為」と区別されるという理由からであった。この場合、憲兵裁判によって追放処分にすることもできない。そこで、さしあたりは一般の裁判所で適切な判決を出し、抑留するよりほかないという見解が示されたのであった。

彼らを追放できないもうひとつの重要な根拠は、在日朝鮮人が日本国籍保持者であるため、「日本政府が日本人を追放するという変な結果になる」ことである。このため、現時点の法的枠組みではSCAPも対応できず、追放のためには朝鮮政府あるいは日本政府とSCAPの間に新たな協定が必要だとしている。また、個人的な見解としては、早いうちに在日朝鮮人が日本人か朝鮮人のいずれかの地位を選択できるようにすることが「現在の不明瞭なる事態に終止符を打つ事」に必要だろうとし、そのことが問題解決の一助になると示唆している。

その後、鈴木九萬は9月13日にシェパード少将とも面会した。このときは、シェパード少将も山口県が朝連関係者を追放したい旨を中央政府に稟請するのは自由であり、「中央政府がこれを取上げ様とすればスカップに接触する必要がある」と述べている。このシェパード少将の発言は、9月1日のポーターの回答と共通する。しかし、続けて「尤も9月8日鮮人団体解散命令が出てから事態は大分違って来た」と述べ、この期間に団体等規制令が適用されて朝連が解散されたことで、

新たな方法で関係者の処罰できる状態になりつつあるとの認識を示した。

1949年10月2日、今度は田中龍夫山口県知事がシェパード少将を訪ねた。これに立会った鈴木九萬は、その様子を10月5日に吉田茂外相に次のように報告している⁸⁴。

(一) 過般朝連等の鮮人団体解散の際此等団体が経営し居り共産党活動の中心である鮮人学校を閉鎖しなかったのは遺憾であって一日も速かに之を実行したく昨日殖田法務総裁に此点を話した際総裁は收拾出来ぬような事態に陥る事を恐れてそこ迄やらなかったとの話であったと述ぶ。局長より同知事として学校閉鎖を実行するに足る警察力ありと思うやとの質問に対し最近同県下の国警々官全員にピストルが渡ったので未だ充分ではないが実行の自信ありと応えた。局長より何等か第八軍側から総司令部へ此の点に関して措置を希望するやとの問に対し本問題は七日の簡議にかかる由であるから差当り自治警の方へピストルが渡る様に願ひ度いと希望した。(中略)

(四) 知事より戦略上からも山口県は大切に作戦部隊の駐屯を希望すと述べたのに対し局長は必要の場合廿五師とのピンサースの中にあるではないかと述べた。尚局長は今度大阪のコワルスキー大佐が中国地方民事部長に成るのは同大佐が大阪で鮮人問題を手掛けた経験のある事が其理由の一つであると内話した⁸⁵。

この会合で、田中知事は朝連解散と同時に「共産党活動の中心である」朝鮮人教育施設が閉鎖されなかったことを遺憾とし、一日も早く閉鎖するよう10月1日に殖田法務総裁に話したことや、法務総裁が教育施設閉鎖に伴い「收拾出来ぬような事態」が起こることを避けたかったと回答したことをシェパード少将に告げた。この後、田中知事の報告に続けて、「学校閉鎖を実行するに足る警察力ありやと思うや」と尋ねたのは、おそらく第八軍民事局の局長だと思われる。法務総裁が懸念した「收拾出来ぬような事態」を防ぐための警察力の有無を尋ねたようである。これに対し、田中知事は既に国警警官にピストルが渡っているので、充分ではないが実行力は充分あると述べ、さらにピストルを増やすことで警察力の増強を図りたいと回答している。

また、山口県知事が山口を重要な地域であると主張して作戦部隊の駐屯も求めたことに対して、民事局局長は、既に中国地方民事部長としてコワルスキー大佐赴任させることが決定したこと、彼を選任した理由のひとつはコワルスキーが大阪で朝鮮人問題を扱った経験があることを述べている。

以上の協議からは、山口県が朝鮮人学校閉鎖遂行を独自にGHQに対してピストルやトラックを要求し、それに第八軍が応えていたことがわかる。こうして、山口県では、警察力で朝鮮人教育施設を抑え込むための基盤を、独自に作り上げていったのであった。

第三項 文部省の朝鮮人教育施設閉鎖措置と閉鎖後の状況

(1) 朝鮮人教育施設の閉鎖

1949年4月4日、軍国主義的・極端な国家主義的及び反民主主義的な団体の結成や活動を禁止する「団体等規正令」(政令第64号)が公布された。この法律を適用して、同年9月8日、朝連ほか四団体とその下部組織に解散が命じられた⁸⁶。これを受けて、同年10月12日に朝連学校の閉鎖を閣議決定し、翌13日には、文部省管理局長と法務府特別審査室局長が「朝鮮人学校に対する措置について」を通達した。これにより、「旧朝鮮人連盟の本部、支部等が設置していた学校については、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして処置」することを地方自治体に通告した⁸⁷。

文部省の指示に基づき、1949年10月19日、都道府県知事は朝連経営の学校とみなした92校に対し、閉鎖と接収を命じた。これ以外の245校には改組通告を出し、先の措置要綱に基づいて2週間以内に財団法人の改組あるいは新設と私立学校申請の手続をするよう命じた。11月4日、改組勧告を出した学校のうち、勧告に応じなかった113校を廃校とみなした。そして、改組手続を申請した128校については文部省が一括で審査し、大阪の財団法人白頭学院（小学校、中学校、高等学校）を除く全てが「不認可」となった⁸⁸。

山口県では、まず、4つの朝連小学校と17分校、3分室を閉鎖、財産が接収された⁸⁹。1949年10月19日、山口県知事は「解散団体在日本朝鮮人連盟及び在日本民主青年同盟の関係学校の財産接収について」を通達し、解散団体の関係各学校の全ての財産を同日午後1時半を期して接収すると発表した⁹⁰。このときに閉鎖され、財産が接収されたのは、以下の朝鮮人学校である（表1-3）。

（表1-3） 1949年10月19日現在で閉鎖された山口県の朝鮮人学校

学校名		認可の有無	教員数	児童数	財産接収
朝連岩国小学校		有	6	118	有
同	柳井分校	有	2	30	有
同	光分校	有	5	62	有
	光分校第三分室	有	1	26	有
同	徳山分校	有	3	63	有
朝連宇部小学校		有	6	291	有
同	防府分校	有	2	62	有
同	山口分校	有	1	25	有
同	小郡分校	有	2	28	有
同	共和分校	有	1	29	有
朝連小野田小学校		有	3	177	有
	第一分室	有	1	90	有
	第二分室	有	1	18	有
同	厚狭分校	有	2	41	有
同	船木分校	有	2	77	有
同	生田分校	有	1	38	有
同	小野分校	有	2	54	有
朝連下関小学校		有	15	688	有
	園田分室	有	1	41	有
	樽崎分室	有	1	13	有
同	彦島分校	有	1	50	有
同	小月分校	有	3	60	有
同	西市分校	有	3	97	有
同	殿居分校	有	2	59	有
計			67	2,237	

【出典】文部省「第一次措置による閉鎖学校（昭和24年10月19日現在）」GS(A)-02504

同日、山口県知事は無認可朝鮮人教育施設の校長に対しても、「無認可学校の解散並に各種学校の取扱について」を通達し、「別紙指令にもとづいて無認可学校である貴校は直ちに解散しなければならないので御了知の上遺憾のないよう措置されたい。もし解散しなければ別紙指示の通り各種学校と認めるから従来の教育活動を停止して所定期限内に必要な要件を整え認可申請の手続をされたい」と通知した⁹¹。この「別紙」を確認することはできないが、おそらく「一以上の教科もしくは

技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有する」教育施設を各種学校とみなすことを明示した前掲の 3.1 通達であると推測できる。

山口県内で運営されていた朝連系ではない教育施設には、改組が命じられた。しかし、いずれの教育施設も認可申請手続きを行わなかったため⁹²、1949 年 11 月 4 日、山口県教育部は廃校措置と財産接収措置をとった（表 1-4）⁹³。

（表 1-4） 1949 年 11 月 4 日現在で閉鎖された学校

学校名	認可の有無	教員数	児童数	財産接収
朝鮮下関中学校	無	1	4	有
朝鮮宇部中学校	無	1	43	有
朝鮮岩国小学校	無	1	38	有
朝鮮富田小学校	無	2	35	有
朝鮮萩小学校	無	1	30	有
朝鮮仙崎小学校	無	1	50	有
計		7	200	

【出典】文部省「第二次措置による閉鎖学校（昭和 24 年 11 月 4 日現在）」GS(A)-02504

こうして山口県では、まず朝連学校が閉鎖され、それ以外の学校も全て閉鎖された。1949 年 10 月・11 月に閉鎖された朝鮮人学校（分校・分室を含む）は計 30 校、約 2,400 人の児童生徒が公立学校への転入を余儀なくされた⁹⁴。

（2）山口県における朝鮮人教育施設閉鎖後の状況

ここでは、山口県における朝鮮人教育施設閉鎖後の公立学校への転入状況について、GHQ 文書に残された 2 つの報告書の事例を分析する⁹⁵。

ひとつは、下関市立向山小学校の事例である。向山小学校への編入を余儀なくされたのは、1948 年 7 月 31 日に「一条校」として認可を受けた朝連下関小学校の児童である。この学校は山口県内で最大の朝鮮人教育施設である。社会事業団体と県の補助、篤志家の寄附などによって 1928 年に建設された「昭和館」という建物を使い、朝連下関支部を運営母体として運営されていた⁹⁶。

報告書によれば、下関市では、朝鮮人学校閉鎖令が出されると在日朝鮮人父兄や児童が市や教育委員会に赴き⁹⁷、①朝鮮文化を正課で教えること、②朝鮮人教師を雇うこと、③朝鮮人教育のために適当な経費を支給すること、④朝鮮人児童の日本の学校への集団入学を認めることを要求した。下関市は当初これらの要求を退けていたが、朝鮮人との間でさらに争いが起こることを避け、集団入学を認めたという⁹⁸。そこで、朝連下関小学校本校の在籍児童で向山小学校に転入予定であった児童を、旧朝連本部にあった旧来の校舎に収容し、そこに日本人教師を配置した⁹⁹。報告書には、向山小学校の朝鮮人児童数が次のように記載されている（表 1-5）¹⁰⁰。

(表 1-5) 下関市立向山小学校の在日朝鮮人数

	年齢に即した学年に在籍する 児童数 (年齢で見た人数構成)			適切な年齢よりも年上の児童を含む 児童数 (実際のクラスの構成人数)			初めから自主的に就学している 児童数 (親が南朝鮮出身)		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
1 年	26	23	49	30	38	68	3	1	4
2 年	31	28	59	54	49	103	2	0	2
3 年	35	38	73	57	60	117	2	4	6
4 年	40	27	67	32	15	47	5	6	11
5 年	32	38	70	18	20	38	5	2	7
6 年	28	30	58	1	2	3	8	5	13
計	192	184	376	192	184	376	25	18	43

【出典】“Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”, CIE(C)-06900

(表 1-5) から、転入児童の学年ごとの在籍者は第 2、第 3 学年が最も多く、実年齢の学年には在籍していない児童が多いことがわかる。これについて報告書は次のように述べている¹⁰¹。

朝鮮人の代表は学校当局に、5、6 年生に該当する児童を適齢の児童と共に、2、3 学年低いクラスに入れることを要求した。これらの年長者は年齢に適したクラスよりも学力が低いためだという。しかし事實は、これらの年長児童は朝鮮人の代表者によってよく訓練されており、同じクラスの年少者をコントロールするためであるようにみえる。[年少の] 児童は教師の言葉には従わずに、[同じクラスにいる] 年長児童の言葉に従っている。たとえば、教師が勉強のために教科書とノートを出しなさいと言っても、年長者の許可がなければ、年少児童は決して教科書を取りださない。

この文書では、在日朝鮮人児童が当該年齢の授業を受けることが困難であると述べたこと、年長者が教室内で年少者を統制しているようにみえること、それが朝連代表者の作戦のようであることが指摘されている。朝連下関小学校では集団入学が認められ、児童たちは同じ校舎の「公立学校」で学ぶことになった。しかし、日本人教師と朝鮮人児童が信頼関係を築くことや朝鮮人児童が授業に適用することには困難があり、教室内は絶えず緊張状態にあった。

またこの報告書の末尾には、朝鮮人学校閉鎖以前から公立学校に在籍していた朝鮮人児童が、転入してきた朝鮮人児童から「裏切り者 [betrayers]」とみなされている、という向山小学校長の指摘がある。この記述は、朝連小学校閉鎖以前に向山小学校に転入していた児童や、朝鮮人学校に通わず初めから向山小学校に在籍していた児童も、同時期に旧朝連小学校を校舎とした「向山小学校」に再編入させられ、そこで学校閉鎖後に転入してきた朝鮮人児童に「裏切り者」扱いされた可能性が指摘できる。先の引用文からもわかるように、朝連学校閉鎖後転入してきた児童の学校閉鎖に対する憤りは激しかった。この怒りの矛先は、「裏切り者」とされた朝鮮人児童に向けられたものと想像できる。立場の異なる朝鮮人児童を一括りに扱うことは、児童同士の間に対立を生じさせた。

一方、徳山市では、朝鮮人学校閉鎖されると朝鮮人保護者が市当局に対して、①朝鮮人児童のために日本の〔公立学校〕分校を設立すること、②そうでなければ、朝鮮人児童のために特設学級を設置すること、③朝鮮人教師が朝鮮史と朝鮮文化を教えることを認めるよう要求した¹⁰²。しかし市はこれらの要求が日本の学校の規制に完全に反しているとして退けた。そして

1. 朝鮮人児童は日本の学校の学区の規制に従わなければならない。
2. 朝鮮人児童は日本の教育法に完全に即さなければならず、その他いかなる授業もなされるべきではない。
3. 適切な朝鮮人教師が見つかるまで、さしあたり朝鮮人教師は雇うべきではない。また、朝鮮語や朝鮮史は朝鮮人児童に教えられるべきではない。
4. 全ての児童はその年齢に応じた学年に属さなければならない。

という方針を遂行した¹⁰³。報告書が「このような強硬な態度は非常に功を奏し、どの県・市町村でも見られないほどの静かな状況をもたらしている」と評価していることから、徳山市では居住区の小学校の学齢に応じた学年に転入し、他の日本人児童と同じカリキュラムで教育したと考えられる。報告書に記載された徳山市在住在日朝鮮人児童数は次のとおりである（表 1-6）。

（表 1-6） 徳山市の在日朝鮮人児童数

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	計
男子	2	7	3	1	5	5	23
女子	6	4	5	5	1	1	22
計	8	11	8	6	6	6	45

【出典】“Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”, CIE(C)-06900

向山小学校と徳山市の事例を比較すると、自治体の対応には大きな違いがある。この違いの要因として、まず考えられることは、在住朝鮮人児童数の違いである¹⁰⁴。在住者数によって在日朝鮮人による反対運動の脅威の大きさや、受け入れ校側の負担が異なる。このことが転入措置の展開に影響を与えたと思われる。下関市立向山小学校の場合、朝連下関小学校が閉鎖したことで 700 名近い児童を収容しなければならないことになった。先述した 1948 年 4 月末から 5 月末にかけて行われた調査でも、向山小学校は朝連学校の児童生徒を収容することは不可能だと回答していた¹⁰⁵。

また、市町村の対応は、朝鮮人団体が持っていた力の大きさにも影響を受けた。下関市には朝連山口県本部があり、報告書には「下関の朝鮮人リーダーは最も過激〔radical〕な存在として知られ、この市に住む朝鮮人のほとんどが多かれ少なかれ影響を受けてきた」と書かれている¹⁰⁶。その地域の在日朝鮮人リーダーがどのような人物か、そのリーダーを市の行政担当者がどのように評価していたか、という点も転入措置に影響を与えたと考えられる。

反対に、市の担当者側がどの程度在日朝鮮人に関する知識を持ち、措置を取りうる能力があるかということも影響を与えたと思われる。徳山市の報告書には、「幸運にも、徳山市の副市長や教育局長は約 27 年も朝鮮で過ごしており、彼らは朝鮮人児童をどのように扱うべきか、完全に理解していた」と書かれている¹⁰⁷。このことから徳山市の職員は、朝鮮での勤務経験から、在日朝鮮人の要求を完全に退けて日本の法律を厳格に従わせる力があつたと自負していたことが読み取れる。

おわりに

本章では、占領期の在日朝鮮人による教育施設の開設から 1949 年の朝連解散に伴う教育施設の一斉閉鎖とその後の状況について、山口県の動向に着目して論じた。これまでの研究では、文部省

の施策が地方自治体の動向を規定し、一律に朝鮮人教育施設が統制されたという歴史像や、それに対する GHQ の影響力の強さが強調されてきたが、本章では GHQ 文書や山口県の行政文書、終戦連絡調整事務局資料等を活用して山口県の状況を検討することで、従来論じられてこなかった以下の点を明らかにした。

第一に、山口県では県の指示に従わない朝鮮人教育施設に対して山口軍政部や山口県教育部が危機感を強め、文部省に先行して認可の強制や教員適格審査の適用など独自に規制を強めたことが確認できた。1948 年初め頃までは、そうした強硬的な県の施策を山口軍政部が主導していたことも、軍政部の報告書や山口県教育部の通達から明らかになった。

占領期、とりわけ初期において、文部省は在日朝鮮人教育の具体的な方針を示すことや、違反した学校を取り締まることに消極的であった。たとえば文部省は 1.24 通達で在日朝鮮人教育の方針を示したが、GHQ から不十分な点を指摘され、それを補強する形で 3.1 通達を出した¹⁰⁸。こうした後追いの対応からは、文部省が在日朝鮮人教育に対して確固たる方針を持っていたとは言い難く、GHQ や地方自治体からの要請を受けて場当たりの通達を出して規制に乗り出したと考えられる。

5.5 覚書調印後は、山口県や CIE が文部省に朝鮮人学校認可が進まないことへの見解を求めると、「政策的見地から考えて、朝鮮人学校に対して直ちに閉鎖を命ずることは重大な政治問題となることが予想されるので慎重な考慮を要する」と答え、認可を促し続けるだけで具体的に対応しようとしなかった。文部省は、1949 年 10 月までは朝鮮人教育施設を取り締まることはなかったが、その動機は朝鮮人教育施設の要求に配慮するというよりも、在日朝鮮人の反対運動によって大きな混乱が起きることを避けようとした「政治的」な判断によるものであった。

即刻朝鮮人教育施設を廃止したいと考え、文部省に先行して調査やそれに基づいた閉鎖令を出した山口県にとっては、こうした文部省の対応は足かせになった。そこで、山口県では独自に調査を行い、法令「違反」を各朝鮮人教育施設に指摘して「戒告」とともに、占領軍を頼って閉鎖措置に向けて警察のために拳銃やトラックを増やした。

一方、CIE は 1949 年 2 月に朝連学校の調査を行ない、共産主義教育や北朝鮮を支持する教育を行っていることを理由に「朝連小学校」を閉鎖するべきだと強く勧告した。CIE が共産主義教育を強く警戒するのは、1948 年後半以降であり山口県や山口軍政部の対応に比べると遅い¹⁰⁹。この時期に CIE が朝鮮人教育を問題視したのは、1948 年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が創建され、朝鮮半島が分断され朝鮮戦争開始に向かうなかで、北朝鮮支持や共産主義に対する危機意識が強まったことによると考えられる。

中国連絡調整事務局長は、1949 年 10 月 31 日に外務大臣に宛てた「朝鮮人学校閉鎖に関する件」という報告書で、朝鮮人教育施設閉鎖後の山口県の状況を次のように説明している¹¹⁰。

本県では 19 日迄に朝連学校の閉鎖と財産接収を行ったが別に不穏な事件はなかった。ただ下関市

では 20 日 21 日に亘り鮮人の集団が市役所に押掛けて一寸騒いだのが例外であった。(中略)

最初県では相当の混乱を予想していたのでこの現状を意外としているが去る 9 月の下関事件以来当県鮮人中の尖鋭分子は、逮捕、入獄、逃亡等により骨抜きとなって居□□□者のいないことがその原因と思われる。(以下略)

朝鮮人教育施設の閉鎖時には「意外」にも「不穏」な動きがなかったという山口県の反応からは、

「不穏」な事態に備えた警察力の規模の大きさを伺い知ることができる。下関市で2日間にわたり在日朝鮮人が市役所に抗議に訪れたことが「一寸」の「例外」と捉えられたことも、想定の大きさを示すものであろう。同報告書には、広島・岡山・島根・鳥取の状況も書かれているが、予想外に在日朝鮮人の抗議が弱かったと記しているのは山口県だけであった。

ここで注目したいのは、多数の指導者が既に逮捕されたり逃亡したことによって運動の母体が「骨抜き」になっていたことが「平穏」な措置の要因であると捉えられていることである。同文書には、一般の在日朝鮮人も「暴力の無価値を知るに至った」のではないかと述べられている。円滑に朝鮮人教育施設を閉鎖することを目指し、山口県が指導者を検挙したわけではない。しかし、在日朝鮮人団体やその指導者の取締を同時並行で進めてきたことで、在日朝鮮指導者を不在にし、指導者層以外の在日朝鮮人には強硬な態度で抗議することが有益ではないと認識させたのであった。

朝鮮人教育施設閉鎖後、朝鮮人学齢児童生徒は公立学校へ転入することになった。山口県内での転入状況について、本章では下関市と徳山市について検討した。限定的な分析ではあったが、GHQ文書に残された報告書からは、在日朝鮮人の要求が充分には受け入れられず、転入措置は在日朝鮮人の在住状況や朝鮮人リーダーの力量、特に山口県では市職員の戦前の朝鮮半島での勤務経験が転入措置を左右した可能性があったことが明らかになった。

次に着目したいのは、下関市立向山小学校に転入する朝鮮人児童のために既存の朝連学校を利用して公立分校を開設したという状況である。少数ではあるが、こうした事例は全国的にもみられた。公立学校において朝鮮人児童生徒の集団教育が可能だった教育機関が開設したことは、朝鮮人教育施設が私立として運営されるべきだという前提を覆す出来事であった。次章では、この公立朝鮮人学校について、開設の経緯や運営状況、閉鎖に至る過程を検討する。

1 塚本久美子「占領期の在日朝鮮人教育政策史—GHQと日本政府の関係に着目して—」（お茶の水女子大学『人間発達研究』(23)、2000年）。

2 前掲金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945—1972』、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』など。

3 瀬上幸恵「山口県における民族教育擁護闘争」（和光大学総合文化研究所年報『東西南北 別冊01』、2000年12月）。

4 ロバート・リケット「占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究」（『青丘学術論集』(6)、1995年、234頁）。

5 同上、255頁。

6 同上、214頁。

7 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、1983年）、6頁。

8 前掲「占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究」215頁。

9 同上、231頁。

10 前掲阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』7頁。

11 同上、8頁。

12 大西比呂志「山口県における占領組織と管轄区域」（『山口県史研究』(12)、2004年3月）、108頁。

13 そして1946年7月以降から山口軍政府本部は山口軍政本部あるいは山口軍政部の名称を用いるようになった（山口県文書館編『山口県政史 下』537頁）。

14 前掲金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945—1972』17頁。

15 朝連は教科書編纂や講師の養成と派遣を進め、在日朝鮮人の定住が確定していく1946年には、恒久的な教育方針を立て、中央集権的な統一された指導体系や、初等・中等・師範という教育系統を作った（同上、32～34頁）。

16 1946年7月に岐阜県、同時期に東京都も、朝鮮人教育施設の取り扱いを文部省に照会しているが、こ

の時期の文部省は私立朝鮮人教育施設の実態調査や認可の義務付けなどを命じてはいない。なお、この二つの照会については次章で触れる。

¹⁷ 件名不明、1946年7月1日、山口県庁所蔵。

¹⁸ 「朝鮮人学校の開設について」山口公安第1070号、山口県知事（警察部長）発、内務大臣・文部大臣・中国九州各県知事（管下各警察署長）宛、1946年9月27日、山口県庁所蔵文書（山口県庁に情報公開請求をして得た文書綴。この文書は、情報公開の際に個人名が全て黒塗りになっている。以下同じ）。

¹⁹ 同上。

²⁰ 法務省研修所編『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950年（現代日本・朝鮮関係史資料第3輯）』（湖北社、1978年）、16～17頁。

²¹ 在日朝鮮人の朝鮮半島への自主帰還は1945年8月前後から始まったが、日本政府による一般朝鮮人の送還事業が始まったのは1946年に入ってからである。1946年2月17日、SPAPはSCAPIN746号「朝鮮人・中国人・琉球人および台湾人の登録」により、同年3月18日までにこれらの人々の帰還の希望の有無を登録することを命じた。これにより、全朝鮮人647,006名中514,060名が帰還を希望して登録した。この結果をうけ、GHQは全ての希望者の送還を企図して4月15日以降一日に仙崎から1,500名、博多から4,500名を送還し、8月30日に完了する案を提示した。日本政府はこれに基いて市町村別輸送計画をたて、府県の地方庁が主体となって4月25日から実施することにした。しかし、朝鮮半島情勢の悪化や持ち帰り財産の制限、コレラの流行等の理由から、実際の帰還者数は当初予定した15%程度に留まった。（法務省研修所編『在日朝鮮人の処遇推移と現状』湖北社、1955年、67頁。）

²² ロバート・リケットは、朝鮮人教育施設への締め付けが始まったのはこの直後からだ指摘する。（前掲「占領下に於ける対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究」234頁。）

²³ 「朝鮮人児童生徒の就学義務に関する件」雑学123号、文部省学校教育局長発、東海北陸地方行政局長宛、1947年4月12日。

²⁴ “Extract taken from letter, Headquarters Chugoku Military Government Region, Subject: “CI&E policy”, File 510, dated 8 April 1947.” 4 December 1947, CIE(C)-04236

²⁵ 終戦時、山口県で教育の業務を担っていたのは、内政部である（山口県文書館編『山口県政史 下』527頁）。1946年に中央で行政改革が行われ、2月山口県でも庶務細則の全面改正が行われた。これにより教育と民生関係の業務は、教学・社会教育・健民・労政・勤労・保険の7課からなる教育民生部が担うことになった。さらに1947年5月に日本国憲法と地方自治法が施行されると、県の行政機構は再編され、教育民生部は教学・社会教育からなる教育部と、社会・児童・保険・世話の4課からなる民生部に分離した（同上、617頁）。この教育部は1948年11月に教育委員会法の実施によって教育庁へ移行された（同上、618頁）。

²⁶ 「各種学校の監督について」発学第62号、文部省学校教育局長発、地方長官宛、1947年2月12日、山口県庁所蔵文書。

発学第62号とは、「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」に関する通達で、SCAPが日本政府に発した1945年10月30日付の「教師及び教育関係者の調査、適格審査及び証明など」に関する覚書（SCAPIN 212号）に基づく。この指令はSCAPが日本の軍国主義、偏狭な民主主義教育の根絶をはかるために、それらの思想を持った者、そして占領政治に反感を抱き、あるいは反対する教職者を教育界から追放することを定めたものある。（前掲金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』392頁）

²⁷ 件名なし、1947年9月24日、山口県庁所蔵文書。和訳は同文書の空欄に書かれている日本語訳を参照した。これは山口県教育部の担当者が訳したものと考えられる。

²⁸ 「朝鮮人学校、教師及び生徒登録について」教第1269号、山口県教育部長・山口県警察部長発、各地方事務所長・各市長宛、1947年9月25日、山口県庁所蔵文書。

²⁹ 県教育部長と警察部長が通達した文書の冒頭では、「さきに内務省調査局長よりの通牒により既に本県内在住外国人の登録方については本月二十五日迄に登録するよう夫々通達してあるが未だ登録せざる向もあり、山口県軍政部より改めて指令の次第もあるので貴官下朝鮮人学校にも至急通達し左記事項により登録せしめられたい」と書かれている。ここでいう内務省調査局長からの通牒とは、外国人登録に関する文書だと考えられる。この文書が出された直接的な理由は山口軍政部の指示があったからであるため、外国人登録で洩れている人物の特定・管理を主眼としているわけではないが、朝鮮人教育施設に関

わっている人々を管理下におくことが在日朝鮮人政策全般からみても重要かつ有効な視点であったことが考えられる。そのことは、この文書が山口県の教育部長と警察部長が連名で出されていることとも関係している。

- ³⁰ “Special Report” 4 December 1947. CIE(C)-04236, (山口軍政部から第八軍宛て「特別報告書」) 1947年9月25日に山口県教育部長と警察局長は市区町村役所長 (Chief of Local Offices) と10の市長に対して、1947年9月30日までに居住している地域の自治体の教育局に、朝鮮人学校の現在地、校名、設立者と後援者、教職員の氏名と担当教科、そして児童生徒の氏名と年齢を知らせるよう命じた。(「朝鮮人学校、教師、児童生徒の登録について」(教1269号) (“Concerning Register of Korean Schools, Teachers and Pupils.”) 25 September 1947, CIE(C)-04144)
- ³¹ 前掲 “Special Report” 4 December 1947. CIE(C)-04236
- ³² 「朝鮮人学校校長召集通牒に関する件」朝園学発第22号、下関朝連初等学校園田分校(以下、黒塗り)発、山口県教育部長宛、1947年12月4日。「朝鮮人学校校長集会欠席ノ件」朝小学発29号、朝連小月中等学院(以下、黒塗り)発、山口県教育部長宛、1947年12月4日。ともに山口県庁所蔵文書。
- ³³ この文書では「SCAPIN 第212号に従って教職員の適格審査をすみやかに行うよう」指示された。 (“Enforcement of SCAP Directive”, 1 December 1947, CIE(C)-04143~04146)
- ³⁴ 「連合国軍最高司令官指令の履行ノ件」山口軍政部本部司令官ロバートソン少佐発、山口県知事宛、1947年12月1日、山口県庁所蔵文書。
- ³⁵ 松下佳弘「占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用—滋賀県の事例に即して—」(『教育史・比較教育論考』(20)、2010年6月) 27~28頁。
- ³⁶ 二回めの校長会議への出席状況や議論の内容は不明。
- ³⁷ 「朝鮮人学校設置認可申請について」学第1582号、山口県教育部長発、各朝連学校校長1948年1月20日、山口県庁所蔵文書。なお、山口県庁所蔵文書にある「対朝鮮人学校処理事項」という資料にも、「昭二二、十二、八付学第一五八二号 各朝鮮人学校校長宛通牒 学校教育法第八十三条適用の旨通告」と書かれており、このことから1947年12月8日に山口県教育部が認可申請を命じたことが確認できる。
- ³⁸ CIC (Counter Intelligence Corps) は米軍の防諜・情報機関で、日本では主に日系二世が通訳や情報収集の職務に従事した。竹前栄治によれば、「政治犯釈放や戦犯の逮捕にも大いに活躍した。また超国家主義者・右翼の動向はもちろん、共産主義者、組合指導者、在日朝鮮人、進歩的文化人などの思想調査に威力を発揮した」という。(竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年、106頁) 第4地区CICは山口CICで、山口県に本部が置かれた。他、岩国市や萩市など県下五か所に分遣隊が置かれた。(『山口県史 史料編 現代2』96頁)
- ³⁹ “Concerning Korean School Principal Meeting” 26 November 1947, (「朝鮮人学校校長会議について」教第1582号、山口県教育部長発、朝鮮人学校校長宛) CIE(C)-04144
- ⁴⁰ “Concerning Korean School Principal Meeting” 1 December 1947 (「朝鮮人学校校長会議について」教第1582号、山口県教育部長発、朝鮮人学校校長宛) CIE(C)-04144
- ⁴¹ 文部省編『終戦教育事務処理提要 第4集』1980年、59~60頁。
- ⁴² “Report on Screening and Property Problems, Yamaguchi Prefecture”
- ⁴³ 学校教育法(1947年3月29日)第84条は、「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」。同法第83条は、「(学校教育法) 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。(以下略)」である。(近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』(23)、講談社、1957年、35頁)
- ⁴⁴ 学校教育法第4条は、「国公立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校(中略)の設置廃止、設立者の変更、その他監督庁の定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない」。(同上、24頁)
- ⁴⁵ 前掲『終戦教育事務処理提要 第4集』60頁。
- ⁴⁶ 「朝鮮人学校について 案」教第1582号、山口県教育部長発、朝鮮人学校設置者宛、1948年2月12日立案、通達予定は1948年2月17日。山口県庁所蔵文書。
- ⁴⁷ “Civil Information and Education Activities”, Yamaguchi Military Government Team, Month of February 1948, 国立国会図書館憲政資料室『GHQ/SCAP Records 占領期都道府県軍政資料 第127

巻 山口 Part1』。

- 48 「学校閉鎖命令」学第 1582 号、山口県教育部長発、在日本朝鮮人連盟支部長宛、1948 年 3 月 22 日。指令第 1582 号、山口県知事宛、設置者氏名宛。ともに山口県庁所蔵文書。
- 49 同上。
- 50 「指令学第一五八二号拒否について」朝連小支第 402 号、在日本朝鮮人連盟小郡支部発、山口県知事宛、1948 年 3 月 27 日山口県庁所蔵文書。文書の発信者は、資料が公開された際に氏名が黒塗りになり、現時点では確認できていない。
- 51 3 月 31 日、朝鮮人学校閉鎖に反対した人々は県庁までデモ行進をした。参加者数は「朝鮮人学校に関する紛争経過概要」では 6 千～8 千人、『山口県警察史』では 1 万人、“Report on Korean Incident in Chugoku Region”では 6 千人、4 月 15 日の『解放新聞』では 3 万人と書かれている。
- 52 前掲『山口県警察史 下』809 頁、前掲「山口県における民族教育擁護闘争」3 頁。
- 53 山口県学務課主任「朝鮮人学校実地調査について」1948 年 4 月 2 日立案、「朝鮮人学校調査要項」（作成者・日付不明）、ともに山口県庁所蔵文書。
- 54 前掲『山口県警察史 下』809 頁。「朝鮮人学校閉鎖の完全実施について」山口県知事発、宛先不明、1948 年 4 月 27 日、山口県庁所蔵文書。「朝鮮人学校閉鎖の完全実施について」学第 751 号、山口県知事発、岩国朝鮮人初等学校長事務取扱宛、1948 年 4 月 30 日、山口県庁所蔵文書。
- 55 件名なし、厚狭地方事務所長発、山口県知事宛、1948 年 5 月 8 日。「受領書」（1948 年 5 月 6 日）建青初等学院発、山口県知事宛、ともに山口県庁所蔵文書。
- 56 前掲『終戦教育事務処理提要 第 4 集』62 頁。
- 57 同上、61～62 頁。
- 58 「朝鮮人学校に関する文部省との協議並に諒解事項報告」学務課作成、1948 年 5 月 14 日立案、山口県庁所蔵文書。
- 59 「朝鮮人学校問題措置案」1948 年 5 月 17 日、作成者不明、山口県庁所蔵文書。
- 60 「朝鮮人学校設置につき打合せ会開催の件」学第 893 号、山口県教育部長発、在日本朝鮮人連盟各支部委員長・既設朝鮮人学校各学校長宛、1948 年 5 月 20 日。「朝鮮人学校設置について」1948 年 5 月 25 日、作成者不明、ともに山口県庁所蔵文書。
- 61 学校教育法第 102 条では、「一条校」を設置できる「法人」を当分の間「農業会その他これに準ずる公共団体又は民法による財団法人とする」と書かれている。（前掲『近代日本教育制度史料』（23）、38 頁。）
- 62 「朝鮮人学校設置について」作成者不明、1948 年 5 月 25 日、山口県庁所蔵文書。
- 一方、放課後や休日に開校される各種学校を認可する場合は、設置主体が法人である必要はなく、校舎や備品等も最低限度の要求をみたせばよい。教員についても適格審査の確認書は必要だが学歴は不問で、一校につき 2 名以上いればよいとされた。
- 63 件名なし（写）、指令学 1310 号、山口県知事発、山口県下関竹崎（以下、黒塗り）宛、1948 年 7 月 31 日、山口県庁所蔵文書。
- 64 同上。「朝鮮人学校の実情報告について」教学第 146 号、山口県教育長発、文部省学校教育局長宛、CIE(C)-04236。
- 1948 年 7 月時点で朝鮮人小学校に計 2,223 人の児童、63 人の教師がいた。“Report of Field Investigation of Korean Schools in Yamaguchi Prefecture” (17 February 1949, CIE(C)-04235)
- 65 “Invalid Licenses issued by Governors to Prefectural Korean Leagues Operate Primary Schools”(5 May 1949, CIE(C)-04237) によると、9 月 31 日までに申請書を出さなかったために、10 月 1 日、山口県はこれらの学校に対する暫定的な認可を無効としたと記されている。10 月以降には申請書が出されたようだが、不備があったために認可に至らなかったという。
- 66 「山口県朝連字部小学校防府分校運動場について 発議」学務課作成、1948 年 8 月 23 日立案、山口県庁所蔵文書。
- 67 「防府朝連小学校運動場ニ関スル件」在日本防府朝鮮聯盟小学校（氏名黒塗り）発、山口県学務課課長宛、1948 年 9 月 9 日、山口県庁所蔵文書。
- 68 学校教育法第 3 条：「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」
- 学校教育法施行規則（1947 年 5 月 23 日）第 1 条：「学校には別に定める設置基準に従い、その学校の

目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。(以下略)」などを参照。(前掲『近代日本教育制度史料』(23)、24・40頁。)

⁶⁹ 「法人許可手続について」朝山本文発第48号、在日本朝鮮人連盟山口県(以下黒塗り)発、山口県知事宛、1948年9月14日、山口県庁所蔵文書。

⁷⁰ 「小朝連小学校の経営について通告並戒告 発議」学第1802号、1948年10月8日、山口県庁所蔵文書。

⁷¹ 「朝連小学校経営について」山口県教育部長発、山口県朝連小学校(以下黒塗り)宛、学第1802号、1948年10月11日、山口県庁所蔵文書。

⁷² 「戒告」山口県知事発、山口県朝連小野田小学校宛、1948年10月11日、山口県庁所蔵文書。

⁷³ 「朝連小学校変更命令について」教学第41号、山口県教育委員会教育長発、山口県朝連小学校(氏名黒塗り)宛、1948年11月26日、山口県庁所蔵文書。

⁷⁴ 文部省「山口県の朝鮮人設置学校について」CIE(C)-04236。この文書が言及する山口県から文部省へ出した文書は確認できなかった。また、この文書の作成者や時期も不明であるが、内容から1949年1月以降であると判断できる。GHQ文書には文書とともに文部省学校教育局庶務課の事務官である高樋修の名刺が入っていたため、これは高樋から送られたものと推測できる。

⁷⁵ 同上、「山口県の朝鮮人設置学校について」

⁷⁶ 「朝鮮人設置学校の財団法人設立進捗状況について」発学第230号、文部省学校教育局長発、CIE宛、1949年4月26日、CIE(C)-04224。この通達4月25日のCIEの照会に対する回答である。

⁷⁷ 山口県では朝鮮人学校を閉鎖させようと文部省に打診したが、文部省から支持を得ることはできなかった。田中龍夫知事は、その間に独自に山口県内の朝鮮人学校を閉鎖させ、在日朝鮮人児童を公立学校に転入させる計画を進めた。1948年12月に警察が密輸や共産主義活動、北朝鮮旗の掲揚、(酒の)密造(bootlegging)、税金や収穫物の納付反対運動とともに、朝連活動を取り締まるための一環として計画されたが、同月に北朝鮮旗掲揚の取締に関連して警察と朝連関係者の間に衝突が起り、警察の行使力の不十分さから計画は延期された。(前掲“Report of Field Investigation of Korean Schools in Yamaguchi Prefecture”)

⁷⁸ 教育課連絡調査係(Liaison and Investigation Branch)、地方連絡官(Field Liaison Officer)

⁷⁹ “Korean Problem in Yamaguchi Prefecture”(16 April 1949, CIE(C)-04235)

⁸⁰ 同時期に、第一軍団軍政部が5.5覚書を踏まえて出された1948年5月6日の文部省通達(発学第200号)に基づく対応が各府県で充分実施されていないという情報を受け、京都連絡調整事務所を通じて府県に対して「朝鮮人学校数及びその在学生数(学校の種類別並びに南北鮮別)一般の小中学校における朝鮮在校生数」「教育委員会との協調状況」「最近特に留意すべき「トラブル」が起きていたらその具体的実情」の調査報告を求めている。(「朝鮮人教育に関する調査の件」中国連絡調整事務局局長発、山口県知事宛、中連合第33号、1949年1月31日、山口県庁所蔵文書。)

⁸¹ 前掲『山口県警察史 下』806、817～818頁。

⁸² 「鮮人問題に関し山口県副知事第八軍民事局に陳情の件」浜連機密本第137号、横浜連絡調整事務局局長鈴木九萬発、外務大臣宛、1949年8月29日、国立国会図書館憲政資料室鈴木九萬関係文書-147。

⁸³ 「鮮人問題に関し山口県より第八軍に陳情の件」浜連機密本第179号、横浜連絡調整事務局局長鈴木九萬発、外務大臣宛1949年9月16日、国立国会図書館憲政資料室鈴木九萬関係文書-152。

⁸⁴ 「山口県知事第八軍民事局長会談の件」1949年10月5日、横浜連絡調整事務局局長発、外務大臣宛、浜連機密本第207号、国立国会図書館憲政資料室鈴木九萬関係文書-155

⁸⁵ フランク・コワルスキー [1903-1976]: 米国コネディカット州生まれ。1930年米国陸軍士官学校を卒業、1937年マサチューセッツ工科大学で機械工学(兵器)科の修士号を取得、第二次大戦では欧州戦域総司令官アイゼンハワー大将の幕僚として訓練課長を勤め、欧州戦域平定に伴い、佐官級の米軍将校に降伏国の武装解除の方法を教育した。1947年日本に赴任。京都、大阪、中国の軍政部長を歴任。1950年4月、GHQ民事局長シェパード少将の副官として東京に赴任。同年6月下旬の朝鮮戦争勃発直後、軍事顧問団を組織し、初代幕僚長に就任した(フランク・コワルスキー『日本再軍備—私は日本を再武装した』サイマル出版会、1984年、2～3頁)。

⁸⁶ 閉鎖令は、朝連のほか、在日本朝鮮民主青年同盟、在日本大韓民国居留民団宮城県本部、大韓民国建国青年同盟塩釜本部に出された。

- 山口県では9月8日午前11時から朝連下関市の県本部と23支部、1705分会（1万9,398人）、民青の県本部ほか22支部、4分会（106人）の一斉事務所閉鎖と財産接収を行った。そして同月13日までは全ての下部組織まで終了した（前掲『山口県警察史 下』817～818頁）。
- ⁸⁷ 中山秀雄編『在日朝鮮人教育関係資料集』（明石書店、1995年）30～32頁
- ⁸⁸ この文部省の朝鮮人学校閉鎖措置については、松下佳弘の研究がある。この研究では、朝鮮人学校閉鎖措置をめぐる法的根拠の脆弱性を指摘するとともに、文部省や法務省などの関係所管庁や法的根拠の脆弱性を認識しつつも、そのなかで乱暴な法執行がなされたことを批判している。（松下佳弘「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討—法的枠組みに着目して—」『世界人権問題研究センター 研究紀要』(18)、2013年3月）
- ⁸⁹ 10月21日、山口県教育委員会が各市町村長に対し、在日朝鮮人学齢児童生徒の当該市町村公立学校の入学手続きをとるよう告示することを指示し、彼らを可能な限り収容し、原則として該当年齢学年に入学させること、「教育効果を上げるために適当な方法を取ることは差し支えない」とした。（前掲『山口県政史』1073～1074頁）
- ⁹⁰ 「解散団体が在日朝鮮人連盟及び在日民主青年同盟の関係学校の財産接収について」地第1804号、山口県知事発、宛先不明、1949年10月19日、山口県庁所蔵文書。
- ⁹¹ 「無認可学校の解散並に各種学校の取扱について」文化第529号、山口県知事発、朝鮮学校長宛、1949年10月19日、山口県庁所蔵文書。
- ⁹² 「六朝鮮学校を接収 許可申請手続を怠る」『防長新聞』1949年11月5日。これらの学校はいずれも1949年まで認可を受けていない。
- ⁹³ ここで閉鎖理由に挙げられたのは、朝鮮人学校の学校教育法第4条と第13条に対する違反である。学校教育法第4条は注44を参照。同法第13条は「左の各号の一に該当する場合においては、監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる。一、法令の規定に故意に違反したとき 二、法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき 三、六箇月以上授業を行わなかつたとき」、である。（前掲『近代日本教育制度史料』(23)、24～26頁）
- ⁹⁴ 『山口県政史』によると、学校閉鎖時義務教育該当児童が4,739人のうち公立小学校に就学している児童は2,114人、朝連小学校就学者は2,625人であり、そのうち1949年12月1日現在で転入している児童は916人である。（前掲『山口県政史 下』1075頁）
- ⁹⁵ これら2つの報告書の作成時期、作成者は資料に記載されていないため確認しかねるが、おそらく市の教育課が作成したものと思われる。
- ⁹⁶ 昭和館は、「内鮮融和」を掲げ、簡易宿泊・職業紹介・授産・就学準備教育等の事業のために用いられた。終戦直後は朝鮮半島へ帰還する朝鮮人の一時収容施設としても利用された。（前田博司『昭和館』の歴史『山口県地方史研究』(67)、1992年6月）
- ⁹⁷ 1949年10月24日の『防長新聞』によれば、10月21日に市内に在住する在日朝鮮人父兄と学童代表10名が市役所を訪れ、西村教育課長に対して「あくまで朝鮮文化をとり入れた教育をしてほしい…」と二時間余りの押し問答をしたという。
- ⁹⁸ “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”（日付不明） CIE(C)-06900
- ⁹⁹ 1949年10月24日の『防長新聞』によれば、向山小学校は「朝連本部関係の六百八十八名」が転入予定の学校であるが「同校はすでに定員をオーバーしているので従来の同本部小学校をゆずり受けて収容することになろう、教員はとりあえず各小学校から適任者をえらぶことになるが学童二十名に教員一人の割である」と書かれている。1948年12月に出されたとされる転入計画でも向山小学校への転入予定者は426名であることから、向山小学校への転入計画が本当にこの要求を受けたものなのか、現時点ではわからない。
- ¹⁰⁰ 前掲 “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”
- ¹⁰¹ 前掲 “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”
- ¹⁰² “Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”（日付不明） CIE(C)-06900
- ¹⁰³ 同上
- ¹⁰⁴ 1950年国勢調査では、下関在住の在日朝鮮人が7,167人であるのに対し、徳山市は650人である。
- ¹⁰⁵ 「報告書—下関朝鮮初等学院」（調査日1948年4月30日）山口県庁所蔵文書。

¹⁰⁶ 前掲 “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”

¹⁰⁷ 前掲 “Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”

¹⁰⁸ 1.24 通達も文部省から在日朝鮮人教育に対する指針を出すようにとの GHQ や府県からの照会や勧告の後に出されたものであった。

¹⁰⁹ CIE は 1947 年 10 月に出した文書では、「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外が認められるほかは、日本（文部省）のすべての指令にしたがわしめるよう、日本政府に指令する」と述べており、日本の法令や通達に従うことを前提に学校の運営及び朝鮮語の教授を認めている。（『戦後日本教育史料集成』編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第二巻』三一書房、1983 年、570 頁）この見解は、共産主義や北朝鮮を支持する教育を警戒するがゆえに学校を閉鎖させるべきだという後の見解とは大きく異なっている。

¹¹⁰ 「朝鮮人学校閉鎖に関する件」中連調第 147 号、中国連絡調整事務局長発、外務大臣宛、1949 年 10 月 31 日。『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（外交記録公開文書 F-0043）外務省外交史料館所蔵。

第二章 公立朝鮮人学校の開設と廃止

はじめに

前章では、占領期に在日朝鮮人教育が日本の教育法制下に取り込まれ、私立朝鮮人教育施設が文部省や GHQ、地方自治体や地方軍政部の統制を受けて閉鎖に至る過程について、山口県に焦点を当てて検討した。そして、1949 年 10 月から 11 月にかけて文部省によって朝鮮人教育施設が一斉に閉鎖された後、山口県下関市では朝連下関小学校の施設が下関市立向山小学校分校として使われたことを確認した。本章では、このように旧来の朝連教育施設を使って運営された公立朝鮮人学校を取り上げる。

公立朝鮮人学校とは、1949 年から 1966 年の間、朝鮮人児童生徒を対象に、朝鮮語や朝鮮史を教えることを認めた初等中等教育機関である。公立朝鮮人学校の開設時期は 1949 年 11 月から 1950 年 4 月までの間に集中しているが、廃止時期は様々であった（表 2-1）。また、在日朝鮮人の在住地域と公立朝鮮人学校の開設状況を参照すると、公立朝鮮人学校は在日朝鮮人の集住地域に開設されたが、学校数と在住者数は比例しない（表 2-1・表 2-2）。

既往の研究において、公立朝鮮人学校は、1949 年の私立朝鮮人教育施設閉鎖後に在日朝鮮人父母や教師、児童生徒らの強い要求によって実現した学校で、「相当程度の民族教育の実質化が実現しえた」場として捉えられてきた¹。一方、「日本の国民教育のための公立学校でありながら、その実質が朝鮮人学校であることの二面性からくる様々な矛盾」があるために²、在日朝鮮人の「民族教育」が阻害された場ともみなされてきた。これらの研究では、朝鮮人児童生徒に朝鮮語や朝鮮史を教えたいという在日朝鮮人の強い要望が公立朝鮮人学校開設の要因であることが強調されてきた。しかし、公立朝鮮人学校の開設を可能とした制度的根拠が何であったのか、どのような経緯で 1966 年までに全てが廃止になったのかという点は充分検討されてこなかった。

そこで、本章の第一節では、なぜ在日朝鮮人を対象とする公立学校が開設されたのかという点を、公立朝鮮人学校開設を可能とした制度的枠組みや実際に公立朝鮮人学校を開設した自治体における決断について、いくつかの地域の事例をもとに明らかにする。

第二節では、公立朝鮮人学校開設後の運営状況を検討する。在日朝鮮人を対象にした公立学校では、学校における教育内容や教員任用等が日本の法制度に規制された一方、人件費や設備費は公費によって賄われた。旧朝連系の朝鮮人学校が公立学校として運営されるなかでどのような状況が生じたのかという点について、とりわけ神奈川県に焦点を当て、財政状況や教員雇用、教育内容、就学児童の動向を明らかにする。

第三節では、公立朝鮮人学校の廃止過程を検討する。公立朝鮮人学校の設置主体は地方自治体であり、その設立も任意であったため、廃止時期や理由は自治体によって異なった。

1955 年に廃止された都立朝鮮人学校については先行研究の蓄積がある。その一方で、1955 年以後も存続した神奈川・愛知・兵庫などの公立朝鮮人学校については、これまで殆ど検討されてこなかった。そこで、第二節に引き続き、第三節でも神奈川県に注目し、公立朝鮮人学校廃止までの地方自治体と朝鮮人団体の交渉、公立朝鮮人学校廃止後の教育施設を私立各種学校として認可する方法を模索した県・市の関係者会議の様子、こうした動きを監視・介入しようとした文部省の動向を明らかにする。

(表2-1) 公立朝鮮人学校の名称・所在地・開設時期・廃止時期

	学校名	所在地	出典	開設年月日	出典	廃止年月日	出典	
1	東京都立第一朝鮮人小学校	荒川区日暮里町2－29	(a)	1949年12月20日	(e)	1955年3月31日	(e)	
2	東京都立第一朝鮮人小学校（分校）	文京区白山御殿町20						
3	東京都立第二朝鮮人小学校	江東区深川枝川町1－9						
4	東京都立第三朝鮮人小学校	板橋区板橋町4－1， 509						
5	東京都立第四朝鮮人小学校	足立区本木町1－321						
6	東京都立第五朝鮮人小学校	葛飾区奥戸本町1， 323						
7	東京都立第六朝鮮人小学校	大田区調布千鳥町708						
8	東京都立第七朝鮮人小学校	品川区大崎本町5－648						
9	東京都立第八朝鮮人小学校	世田谷区池尻町72						
10	東京都立第九朝鮮人小学校	杉並区阿佐ヶ谷4－373						
11	東京都立第十朝鮮人小学校	墨田区吾嬬町西7－20						
12	東京都立第十一朝鮮人小学校	立川市錦町4－35						
13	東京都立第十二朝鮮人小学校	南多摩郡町田町原町田977						
14	東京都立朝鮮人中学校	北区上十條2－22						
15	東京都立朝鮮人高等学校	北区上十條2－22						
16	神奈川県横浜市立青木小学校沢渡分校	神奈川区沢渡21	(b)	1949年11月11日	(f)	1965年12月24日	(m)	
17	神奈川県横浜市立下野谷小学校小野分校	鶴見区小野町10		1949年11月4日	(g)			
18	神奈川県川崎市立桜本小学校分校	川崎市桜本2－56						
19	神奈川県川崎市立高津小学校分校	川崎市溝ノ口362		1949年11月24日	(h)	1966年3月31日		
20	神奈川県横須賀市立諏訪小学校分校	横須賀市小川町17						
21	愛知県名古屋市中村区牧野小学校分校	名古屋市中村区牧野町		1949年	(i)			
22	愛知県名古屋市中村区豊年町	名古屋市中村区豊年町				1961年8月31日		
23	愛知県名古屋市中村区九番町	名古屋市中村区九番町						
24	大阪府大阪市立西今里中学校（西今里中学校）	大阪市東成区西今里町4-2		1950年7月1日	(j)			
25	兵庫県尼崎市立武庫小学校守部分校	尼崎市守部小松道		1949年12月24日	(k)	1966年4月11日		
26	兵庫県尼崎市立大庄小学校分校	尼崎市大庄中道5		1950年4月1日		1965年7月18日		
27	兵庫県尼崎市立大島小学校大島分校	尼崎市今北				大島分校へ統合		
28	兵庫県尼崎市立立花小学校分校	尼崎市小中島町			1966年4月11日			
29	兵庫県尼崎市立園田小学校分校	尼崎市三反田浜		1950年8月25日		(l)		
30	兵庫県伊丹市立神津小学校桑津分校	伊丹市東桑津						
31	兵庫県明石市立林小学校船上分校	明石市船上大坪						
32	兵庫県高砂市立高砂小学校木曾分校	高砂市高砂町木曾町						
33	岡山県岡山市立中学校分校		(c)	1949年11月4日	(c)	1950年8月31日	(c)	
34	岡山県岡山市立小学校分校							
35	岡山県和気郡伊部小学校光が丘分校							
36	岡山県浅口郡連島西浦小学校亀島分校					1950年9月12日		
37	岡山県浅口郡連島中学校亀島分校							
38	岡山県倉敷市西小学校向市場分校							
39	岡山県津山市立小学校分校							
40	岡山県久米郡吉岡久木小学校藤原分校							
41	岡山県阿哲郡井倉小学校井倉分校							
42	岡山県児島市立小学校砂走分校							
43	岡山県倉敷市立連島町小学校分校	水島明神町	(b)					
44	岡山県倉敷市立連島中学校分校	水島明神町						
45	山口県下関市立向山小学校大坪分校	下関市東大坪町	(d)	1949年12月19日	(d)	1953年3月15日	(d)	

- (a) 在日本朝鮮人学校PTA全国連合会・東京都立朝鮮人学校教職員組合「教育の自由を守るためにー在日朝鮮人青少年教育問題についてー」(1952年6月)(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成(戦後編)第7巻-都立学校関係』)
- (b) 自民党政調会外人教育小委員会『外人教育関係資料』出版年不明。表中のデータは1965年3月30日現在のものである。
- (c) 岡山県教育委員会『岡山県教育史 続編』1974年。
- (d) 前田博司「その後の「昭和館」」『山口県地方史研究』(68)、1992年11月。
- (e) 東京都立朝鮮人学校教職員組合情報宣伝部編「民族の子ー朝鮮人学校問題」(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成(戦後編)第7巻-都立学校関係』)
- (f) 横浜市教育局編『横浜市学校沿革誌』1957年。同書続編、1976年。
- (g) 神奈川県教育庁「川崎市立桜本小学校分校概要」(1965年9月8日)(神奈川県教育委員会総務室班『朝鮮人分校関係』、1961年、神奈川県公文書館所蔵)
- (h) 横須賀市立諏訪小学校分校「最近の朝鮮人学校の実態」(1965年3月)(神奈川県教育委員会総務室班『朝鮮人分校関係』)
- (i) 愛知県朝鮮中高級学校教員OB会・中高創立60年史発行委員会『愛知朝鮮中高級学校60年の歴史 年表と資料・解説』2009
- (j) 森田恭介「私的、西今里朝鮮中学校史」『日本人教師が辿った在日朝鮮人教育戦後(大阪)史(一)』朝鮮資料研究所、1972
- (k) 尼崎市教育委員会編『尼崎市戦後教育史』1974年。
- (l) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史 第3巻』1972年。
- (m) 内外情勢調査会「朝鮮人学校の実態ー朝総連と外国人学校制度反対の動き」『国内情勢解説』(168)、1966年5月。

(表2-2)都道府県別在日朝鮮人数と割合 [上位10都府県] 1955年9月末

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	全国総数
県名	大阪	東京	兵庫	京都	愛知	福岡	山口	神奈川	広島	岡山	
人数	115,835	51,568	51,005	38,371	37,868	32,274	28,367	21,089	16,915	12,874	574,510
割合	20.16%	8.98%	8.88%	6.68%	6.59%	5.62%	4.94%	3.67%	2.94%	2.24%	100%

森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』(明石書店、1996年)より作成。典拠は法務省「在留外国人統計」。

第一節 公立朝鮮人学校の開設

第一項 公立朝鮮人学校開設を可能とした制度的枠組みの形成

(1) 私立朝鮮人教育施設に対する無認可・非援助の方針

戦後日本における朝鮮人教育施設の取扱いに関する施策は、朝鮮人児童生徒のための教育施設が私立団体によって運営されることを前提に進められた。しかし、終戦直後には日本政府が朝鮮人教育施設の設立運営に関与することも議論の俎上に載せられていた。そのことを示すのは、1946年8月28日にCIE教育課職員のウィグルスワース(Edwin F. Wigglesworth)がオア(Mark T. Orr)教育課長に出した内部文書「岐阜県における特設朝鮮人学校」である³。

これは、1946年6月14日に107軍政中隊隊長⁴がSCAPに送付した照会に回答するために、ウィグルスワースが作成した具申書である。この文書では、「日本政府によって援助される朝鮮人学校の設立と運営」と「私的財源によって援助される朝鮮人学校の設立と運営」という2つの課題について、ウィグルスワースが自身の見解を述べている。この文書では、文部省学校教育局長の日高第四郎がCIEに「朝鮮人のために別個に学校を設置して運営することは日本政府の方針ではない」と伝えたことが記されている⁵。そして、ウィグルスワースはCIEとしても「日本政府が朝鮮人学校の設立運営を援助することは推奨しない」という方針を採用するよう上申した⁶。なお、ここでいう「援助(support)」とは、文脈から財政的な支えを意味していると判断できる。

また、ウィグルスワースの文書によれば、日高教育局長は私立朝鮮人教育施設設置認可の申請について、「もしも朝鮮人集団が私立学校の設立を希望したら、文部省は朝鮮人集団に対してなんら差別することなく、首相に照会するために申請書を受理するだろう」と説明したという。これに対して、ウィグルスワースは「(1)特設学校が重大な紛争を引き起こしうる少数集団を育成する危険性、(2)朝鮮人の帰還がいまのところ先のことであり、朝鮮少数集団の減少は近い将来では期待できず、数年以上はかかると考えられること、(3)朝鮮本土の国家独立や再建を主張する日本における特設朝鮮人学校の要求は、適合性を欠くこと」を考慮するべきだとして、「私的財源による朝鮮人学校の設立および運営については、もっぱらその教育的効果がある場合と朝鮮人への深刻な差別を含む悪環境の地域的な状況がある場合に限り、他の私設団体からの申請と同様に扱われるべきである—しかし概してCIEは、前述した特設の少数集団施設によって惹起する摩擦を念頭に置き、朝鮮人私立学校の申請を否定的にみるべきである」と記している⁷。

1946年8月31日、SCAPが第107軍政中隊隊長に回答文書を送付した。この内容は、前掲のウィグルスワース文書の内容と重なっており、「日本政府が朝鮮人学校の設立運営を援助することは文部省の方針に反する。いかなる特定の団体あるいは国民のための学校

を援助しないのが文部省の方針である。SCAPはそのような方針に反対を唱えない」と記されていた⁸。以上より、日本政府が朝鮮人教育施設の設置運営に対して財政的な援助をしないという文部省の方針は、日高教育局長からCIEに伝えられ、CIEとSCAPも支持したことが確認できる。

1946年7月1日、外国人が外国人子弟のために学校を設置する場合の取扱について、岐阜県教学課長からの照会に、都道府県教学課長宛の文部省学校教育局中等教育課長が回答した。これが第一章で取り上げた戦後最初の在日朝鮮人教育に関する文部省通達である。この通達で、文部省は「外国人でも日本国内で学校を設置しようとする場合は夫々の規定に依って認可を受ける必要が」あり「外国人が国内で外国人を教育する為の学校を設置しようとする場合は私立学校令に依るべき」であること、「その場合学校の基礎を確実にする為財団法人組織であることが望ましい」という見解を示した。しかし、通達の最後にある「現在朝鮮人が日本国内で朝鮮人を教育する学校を設置せんとしています、朝鮮人が外国人として取り扱われますか」という問いに対しては、「朝鮮人の取扱については関係方面へ照会中であるから確定次第回答する」として、在日朝鮮人の教育施設を他の外国人が設置運営する教育施設と同様に扱うことを留保した⁹。

1946年7月の文部省通達で先送りにされた「朝鮮人の取扱について」の回答は、同年9月12日に文部省学校教育局長が東京都教育局長に通達した「朝鮮人の学校設置に関する件」の写しを都道府県教学課長に回送することで「御了知せられたい」とされた¹⁰。

1946年9月12日の文部省通達は「日本在住の朝鮮人が朝鮮人教育の為現行法令に依拠して各種学校の設置認可を申請した場合は之を詮議して差支ない」という内容で¹¹、先の岐阜県教学課の照会に直接的に答えたものではない。文部省がこの通達で「詮議して差支ない」と述べたことは、朝鮮人教育施設を他の外国人学校と同様には捉えておらず、積極的に認可しようとはしなかったとみることができる。

1946年9月の時点で、文部省が私立朝鮮人教育施設に認可を義務付けなかったのは、前掲のウィグルスワースの文書にみられたCIEの朝鮮人学校に対する認識の影響を受けたためではないかと考えられる。1946年7月、岐阜県からの照会に際した文部省の回答は「朝鮮人の取扱については関係方面へ照会中」とあり、この「関係方面」のなかにはCIEも含まれたと考えられる。CIE職員であるウィグルスワースと文部省学校教育局長であった日高第四郎が1946年8月頃に会っていたことは先の文書からも確認できる。この時に、ウィグルスワースが抱いた「重大な紛争を引き起こしうる少数集団を育成する危険性」等への危惧が、文部省側に伝えられたと推測できる。

（2）在日朝鮮人の就学義務と私立朝鮮人教育施設の閉鎖

私立朝鮮人教育施設の取扱いは、1948年1月24日の文部省通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」（1.24通達）によって転換した。第一章でも述べたように、1.24通達では在日朝鮮人にも就学義務があることを明示したうえで、朝鮮人学齢児童生徒を対象として運営される私立教育施設は「一条校」でなければならないと定めた¹²。在日朝鮮人に就学義務を課して「一条校」を強制したことは、公立朝鮮人学校開設の制度的基盤として重要な意味を持つことになる。

私立朝鮮人教育施設の多くは1945年10月に結成した朝連のもとで体系的に運営され、1948年5月に文部大臣森戸辰男と朝鮮人教育対策委員会責任者の崔瑠根が調印した覚書

に従って、多くの教育施設が学校教育法第一条で定める学校として「認可」を受けた。しかし、文部省は 1949 年 9 月に朝連が解散したことを理由に同年 10 月から 11 月にかけて私立朝鮮人教育施設を一斉に閉鎖した¹³。

1949 年 10 月 12 日、閣議では「朝鮮人学校の処置方法」を次のように決定した¹⁴。

- 一、朝鮮人子弟の義務教育はこれを公立学校において行なうことを原則とすること。
- 二、義務教育以外の教育を行なう朝鮮人学校については、嚴重に日本の教育法令その他の法令に従わせ無認可学校はこれを認めないこと。
- 三、朝鮮人の設置する学校の経営等は自らの負担によって行なわれるべきであり国又は地方公共団体の援助は一の原則から当然その必要がないこと。

この文書からは、朝鮮人学齢児童生徒も公立学校に通わなければならないことや、朝鮮人子弟を教育する教育施設は認可を受けなければならないこと、朝鮮人教育施設に対して国や地方自治体が助成しないことを閣議で決定したことが確認できる。

閣議決定の翌日の 10 月 13 日、文部省管理局長と法務府特別審査局長は、都道府県知事と都道府県教育委員会に「朝鮮人学校に対する措置について」を通達した。この通達では、閣議決定に基づいて別に措置要綱を定め、教育基本法などの法令に従って監督庁の命令を私立朝鮮人教育施設に遵守させるよう再度命じた。そして「旧朝鮮人連盟の本部、支部などが設置していた学校は、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして処置すること」や、その他の教育施設からも朝連の構成員や主義・主張を払拭させるよう命じた¹⁵。

これにより、大阪の白頭学院が運営する小・中・高等学校の計 3 校を除く朝鮮人教育施設が認可されず閉鎖され、財産も接収された¹⁶。1949 年 10 月 19 日と 11 月 4 日に閉鎖された私立朝鮮人教育施設は、37 都道府県において、小学校 302 校（児童数 35,095 人）、中学校 16 校（生徒数 3,703 人）、高等学校 4 校（生徒数 306 人）、各種学校 40 校（生徒数 1,489 人）、計 362 校（40,593 人）¹⁷にのぼった。こうして、約 35,000 人の朝鮮人学齢児童と約 3,700 人の朝鮮人学齢生徒が就学先を失い、公立学校への転入を余儀なくされたのであった¹⁸。

第二項 暫定措置としての公立朝鮮人学校の容認

前項でみたように、在日朝鮮人に義務教育を課し、後に「一条校」を含む殆ど全ての私立朝鮮人学校を閉鎖したことによって、在日朝鮮人が公立学校に通わなければならないという仕組みができた。しかし、多数の在日朝鮮人児童生徒の受け入れ先となる公立学校を運営する地方自治体のなかには、受け入れが困難であると表明し、文部省や法務府に対して、校舎や設備の不備等を理由に旧朝連学校を公立分校として改組することを認めるよう要請する自治体が表れた。たとえば、山口県下関市では下関市助役である鈴木壽男¹⁹が 1949 年 10 月 25 日の市議会定例会で、次のように説明した記録が残されている²⁰。

市内にある朝鮮人の学校はさきにいろいろの問題を含んでおりましたが今月二十日に朝鮮人連盟の関係する学校は一切閉鎖を命じられまして接収されたのであります。市内においては大坪にある学校に六百八十名と彦島同二十名乃至三十名を収容しておりますがそのため朝鮮人の子弟は差当りの場所がなくなるので市に多数参ってい

ろいろ申入れをしたようなところもあります。（中略）現在において朝鮮人の子弟で従来就学していたものはこれを市内の各小学校に収容しなければならない筋合になっておるのであります。それでそれぞれ手当をしておりますが大坪におるものは殆んど向山学校に収容する建前でありますが教室などにも余分がないので一番理想としては現在まで朝鮮人側で使っていた昭和館という建物を市で譲りうけて分校の^{ママ}形で経営することが設備の点から申しまして日本人の子供を教育する上からいっても一番好都合なのであります。従ってこの点を強力に県に交渉しました。而しこれは国が接收したのでありますから使用はむつかしいのであります。これは県のやや思い切った応急措置として市の方口暫らくこれを使わせてもらうように取図りました。正式の許可は東京からうけることになっております。

市議会での鈴川助役の説明によれば、旧朝連下関小学校を使って公立分校を設置することが可能ならば、朝連下関小学校にいた児童を市立向山小学校に実際に転入させなくとも彼らを公立学校に就学させることができるため、これが「設備の点」でも「日本人の子供を教育する上」でも「一番好都合」であるという。鈴川助役は、以上のように述べた後で「ここで教育する、その教育に当るものは無論日本の資格をもった先生をこれに当て教育基本法に基づき教育する方針」だと述べ、教員の任用や教育内容の面で朝連小学校との違いを強調した。こうした下関市の対応からは、文部省の施策を実施することを前提としつつも、市の支出軽減や日本人児童の教育の「質」を優先するなかで、公立分校設置を最善と判断したことがうかがえる。同様の要請は、神奈川県からも出されている。今里幸子が明らかにしたように、神奈川県では校舎の不足や日本人児童の増加を理由に、市長や県知事が法務総裁に朝鮮人学校接收校舎を一次的に使用できるよう許可願を出したことが確認できる²¹。

1949年11月1日、文部事務次官は都道府県知事と都道府県教育委員会に「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」を通達した。この通達の内容は「公立学校で朝鮮人に朝鮮語、朝鮮歴史等を教えることができるか」「教員の資格のある朝鮮人を公立学校に採用できるか」という問いに対する回答であった。その文末には、公立朝鮮人学校について次のように記された²²。

収容すべき朝鮮人児童、生徒は一般の学級への編入が適当であるが、学力補充その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない。なお学区については、日本人児童、生徒と同様にすることが原則である。

文部省は、この通達において、朝鮮人児童生徒を一般の公立学校の学級に編入することを原則としていた。しかし、一方でやむを得ない場合の一時的な措置として、朝鮮人児童生徒のみを対象とした公立分校の設置を認めた。

前項でみたように、文部省は朝鮮人児童生徒のための教育施設を財政的に援助する方針を終戦直後から持っていなかった。1949年10月の閣議決定の第三項でも、私立朝鮮人教育施設の運営に対して国や地方公共団体は公費を支出しない方針を明確にしていた。

1949年11月の文部省通達の内容は、こうした方針と整合性を欠いていた。それにもか

かわらず、文部省が朝鮮人児童生徒を対象とした公立分校を認めたのは、1.24通達で取り決めた在日朝鮮人の就学義務、私立朝鮮人教育施設の一斉閉鎖、それに伴う公立学校への朝鮮人児童生徒の転入という一連の施策を遂行するためには、地方自治体からの分校設置の要望に応えなければならなくなったためであった。

第三項 公立朝鮮人学校開設の経緯

1949年11月1日、文部省は「やむを得ない事情」がある場合に限り「当分の間」は公立朝鮮人学校の設置を認めた。公立朝鮮人学校の開設は、在日朝鮮人の要求や地方自治体の方針、朝鮮人団体と行政当局の交渉の在り方により、様々な経緯を辿った。ここでは、開設の経緯がある程度確認できた岡山県と兵庫県の事例を取り上げる。

(1) 岡山県の場合

岡山県の場合、公立朝鮮人学校の開設は私立朝鮮人教育施設の閉鎖接收を完遂するため、県が在日朝鮮人の代表と結んだ協定に基づいて実現した。1949年11月19日に中国終戦連絡事務局長が外務大臣に送った報告「朝鮮人学校閉鎖に関する件」によれば、岡山県では同年11月4日、私立朝鮮人教育施設を閉鎖接收する際に「警察官の出た事が

朝鮮人側を刺激し岡山市、津山市及び因部（インベ）において鮮人との間にある程度の紛擾」

が起こったという。そして、「従来県側と協力して来た鮮人等も警察官を伴っての早期の手入れは不穏当であると申し入れたので県では接收執行を一時停止し、午前十時から県庁内で鮮人代表二名に県側は副知事、総務部長、教育委員会より委員長と教育長が代表で集り」正午過ぎに協定を結んだ。この協定の趣旨は「一、法令の許す範囲内で朝鮮語及び朝鮮史の授業を認める。二、鮮人側は教育活動を停止し父兄学校当局共接收に協力する」ことであった。協定締結後、その日のうちに私立朝鮮人教育施設は閉鎖接收、「県では従来の朝鮮学校校舎をそのまま日本側学校の分校」にするために動き始めた²³。

岡山県での公立朝鮮人学校の開設は、県が協定に基づいて朝鮮語や朝鮮史の授業をする場を設置したことを意味したが、行政側には別の思惑もあったようである。前掲の中国連絡調整事務局長の報告には、次のように記されている²⁴。

月々五百円程度を負担しました多く遠距離通学の必要があったため費用もかさみ不便でもあったのでまず分校として日本側の管理に置かれて良質の教師に接し設備も改善されれば漸次その真価を認めやがては学区制に従って最寄りの学校に子弟を送るようになるであろうとの県庁教育委員会及び警察側の観測である。

原史料に欠落があるが、文脈から私立朝鮮人教育施設に児童を通わせた父母について書かれていると推測できる。この文書からは、県教育委員会や警察が私立朝鮮人学校に通う朝鮮人児童生徒の不便さや経済的な負担を把握していたこと、朝鮮人教育施設を「日本側の管理」のもとに置くことで教師の質や設備を「改善」できるという想定に立って、公費によって朝鮮人学校を運営し、在日朝鮮人たちに公立学校の「真価」を認めさせたい、そのことを通じて自主的に学区内の公立学校に就学させたいと考えていたことが読み取れる。

こうした「県庁教育委員会及び警察側の観測」は、強圧的な態度では在日朝鮮人を公立学校への就学させることができないことを認識していたとも読める。公立朝鮮人学校開設の基盤には、暫定的に「日本側の管理」においた朝鮮人学校を認めることが、公立学校に子弟を通わせたいと朝鮮人父母に実感させ、主体的に公立学校を選ばせるために有効であるという、岡山県教育委員会や警察の淡い期待があったといえる。

しかし、公立朝鮮人学校が開設されると、朝鮮人父母の教育活動は「県庁教育委員会及び警察の観測」とは異なる方向へ向かった。『岡山県教育史・続編』によれば、1950年4月3日に県教育委員会は「過去数か月間各分校の教育が実際は鮮主日従の教育で朝連学校の延長の如くであったのを改めて、教育は日本人教師を中心として規定通り授業し、朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理のみを朝鮮人教師によって行うこと」を命じる趣旨の通達を各分校に出したとある²⁵。これらの学校では、公立朝鮮人学校として再開してまもなく朝鮮人教師が教育活動の中心を担い、朝鮮語や朝鮮史以外の教科も教えていたようである。

1950年7月8日、1949年11月4日に岡山県と協定を結んだ朝鮮人代表6名が「我々代表はその間の折衝に立って到底十一月協定線に立ち返らせる責任がもてなくなった」と、今後は協定の内容を在日朝鮮人側が遵守することに責任を取らないと表明した²⁶。

7月20日、岡山県教育委員会は、先の6名の代表者には含まれなかった新たな代表の金晟洛に対して、「善処方を強力に要請」した²⁷。さらに7月23日には、「現状のまま遷延することは子弟の教育を阻害するに止らず、保護者の子弟就学についての義務不履行による法令違反の責任を追求されることになるから、速やかに法定の義務教育を受けさせるよう態度を決定されたい」と通知し、8月29日の午前中までに回答するよう命じた。

これに対し、8月29日の午後、父母代表として金晟洛が「従来の態度をいよいよ強化拡充せんとする態度を明白に回答してきた」という²⁸。

このことを理由に、岡山県教育長は同年8月31日と9月12日の二度にわたり公立朝鮮人学校の閉鎖を命じた²⁹。「協定に基づき公立学校としての性格を逸脱しない範囲内での存続が認められた」阿哲郡井倉小学校井倉分校と児島市立小学校の二校は、「日本人教師を中心として規定通り授業し、朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理のみを朝鮮人教師によって行う」ことを条件に存続した³⁰。しかし、その他は開設から半年で閉鎖されたのであった。

（2）兵庫県の場合

兵庫県では1949年11月4日の私立朝鮮人教育施設の閉鎖後、連日県庁に赴いて朝鮮人児童生徒や父母が知事や総務部長への面会を求めたり、警察署や市役所に赴いて閉鎖令撤回等を要求したりする者が後を絶たなかった。しかし、県は朝鮮人側の要求を一切受け入れず、私立学校と公立学校のいずれにおいても朝鮮人児童生徒のための独自の教育を認めない方針を貫こうとした³¹。このことは1949年11月11日に兵庫県庁で行われた副知事・総務部長・教育室長各方地方事務所総務課長、其の他関係官が出席した会議で、

「兵庫県のとる方針としては中央政府のきめた政策に従う必要があること、従って閉鎖令は撤回され得ないこと」「朝鮮人生徒が日本人公立学校に編入されたならば日本の教科書で学ぶ必要があること」「朝鮮人講師の雇用は、中央政府の指令がある迄は早急にはなされないこと」を決定したことからも確認できる³²。

上記のような兵庫県の方針に対し、尼崎市長六島誠之助は旧朝連学校の校舎を利用し、公立分校を設置しようとした。六島は1949年12月1日、兵庫県教育委員会に「尼崎市

立小学校分校設置要望書」を提出した。この要望書では、「去る十月二十一日より本日まで殆ど連日朝鮮人元教員父兄代表或は生徒児童が個別に集団的に分校の設置朝鮮人教員の採用、集団入学、特殊学級の設置等の要求貫徹のために陳情」に来ており、「其の都度文部省通牒「受入れについて」の事項を細部に渡り手落ちのない様通告し説得指導」したものの「毫も理解反省することもなくあらゆる手段を以て反駁して居る」状況を説明した。そのうえで、最近「連日直接に学校へ元教員、父兄生徒児童等集団的に参集致し校長に面会を求め集団入学等を強要してそのため校長初め職員一同は疲労困憊其の極に達しまして日本人児童の教育に多大の支障を与え」ており、「尚神聖なる校内でこのような醜悪なる状況を日本人児童の目にとどまることは教育上由々しき大問題でありまして戦慄を禁じ得ない」と述べた。そして、「朝鮮人学童の授業妨害によりまして正常なる授業の不可能なることは火を見るよりも明らか」であり、「この重大なる問題につきましては最善の努力を尽して居りますが、結局従来の朝鮮人学校を公立学校の分校としまして彼等を当該分校へ入学せしむるより手段はないものと存ずる次第」として、「一日も早く分校設置認可を御取計ひ下さい」「本市小学教育未曾有の危機を未然に防止し且つ善処下さい」と訴えた³³。六島市長が要望書で公立朝鮮人学校の必要性を主張した背景には、朝鮮人児童が公立学校で陳情することによって日本人児童の教育に様々な支障を来しているという現状認識と、今後さらにそれが拡大するという恐れがあった。

分校設置要望書を出した翌日の 1949 年 12 月 2 日、尼崎市立武庫小学校では朝鮮人児童 200 名が朝鮮語による教授を要求し、教員を教室に閉じ込めたり窓ガラスや備品を壊したりした。「本市小学教育未曾有の危機を未然に防止」するために 1 日も早い分校設置認可を求めている六島市長は、この事態を機として、市長の責任において元の朝鮮人教育施設を使用して仮の分校を開校することを決定した。

翌 12 月 3 日、尼崎市の助役と学務課長が兵庫県知事に面会し、武庫小に分校を設置することを決定するに至った経緯を説明した。これについて、1949 年 12 月 6 日に助役が尼崎市議会協議会で説明した内容は次のとおりである³⁴。

私（助役）と学務課長と 3 日の土曜日県に行って先ず知事に会い、今日までの経過を一応御報告申し上げたところ、知事は国警本部からの報告によって知っておったので、非常に困るやろうということであった。それでどうしても朝鮮人学童だけは別に教育しなければ、朝鮮人の教育も日本人の教育も出来ない恐れが多分にある。それで是非一つ分校を設置して貰いたいということで話したところ、教育長の諒解があったらよい、学校閉鎖については私の方の権限であるが、分校設置ということは教育委員会の権限であるから、それさえよいということなら私の方は建物を使ってもよいということであった。それでなお学校閉鎖については総務部調査課の関係があるから、その方も話をしておいて貰ったらということで、知事から調査課長に電話をして貰い会いに行った。そして武庫校事件の概略を説明して、丁度そこへ来ておった進駐軍のピアソン氏もこれを聞いて、月曜日に尼崎へ視察に来るということになり、そこへ教育長より電話があつて、『来て呉れ』ということで、教育長のところへ行って色々話をしたところ、そういう日本人児童ならびに朝鮮人父兄との対立というようなことになっておるなら、正式の分校として許可するとか何とかということは難しいかも知れん。それでそれは教育委員会の審議を待つとして、月

曜日からの差当りの応急措置としてとに角くその朝鮮人児童を仮に元の分校に収容して、教育は無論国の方針に随って日本人教育をやっていくことなら含みおこうということ、それでなお向うからこういう要望があるから、研究時間というもので余暇を利用して朝鮮語、朝鮮歴史等を教えてくれということであるがということに対して、市長の責任において設置するとまで云われるなら含みおこうということであった。

また、上記の文章に続けて、他の分校についても「あくまでも日本の教育方針に従うこととして各校区の学校の分校としていく方針で市内の 5 校全部を分校とすることで一応含み置くの了解を得た」ことが『尼崎市議会史』に記されている³⁵。

『尼崎市議会史』によれば、尼崎市長が武庫小学校に朝鮮人児童のための分校を設置すると決定したことを初めに知事に報告したのは、国家地方警察（国警）の本部であった。時間の経過をみても、国警の対応は非常に早い。こうした対応には、武庫小学校における朝鮮人児童たちの行動や尼崎市長の措置に対する国警の危機意識が表れている。

尼崎市の助役らの訪問を受けた兵庫県知事は、「非常に困る」と述べたものの、分校設置に強く反対したわけではなかった。むしろ、接收した建物の使用を許可し、指示を仰ぐよう教育長や総務部調査課に取り次いでいる。知事は、分校設置は「私の権限」ではないという立場をとり、教育長に判断を委ねたようである。

兵庫県教育長は、「日本人児童ならびに朝鮮人父兄との対立」は、分校を設ける理由にはなり得ないという見解を示したが、とりあえず月曜日（12 月 6 日）に朝連教育施設を利用することは暫定措置として認めた。そして「日本の教育方針」に従うことを条件に、市長の責任において公立朝鮮人学校を開設することを「含み置く」とした。

「含み置く」という形で兵庫県教育長が分校設置を容認した翌 12 月 4 日、尼崎市役所では朝鮮人父母代表 5 名と市長、市議会文教委員会、武庫小学校校長が協議した。神戸連絡調整事務局長の報告によれば、六島市長が分校設置の旨を述べて事件の解決に協力を求めたところ、朝鮮人側代表も「五項目にわたる誓約書を入れて、事件の解決に誠意を表明したので、市当局も仮分校の教官に朝鮮人教員の採用を諒承、これが適任者の推薦方を代表側に委任」することとなったという³⁶。仮分校として開校した学校は 1949 年 12 月

24 日に正式に尼崎市立武庫小学校守部分校となり、翌 1950 年 4 月には尼崎市内に、大庄・大島・立花・園田の四小学校分校も開校した³⁷。

12 月 3 日の時点で、兵庫県知事は尼崎市の対応に強く反対しなかったようであるが、県では尼崎市長が公立朝鮮人学校を開校したことを受けて、他市がその影響を受けることを警戒した。1949 年 12 月 8 日に神戸連絡調整事務局長が外務大臣に宛てた報告「武庫小学校騒擾事件に伴う朝鮮人父兄の動向に関する件」では、とりわけ郡部において「日本過激分子、旧朝連系分子」に「自治体警察、地方市町村教育委員会の弱体につけこみ」

「強硬に交渉すれば相当の要求が容れられるとの確信を」持たせることになったと捉え、「近く行はれる筈の兵庫県庁、兵庫県教委、神戸市役所、神戸市教委と朝鮮人口との朝鮮人学校閉鎖後の措置に関する会見には、彼等は本事件を例にとって強硬な態度に出るものと予想される」とみている。12 月 8 日時点では、県関係者は、尼崎市での対応をあくまで限定的な措置と捉え、広範に公立朝鮮人学校を開設することには否定的であった。

しかし、1950 年 3 月、兵庫県副知事と県教育委員会は、朝鮮人代表との間に覚書を交

わし、公立朝鮮人学校設置を正式に認めた。覚書の「一、分校設置について」では「1、元朝鮮人学校で一五〇名程度の生徒が在籍していた所は分校を設ける。その他の地域は分散入学するも一校につき三〇名以上の希望者あるときは、朝鮮国語・朝鮮歴史・朝鮮地理につき特に学級を設けること。2、元朝鮮人学校の校地・設備等は貸借関係をもって使用すること。元朝鮮人学校の在学者及びその他の学校在学者で希望する者を収容する。但し、同一市町村の場合学区制にとらわれるものでない」とし、「二、朝鮮人教員の採用について」では「教員は公募により講師として適格者に限り採用し待遇は月給制にする」、「三、授業について」は「朝鮮国語・朝鮮歴史・朝鮮地理を課外として実施するも正課同様に実施すること」が記された³⁸。

この覚書では、公立朝鮮人学校の開設を150名程度の規模に限定しているが、朝鮮語や朝鮮史の教授時間や朝鮮人教員の採用、学区制については、1949年11月1日の文部事務次官通達に比べて制限が緩和されていた。「中央政府のきめた政策に従う」ことを徹底しようとした兵庫県が、このような覚書に調印したことは、尼崎市が既に公立朝鮮人学校を開設していたことや、そのことを前例に在日朝鮮人が公立分校設置を要求し続けたことに、少なからぬ影響を受けたことを示しているといえる。

第二節 公立朝鮮人学校の運営

文部省が例外的に暫定措置として認めた教育形態であるため、公立朝鮮人学校を開設する／しないの選択だけでなく、その運営方法も地域によって異なった。公立朝鮮人学校の運営状況や閉鎖の過程の単純な比較や一般化は困難である。本章では、特に神奈川県下の公立朝鮮人学校に焦点を当てながら、運営状況や閉鎖に至る過程を検討する。

神奈川県立公文書館が所蔵する、神奈川県教育委員会総務室行政班『朝鮮人分校関係』という公文書の簿冊には、公立朝鮮人学校の運営状況や閉鎖の具体的措置を検討する様子を記した文書が残されている。本章では、主にこの資料を用いて、神奈川県の公立朝鮮人学校の運営状況を明らかにする。

第一項 入学者の動向

神奈川県では1949年の朝鮮人学校閉鎖後、大規模校であった朝連川崎小学校・同南部分校・横浜小学校・鶴見小学校・横須賀小学校が閉鎖接収された後の校舎を使用し、川崎市立桜本小学校分校・同高津小学校分校、横浜市立青木小学校沢渡分校・同下野谷小学校小野分校、横須賀市立諏訪小学校分校が開校した³⁹。横浜小長津分校と横須賀小茅ヶ崎分校の児童は公立学校に分散入学し、横浜小大和分校と横須賀小大船分校の児童は公立小学校へ集団入学し、公立学校に民族学級が開設された。

旧朝連校の大規模校が公立分校とした背景には、児童受入先の公立学校が多数の朝鮮人児童を収容できない事情があったようである。神奈川県知事が朝鮮人学校閉鎖で接収した校舎の使用許可を求めて法務府総裁に提出した使用許可願では、川崎市・横浜市では戦災による建物不足、児童の急激な増加によって二部授業が余儀なくされていると説明した。横須賀市についても、市長と知事が「飽和状態である市立諏訪小学校にさらに100名の児童の入学し、義務教育に支障がある」として、使用許可願を法務府総裁に提出している⁴⁰。

神奈川県の公立朝鮮人学校の児童数は以下のように推移したと考えられる。5つの学校

のうち、最も規模が大きかったのは川崎市立桜本小学校分校である。児童数の推移は、横浜市立青木小学校沢渡分校を除き、全体的に 1960 年まで増加し、その後減少傾向にあることが確認できる（表 2－3）。

（表 2－3）神奈川県下における公立朝鮮人学校就学者数の推移

	川崎・桜本小 分校	川崎・高津小 分校	横浜・下野谷小 小野分校	横浜・青木小 沢渡分校	横須賀・諏訪小 分校
1957年 2月1日①	480	130	231	236	144
1959年 2月10日②	502	141	226	247	119
1960年 5月1日③	513	175	218	384	151
1961年 8月9日④	392	152	183	387	153
1962年 5月1日⑤	361	131	135	381	138
1964年 5月1日⑥	323	128	132	336	114
1965年 5月1日⑦	312	105	130	308	115

【出典】

- ①警視庁警備部警備第二課「外事月報」（1957年6月）329頁（『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、J-10-18）。
- ②神奈川県朝鮮人小中高等学校児童及び生徒の就学状況（1959年2月10日現在）、神奈川県教育委員会総務室行政班「朝鮮人分校関係」所収、神奈川県公文書館所蔵。
- ③「附表 在日本朝鮮人神奈川県教育会の陳情要旨内訳（朝鮮人教育会の資料による）」「朝鮮人分校関係」所収。大和市立の小学校名が「草柳小学校」となっているが詳細は不明。出典は「1960年5月1日、学校基本調査報告書」となっている。
- ④神奈川県教育庁総務課「朝鮮人分校調査」1961年8月9日、「朝鮮人分校関係」。
- ⑤神奈川県教育庁総務課「資料」（1963年2月28日）「朝鮮人分校関係」。
- ⑥県職員課作成資料、「朝鮮人分校関係」。
- ⑦「朝鮮人分校児童数・教員数」（「朝鮮人学校関係県3市打合会概要」の添付資料か）「朝鮮人分校関係」所収。

次に、神奈川県の公立朝鮮人学校に就学した児童を検討する。まず、学区の範囲を確認したい。前掲の 1949 年 11 月 1 日の文部事務次官通達は、「日本人児童、生徒と同様にすることが原則」としていた。文部省は、その後もこの原則を貫こうとしたようである。11 月 1 日の文部次官通達を受けて、和歌山県教育委員会が照会に対する 1949 年 11 月 24 日の文部省管理局長の回答である「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」にも、次のように書かれている⁴¹。

一、文部省は、先般の次官通達の線を厳守する方針か、又は各地方の実情に応じてこれを緩和することを認めるか。

（答） 次官通達を変更する意思はない。従って地方の実情に応じてこれを緩和することはない。次官通達の線を逸脱した措置を取った場合には、これによって生じた教員増加等については考慮しない。

二、学区は、「原則として日本人と同様」とあるが、先方は一郡乃至一市を学区と

して要求しているが、これについてはどうか。

(答) 学区は日本人と同様に取扱うべきである。普通一郡乃至一市を学区として要求するのは、朝鮮語等の教育の便宜のためと思われるが、課外にこれを行うのが原則であるから、必要とあれば放課後に一校に集まればよい。

三、分校の要求は、学区を無視しているか [が?]、これを認める余地があるか。

(答) 分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に収容することが不可能の場合(例えば特殊の地域に部落をつくり日本人学校に収容するには距離の関係等で不可能な場合)等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる。

四、朝鮮人教師については、法務省に照会中との事であるが、一旦採用して後に法務府から不可との回答のおそれはないか。

(答) そのおそれはないと思われるが、念のため正式に教員として採用しないのも一方法である。(契約による臨時の職員)

五、国庫はどの程度受け入れに要する諸経費を負担するか。

(答) 止むを得ず学級が増加したと本省において認定した場合には一学級一人程度を考慮している。東京都については、朝鮮人児童生徒を含めた総児童生徒数一人当たりの校舎坪数が最低基準に達しないものは別途明年度公共事業費のうちから考慮する予定で各都道府県に対して市町村別資料を要求中であるが早急にこれを送付せられたい。尚設備費については、本年度補正予算及び明年度本予算において考慮する。

六、朝鮮語等の教材に用いる図書には許可がいるか。

(答) 検定図書以外の参考資料は別に許可を要しないことになった。しかし、その内容は教育基本法にてらして違反するものであてはならないことは勿論である。

七、公立学校に収容した児童、生徒が授業妨害その他の行動に出て日本人児童、生徒の学習を妨げる場合にはどうするか。

(答) 体罰にならない程度で懲戒を行うべきである。又他の児童生徒の教育上悪影響を及ぼす場合は出席停止を命ずることもできる(学校教育法第二十六条、第四十条)

以上が起り得べき問題に対する回答であるが具体的措置に関しては各教育委員会におかれては次官通達の範囲内で確固たる方針のもとに措置せられるよう希望する。

和歌山県教育委員会がまず確認したかったことは、1949年11月1日の文部事務次官通達の内容を、地域の実情に応じてどの程度弾力的に運用することができるかということであったようである。これに対し、文部省は、次官通達の内容を変更して緩和措置をとる方針はなく、仮に独自の措置をとったことで教員の増加が生じたとしても国庫負担はせず、公立学校へ就学する朝鮮人児童生徒のために学区を広げたり朝鮮人教師の雇用や教科書の使用を認めたりするべきではないという方針を示した。

特に記載はないが、文部省はこの内容を公立朝鮮人学校にも適用する方針であったと考えられる。第二項の学区の問題などは、とりわけ公立朝鮮人学校や民族学級において重要な意味を持つためである。第三項において「分校は認めない」と、特殊な地域に部落があり既存の公立学校に通学困難な場合を例外としているが、この通達全体が公立学校における在日朝鮮人子弟の集団教育を念頭に書かれていることをみても、文部省は公立朝鮮人学

校や民族学級の開設・運営を容認せざるを得なかったことがわかる。

実際に、公立朝鮮人学校を運営した地方自治体の多くは、文部省の指示に従わなかった。たとえば、東京都では、旧朝連学校をそのまま都立学校にしたこともあり、「朝鮮人学校取扱要項」（1949年12月20日）では第一項において「朝鮮人子弟は原則として自己の居住地を通学区域とする公立学校に分散入学せしめるのであるがこの際暫定措置として、従来から存する各朝鮮人学校の児童生徒はその学校を昭和二十四年十一月二日現在の状況を以て都立学校として運営する各学校に入学せしめる」とあるように、旧来の朝連教育施設に通っていた者をそのまま都立朝鮮人学校に収容することを優先した⁴²。

また、1957年のことであるが、尼崎市では、「朝鮮人児童等の就学取扱いについて」という文書を尼崎市教育長が各小学校長と支所長に通達した。この文書では、全ての在日朝鮮人の学齢児童が「原則として朝鮮人分校」に通わなければならないと定められ、「その者の住所の属する当該本校に就学を許可する」ことが例外とされている⁴³。

神奈川県の下公立朝鮮人学校の学区に関する規定は不明である。しかし、1959年2月時点の公立朝鮮人学校就学者数と「学区」は、「全市域」「全区域」というように、広く設定されている（表2-4）。川崎市や横浜市には複数の公立朝鮮人小学校があり、通学の便も比較的に良好であったためか、神奈川県内の公立朝鮮人学校及び民族学級への就学者は全朝鮮人学齢児童の40%近くにのぼったようである。

また、川崎市立桜本小学校分校の場合、児童は学区内に住む者が約半数で、川崎市外を含む学区外からは2倍以上の児童が通っている。そして、この分校の就学者は、殆どが朝鮮人児童であるが、少数の「日本人」児童も含まれている⁴⁴。

（表2-4）神奈川県下公立朝鮮人学校の学区と就学者数（1959年2月）

学校名	学区	A 児童数	B 当学区内の日本学校就学数	A/(A+B)
川崎 桜本分校	川崎市内	502	613	45%
川崎 高津分校	川崎西～高津管内	141	117	55%
横浜 小野分校	鶴見区内	226	207	52%
横浜 沢渡分校	鶴見区を除く全区	247	731	25%
横須賀 諏訪分校	横須賀三崎	119	177	40%
逗子 沼間分校	逗子市内	22	37	37%
鎌倉 玉縄小内民族学級	鎌倉市内	42	46	48%
大和 草口小内民族学級	高座郡中郡厚木市其他	84	180	32%
西湘地区	藤沢平塚小田原地区		191	
合計		1,383	2,299	38%
神奈川朝鮮中学校	全県下	426	867	33%
神奈川朝鮮高等学校	全県下	218	147	60%
総計		2,027	3,313	38%

【出典】「神奈川県朝鮮人小中高等学校児童及び生徒の就学状況」（1959年2月10日現在）、朝鮮大学校朝鮮問題研究センター在日朝鮮人関係資料室所蔵。

(表 2-5) 川崎市立桜本小学校分校児童の通学範囲と人数 (1959 年 4 月)

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計	
通学区域内	男	10(2)	11(1)	13	14(4)	13	8	69(7)	138(11)
	女	10(1)	12(2)	11	13(1)	14	9	69(4)	
市内学区外	男	24	31(5)	23	22	30(1)	29	159(6)	311(14)
	女	19	23(1)	25	23(5)	34	28(2)	152(8)	
市外学区外	男	0	0	0	0	0	1	1(0)	4(0)
	女	0	0	0	0	2	1	3(0)	

【出典】川崎市立桜本小学校分校「公文書（送）綴」（1959年度、朝鮮大学校朝鮮問題研究センター在日朝鮮人関係資料室所蔵）をもとに筆者が作成。
表の数字は原資料の赤字で記載された「外国人」数と、黒字で書かれた「外国人」でない児童の人数（本表では（ ）内に記載）の合計。

次に注目したいのは、1965 年の川崎市の公立朝鮮人学校の資料の児童数の欄に「仮入学」と書かれていることである。1965 年 3 月 17 日と同年 9 月 8 日に作成された「川崎市立桜本小学校分校概要」という同名の資料には次のような表がある（表 2-6）。

(表 2-6) 桜本小学校分校の児童数・学級数 (1965 年 3 月・9 月)

	正規在籍者		認可学級		仮入学者		合計在籍者		朝鮮側学級	
	3 月	9 月	3 月	9 月	3 月	9 月	3 月	9 月	3 月	9 月
1 年	47	43	1	1	7	12	54	55	-	2
2 年	45	46	1	1	7	9	52	55	2	2
3 年	55	43	2	1	16	11	71	54	2	2
4 年	50	58	2	2	4	16	54	74	2	2
5 年	69	47	2	1	4	5	73	52	2	2
6 年	41	66	1	2	2	7	43	73	1	2
合計	307	303	9	8	40	60	347	363	11	12

【出典】「川崎市立桜本小学校概要」（1965 年 3 月 17 日・1965 年 9 月 8 日、「朝鮮人分校関係」所収）をもとに筆者が作成。

この表の内容について 1965 年 9 月 8 日の「川崎市立桜本小学校分校概要」は、次のように説明している⁴⁵。

イ、仮入学者の大部分は、年齢不足児であるが若干の者は他より転入手続の不備、外人登録証の移動手続未了、外人登録なし、密入国者らしい。

ロ、日本側としては入学手続完了者だけを正規在学者としているが、朝鮮側にとっては仮入もなにもない。合計在学者が在籍者となる。

ハ、学級数も日本の認可学級に関係なく編成している。

二、幼稚園児は約 60 名でクラス編成⁴⁶

ホ、学区は日本側の学区（本校である桜本小学校と同じ）にかかわらず東海道線の北側の幸町あたりから南の広い地域である。

これらの資料からは、1965 年の川崎市にある公立朝鮮人学校には、学齢児童でない者が就学していること、同校では幼稚園も運営されていること、学区が本校よりも広いこと、

就学者に外国人登録をしていない者が含まれていることがわかる。教育委員会や同校の日本人教師たちは、これらに該当する児童を「仮入学」者として区別したようである。

「仮入学者」とみなされることは、就学者たちにとって退学への圧力になった。しかし、ここで日本人教師たちが「仮入学者」を区別したより重要な理由は、予算の編成であったと考えられる。児童数や学級数が多くなれば、自治体は公立学校である以上必要な経費（とりわけ新たな教員の雇用に必要な人件費）を負担しなければならない。「認可学級」「朝鮮側学級」が区別されたのは、予算編成の事情によるもので、「認可学級」のみが公費による運営による対象になったのではないだろうか。「ハ、学級数も日本の認可学級に関係なく編成している」という指摘も、こうした状況を反映していると考えられる。

それでは、「正規在籍者」とは別に「仮入学者」を受け入れ、「朝鮮側学級」と呼ばれた学級が編成される状況とはいかなるものであったのか。次に、こうした教育活動の基盤となった教員構成や経営のありようを検討する。

第二項 学校運営

まず、神奈川県立公文書館所蔵の簿冊『朝鮮人分校問題』の資料より確認できる神奈川県下の公立朝鮮人学校の教員数の推移をみておく。ただし、出典が異なるためか、数字にばらつきがあり、正確性を欠いている（表 2－7）。

この統計によれば、教員数は全体的に増加傾向にあったようだが、1963 年には全ての学校で教員数が少ない。また、日本人と朝鮮人の教員の割合は、学校によって異なるが、1965 年は朝鮮人教員が日本人教員よりも圧倒的に多く存在したことは共通している。

（表 2－7） 神奈川県下の公立朝鮮人学校教員数の推移

	川崎・桜本 小分校	川崎・高津 小分校	横浜・青木 小沢渡分校	横浜・下野谷 小小野分校	横須賀・諏訪 小分校
1949年11月	14 (6)				
1957年	10	4	6	6	4
1960年	12 (6)	8 (4)	10 (5)	6 (5)	6 (3)
1961年	14 (6)	8 (4)	13 (6)	7 (4)	7 (4)
1963年	11 (3)	6 (4)	8 (3)	5 (2)	6 (3)
1965年	18 (13)	11 (7)	17 (13)	12 (9)	11 (9)
県費採用	6 (1)	5 (1)	7 (3)	5 (2)	5 (3)

【出典】

「川崎市立桜本小学校分校概要」（1965年9月8日）、「在日本朝鮮人神奈川県教育会の陳情要旨内訳（朝鮮人教育会の資料による）」、神奈川県教育庁総務課「資料（昭和38年2月28日）」、「朝鮮人学校問題打合会の概要について（供覧）」（1965年3月19日起案、同25日決裁。会議は1965年3月15日）。いずれも神奈川県総務室行政班『朝鮮人分校関係』所収。

（ ）内の数字は、全体に占める朝鮮人教員数。

1965 年時点での朝鮮人教員の多さは、1965 年に教員数が急激に増加したことを表しているというよりは、この統計に「県費採用」以外の朝鮮人教員が含まれたことによる。

1965 年9月「川崎市立桜本小学校分校概要」によれば、同校では開設当初は日本人教師が朝鮮人教師よりも多く、朝鮮語は課外に学習するに過ぎなかった。しかし、1959 年に朝鮮民主主義人民共和国への帰国事業が開始したことにより、1960 年4月から「朝鮮の

教科書を朝鮮の先生により教える現体制に切りかえたよう」だとある。これにより、日本人教師は 1959 年頃までは「朝鮮側と半々ぐらいの数で学級担任をしていたが現在は日本語の専科教員（朝鮮初級学校）であり、日本側諸帳簿（指導要録、健康診断票その他）の作成者であり、教委むけの事務担当者」の立場になったという⁴⁷。

こうした状況を如実に示すのは桜本小学校分校の教員構成と校務分掌である。1965 年時点での状況は、桜本小学校分校だけでなく川崎市立高津小学校分校のものも確認できたので、併せて分析する（図 2-1）（表 2-8）（図 2-2）（表 2-9）。

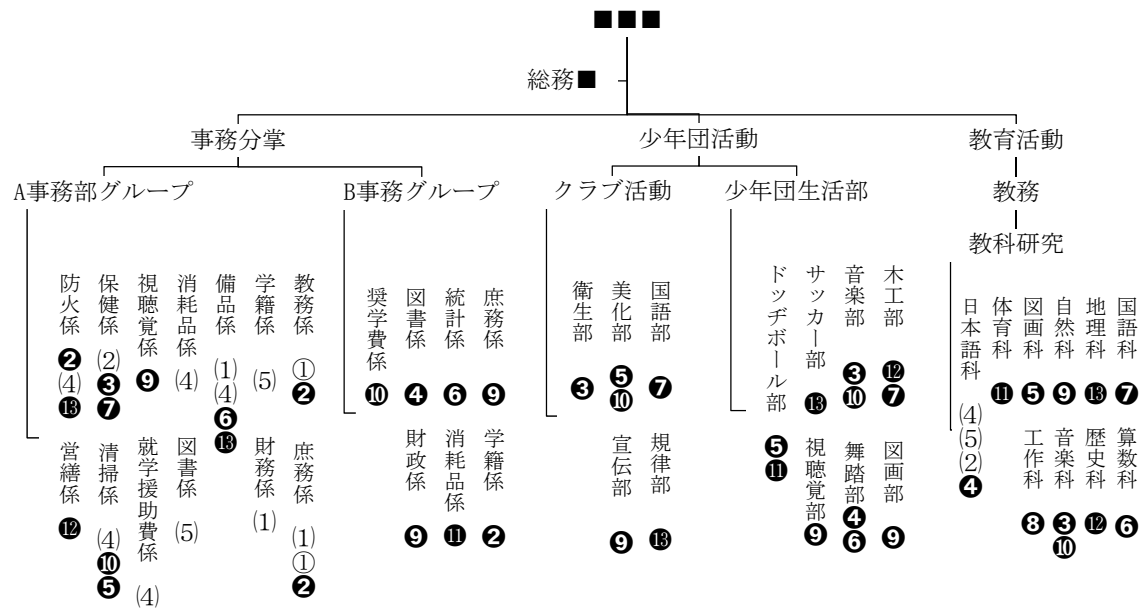
1965 年の桜本小学校分校では、日本人教員 5 名に対し、朝鮮人教員は 13 名と圧倒的に多い。さらに朝鮮人教員のうち、県費で雇われているのは 1 名だけで、残りは教育会が採用している。教育会に雇われた人々は全て 1958 年から 1964 年の間に赴任した教員である。教育会が採用した教員は、ほぼ全員、日本の教員免許を持っていない。その多くは、「朝鮮高校」を卒業してまもなく就職した 10 代の若い教員である。これに対し、日本人教員は 1952 年に赴任した男性の講師 2 名、1961 年 4 月から 1963 年 11 月までに赴任した 3 名の教諭であり、40 代・50 代が中心である。彼らの担当は日本語で、教授時間は短い。

校務分掌をみても、主要な役職についているのはほぼ朝鮮人教員である。桜本小学校分校は、事務分掌が 2 つに分かれており、A グループは朝鮮人・日本人の双方の教員で構成されているが、B グループは朝鮮人教員のみである。その他、少年団活動や教育活動も全て朝鮮人教員が担っている。朝鮮人教員は兼任が多く、負担の大きさが窺える。

高津小学校分校も、日本人教員が日本語の授業だけを担当していることや、朝鮮人教員の殆どが無資格で教育会が採用していること、なかには 10 代の教員もいること、朝鮮人教員の雇用開始時期も殆どが 1 年から 5 年以下で 1960 年代に入ってから採用されていることなどは、桜本小学校分校と類似している。しかし、高津小分校では事務部を朝鮮人教員・日本人教員の業務を分けておらず、「備品」「校具」「教具」「清掃」などで、同列に名前が書かれている。

また、高津小分校では、教育会が同列に並んでおり、職員会の下に「生活指導」や「教科研究」などとともに「教育会」の会長の名前が入っている。

(図 2-1) 川崎市立桜本小学校分校 校務分掌

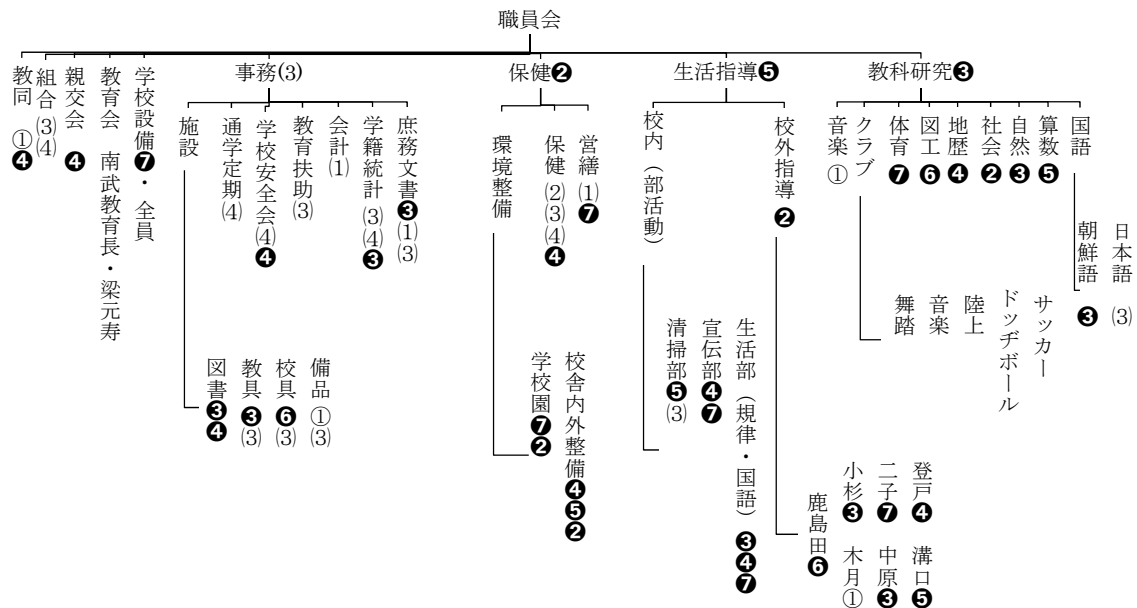


(表 2-8) 川崎市立桜本小学校の教員組織

	性別	年齢	学歴	免許状	資格	担当学年	採用 区別	当校就 任日
(1)	男	48	神奈川師範1部	小1、中2 (社理)、幼2	教諭 (分校主事)		県費	1961.9.1
(2)	男	43	日本大学法学部		教諭	日本語1年 (6時間)		1963.11.1
(3)	女	38	京浜女子家政理 学専門学校		教諭	日本語1年 (5時間)		1961.4.15
(4)	男	57	立教大学		講師	日本語3,6年 (9時間)		1952.4.1
(5)	男	64	神奈川師範2部		講師	日本語2,4年 (12時間)		1952.4.1
※	女	48	高等小学校			用務員	市費	1950.11.1
①	男	32	都立朝鮮 高等学校	助教諭免許	助教諭	校長	県費	1961.5.1
②	女	28	朝鮮中学校	なし	なし	教務	教育会	1960.4
③	女	26	不詳			1-1(24時間)		1959.4
④	女	21	朝鮮高校			1-2(24時間)		1961.4
⑤	女	19	朝鮮高校			2-1(26時間)		1963.4
⑥	女	20	朝鮮高校			2-2(26時間)		1962.4
⑦	女	19	朝鮮高校			3-1(27時間)		1963.4
⑧	女	18	朝鮮高校			3-2(27時間)		1964.4
⑨	女	19	朝鮮高校			4-1(32時間)		1963.4
⑩	女	25	朝鮮高校			4-2(32時間)		1964.4
⑪	女	20	朝鮮高校			5-1(34時間)		1962.4
⑫	男	23	日本の中学校			5-2(34時間)		1958.4
⑬	男	21	朝鮮高校			6(35時間)		1964.10

【出典】(図 2-1) (表 2-8) とともに前掲「川崎市立桜本小学校分校概要」(1965年3月17日)。(1) から (5) は日本人教師、①～⑬は朝鮮人教師である。

(図 2 - 2) 川崎市立高津小学校分校 校務分掌



(表 2 - 9) 川崎市立高津小学校分校の教員組織

	性別	年齢		採用区分		担当	資格	教授時間	勤務期間
(1)	男	58	日本	県費	分校主事	日本語	小1普、中2普	2時間	4年5ヶ月
(2)	男	39			教諭	日本語	小2普	3時間	2ヶ月
(3)	女	37			教諭	日本語	小2普	9時間	14年
(4)	女	34			教諭	日本語	小2普	6時間	1年11ヶ月
①	女	21	朝鮮	其の他	助教諭	2年	助免	22時間	2年
②	女	36			朝鮮校長		なし		15年
③	女	24			朝鮮教務主任	1年		21時間	5年
④	女	23			なし	6年		32時間	4年
⑤	女	23				5年		31時間	4年
⑥	女	17				3年		24時間	2年
⑦	男	18				4年		30時間	1年
※	女	37	日本	市費	用務員				3年5ヶ月

【出典】 (図 2 - 2) (表 2 - 9) とともに川崎市立高津小学校分校「分校の概況について」(1965年3月1日現在)。(1)から(4)は日本人教師、①～⑦は朝鮮人教師である。

ここでいう「教育会」は、1955年に在日朝鮮人総連合会が結成された際に、朝鮮人学校PTA全国連合会が在日朝鮮人教育会として朝鮮総連の傘下のもとに再発足した組織である。「川崎市立桜本小学校分校概要」(1965年9月8日)は、教育会について、次のように記している⁴⁸。

イ 日本のPTAというよりは、かつての後援会的な然も役所的な存在というようなものである。会長1、副会長2、常任理事1、事務員2、常任理事1、事務員2、

雑役夫的な理事 1、理事多数

ロ 校内に事務室をもち、常任理事 事務員等が常駐している。

ハ、朝鮮教員の大部分は教育会が雇っているので教育会の権力は大変強い。

この文書からは、教育会の理事らが公立学校内に常駐し、教員を採用したこと、それにより教育会が「権力」を拡大していったことが読み取れる。

こうした教育会の業務は、川崎市以外の神奈川県内の公立朝鮮人学校でも行われた⁴⁹。横須賀市立諏訪小学校分校「最近の朝鮮人学校の実態」（1965 年 3 月）では、教育会横須賀支部の仕事が「1.朝鮮人教員の指揮監督、2. 朝鮮人教員に対する給料支払、3. 教育施設の拡充、4. 教育財源の収集、5. 教育諸行事の企画」であったと記している⁵⁰。

それでは、教育会関係者が学校内に常駐し、独自に教員を雇うことを可能にする経費は、どのように調達してきたのか。この文書では、教育会の予算について、「川崎市立桜本小学校分校概要」（1965 年 9 月 8 日）は、次のように記している⁵¹。

二、予算は年間約 900 万円ぐらい組んであるらしい。日本人は教育会総会その他オフリミットだからよくはわからないが、祖国北鮮から 250 万円、教育会費 100 万円（毎月 300 円兄弟があると 200 円）、県費教員の給料 50 万円（教育会の方へ入れてしまい朝鮮の基準によった給料をもらいなおすらしい）、朝鮮人有志からの寄附 350 ～ 400 万円、その他らしい。寄附というものは景気の動向に左右されるし不安定なものなので教育会の財政も大変らしい。

桜本小学校分校の教育会の収入のうち、約 3 割から 4 割は有志の寄附であった。資料にもあるように、寄附に大きく依存している以上、安定した運営は困難であったといえる。教育会の第二の収入は、朝鮮民主主義人民共和国から送金された教育援助費である。この援助費は 1957 年に開始し、朝鮮人教育施設の整備や教員雇用、児童生徒の授業料などに充てられた（表 2 - 10）。援助費は教育会本部が受け取り・配分し、各地の教育会へ送金した。それが公立朝鮮人学校にも支給され、各学校内の教育会がそれを管理・運用したのであった。共和国からの援助が 250 万円もあることは、教育会の経済的基盤を強固にし、彼等が運営の主導権を握ることを可能にしたといえる。

さらに、桜本小学校分校では、公立朝鮮人学校に子どもが通う場合は児童 1 人当り年間で 2,400 円あるいは 3,600 円を、教育会費として納めている。文部大臣官房調査課『父兄が支出した教育費』によれば、1963 年度に父兄が支出した公立小学校の児童一人当たりの学校教育費は「直接支出金」と「間接支出金」の合計は年間平均 11,396 円である。そのうち、PTA 会費・寄付金・その他の学校納付金の合計が平均 888 円であったことを踏まえると、公立朝鮮人学校に子どもを通わせる家庭の教育会費の負担は少なくない⁵²。

他の学校の教育会予算の内訳が、桜本小学校分校と類似していたことは、他校の分校主事の証言から確認することができる。1965 年 3 月 15 日、文部省初等中等教育局主任視学官が県庁に来庁し、横浜市・横須賀市・川崎市の分校主事らから現状を聴取した。この会合において、横浜市立下野谷小学校小野分校の分校主事は、同校の「昭和 38 年度予算 5,755,526 円、北朝鮮からの義援金 1,726,000 円、特別賛助費 188,429 円」「昭和 39 年度予算 5,755,526 円。北朝鮮からの援助金 1,344,000 円。特別賛助費 1,497,000 円」

であると説明している⁵³。ここでもやはり教育援助費は予算の2割から3割を占める。

諏訪分校の主事も、教育会が「朝鮮人の給与手当は県費負担教職員の給与、PTAからの収入、本国（北朝鮮）から援助金を1つにプールし、それを1人1人に再分配し」、日本人教師の人件費以外の公費、教育会費、共和国からの援助金を管理したこと、朝鮮人教員の雇用や貧困児童の援助、修学旅行等を行ったと指摘している⁵⁴。

教育会の発足と教育援助費の支給は神奈川県下の公立朝鮮人学校の組織形態や教育活動の転換に大きな影響を与えた。先にみた川崎市の公立朝鮮人学校の朝鮮人教員の大半が1957年以後に雇用されたことも、こうした教育会の学校運営の変化によると考えられる。

公立学校でありながら、教育会が運営の主導権を握り、共和国からの教育援助費等をもとに独自に朝鮮人教員を雇用して大半の業務を担わせたことで、日本人教師は日本語を数時間教えるのみの存在となった。こうした状況から、分校主事や関係市の教育委員会課長からは「日本の税金が共産主義のために使用されているのは遺憾である。政治的に問題があるが1日も早く手離すべき。」（桜本分校主事）「尊い税金が排日思想の教育のために使用されていることは残念である。我々は本当の現場に1日も早く帰りたい。愉快的教場に帰りたい」（沢渡分校主事）といった意見が出され、共通認識になっていった⁵⁵。

（表2-10）朝鮮民主主義人民共和国からの教育援助費・奨学金送付状況

次	年・月・日	金額（円）	次	年・月・日	金額（円）
1	1957年4月19日	121,099,000	25	10月9日	301,950,000
2	10月9日	100,510,000	26	12月22日	194,246,000
3	1958年3月28日	100,000,000	27	1968年2月5日	305,025,000
4	9月25日	100,210,000	28	6月4日	347,305,000
5	1959年2月19日	176,382,000	29	10月12日	345,783,000
6	9月30日	114,654,000	30	1969年2月10日	299,754,000
7	1960年2月26日	202,100,000	31	4月3日	350,960,000
8	8月31日	217,392,000	32	8月5日	298,261,000
9	1961年3月17日	411,066,000	33	10月14日	247,950,000
10	1962年3月14日	558,470,000	34	1970年2月8日	303,121,000
11	1963年3月21日	401,440,000	35	4月7日	300,755,000
12	6月29日	202,770,000	36	9月8日	297,780,000
13	9月1日	186,852,000	37	10月26日	302,850,000
14	1964年4月28日	303,930,000	38	1971年1月30日	302,365,000
15	7月31日	302,940,000	39	4月8日	301,945,000
16	11月4日	210,400,000	40	8月5日	301,910,000
17	1965年3月31日	302,038,000	41	10月3日	289,345,000
18	8月27日	202,020,000	42	12月20日	302,827,000
19	11月23日	303,450,000	43	1972年1月30日	300,825,000
20	1966年2月18日	303,570,000	44	4月9日	318,060,000
21	8月29日	201,860,000	45	7月6日	342,270,000
22	11月25日	303,210,000	46	10月9日	363,425,000
23	1967年3月8日	303,420,000	47	12月29日	357,225,000
24	7月24日	201,420,000	合計		12,907,140,000

【出典】朝鮮大学校・民族教育研究所編『資料集・在日朝鮮人の民族教育の権利について』（学友書房、1991年）。

第三節 公立朝鮮人学校の廃止

第一項 神奈川県における公立朝鮮人学校廃止の決定

現存する資料を見ると、神奈川県において、公立朝鮮人学校を廃止するための具体的な協議が始まるのは 1960 年代に入ってからである。協議を始める直接的な契機は、在日朝鮮人神奈川県教育会（以下、神奈川県教育会）からの陳情であった可能性が高い。

神奈川県教育会は頻繁に県に陳情書を送り、「在日朝鮮人子弟に対する民主民族教育」を正式に認めることを第一に挙げつつ、必要な経費の保障を求めた。そのなかで、神奈川県教育会長の 1960 年 10 月 28 日と翌 1961 年 2 月 10 日の要請や、翌 1961 年 6 月 28 日の横浜朝鮮初級学校教育会理事一同が送付した「要請書」では、それぞれの末尾で私立学校として認可するよう求めている。また、1961 年 2 月 10 日の神奈川県教育会の「要請事項」では、「自主化された場合各種学校としての認可の対策を講じてくださるよう希望する」と書かれている⁵⁶。

在日朝鮮人が公立朝鮮人学校の処遇に関して県や関係市に「要請書」を送ること自体は、1960 年以前から行われていたと推測できる。しかし、この時点から「要請書」を踏まえて県・と市が会合を開いた資料が残されていることをみると、神奈川県では 1960 年から 1961 年頃に教育会や公立朝鮮人学校関係者の要請に応じる形で公立朝鮮人学校廃止に向けた動きを始めたと推測できる。

神奈川県下の公立朝鮮人学校を廃止するための具体的措置を決定するために、神奈川県が参考にしようとしたのは東京都の都立朝鮮人学校廃止措置であった。1961 年 4 月 21 日、東京都学務課振興係長から「朝鮮人学校問題に対する東京都の採った措置について」説明を受けている。土地・建物の使用や都立廃止後の補助金の算定方法や現状について東京都の対応を聞いた後、神奈川の関係者からは「施設等は殆ど公立であり、しかも平和条約発効直後の 29・30 年当時とは情勢が異なることから、現状においては、都のとった措置にならうことなく、最大限の条件を提示することが適当」といった意見が出た⁵⁷。

1961 年 5 月 6 日、神奈川県教育庁総務課は「朝鮮人分校に対する補助額試算表」を作成した。ここでは 1961 年 5 月 1 日現在の学校基本調査報告の児童数をもとに、児童数 50 人に対して教員 1 人の計算で、1961 年度から 1966 年度県費負担額を出している。これは、東京都学務課振興係長から説明をきいた直後に、東京都に倣い、公立朝鮮人学校に在学する児童を対象に、彼らが卒業するまでの教育に対して補助金を支給する計画したことを示すものである。

1961 年 5 月 12 日、神奈川県では神奈川県教育会会長が神奈川県教育長に宛てた要請書（1960 年 10 月 28 日・1961 年 2 月 10 日分）を踏まえて対応を協議した。「朝鮮人学校問題に関する検討資料」（1961 年 5 月 12 日）の「要請事項の要旨」は次のとおりである⁵⁸。

- 一、在日朝鮮人子弟に対する民主民族教育を正式に認めること
- 二、私立学校（各種学校）としての認可の対策を講ぜられたいこと
- 三、学校運営に対する援助金として、従来分校（学級）に対し支出されている県費支出分を向う 10 年間にわたり援助されたいこと（この場合の前提として、分校教員配当定数を合計 6 名増員されたい）。

四、現在使用している施設その他一切を向う 10 年間貸与されたいこと（この場合川崎高津分校及び横浜沢渡分校の土地、建物は返還されたい）。

ここでは各種学校認可や公立朝鮮人学校の施設貸与に関する要請を取り上げ、第二項以下で「助成の方法」を検討した。この時以来、県と関係市は公立朝鮮学校廃校後の私立各種学校認可とそれに対する公金の支出方法を慎重に検討していくようになる。

第二項 公立朝鮮人学校廃止の要件

（１）朝鮮人教育施設の私立各種学校認可

神奈川県教育会の「要請書」では、公立朝鮮人学校の廃止とその学校を私立各種学校として認可することが同時に要請されていた。そのためか、神奈川県と関係市による協議においても、公立朝鮮人学校廃止後にこの教育施設を各種学校として認可することを前提に措置を検討している。東京都でも都立朝鮮人学校廃止後に、これを私立に「移管」という措置がとられたことから、同様に対応することには異論がなかったものと思われる。

1956 年 12 月 5 日、「各種学校規程」（文部省令第 31 号）が公布された。この省令は、前掲の 1948 年 3 月 1 日の文部省通達「各種学校の取扱いについて」よりも具体的に授業時数や同時に授業を行う生徒数の上限などを規定したもので、1957 年 1 月 1 日に施行された。同省令の施行に際し、神奈川県が定めた内規が「神奈川県各種学校規程施行内規」である（1957 年 9 月 16 日審議会、同年 10 月 14 日決裁）。

「各種学校規程」と「神奈川県各種学校規程施行内規」の規定のうち、公立朝鮮人学校を廃止して私立各種学校として認可するうえで障害となりうるのは、施設及び設備の所有に関する規定である。「神奈川県各種学校規程施行内規」第 10 項は次のとおりである⁵⁹。

10 位置及び施設、設備

規定第 9 条第 2 項に規定する校地、校舎、校具その他の施設設備については、原則として、自己所有でなければならない。

ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、その一部に限り自己所有であることを要しない。

2. 前項の規定にかかわらずその施設又は設備が設置者の配偶者の所有に係る場合等で、教育上支障がないことが確実と認められる場合には自己所有であることを要しない。

こうした規定は、1950 年 3 月 14 日に文部省が通達した「私立学校法の施行について」の、学校法人を新設する場合の審査基準のひとつに、「基本財産は原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない」という規定に基づくものと考えられる⁶⁰。

1949 年に朝連解散とともに朝鮮人教育施設が閉鎖されたとき、朝鮮人教育施設は接收された。そのため、公立朝鮮人学校は、法務府総裁から国有の校舎の使用許可を得て、市町村がそれを借りて公立朝鮮人学校を運営した。

神奈川県の場合、公立朝鮮人学校の土地は横浜の沢渡分校を除く 4 校が全て市有であり、校舎は高津分校以外の 4 校では割合の半分以上が国有であった。各種学校の認可は原則として設置者が土地建物を所有しなければならなかったことから、国有・市有の土地建物を如何にして在日朝鮮人に払い下げるのかということが課題となった（表 2－11）。

（表 2－11）公立朝鮮人学校の土地・建物の状況 （1961 年 8 月 1 日調査）

	土地	建物
沢渡	総面積 2443.5 坪 全部国有	総面積 341.07 坪 校舎（木造平屋）市有 47 坪、国有 294.07 坪
小野	総面積 1375 坪 全部市有	総面積 174 坪 校舎（木造平屋）174 坪 全部国有
諏訪	総面積 466 坪 全部市有	総面積 165 坪 校舎（木造平屋）市有 66 坪、国有 99 坪
桜本	総面積 1604.12 坪 全部市有	総面積 564.97 坪 校舎（木造平屋及び 2 階）494 坪、 その他（木造平屋）71 坪 全部市有
高津	総面積 874 坪 全部市有	総面積 219.26 坪 校舎（木造平屋）202 坪、 その他（木造平屋）17 坪 全部市有

【出典】「朝鮮人分校の財産状況等（36.8.1 調査）」『朝鮮人分校問題』。

なお、神奈川県石川副主幹は、1965 年 9 月 28 日の県と関係三市の会合において、各種学校には運動場は必要がないことや、建物及び建物の敷地は自己所有が原則だが「国又は地方公共団体の土地が 1/3 以内あってもさしつかえない」ことを述べて、「弾力的に解釈したい」と発言している⁶¹。

（2）朝鮮人各種学校の設置主体の法人認可

1961 年 5 月以降、公立朝鮮人学校廃止のため、神奈川県教育庁や関係市の教育委員会は、廃校後の教育施設に対する公金の支出方法を模索した。公立朝鮮人学校廃校とその後の公金支出を一体に扱おうとしたのは、神奈川県教育会からの要請にこたえる必要があったとともに、東京都の措置に倣おうと考えていたためであったと考えられる。次に、教育会との交渉過程と、県が廃校後の朝鮮人教育施設に合法的に公金を支出する方策を確定する作業を検討する。

1963 年 2 月 28 日に神奈川県が作成した「資料」には、1961 年 5 月 25 日に公立朝鮮人学校の対応を決定したと記されている⁶²。ここで問題にしたいのは、学校廃止後の公金支出のあり方である。

1. 現状では事実上市教委の重荷であり、義務教育は徹底されていない。
2. 現在、実情は市教委の監督ないし指導がなされていない。
3. 公安当局の調査に徴するも民族教育ないし革命教育は、教育委員会から干渉ないし阻止すべき筋のものではなく、事実上不可能である。
4. 教育委員会関係交付金としては、1～3 までの理由により不適當である。
5. 知事部局関係の補助金とする場合も、準学校法人ないし学校法人として設立されることが前提であり、出来る限り一時金として措置すべきである。
6. この場合、市教委側への要請の検討、並びに今後の措置に関して十分に会議

の上、方針の統一が必要である。（財産関係、経営費等）

「資料」では、教育委員会関係交付金と、知事部局関係の補助金の二つの選択肢が挙げられている。しかし、教育委員会交付金については、公立朝鮮人学校において義務教育が徹底されず、市教委の監督や指導がなされていない現状があり、「民族教育ないし革命教育」に教育委員会が「干渉ないし阻止」することは「事実上不可能」であるという判断から、不適当と判断された。一方、知事部局の補助金は、準学校法人あるいは学校法人が設立されれば可能であるとの見方が示されているが、毎年支給するような支給形態でなく、「一時金」として扱うべきとしている。

ここで教育委員会の「交付金」と知事部局の「補助金」の違いを確認しておく。まず、交付金について、神奈川県教育庁が作成した「交付金交付の目的条件について（私案）」では、その目的と条件を次のように捉えている。

1. 目的

学校法人神奈川朝鮮学園は別口公立小学校分校廃止の際、現に同校に在学した児童を日本の法令に従い教育するため、県が市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条の規定に基づき負担していた経費につき、予算の範囲内においてこの交付金を交付する。

2. 条件

(1) 神奈川県朝鮮学園は、公立小学校分校廃止の際、現に同校に在学した児童全員をその設置する学校に収容し、その児童が当該学校を卒業するまで正常な教育を行わなければならない。

(2) 神奈川県教育委員会から交付された交付金は、その目的に反して使用してはならない。

(3) この交付金については、県又は県教育委員会が監査を行なう。

(4) 県又は県教育委員会に提出する書類には誠実に真実を記載しなければならない。

(5) 神奈川朝鮮学園及びその設置する学校は法令の規定及び条例、規則等を遵守しなければならない。

(6) 交付金その他について神奈川県教育委員会の指示に従わなければならない。

3. 交付条件違反の場合の措置

交付条件に違反すると認めるときは、県又は県教育委員会は、交付金の打切、返還その他の措置を命ずることがあること。

4. 学校法人の助成に関する条例との関係

学校法人の助成に関する条例（昭和 25 年条例第 40 号）に基づく助成の適用を受ける部分については、この交付金を交付しない。

公立朝鮮人学校廃止後に教育委員会の交付金として公費の支出する場合、それは分校廃止後も廃校時に在学した朝鮮人児童を「日本の法令に従い教育」するために教職員給与を支給することが目的となる。そのため、少なくとも当該児童が卒業するまでは、神奈川県教育委員会の指示や監督のもとにおかれ、交付条件に違反するとみなされれば交付金の打切りや返還も必要となる。しかし、既に教育会が公立朝鮮人学校内で主導権を握り、朝鮮

人教員を雇用して学校を運営している以上、この規定に従わせることは現実的でなかった。

もう一つの案は、朝鮮人教育施設の設置運営主体である学校法人に、知事が補助金を支給するものである。「神奈川県朝鮮人学園に対する補助について」という文書によれば、学校法人として設立された場合は「私立学校法第 59 条及び学校法人の助成に関する条例第 4 条に基づき補助することができる」とし、準学校法人として設立された場合は、「私立学校法第 64 条、第 59 条及⁶³び学校法人の助成に関する条例第 5 条、第 4 条の規定に基づき補助することができる」。しかし、いずれにも該当しない各種学校であれば、「公の支配に属しないこととなり、補助金・交付金等公金を支出できない」ため、この場合は準学校法人として神奈川県朝鮮人学園を認可して補助金を支給することが適当との見通しを示した⁶⁴。

このように、各種学校の設置自体は個人でも可能であったが⁶⁵、朝鮮人教育施設を私立各種学校として認可して補助金を支給するためには、学校法人あるいは準学校法人を認可することが課題になったのであった。

第三項 朝鮮初級学校の認可

以上のように、公立朝鮮人学校を廃止することや、廃校後も一時的に補助金を支給することを前提に、学校法人あるいは準学校法人として認可する方針が定まったのは、1961 年であった。しかし、実際の学校法人認可と公立朝鮮人学校廃止までは 4 年の空白がある。

1965 年まで学校法人認可が進まなかった第一の理由は、学校法人や朝鮮人学校を認可するために必要な土地・建物の使用問題を解決しなければならないことであった⁶⁶。

1965 年 10 月 8 日「県・3 市教育長管理部長会談概要」には、「土地建物についての 3 市の問題点」について、次のように議論したことが記されている⁶⁷。

横浜市 一部市有もあるが、全部国有。国は条件附で市に払い下げを認めた。しかし、条件の内容が市立の学校に一定期間しておくということであるので、この条件を無視した賃貸借には、問題があり、法務省と交渉するが、県の支援を頼む。また、鉄筋校舎をつくると朝鮮人に約束している。

川崎市 朝鮮人は各種学校化を急いでいる。鉄筋校舎は棚上げとなった。木造校舎だが、ちゃんとしている。現状で普通財産として有償貸付けでしたらと思っている。

横須賀市 諏訪分校のとなりに学校 500 坪、朝鮮人の住宅地 360 坪ある。市の都市計画で立ち退かせなければならない。自主独立のために校舎の鉄筋化を要求してきた。本年 3 月以降別個の土地を求めてやるということにしているが、なかなか土地がない。現段階でやっところでもよいというところまで話が具体化し、来年 4 月 1 日に新校舎開校という要求をしてきた。ここは山地で整地の関係から 4 月 1 日開校はむりで、9 月 1 日の開校ということで話をしている。そこへ今回の中高級学校の法人認可がなされた。早速自主学校にするよう陳情があったが、ここで各種学校として認可した場合、現在地を動かなくなる懸念もあり心配している。

国の法改正が 12 月いっぱいなので、11 月中か 12 月中にやりたい。一応、

賃貸借（土地建物）という方向でいく。（以下略）

1965 年 10 月の時点でも横浜市の公立朝鮮人学校の土地は依然として国有であった。そのうえ、横浜市では、国が市に土地を払い下げる場合は「市立の学校」として一定期間運営しなければならないという条件がついていた。このことは、一刻も早く公立朝鮮人学校を閉鎖させたい自治体にとって不都合であった。また、横須賀市では、現存の校舎がある土地とは異なる場所を提供して土地所有の問題を解決したかったようであるが、新たな土地の整備と新校舎建設を約半年で提供するのは不可能である。仮に急いで現在地で各種学校として認可すれば「現在地を動かなくなる」恐れがあることを懸念していた。

各種学校の設置母体となる学校法人を認可することには、文部省の反対もあった。

1965 年 5 月 20 日「朝鮮人学校に関する三市教育長会議について」には、私立学校認可について次のような記録がある⁶⁸。

県より法に違反する教育を実施する学校を学校法人、準学校法人等として認可することはできないとする国の態度を説明。現在、学事宗教課に申請中の沢渡の朝鮮人学園の設置認可についても悲観的である旨、学事宗教課の回答を伝えた。

ここで言及している「沢渡の朝鮮人学園設置認可」は、横浜市の沢渡分校閉鎖に伴う学校法人の認可申請について照会したものと思われる。横浜市の公立朝鮮人学校の場合、一部の市有を除きすべての土地が国有であり、こうした状況下で文部省の許可を得られないことは公立朝鮮人学校を廃止することを一層困難にした⁶⁹。

そこで、神奈川県がまず着手したのは、1965 年 9 月 21 日に神奈川朝鮮人中・高級学校を運営する神奈川県朝鮮学園を認可し、これを公立朝鮮人学校廃止後の学校の設置主体にすることであった。

1965 年 9 月 28 日に開催された関係県 3 市打合会では、学事宗教課長が、「ことしの春、中・高級学校の朝鮮人学校で法人の条件がそろったので法人認可をしてもらいたいと申請してきた」と話を切り出し、「今まで土地建物が自己のものでないという理由で法人とすることを拒否してきた」が、「この機会に、公立の小学校で行なっている朝鮮人教育もいっしょに解決したい」という意志を示した。

こうした措置に対しても文部省は否定的であった。9 月 28 日の会議のなかで、神奈川県学事宗教課長が、文部省は「文書ではないがこの種の学校の認可はしばらくまでとってきている」と報告している⁷⁰。同日の「朝鮮人学校関係 3 市打合会概要」によれば、「今年度中に各種学校制度を抜本的に改革する予定であるので、各種学校関係の認可は待て。（専修学校制度、後期中等教育制度、花嫁学校制度に分け、程度の高い学校のみ各種学校とする。文部省は、朝鮮人学校を各種学校から切り離そうとしている。）」ことが「文部省の方針」であると、口頭で神奈川県に伝えられたようである⁷¹。

神奈川県では、「国としては各種学校を抜本的に改革したい考え」であることは承知しつつも、神奈川県朝鮮学園の認可を機に、公立朝鮮人学校廃止に向けて各種学校認可を進めるべきだという方針を固めた⁷²。それは、「公立小学校の朝鮮人分校問題をより早く解決する」ことが優先されたためであった。

この時期に公立朝鮮人学校を廃止して私立各種学校として認可することを希望したのは、

神奈川県と関係自治体だけでなく、神奈川教育会も同様であった。教育会が早急に各種学校として認可を受けることを希望していることについて、神奈川県学務宗教課の石川副主幹や総務課長は次のような会話をしている⁷³。

行政係長 法人にするのは補助金の関係か

石川 日韓会談のためだろう。

横浜市（調査係長） 補助金の問題ではないか。

石川 法人が認可になれば小学校移管の促進になるということで早く認可した。

朝鮮人は 12 月いっぱいには解決したいといっていた。

総務課長 先方も積極的になっているのはよいことだ。金一封の問題がある。先方は県の助成金はいらないといっている。県が出さないのを市がどこまで負担するようになるか。しかし県が出さないので、つっぱねられるのではないか。東京都の傾向をつかんでおいてもらいたい。

横浜市（調査係長） 日韓条約で差別待遇があることを感じ、日本人学校に流れることを止めたいとしている。法人にすれば、財産、税法上の特典、通学定期の問題が有利になるだろうが、当面のねらいは財産だろう。

学事宗教課長 法人に認可をすることについて今後、学校法人に対する補助金は辞退するという一札をいれている。県でも補助金を出していないので市も補助金についてつっぱねることができるのではないか。

総務課長 県の方としては、補助金辞退は市を含めていると解してはどうか。

学事宗教課長 朝鮮人は学校が法人になっていないのは肩身がせまいといっている。

石川 法人が廃止になると財産は国庫に帰属するし、日本の大学には進学できるのになぜ法人にしたいのかと聞いたら返事できなかった 金銭のことは 2 の次ではないか。

神奈川県学務宗教課の副主幹や係長たちは、1965 年 9 月 15 日に神奈川県朝鮮人教育会長が県知事に宛てて学校法人認可に伴う「各種学校助成金」を「当面の運営にさしかえがない」と、辞退する文書を提出したことに言及している⁷⁴。ここで教育会が補助金を辞退した理由として推定されているのは、日韓条約で差別待遇が生じることを恐れて、認可を急いだということである。学校法人認可を受けることで「財産、税法上の特典」等が得られることは当然重要である。しかし、日韓条約が発効されて朝鮮人児童が日本の公立学校に流れることを防ぐためには、条約発効前に自治体によって認可されているという状況が必要であった。そのことは、在日朝鮮人が「学校が法人になっていないのは肩身がせまい」という言葉にも表れている。日韓会談が終盤に近づき、条約締結が迫ってきたことによって、教育会は補助金の金額や名目は二次の問題となった。このような状況で、教育会が日韓条約発効後の措置が出される前に認可を急いだことは、県や関係市にとっても好都合であったといえる。

神奈川教育会は、1953 年 10 月 31 日に各種学校認可を受けた神奈川朝鮮人学園（設置者神奈川朝鮮人学園管理組合）の名称を 1964 年 11 月 1 日に神奈川朝鮮中、高級学校に変更した。そして、1965 年 3 月 8 日に学校法人神奈川朝鮮学園の寄附行為認可を申請、

同年 9 月 21 日に認可、同年 10 月 1 日には学校法人神奈川朝鮮学園を設立登記した。同日、県総務部長が朝鮮人のみを收容する小学校分校は同一法人による自主経営が望ましいと要望した。これを受けて、1965 年 11 月 20 日には公立朝鮮人学校も学校法人神奈川朝鮮学園を設置主体とし、横浜朝鮮初級学校等として各種学校認可を申請した⁷⁵。

1965 年 12 月、文部省は神奈川県学事宗教課に対して「神奈川県では各種学校認可の方向へ動いているようだが、国会で日韓条約を審議中であるので、認可がなされると国会審議に影響がある。12 月 13 日ごろに批准が終われば「認可しないように」との次官通達を出す旨」を連絡した。さらに、文部省財務課が神奈川県総務課長を呼び出し、「条約審議の関係上、軽々しく認可するのは困る。従って私学審議会の会合をとりやめるか、認可を議題からはずしてもらいたい。関係県、自民党とも連絡しつつあるので留意してもらいたい」と求め、「神奈川県は政治情勢にあまい」と叱責した⁷⁶。

文部省が日韓条約の審議を理由に朝鮮人学校各種学校認可をとどめようとした背景には、民団側の陳情の影響も大きかったと考えられる。神奈川県下では、「各市に南北両方から陳情があった」という。そして、「北鮮系は、「できるだけ早く各種学校の認可がおるように協力してくれ」と要請し、南鮮系は「私学審議会では各種学校の認可をできるだけ反対してもらいたい。このことが日本の法律の保護のもとに行なわれるのは納得がいかない」と抗議したことが「県・三市打合会」でも報告されていた⁷⁷。文部省が認可措置を牽制したことも、県関係者は「南鮮側から話が出たためだと思う」とみていた⁷⁸。

日韓条約批准によって不利な状況に立たされる前に、各種学校認可を受けて学校の立場を安定させたいとする総連側と、総連系学校が日本の法律の保護の下に認可されることは認められないと激しく反対する民団側の対立が深まっていった。このような状況のなかで、神奈川県では、公立朝鮮人学校を「切り離すのはこの時期にやらなければ将来はむずかしくなる」と判断した⁷⁹。

神奈川県では、公立朝鮮人学校を廃校にすることを最優先するなかで、文部省の新たな施策を待つことはできなかった。1965 年 12 月 7 日の「朝鮮人分校問題 県・三市打合会会議録」には、文部省職員の叱責に対して、神奈川県総務課長は「県が国のいうようにした場合、国はその後の措置、方策についてどのように考えているか聞かせてもらいたい」といったところ回答はなかったため、「対策は何もないと感じた」とある。神奈川県では文部省が「外国人学校制度」創設までの期間の具体策を持っていないと判断したことで、指示に反しても文部事務次官通達が出る前に認可を急いだのであった。

1965 年 12 月 24 日、神奈川県知事は公立朝鮮人学校を神奈川朝鮮学園の運営する朝鮮初級学校として以下の条件を付けて認可した⁸⁰。

1. 教育基本法の精神に従い、いやしくも日本国の法令、秩序に背反するような教育を行なわないこと。
2. 就学希望者は同一民族に関するかぎり、国籍の区別なく平等に就学させること。
3. 学校法人神奈川朝鮮学園の役員ならびに評議員については、前項の内容を保障し得る構成となるよう各若干名の追加選任を行なうこと。

このうち、第三の条件には、さらに神奈川県総務部長が条件を加えた。県総務部長が学校

法人神奈川朝鮮学園理事長に宛てた「学校法人神奈川朝鮮学園から申請のあった朝鮮初級学校の設置認可について（通知）」では、「韓国籍の法人役員ならびに評議員の選任」や「学校教育法その他の教育関係法令に基づいて行なう監督庁の命令を遵守するとともに、監督庁の係官が行なう実地調査等についても協力されたい」とも書かれている⁸¹。これらの条件を受けて、神奈川朝鮮学園は 12 月 24 日に認可書を受領することを拒み、12 月 28 日まで回答を待つよう求めた⁸²。

1965 年 12 月 28 日、神奈川朝鮮学園が認可書を拒否した場合の対応を協議するため朝鮮人分校問題県・三市打合会が開催された。同日 9 時 40 分に開始した県・三市打合会は午後 1 時 30 分まで続いており、会議録からは神奈川朝鮮学園が認可書を拒否する可能性に際して緊迫している状況がうかがえる。

神奈川県と関係三市は、12 月 28 日のうちに認可書を受け取らせたいと考えていた。それは、12 月 28 日に文部事務次官が以後朝鮮人教育施設の各種学校認可を禁じ、外国人学校の統一を図る旨の文書を発送することになっていたためである。神奈川県総務課長はその内容を事前に入手しており、28 日中に 24 日の認可が受け入れられなければ、「南鮮系から文部省の通達にそった措置をすることで市会、県会をつきあげてくる」可能性や、「団体等規正令当時の状態がকাশし出される」可能性があると予測していた。

しかし、県総務課長は神奈川朝鮮学園に対して譲歩するつもりはなかったようである。彼は、教育会が認可書を受け取らなかった場合は、「法にふれるということ、正常な運営を妨げるということ」を理由にただちに廃校にし、学校は無認可になると述べた。朝鮮学園が認可書の受領後も韓国籍の役員と評議員を入れることに「こだわっている」という連絡を受けたのちも、総務課長は「絶対かえない」と発言している。

神奈川朝鮮学園の回答期限は 12 月 28 日の午前 10 時であったが、神奈川朝鮮学園は 11 時まで期限を延期するよう要請、最終的に認可書を受領したのは午後 1 時過ぎであった。これにより、「1965 年 12 月 24 日」付けで、学校法人神奈川朝鮮学園横須賀初級学校、同横浜朝鮮初級学校、同鶴見朝鮮初級学校、同川崎朝鮮初級学校、同南武朝鮮初級学校が認可された⁸³。県・三市打合会では、全ての県内の公立朝鮮人学校を 1 月 31 日に廃止し、2 月 1 日に各種学校を一斉開校することに合意した。公立学校の廃止は条例によって定めるため、各市とも教育委員会や議会の承認を得ることが必要であった。12 月 28 日時点では、横浜・川崎・横須賀のいずれの市も、議会に現状を報告はしたものの、具体的な審議が進んでいないため、それぞれ 1 月下旬の議会で審議することを確認した。

第四項 公立朝鮮人学校の廃校と各種学校の開校

文部省の反対を押し切って、神奈川県知事は 1965 年 12 月 24 日に朝鮮初級学校を各種学校として認可した。しかし、神奈川県では 1965 年内に認可することを優先させたため、各種学校の開校と公立朝鮮人学校の廃止には、なお時間を要した。それゆえ、1966 年に入ってから、土地所有の問題などについて県と市は協議を継続した。また、文部省からも各種学校認可の説明を求められ、対応を迫られた。

朝鮮人団体に対しても、神奈川県や関係市は、民団・朝鮮総連それぞれの要求に対応しなければならなかった。具体的には、一度は補助金を「辞退」した神奈川県教育会が

1966 年になると再び補助金を要請したことや、各種学校認可に反対した民団からの非難への対応である。

ここでは、朝鮮初級学校を各種学校として認可した後に、神奈川県と関係市が文部省や在日朝鮮人に対してどのような対応をしたのかという点を整理する。そして、学校の設置や廃止、認可の権限を持った地方自治体が公立朝鮮人学校廃止をめぐる制度との整合性をとりながら、どのように文部省や朝鮮人団体を納得させようとしたのかという点を明らかにする。

(1) 横浜・川崎・横須賀三市の対応の違い

横浜・川崎・横須賀の三市が歩調を合わせて 1966 年 1 月 31 日に公立朝鮮人学校を廃止し、2 月 1 日から各朝鮮初級学校を各種学校として開校することを決定した。しかし、実際にこれらの措置を三市同時に行うことは、容易ではなかった。

公立朝鮮人学校を 1 月 31 日に廃止することが困難であると、最初に県に訴えたのは川崎市である。川崎市では、教育長が、分校廃止は条例改正が必要であるから、議会との関係を尊重して条例改正と規則改正を同時にしたいという意向を示した。そこで、川崎市教育委員会主事が 1966 年 1 月 11 日に県総務課長に、「朝鮮人分校の廃止は規則事項であるが、条例中学校の名称に（本校）とあるので、規則改正と条例改正を同時にしたい（教育長の意向）。従って、条例改正は 3 月議会にしかできない。分校の廃止も 3 月になるがよいか」と質問した。

これに対し、神奈川県総務課長は「特別の事情のない限り、原則どおりにやってもらいたい。また、条例改正は専決の方法もあるし、3 月に議決してもらって、遡及適用してもよいのではないかと述べ、「また、先日大韓民団系の者にあったところ、各種学校の設置には大使館、国をあげて反対運動するといっていたので、できるだけ早く開校させてもらいたい」と念を押した⁸⁴。

この回答文書には、県総務課長の見解に加えて横浜市と横須賀市の状況が書かれている。これによれば、横須賀市では「分校の廃止については 1 月 13 日の教育委員会附議し、1 月 25 日より前に開会される市議会に条例改正を提案し、1 月 31 日までに公布施行する予定」であり、横須賀市では予定通りに条例を改正して公立朝鮮人学校を 1 月 31 日に廃止できる見通しがついていた。一方、横浜市は「国有財産の払下げが 2 月に入るので、二枚看板で当分行く予定。払い下げ後に分校廃止の予定。各種学校開設は 2 月 1 日でやる」と書かれている。横浜市は川崎市と同様に 1 月末に公立朝鮮人学校を廃止することはできないが、各種学校は 2 月 1 日に開校させ、当分は公立学校と私立各種学校の二つの看板を掲げて学校を併存させようと考えていたことがわかる⁸⁵。

1966 年 1 月 29 日、横浜市からの要請を受けて、再び朝鮮人分校関係県・三市打合会が開催された。会議には、横浜市総務課長と同調査係長、横須賀市教育次長と同管理課長、川崎市学務課長が出席し、まず各市の現状が報告された。

まず、横浜市総務課長は、「1 月いっぱいでは分校廃止、2 月 1 日各種学校開設で進めていたが、国有財産の払下げが延びている」ことを説明し、払下げが 2 月中旬又は下旬ごろになるため、「市としては払い下げを受けるまでは分校を存続したい」と述べた。国からの払下げを受けるまで公立朝鮮人学校を存続させる理由は、「国は、公立学校の分校だから財産払下げをしないとっている」ためであった。先述したように、横浜市立青木小学校沢渡分校と下野谷小学校小野分校の土地と校舎は 1949 年に国に接収されて国有になっており、各種学校として認可するためには、本来は国から横浜市に土地や建物を払い下げ、

それを横浜市から神奈川朝鮮人教育会へ払い下げるか貸与しなければならなかった⁸⁶。

このように、横浜市では公立朝鮮人学校を一定期間存続させつつも、分校の機能を「停止」させ、各種学校と公立朝鮮人学校を「併置」することを選択した。この方法が「矛盾」を孕んでいることは、横浜市総務課長も認識していた。それでもなお、公立朝鮮人学校を早急に閉鎖することと他市との足並みを揃えることが優先され、公立朝鮮人学校と各種学校が併存する奇妙な状態が生じたのであった⁸⁷。『横浜市学校沿革誌』によれば、小野分校と沢渡分校が正式に廃止されたのは 1968 年になってからであった⁸⁸。

横須賀市では、諏訪分校が「本校の教育財産」であったため、横須賀市が教育会に土地と建物を貸借することにした。懸案であった移転については、1966 年 1 月時点では移転先が決まらなかったが、とりあえず 1 月 31 日に諏訪分校を廃止して、翌 2 月 1 日に横須賀朝鮮初級学校を開校した⁸⁹。

川崎市では、桜本分校と高津分校の廃止については教育委員会が了承し、改正規則の公布の日も任せられたものの、教育長が「対議会を尊重し、条例改正と期日を同一にしたい」と考えていたため、改めて県に理解を求めた。市議会文教常任委員会には、既に、各種学校が「認可になったこと、1 月 31 日分校廃止にはするが規則上は条例改正と期日を同じくするため形式的には存続するが実態はなくなる」という説明したことが報告された。1 月 30 日、職員が出勤し、本校に必要なものを公立朝鮮人学校から運び出し、31 日には日本人校長が川崎朝鮮初級学校と南武朝鮮初級学校に引継をした。そして、2 月 1 日以後は看板も各種学校のものを出した。川崎市は経費を負担するのは 1 月末まで、財産貸与は「行政財産の使用で当初（1 年間）は無料、後は有償貸付」にする方針だという⁹⁰。

三市をみると、土地使用の事情や条例を出すタイミングに関する認識の違いなどにより、対応が異なった。三市が同時に同様の方法で公立朝鮮人学校を廃止し、朝鮮初級学校を各種学校として認可することは、県・三市の会合では繰り返し確認され、県総務部長らによって強調されたが、細部には議会との関係や市の教育長の意向が反映されたのであった。

（２） 文部省に対する神奈川県への対応

1965 年 12 月 28 日、文部事務次官は、新たに「外国人学校の統一的扱い」をはかるべく制度を創設するという意向を通達した。先述したように、この日、神奈川県では、県と関係三市が集まり、公立朝鮮人学校廃校措置を検討していた。この会合では、同日に出された文部事務次官通達の内容についても議論しており、新たに制度を創設することへの印象が述べられている。

この会合では「外国人一般」の学校のための制度を作ることは容易ではなく、「朝鮮人を他の外国人と同一に考えることはむずかしいので、朝鮮人の問題は一番最後」になるだろうと述べ、さらに「統一的な法律をつくる」ことは政治的圧力によって実現は難しいという見方を示した⁹¹。朝鮮人学校の取り締まりよりも外国人一般の法律を作ることを全面に出して法律を作ろうとした日本政府であったが、神奈川県関係者の目には、そのことがかえって法案の成立や朝鮮人教育の新たな施策を打ち出すという意味において、実効力のないものとして映った。それゆえ、こうした文部省の指示に従って新制度創設を待つのではなく、自治体の権限で決定事項を実施することにしたのであった。

1965 年 12 月 24 日、神奈川県総務部長は、文部省管理局長に宛てて、横浜朝鮮初級学校等を各種学校認可した旨を文書で報告した。これに対して、私立学校の認可を担当す

る部署である管理局と、公立学校の管理を担当する初等中等教育局の双方が、神奈川県に対して説明と関連資料の提出を求めた。

文部省管理局長は、1966年1月29日に神奈川県知事に宛てて「横浜朝鮮初級学校等の設置認可について（照会）」を送付し、認可は「文部省の指導に反する措置であり、遺憾」とした⁹²。そのうえで、「学校の設置を認可するに至った経緯の詳細、学校の実態の詳細（教員、生徒、教育課程、教育内容、施設設備等）、認可条件の履行を確保するため貴職が講じようとしている措置、認可条件に違反した場合に貴職が講じようとする措置等について認可申請書および付属書類の写を添えて」報告するよう求めた⁹³。

一方、文部省初等中等教育局長は、1965年1月31日に神奈川県教育委員会教育長に「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（照会）」を送付した。この文書は、1965年12月24日に「横浜朝鮮初級学校ほか4校が各種学校として認可された由であります、この認可にかかる各種学校は、それぞれ従来の朝鮮人のみを収容する公立小学校と同一の所在地において認可されているものと認められる」ことから、「これらの公立小学校分校の廃止または存続の状況および施設の利用関係等につき、2月15日までに」報告するよう求めたものであった⁹⁴。

それぞれに対する神奈川県の対応について、まず、各種学校認可に関する知事の回答に着目する。1966年2月28日に文部省管理局長に送付した回答文書では、「学校の設置を認可するに至った経緯の詳細」を、次のように説明した⁹⁵。

本県に在住する朝鮮人のみを収容する神奈川朝鮮中、高級学校の各種学校認可は、遠く昭和28年にさかのぼるものであるが、その後当初の設置主体である神奈川朝鮮人学園管理組合から学校法人神奈川朝鮮学園に切り替える寄付行為認可申請があったので、文部大臣に協議のうえ、さる昭和40年9月21日づけで認可したことはすでに報告したとおりである。

その寄付行為認可の際、県内の朝鮮人のみを収容する公立小学校分校も同一法人による自主経営が望ましい旨の要望を県と学校側の相互で話し合い、鋭意その促進を図ってきたところであり、県、県教育委員会および関係3市教育委員会（横浜、横須賀、川崎市）の間で熟慮協議し、各種学校化に意見の一致をみた。なお、県議会においても超党派にて積極的に賛同を得、かつ私立学校審議会の答申をまって認可にふみきったしだいである。

ここで興味深いのは、公立朝鮮人学校を朝鮮初級学校として認可することの経緯を、1953年の神奈川朝鮮人学園の認可に遡って説明していることである。学校法人神奈川朝鮮学園の寄付行為認可申請については、文部大臣にも協議し、私学審議会の審議も経たうえて1965年に9月に認可した。公立朝鮮人学校廃止をめぐる自治体の協議を読む限り、これらの出来事を核として議論が進展したとは言い難い。こうした説明は、既存の私立朝鮮人学校の法人認可の延長上に、公立朝鮮人学校の廃止と各種学校認可を位置づけることで、文部省の批判をかわそうとしたものと読み取れる⁹⁶。

一方、文部省初等中等教育局長に対する回答は、1966年2月24日に神奈川県教育委員会教育長が送付した。この文書では、「分校の廃止及び存続の状況」は、「1分校が廃止され、他の2分校が現在廃止の途中であり、残る2分校についても近く廃止の予定」

であり、「施設の利用関係」については、「廃止又は廃止手続中の3分校については、施設を目的外使用として学校法人神奈川朝鮮学園に貸与している」ことが報告された⁹⁷。

同文書の回答伺いには、「文部省の添付書類としない事」と書かれた「参考」の表があり、より具体的に書かれている（表2－12）⁹⁸。

この表は、前項で論じた内容について、2月時点の各市における状況を整理したものである。これによれば、1966年2月の時点でも横須賀市立諏訪小学校分校以外は分校が廃止されていない。川崎市の二校は、既に児童が「退学」し、同校の土地や校舎が無料で貸与されており、これが「廃止手続中」の状態のようである。一方、横浜市の二校には依然として児童がおり、土地や建物も横浜市が教育財産として管理していた。こうした状況を県が文部省に伝えなかったことから、文部省が地方自治体の権限による学校の設置廃止や認可に介入させまいと考え、伝える情報を最低限にとどめていたことがわかる。

（表2－12）朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（回答）の参考資料

	分校廃止の有無	児童の存否	財産の管理
沢渡	なし	あり	教育財産として管理
小野	なし	あり	同上
諏訪	あり	なし（退学）	すぐとなりが本校であるので、分校の土地建物は本校の教育財産としている。有償使用（条例あり）を申し渡してある。
桜本	なし（規則上は廃止していないが、分校の実質はない。朝鮮初級学校併置）	なし（退学）	教育財産（行政財産）の目的外使用 無料（条例なし）
高津	同上	なし（退学）	同上

出典：「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（回答伺い）」1966年2月14日起案、同26日決裁、『朝鮮人分校問題』

（3）朝鮮人団体に対する神奈川県への対応

5つの朝鮮初級学校の認可は、文部省だけでなく、民団の反対を押し切った措置でもあった。そのため、民団神奈川県本部団長である李根馥と神奈川韓国学園建設対策委員会委員長である孫一が連名で、1966年1月13日に、神奈川県知事に対して「通告書」を送って抗議した⁹⁹。この文書では、副知事や私学審議会、県総務課長が民団の要請に応じたようにみえたにもかかわらず、事前の連絡なく公立朝鮮人学校の廃止と各種学校認可が行なわれたことを強く非難しており、措置を白紙にもどすことを要請した¹⁰⁰。

公立学校として運営されていた朝鮮人学校が、一方的に総連系の学校として認可されたこと、それが日韓条約に基づき新たな制度を創設しようとしていた矢先に神奈川県独自の判断によって行なわれたことに、民団は強く反発した。1965年11月29日に出された「嘆願書」と併せてみることで、この民団の怒りがより浮かび上がってくる¹⁰¹。

（前略）此の分校は御承知の通り、昭和二十四年団体等規正令により、旧韓国居留民団運営による学校及び朝総連系の学校が接収され、その後、朝総連に於いて、違法にも執拗に既成事実をこしらえるため、不備な設備のまま継続して教育活動を行っていたものを、その後分校として認められ、今日に至っておりますが、事實は当

時その創設費用及び在籍子弟の殆半は韓国居留民団の子弟でしたが、分校の教育方針が共産教育一辺倒に陥り、われわれの理想に反するので、已むを得ず私達の子弟は、日本の学校（本校）に転校し現在に至っております。（中略）

一、朝総連の一方的な主張にこだわらず、現状を綿密に調査し、私達韓国居留民団側の権利も充分に参酌しましてから、決定される様熱望するものであります。

二、県下二五、〇〇〇人僑胞の世論に立脚し、民主主義的に多数が要望する様に従って処理されることを望むものであります。

三、各分校にも韓国居留民団系の子弟が、今尚相当数在籍しておりますのでその父兄達の意見も尊重し、五ヶ所分校の地域性に立脚し審議され、一括朝総連側に譲渡するような速断は極力避けていただきます。

四、今般、韓日協定の精神に立脚し、われわれも自主教育を行う意図をもっているのです、早晚学校建設の必要にもせまられているので、現在の分校を払い下げる場合は、韓国居留民団でも、払い下げ申請をした場合、公正な立場で認めることを望むものであります。（事実はわれわれの出血による資金によって建立されたものであるが）一方に偏した処理により韓日国交正常化の親善ムードをこわさないよう充分留意することを望みます。

五、日本教育法、各種学校等の認可法に則とり法に矛盾した教育機関を早まって処理することを責任ある当局では慎しむことを望むものであります。

六、日本の公立学校で教育法に違背した行政責任者を追求し責任をとらしめること。（それは、これらの分校に於いて卒業式を年二回もやるなど教育課程を遵守していないにもかかわらず、これを隠蔽して来た当局責任者）（以下略）

民団の主張は以下のように整理できる。まず、1949年の朝鮮人教育施設が閉鎖された際に接收され、公立朝鮮人学校が開校したが、そもそもの教育施設の創設費用は民団に属する者も相当負担していたし、開設当初の公立朝鮮人学校の約半数の児童は民団に属する在日朝鮮人の子弟であった。しかし、「分校の教育方針が共産教育一辺倒」に陥ったために、自分たちの子弟は、日本の学校（本校）に転校せざるを得ず、自分たちは費用を投じた教育施設から離れた。民団側は、日韓条約締結を契機に新たに学校を建設し、「自主教育」を行うことも計画していた。そして、公立朝鮮人学校が払い下げられる場合には、民団も申請することを希望していた。それが、民団への連絡のないままに、一方的に総連系学校として私立各種学校の認可を受けることは、民団側にとっては到底容認できなかった。

しかし、こうした民団からの陳情について、県や市は「通告書」が届いたことを報告し合っているものの、それに対する具体策を検討したわけではなかった。民団からの反対は、公立朝鮮人学校廃止措置を阻む要因として警戒されたものの、会議録を見る限り、民団の要望を汲んだ対応を検討する様子は見られず、1966年以降は一層関心が薄れている¹⁰²。

むしろ、1966年1月29日の会合で主な論点は、神奈川県教育会への「補助金」をめぐる対応であった。1966年になると、教育会は再び公金の支出や設備の充実を市に要求した。たとえば、川崎市の二校の朝鮮初級学校教育会会長は、1966年1月に川崎市長に宛てて「陳情書」を送り、「自主移管にともない具体的な諸問題につきましてはまだ未解決のまま」であるとして、「現在の校地、校舎並びに教材教具を無償で譲渡すること」

「自主移管後従来通り学校運営費を保障すること」「給食室及び給食に必要な施設を完備

すること」「工作室図書室音楽室を増築すること」「教育の内容を充実させるためその他の諸施設を完備すること」を要請している¹⁰³。

ここでも要求の根拠は、そもそも公立朝鮮人学校開設前に「校地を買い入れ校舎を建て子孫の教育を施し運営してきた」のが自分たちであり、それを 1949 年に日本政府が没収し現在に至ったということであった。これに基づき「在日朝鮮人の歴史的境遇実情から出発し、私達の要求が速やかに実現されるよう」、上記の点について要請したのであった。

横浜市では、教育会が「手切金」として 4,000 万円を要求した。詳細は不明であるが、ここでの横浜市総務課長の発言によれば、1965 年の打合わせの際に県の三島部長がこの金額について話したようである。4,000 万円の「手切金」について、県総務部長は「県の中でそういう話のやりとりはあった。県と市の間の話し合いでこの話が出たがどうかかわらないが、現段階では話はでていない。従って県で目安をたてておくこともないと思う。4,000 万円をこえることはないと思う」と述べている。そして、続けて「このへんは国の次官通達が出ているので、県市側が態度を硬化させることができる。この問題は、知事、副知事の段階できめる問題で私らがきめる問題ではない」と補足している¹⁰⁴。

こうした総務課長の意見を受けて、三市からは「手切金」に補助金を含めて一回のみの支払いで終わらせることを希望した。また、横須賀市からは、「1 年でも過ぎると手切金を出してくれということはおかしくなる」という意見も出ており、1 回の「手切金」で一切の公費支出を終わらせるのであれば速やかに対応することを勧めている。しかし、県としては、既に文部省の指示に反して朝鮮初級学校を認可したため、そのことのゆえに公費は支出しないと強硬な姿勢で臨めると表明した。そして、三市の出席者には、1965 年に各種学校認可を急いでいた際に神奈川朝鮮人教育会会長が出した「朝鮮人の補助金辞退書等の写しを学事宗教課からもらっておくこと」を指示した。このように、県総務部長は、「手切金」の有無やその金額を決定するのが県知事にあるとしつつも、教育会会長からの「辞退書」や各種学校認可を禁じた文部次官通達を盾とし、一切公費を支払わない方針を示したのであった。

おわりに

日本政府が在日朝鮮人のための学校の設立運営を財政的に援助しないということは、1946 年の文部省の方針であり、これを CIE や SCAP も支持していた。1948 年、文部省は 1.24 通達によって在日朝鮮人に就学義務を課して朝鮮人学齢児童生徒の就学先を「一条校」に限定し、さらに 1949 年の私設朝鮮人教育施設の一斉閉鎖によって朝鮮人学齢児童生徒の就学先を事実上公立学校に限定した。このことによって、地方自治体のなかには朝鮮人児童生徒を公立学校に受け入れるための財政的な負担や、日本人児童への教育を考慮すること等を理由に、既存の朝鮮人教育施設を市が借用し公立分校とする方が良いという判断するものが現れた。こうした自治体からの要請を受け、やむを得ない場合の一時的な措置として、認められたのが公立朝鮮人学校であった。

文部省が設けた公立朝鮮人学校に関する規定は、公立学校における朝鮮語や朝鮮史を教えることの一形態として通達の末尾に付随的に記されたにすぎなかった。そのため、設置主体である地方自治体ごとの解釈や対応は多様であった。

本章で着目した岡山県は、1949 年 11 月の私立朝鮮人教育施設の閉鎖接收への対応と

して結ばれた協定を契機に、公立朝鮮人学校を開設した。これに対し、兵庫県では朝鮮人児童らの要求を受けて尼崎市長が自らの責任で尼崎市立武庫小学校に公立分校を設置し、それが県の施策に影響を与えた。これらの例からも、公立朝鮮人学校の設置する意図も自治体によって異なったことがわかる。岡山県の場合は、「日本側の管理」に置いて「良質の教師に接し設備も改善」させることで公立学校への自主的な就学を促したいという期待があった一方で、尼崎市の場合は日本人児童の教育を守ることに主眼が置かれた。これらの対応は自主的な教育活動を継続させたい在日朝鮮人の要求を汲んだものではなかった。しかし、上記のような経緯を経て、公教育のなかに取り込まれた在日朝鮮人の教育活動は、限定的であれ文部省の意図を超えて公費によって支えられる立場が与えられたのであった。

公立朝鮮人学校の運営状況と廃止過程について、本章では神奈川県のパブリック朝鮮人小学校に着目して検討した。神奈川県では、本校学区よりも広い範囲から公立朝鮮人学校への入学者があった。そして、1955年の朝鮮総連結成の際に発足した在日朝鮮人教育会が共和国の教育援助費や父母からの寄附を受け、学校内で主導権を握るようになった。そのことは教員構成や校務分掌にも如実に表れていた。桜本小学校分校の分校概要によれば、こうした変化は1959年の帰国事業開始とともに顕著になったという。こうした状況において、教育会は公立朝鮮人学校を私立各種学校に「移管」するよう要請した。そして、実質的には教育会のもとで朝鮮人教員によって運営されている公立学校に公費が支出され、なお日本人教員が勤務しているという状況は、県や関係市の担当者たちに速やかに公立朝鮮人学校を廃止することを決断させた。

神奈川県では公立朝鮮人学校を廃止するために東京の都立朝鮮人学校の閉鎖措置を参考にしようとした。具体的に検討されたのは、運営主体を学校法人として認可し、教育施設を各種学校として認可すること、そのうえで期限を設けて補助金を支給することであった。しかし、制度的な整合性をもってこれらを実行することは容易ではなかった。とりわけ、土地や建物の所有問題は、国の許可を待たなければならず、時間を要した。

1965年に神奈川県知事が学校法人神奈川朝鮮学園と朝鮮初級学校を認可し、公立朝鮮人学校を廃止したのは、日韓条約の締結・発効と関係があった。文部省は、日韓条約後に抜本的な改革をすることとして現状維持を求めて各種学校認可に反対し、民団も朝鮮総連系の学校が日本の法制度のなかで安定した立場を得ることに反対した。これに対し、公立朝鮮人学校で主導権を握っていた朝鮮人教育会は、日韓条約発効後の差別待遇を恐れ、補助金も辞退して急いで各種学校認可を求めた。

公立朝鮮人学校の分校主事や神奈川県と関係三市の関係者たちは、文部省の日韓条約発効後の方針に期待をもつことが出来なかった。そのため、1961年以来進めてきた廃校措置を速やかにとるために、自らの権限で文部省が事務次官通達を出す直前に、公立朝鮮人学校を廃止して各種学校として認可することを選択した。この結果、文部省の反対を押し切って廃校措置をとったために議会の承認も得られないという判断のもと、1961年以来検討し続けた補助金支給は棚上げされたままになった。この判断は、1966年に再度教育会会長から公費支出が要請された際にも覆ることがなかった。

次章では、1965年12月28日の文部事務次官通達で言及された「外国人学校制度」創設の構想が、どのような経緯で表れたのかという点を検討する。

-
- ¹ 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年、288頁。
- ² 金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年、125～126頁。
- ³ “Separate Korean Schools in Gifu Prefecture” 28 August 1946, CIE(C)-04145, GHQ/SCAP Records.
- ⁴ 第107軍政中隊は1946年2月20日に第107軍政団から編成を替え、同年3月30日から岐阜県と滋賀県を管轄した。第107軍政中隊は1946年6月30日に解散し、岐阜県には岐阜軍政部が置かれた。（大矢一人『軍政（ナンバーMG）レポート—1945年8月～1946年6月—』現代史料出版、2007年）
- ⁵ 国立教育政策研究所教育図書館が所蔵する日高第四郎の資料（日高ノート）によれば、1946年6月27日に日高がウィグルスワースと面会している。そして、同年6月29日には「朝鮮人の取扱ノ件」について協議したというメモが残されている。断定はできないが、本論で取り上げた協議はこのときになされた可能性が高いと考えられる。
- ⁶ 前掲 “Separate Korean Schools in Gifu Prefecture” 28 August 1946.
- ⁷ 同上。
- ⁸ “Separate Korean Schools in Gifu Prefecture”, 31 August 1946, CIE(C)-04144, GHQ/SCAP Records.
- ⁹ 件名不明、1946年7月1日、山口県庁所蔵。
- ¹⁰ 件名不明、1946年9月12日、山口県庁所蔵。
- ¹¹ 「朝鮮人の学校設置に関する件」雑学241号、1946年9月12日。山口県庁所蔵。
- ¹² 「朝鮮人設立学校の取扱いについて」官学5号、1948年1月24日。前掲『在日朝鮮人管理重要文書集1945～1950年』。
学齢児童生徒以外の教育については、学校教育法第83条及び第84条の規定を適用して各種学校の設置が認められた。
- ¹³ 前掲の小沢有作や金徳龍の研究、呉圭祥『ドキュメント在日本朝鮮人連盟1945-1949』（岩波書店、2009年）ほか多数。
- ¹⁴ 閣議決定「朝鮮人学校の処置方法」1949年10月12日、前掲『外人教育関係資料』。
- ¹⁵ 「朝鮮人学校に対する措置について」文管庶第69号、1949年10月13日。前掲『在日朝鮮人管理重要文書集1945～1950年』。
- ¹⁶ 前掲『在日朝鮮人処遇の推移と現状』95～96頁。前掲『在日朝鮮人教育論 歴史篇』262～267頁。
- ¹⁷ 文部省「一、第一次措置による閉鎖学校（1949年10月19日現在）」「二、第二次措置による閉鎖学校（1949年11月4日現在）」GS(A)-02503～02504, GHQ/SCAP Records.
- ¹⁸ 松下佳弘は、1948年5月から朝連が朝鮮人教育の自主性を確保とともに教育費国庫負担を求めたことを検討した論考のなかで、一旦は国会で請願が採択された後にそれが「修正」され、最終的には私立学校の「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」ことを目的とした私立学校法成立（1949年12月1日）の直前の11月までに朝鮮人教育施設が閉鎖されたことを明らかにしている。松下が「朝鮮人学校への公費支出と私立学校一般への公費支出の関係を行政府がどのように調整しようとしたのか」という観点からこの課題に取り組み、「援助はするが、統制はしない」という原則のもとで私学助成を認めた私立学校法施行直前に、私立朝鮮人教育施設を閉鎖させたことに着目していることは重要である。（松下佳弘「占領期朝鮮人学校の教育費問題—「国庫負担請願」の背景とその意味—」『朝鮮史研究会論文集』（50）、2012年。）
- ¹⁹ 鈴木壽男：1896年生まれ、山口県都濃部出身。戦前期は全羅南道内務部長、忠清北道内務部長、朝鮮総督府農林局林政課長、朝鮮総督府総督官房文書課長兼臨時国勢調査課長、朝鮮総督府専売局長、旧京畿道知事、朝鮮総督府司政局長兼中枢院書記官長等を歴任。
朝鮮総督府の官僚が1945年以後山口県において県の部長や市の助役等になったことに着目し、それぞれの経歴を丹念に追った鄭祐宗の研究によれば、鈴木壽男だけでなく、宇

部市助役の星出壽雄や光市助役の山村仁策もまた朝鮮総督府で内務部長や警察部長を歴任した人物である。（鄭祐宗「植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開—山口県の対在日朝鮮人統治を中心に—」『立命館法学』2010(5/6)、2010年、882・909～910頁。）

²⁰ 「昭和二十四年下関市議会（十月定例会）会議録」10月25日開議、下関市議会所蔵。

²¹ 前掲「神奈川における在日朝鮮人の民族教育—1945～49年を中心に—」176～177頁。

²² 「公立学校における朝鮮語の取扱いについて」文初庶第166号、1949年11月1日、前掲『外人教育関係資料』所収。

²³ 「朝鮮人学校閉鎖に関する件」中連調第169号、1949年11月19日。『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（外交記録公開文書I-0043）、外務省外交史料館所蔵。終戦連絡調整事務局は、外務省の出先機関として中央及び地方に設けられ、GHQ/SCAP・日本政府間、都道府県軍政部・都道府県当局間の相互連絡の窓口としての役割を果たした。（阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房、1983年、9頁。）

²⁴ 同上、「朝鮮人学校閉鎖に関する件」。

²⁵ 岡山県教育委員会『岡山県教育史・続編』1974年、278頁。

²⁶ 同上、279頁。

²⁷ 岡山県教育庁調査課長編『教育要覧 1950年版』1951年3月、75頁。

²⁸ 同上、75～76頁。

²⁹ 前掲『岡山県教育史・続編』1974年、279頁。

³⁰ 岡山県編『岡山県政史 昭和戦後編』1969年、565頁。

阿哲郡井倉小学校井倉分校と児島市立小学校の閉鎖時期は定かではない。1957年に刊行されたと考えられる警視庁警備部警備第二課『外事月報』や1965年に刊行された自民党政調会外人教育委員会『外人教育関係資料』の統計資料に、これらの学校名はない。しかし、両資料には、岡山県下の公立分校として「倉敷市立連島小学校分校」と「倉敷市立連島中学校分校」の二校が記されている。この二校に対しては1950年8月31日に閉鎖令が出されたはずであるが、その後どのような経緯で存続し、廃止に至ったのかということは、現時点では不明である。

³¹ 「朝鮮人学校閉鎖に関する件（其の二）」神連第232号、1949年12月9日。前掲『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

³² 同上。

³³ 「尼崎市小学校分校設置要望書」尼学庶第50号、1949年12月1日。金慶海編『在日朝鮮人民族教育闘争資料集1—四・二四阪神教育闘争を中心に』明石書店、1988年、498～499頁。

³⁴ 尼崎市議会事務局『尼崎市議会史 記述編』1971年、624～625頁。

³⁵ 同上。

³⁶ 「朝鮮人学童の騒擾事件報告の件」神連第231号、1949年12月5日、前掲『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。

朝鮮人代表の5つの誓約は、「1、教育に関する一切の法令並指示事項を守ります。2、学校の教育方針に従いますが、政府の方針に則り民主文化尊重の意味において朝鮮語・朝鮮歴史等の授業については充分御配慮願います。3、今後学童に対し学校の設備・器物等を故意に破損しないよう充分注意します。4、元朝鮮人学校の設備施設を無条件で御使用願います。5、以上のことを遵守しないときは仮分校を廃止せられても異議を申しません」である。（尼崎市教育委員会編『尼崎市戦後教育史』1974年、292～293頁。）

³⁷ 同上『尼崎市戦後教育史』293頁。

³⁸ 同上、293～294頁。

³⁹ 公立分校に通った児童は閉鎖された朝鮮人学校の在籍児童数の約87%を占める。（前

掲「神奈川における在日朝鮮人の民族教育—1945～1949年を中心に—」176頁。

⁴⁰ 同上、176～179頁。

⁴¹ 「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」文初庶第153号、文部省初等中等教育局長・文部省管理局長発、和歌山県教育委員会教育長宛、1949年11月24日、九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、「在日朝鮮人大学生・学校問題」（J-10-18）所収。

⁴² 東京都教育庁学務部学務課『都立朝鮮人学校について』1952年11月、31頁、東京都公文書館所蔵。

⁴³ なぜ、尼崎市教育長が1957年にこの文書を通達したのか、それ以前にどのような規定があったのかは不明である。しかし、日本人児童の教育を守るために朝鮮人児童を別個に教育する分校を必要とした尼崎市が、公立朝鮮人学校に在日朝鮮人の就学先を限定していったこと、公立朝鮮人学校を運営することによって在日朝鮮人の居住する学区にある公立学校に就学させようとしなかったことは看過できない。どのような制限を設けたのかという点を明示しておくことは重要であると考え、文書の全文を挙げておく。

（分校就学の原則）

第1条 朝鮮人児童の就学（転入学を含む。）は、原則として朝鮮人分校に就学させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委員会は、その者の住所の属する当該本校に就学を許可することができる。

（イ）分校の通学距離がいちじるしく遠隔で就学が困難であると本校校長が認めたとき。

（ロ）身体に支障があるため距離的に分校に就学が困難であると医師が認めたとき。

（本校就学の特例）

第2条 朝鮮人児童の兄弟がすでに本校に就学しているため、当該本校校長がやむを得ないと認めたときは、第1条の規定にかかわらず委員会はその者の住所の属する本校に就学許可することができる。

（認可申請書）

第3条 第1条第2項、及び第2条の規定にもとづき本校に就学しようとするものは、本校就学許可申請書によらなければならない。

第4条 前各条につき必要があると認めるときは、委員会は、当該校長と協議して定めることができる。

（その他）

第5条 朝鮮人を除く（第3国人児童）が公立学校に就学（転入学を含む。）しようとするときは、就学許可申請書に基き、委員会が許可することができる。

付則

（従前の経過措置）

1 従前の取扱内規により小学校に就学している児童はこの規定にもとづき就学を許可したものとみなす。

（「朝鮮人児童等の就学取扱いについて」尼教委総第118号、尼崎市教育長発、各小学校長・支所長宛、1957年2月8日、（尼崎市教育委員会学校指導課『教育の調査（通達類集）No.5』1959年3月1日、48～49頁、尼崎市市政情報センター所蔵）。

⁴⁴ この「日本人」は日本国籍を取得した在日朝鮮人（またはその子ども）の可能性もあるが、それを確認する資料がないため断定はできない。

⁴⁵ 「川崎市立桜本小学校概要」（1965年9月8日）、『朝鮮人分校関係』所収、神奈川県立公文書館所蔵。

⁴⁶ 同上「川崎市立桜本小学校概要」（1965年9月8日）には、1965年4月1日に「日本側としては認められない幼稚園2クラスが2教室をかつてに使って開園された」とある。

⁴⁷ 「川崎市立桜本小学校分校 概要」（1965年9月8日）『朝鮮人分校関係』

-
- 48 前掲「川崎市立桜本小学校分校概要」（1965 年 9 月 8 日）『朝鮮人分校関係』
- 49 「朝鮮人学校に関する調査—横浜市」（1965 年 9 月 6 日）には、「各小学校には夫々横浜朝鮮初級学校教育会、鶴見朝鮮初級学校教育会があり、その会長は所属小学校に常勤している」という記載がある。この 2 つの学校は横浜市立公立朝鮮人学校の別名である。（『朝鮮人分校関係』）
- 50 横須賀市立諏訪小学校分校「最近の朝鮮人学校の実態」（1965 年 3 月）
- 51 前掲「川崎市立桜本小学校分校概要」（1965 年 9 月 8 日）『朝鮮人分校関係』
- 52 文部省調査局調査課『父兄が支出した教育費 38.4～39.3』1965 年 9 月、47 頁。
- 53 「朝鮮人学校問題打合会の概要について（供覧）」（1965 年 3 月 19 日起案、同 25 日決裁）『朝鮮人分校関係』
- 54 同上。
- 55 同上。
- 56 神奈川県教育庁総務課「資料」（1963 年 2 月 28 日）
- 57 「朝鮮人学校問題に対する東京都の採った措置について」（調査期日 1961 年 4 月 21 日）『朝鮮人分校関係』
- 58 「朝鮮人学校問題に関する検討資料」（1961 年 5 月 12 日）『朝鮮人分校関係』
- 59 「神奈川県各種学校規程施行内規」である（1957 年 9 月 16 日審議会、同年 10 月 14 日決裁）『朝鮮人分校関係』所収。
- 60 「私立学校法の施行について」文管庶第 66 号、文部事務次官発、各都道府県知事宛、1950 年 3 月 14 日。
- 61 「朝鮮人学校関係県・3 市打合会議事録」（1965 年 9 月 28 日）『朝鮮人分校関係』
- 62 神奈川県教育庁総務課「資料」（1963 年 2 月 28 日）、『朝鮮人分校関係』
- 63 私立学校法第 59 条：「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、私立学校（私立各種学校…同法第 64 条第 5 項で読替）教育の振興のため、文部省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従って援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも学校法人に有利な条件で貸付金をし、その他の財産を譲渡し、もしくは貸し付けることができる。但し…地方財政法第八条第一項の規定の適用を妨げない。」『朝鮮人分校関係』
- 学校法人の助成に関する条例（昭 25 条例 40 号）：第四条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成を決定する。第五条：前二条の規定は、法第六十四条第四項の法人に準用する。
- 交付金とは、国又は公共団体が特定の目的のために交付する金銭を広く指す語、交付の目的はいろいろあるが、交付金を交付する主体の行なうべき事務、事業を他の者に行なわせる場合に、その財源を供給するものなどが代表的なもの。『朝鮮人分校問題』
- 64 「神奈川県朝鮮人学園に対する補助について」（作成年日不明）、用箋は神奈川県教育庁広報原稿用紙、『朝鮮人分校関係』
- 65 「各種学校規程」（1956 年 12 月 5 日、文部省令第 31 号）第 14 条第 2 項参照：「各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。」（『朝鮮人分校関係』）
- 66 「朝鮮人学校関係県・3 市教育庁管理部長等打合会会議事録」（1965 年 10 月 8 日）『朝鮮人分校関係』
- 67 1965 年 10 月 8 日「県・3 市教育長管理部長会談概要」『朝鮮人分校関係』
- 68 「朝鮮人学校に関する三市教育長会議について」（1965 年 5 月 20 日）『朝鮮人分校関係』
- 69 前掲「朝鮮人学校関係県・3 市教育庁管理部長等打合会会議事録」1965 年 10 月 8 日。
- 70 「朝鮮人学校関係県 3 市打合会議事録」（1965 年 9 月 28 日）『朝鮮人分校関係』
- 71 「朝鮮人学校関係 3 市打合会概要」（1965 年 9 月 28 日）『朝鮮人分校関係』
- 72 前掲「朝鮮人学校関係県 3 市打合会議事録」（1965 年 9 月 28 日）
- 73 同上。

- 74 神奈川県朝鮮人教育会会長発、神奈川県知事宛、（1965 年 9 月 15 日）『朝鮮人分校関係』
- 75 「横浜朝鮮初級学校等の設置認可について（回答） 41 学宗第 63 号、神奈川県知事発、文部省管理局長宛、1966 年 2 月 28 日、『朝鮮人分校関係』
- 76 前掲「朝鮮人分校問題 県・三市打合会会議録」（1965 年 12 月 7 日）
- 77 同上。
- 78 同上。
- 79 12 月 24 日に各種学校として認可した学校について神奈川県総務部長は文部省管理局長に電話で報告すると、管理局長は「別に否定も肯定もしなかった」という。しかし、翌 1966 年 1 月 29 日付で文部省管理局長が神奈川県知事宛てにこの措置は「文部省の指導に反する措置であり誠に遺憾」だとして、認可の経緯や実態について照会している。（「横浜朝鮮初級学校等の設置認可について（照会）」（地管第 2 の 7 号）、『朝鮮人分校問題』）
- 80 件名なし、神奈川県指令 40 学宗第 688 号、神奈川県知事発、学校法人神奈川朝鮮学園理事長宛、1965 年 12 月 24 日（「国内処理（朝鮮人問題）行政文書ファイル式」文部省に対する情報公開請求によって入手）。
- 81 「学校法人神奈川朝鮮学園から申請のあった朝鮮初級学校の設置認可について（通知）」40 学宗第 685 の 2、1965 年 12 月 24 日、神奈川県総務部長発学校法人神奈川朝鮮学園理事長宛。『朝鮮人分校問題』
- 82 「朝鮮人分校問題県・三市打合会会議録」（1965 年 12 月 28 日）『朝鮮人分校問題』
- 83 同上。
- 84 「法令質疑応答用紙」質問者・川崎市教育委員会主事、1966 年 1 月 11 日。『朝鮮人分校問題』
- 85 同上。
- 86 1965 年 10 月 8 日の会合でも、横浜市からは、国から市への払下げの「条件の内容が市立の学校に一定期間しておくということであるので、この条件を無視した賃貸借には、問題」があるという意見も出ていた。
- 87 「朝鮮人分校関係県・三市打合会会議録」（1966 年 1 月 29 日）『朝鮮人分校問題』
- 88 横浜市教育委員会編『横浜市学校沿革誌』1976 年、40 頁、75 頁。
小野分校は 1968 年 6 月 30 日廃止と書かれているが、沢渡分校の廃校月日については記載がない。
- 89 前掲「朝鮮人分校関係県・三市打合会会議録」（1966 年 1 月 29 日）
なお、『続 川崎市教育史（学校沿革誌編）』においても 1966 年 1 月 31 日をもって桜本小学校分校の廃校となり、「朝鮮側に引渡した」という記載がある（続川崎教育史編集委員会編『続 川崎教育史（学校沿革誌編）』1977 年、36 頁）。
- 90 同上。
- 91 「朝鮮人分校問題 県・三市打合会会議録」（1965 年 12 月 28 日）『朝鮮人分校問題』
- 92 ちなみに、1965 年 12 月 28 日の県・三市打合会会議録では、「総務部長から 24 日づけで認可したと文部省管理局長に電話したが、別に否定も肯定もしなかった」という内田副主幹の発言が記録されている。（同上。）
- 93 「横浜朝鮮初級学校等の設置認可について（照会）」地管第 2 の 7 号、1966 年 1 月 29 日、文部省管理局長発、神奈川県知事宛。『朝鮮人分校問題』
- 94 「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（照会）」文初財第 106 号、1966 年 1 月 31 日、文部省初等中等教育局長発、神奈川県教育委員会教育長宛。『朝鮮人分校問題』
- 95 「横浜朝鮮初級学校等の設置認可について（回答）」41 学宗第 63 号、1966 年 2 月 28 日、神奈川県知事発、文部省管理局長宛。『朝鮮人分校問題』
- 96 同上。

この回答文書で「認可の経緯を順をおって記載」したものは、次のとおりである。

1953 年 10 / 31	神奈川朝鮮人学園を各種学校として認可（設置者神奈川朝鮮人学園管理組合）
1964 年 11 / 1	神奈川朝鮮中、高級学校と名称変更
1965 年 3 / 8	学校法人神奈川朝鮮学園の寄付行為認可申請
5 / 14	学校法人神奈川朝鮮学園の寄付行為認可について文部大臣あて協議
9 / 13	学校法人神奈川朝鮮学園の寄付行為認可について私学審議会で審議し、同日づけで認可を適当とする旨の答申
9 / 15	神奈川県朝鮮人教育会から、学校法人の認可にともなう「各種学校助成金」を辞退する旨の申出
9 / 18	神奈川県朝鮮人教育会から、朝鮮人のみを収容する公立小学校分校を自主経営にするため各種学校に切り替えたい旨を要望
9 / 21	学校法人神奈川朝鮮学園の寄付行為を認可
9 / 21	総務部長から朝鮮人のみを収容する公立小学校分校は同一法人による自主経営が望ましい旨を要望
10 / 1	学校法人神奈川朝鮮学園の設立登記
11 / 20	横浜朝鮮初級学校ほか 4 初級学校の設置認可申請
11 / 26 ～ 27	横浜朝鮮初級学校等の設置認可について私学審議会委員が現地調査
11 / 30	横浜朝鮮初級学校等の認可について私学審議会で審議し、認可を適当とするが答申の時機は会長に一任する旨の議決
12 / 9	私学審議会会長から認可を適当とする旨の答申
12 / 24	横浜朝鮮初級学校等を 3 条件を付して設置認可ならびに総務部長名で通知。 横浜朝鮮初級学校等の設置認可について文部省管理局長あて報告

97 「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（回答）」 1966 年 2 月 24 日
神奈川県教育委員会教育長発、文部省初等中等教育局長宛。『朝鮮人分校問題』

98 「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の処置について（回答伺い）」 1966 年 2 月
14 日起案、同 26 日決裁、『朝鮮人分校問題』。

99 「通告書」在日本大韓民国居留民団神奈川県本部団長李根馥・神奈川韓国学園建設対策
委員会委員長孫一発、神奈川県知事内山岩太郎宛、1966 年 1 月 13 日、『朝鮮人分校
問題』。

100 「通告書」在日本大韓民団居留民団神奈川県本部団長・神奈川韓国学園建設対策委員
会委員長発、神奈川県知事宛、1966 年 1 月 13 日。『朝鮮人分校問題』

101 「嘆願書」在日大韓民国居留民団 神奈川県本部団長・横浜支部団長・川崎支部団
長・鶴見支部団長・横須賀支部団長・高座支部団長・湘南中部支部団長・南武支部団
長・湘南西部支部団長発、神奈川県教育庁教育長宛、1965 年 11 月 29 日。『朝鮮人分
校問題』

102 前掲「朝鮮人分校関係県・三市打合会会議録」（1966 年 1 月 29 日）。

103 「川崎市立高津小学校分校自主移管にともなう諸条件に関する陳情書」南武朝鮮初級
学校教育会会長発、川崎市市長宛、1966 年 1 月。「川崎市立桜本小学校の自主移管に
ともなう諸条件に関する陳情書」川崎朝鮮初級学校教育会会長発、川崎市市長宛、1966
年 1 月。ともに『朝鮮人分校問題』。

104 前掲「朝鮮人分校関係県・三市打合会会議録」（1966 年 1 月 29 日）。

第三章 「外国人学校制度」創設の試み

はじめに

本章では、前章でも取り上げた日韓条約後の抜本的な改革をめざした「外国人学校制度」の構想が、なぜ・如何にして生まれたかということを検討する。

文部省が「外国人学校制度」を創設しようとしていたことは、1965年12月28日に文部事務次官通達「朝鮮人のみを收容する教育施設の取り扱いについて」によって、地方自治体に伝えられた。この通達は、同日文部事務次官が通達した「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育事項の実施について」とともに、日韓条約発効後の在日朝鮮人教育に関する当面の文部省の方針を示したものであった。

文部省は、「朝鮮人のみを收容する教育施設の取り扱いについて」で、公立朝鮮人学校の新設の禁止、及び既存校の教職員任命や教育課程の編成・実施などの「是正」を命じた。そして、私立朝鮮人教育施設を学校教育法第1条で定める「一条校」としても第83条の各種学校としても認可すべきでないとした。その上で、今後は「朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもつぱら收容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたい」と、新たな制度によって在日朝鮮人教育を統制する考えを示したのであった¹。

「外国人学校制度」案の特徴は、在日外国人の自主的な教育が「わが国の利益と調和を保ちつつ発展できるようにする」ことを目的とし、「わが国と外国との間における理解及び友好関係を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育」を禁じたことである。さらに、この目的を達成するために、外国人教育施設を既存の制度から切り離して監督庁を都道府県知事から文部大臣に変更し、文部大臣に立入調査や変更命令、教育中止命令、閉鎖命令に違反した者には罰則を課す権限も付与しようとした。つまり、「外国人学校制度」構想は「外国人学校」を対象とする新たな制度創設によって、日本の「国益」を重視する観点から文部大臣が直接的に外国人学校の統制を可能にするものであった。

1966年3月下旬、自民党政調会文教調査会外人教育小委員会が「外国人学校制度」の最終要綱をまとめた。これをもとに文部省が「学校教育法の一部を改正する法律案」を作成し、1966年5月13日の閣議で同法案の要綱を決定した。しかし、野党が強く反対したこともあり、国会への法案提出は見送られた²。以後、文部省は「学校教育法の一部を改正する法律案」や「外国人学校法案」を成立させようとしたが、全期間を通じて法案が国会で審議されることは殆どなく、1972年に「外国人学校制度」創設法案は廃案になった³。

戦後日本の公教育制度は、国民教育を行うことを自明として形成されてきた。そのなかでは、外国人教育をめぐる文部省の施策も、基本的には日本の教育法制を遵守させようとしていた。これに対して、「外国人学校制度」案は、戦後初めて就学義務のない外国人の教育活動を対象とした法制度の創設を目指した試みであった。本章では、「外国人学校制度」の構想が浮上した要因や過程を検討し、日本国民という枠に収まらない人々の教育活動を、日本国家がどのように位置付けようとしたのかということを明らかにしたい。

先行研究では、「外国人学校制度」の構想が日韓条約を契機として打ち出されたことや、制度創設の意図が在日朝鮮人の教育活動の弾圧にあったことが広く指摘されてきた。これは、先述したように日韓条約発効に伴い「外国人学校制度」の創設計画が公表されたことによる。また、1965 年時点で在留外国人の圧倒的多数を占めているのが朝鮮人であり⁴、外国人教育施設の 9 割以上が朝鮮人教育施設であったことから、「外国人学校制度」案が形式上外国人一般の教育施設を対象としているが、実際上は朝鮮人教育施設を取り締るためであるとみなされてきた⁵。

「外国人学校制度」創設の目的を在日朝鮮人教育の弾圧とみなす先行研究の指摘は、彼等の日韓条約に対する理解を反映している。たとえば渡辺洋三は、日韓条約について「日本がアメリカと手を結んで韓国政権に肩入れをし、さらに日本独占資本の対韓進出をめざすための布石であった。それは、南北朝鮮の対立を固定化し、その一方にコミットすることによって、他方の朝鮮民主主義人民共和国を敵視する条約であった」と指摘した⁶。同様に、小沢有作や稲本洋之助、在日朝鮮人民族教育対策委員会なども、日韓条約締結による日・米・韓の連携強化に伴って朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）が敵視されたという構図を描き、その延長上に「外国人学校制度」を位置づけている⁷。

また、先行研究は、日韓条約締結と批准の手続きに併行して、日本国内の新聞や雑誌、政党機関誌、政府刊行物のなかに、朝鮮人教育施設では「反日教育」「パルチザン訓練」を行っていると書かれた記事が多くなったことにも注目した⁸。なかでも、『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題—』『在日朝鮮人教育論 歴史篇』『在日朝鮮人とその教育』資料集』などを執筆・編集した小沢有作は、こうした論調で書かれた多くの資料を用いて、「外国人学校制度」の本質が治安政策の視点から朝鮮人教育施設を弾圧することにあることを明らかにしている⁹。

「外国人学校制度」が創設されようとした時代に生きた研究者たちが、上記のように日韓条約を機とした日・米・韓の関係強化、及び共和国敵視の構図を捉え、「外国人学校制度」を位置づけたことは重要である。また、「外国人学校制度」が実質的に朝鮮人学校の弾圧を目指して創設されようとしたことについては筆者も同意する。しかし、「外国人学校制度」の構想が打ち出されたことについて、日韓条約がどのような意味で契機となったのかという点は、より踏み込んで検討すべきであると考える。

一方、戦後日本の公教育制度に関わる先行研究では、「外国人学校制度」創設をめぐる一連の動向について論じた研究が非常に少ない¹⁰。そのなかで注目すべき研究は、1967 年の「学校教育法の一部を改正する法律案」を逐条的に検討した民主主義科学者協会法律部会（以下、民科法律部会）の研究である。民科法律部会は、「外国人学校制度」が「世界人権宣言」（1948 年）や「児童の権利宣言」（1959 年）など国際法次元で認められている民族教育の権利を侵害すると批判した。そして「教育をうける権利の保障」を規定した日本国憲法第 26 条を含め、「すべて国民は・・・」という文言があっても、基本的人権は外国人を含めて普遍的な一般原則として保障されるべきであり、共和国のように日本と国交がない国に属する人々についても、差別してはならないのは自明だとしている。

また、民科法律部会は「外国人学校制度」と各種学校の整備充実に関する条項の改正を「抱き合わせ」で提起したことにも着目している。民科法律部会は、中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」の背景には「近年、技術革新とそれによる経済の高度成長を遂げた日本の独占資本が、その産業構造の変化と労働力需要に対応しうる技術と体制維持の従順な思想とをもつ大量かつ多様な労働力をもって新らしい対外膨張をはかり、東南アジア、とりわけさし当

たって朝鮮への進出をはかるという経済的意図」があるとみなした。そして、在日朝鮮人教育の存在と発展は「政治的、イデオロギー的にわが国政府の政策ならびにその実現のための思想統一（＝統制）にとって障害になるだけでなく」、「各種学校」という教育法制を存立の根拠にもっていることが「日本独占資本の経済政策の遂行のための法制の整備（再編成）にとっても法的に“障害”」になるとみなしている（傍点は原文のまま）¹¹。

民科法律部会は、国内外の法規範や各種学校制度の改編との関わりのなかで「外国人学校制度」構想を捉え、日本政府の意図や法案の問題点を論じた。しかし、この研究では法案の内容が「世界人権宣言」や「児童の権利条約」等に反することを批判しているものの、既存の教育法制度と区別して「外国人学校制度」が創設されること自体について、どのような意義／問題点があるかということは、充分検討されていない。また、日本政府が「外国人学校制度」を創設しようとした問題意識や制度創設を打ち出すまでの経緯についても、「朝鮮併合までの日朝関係の歴史」「植民地時代の朝鮮支配」「敗戦から講和条約まで」といった概括になっている。

先行研究を踏まえ、本章ではまず、サンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）が締結・発効した後の文部省の在日朝鮮人教育に対する認識や対応を検討する。占領期に日本国籍を持つとされた在日朝鮮人は、講和条約発効によって日本国籍を「喪失」とみなされた。これにより、文部省による在日朝鮮人教育政策は変化を迫られる。この時期に立ち現れた課題やそれに対する文部省の対応が「外国人学校制度」の構想に如何に繋がるのか、明らかにしたい。

講和条約発効から日韓条約締結までの時期は、日韓両国が国交正常化を目指して日韓会談を行った時期ともほぼ重なっている。「外国人学校制度」の構想が浮上した理由や経緯を考える際に、日本国内の動向だけでなくアメリカや南北朝鮮政府との外交関係を視野に入れなければならないことは、先行研究からも明らかであった。「外国人学校制度」が創設されようとしたことの契機として日韓条約が重要であると捉えられてきたことも踏まえ、1951年の予備会談から1965年の日韓条約締結までの間に行なわれた日韓会談における、在日朝鮮人教育に関する協議も検討する。

さらに、「外国人学校制度」の最終要綱を作成したことで知られる自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の協議内容がどのように「外国人学校制度」構想と関わったのかということについても分析する。外人教育小委員会の協議は極秘で行なわれたため、先行研究ではその協議内容を検討することが困難であった。しかし、2005年に韓国政府が日韓会談関係文書を全面公開したことが起点となって、日本でも日韓会談文書・全面公開を求める会が結成され、その活動によって日本外務省が所蔵する文書の開示が進んでいる。本章ではこの資料を活用し、従来わからなかった日韓両政府の問題意識や協議の様子、そして外人教育小委員会の活動についても明らかにする¹²。

もうひとつ、本章で扱う重要資料は、九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫の資料である。森田芳夫は、1910年に朝鮮の全羅北道群山で生まれ、終戦まで朝鮮半島で生活した。戦後に日本（内地）へ引き揚げた後は、法務省や外務省で働き、日韓会談にも立ち会った。このような経験をした森田が収集・記録した資料には、他の図書館や公文書館では閲覧できない朝鮮関係資料が豊富である。本章では、これらの森田芳夫文庫の資料も活用する。

第一節 在日朝鮮人教育に対する文部省の対応の変化

第一項 国民教育の枠組みを用いた在日朝鮮人教育の統制

1952年4月28日、講和条約の発効（1951年9月8日締結）により、在日朝鮮人は日本国籍を「喪失」とみなされた¹³。これにより、占領期には日本国籍をもつとされた在日朝鮮人には就学義務がなくなり、朝鮮人学齢児童生徒も「一条校」に通わなければならないという規定は変更されることになった。

講和条約発効後の文部省による在日朝鮮人教育に対する施策について、小沢有作は1950年3月14日に文部事務次官が都道府県知事に宛てた「私立学校法の施行について」がその後15年にわたって生き続け、「1955年以降の民族教育の発展の足かせとなってきた」とみなしている¹⁴。

この文部事務次官通達は、1949年12月15日に公布された私立学校法の施行にあたり、知事に対して私立学校に関する教育行政や学校法人制度の事務処理について指示したものである。第10項目が「朝鮮人学校及び朝鮮人学校設置の学校法人又は準学校法人について」で、内容は次のとおりである¹⁵。

これらのものについて認可の申請があつて認可を行うについては、昭和二十四年一〇月の「朝鮮人学校に対する措置について」の通達等の趣旨にかんがみ、即時文部大臣に協議されたい。

「一条校」や各種学校、それを運営する学校法人や準学校法人は、一般的には都道府県知事が認可する。これに対して、「私立学校法の施行について」では、朝鮮人教育施設の認可の場合は文部大臣に協議しなければならないと記されたため、小沢有作は文部省が「実質的に県知事が認可できないような措置をこうじてきた」と批判し、それが1960年代まで引き継がれたと捉えている¹⁶。

講和条約発効後の文部省の資料が殆どみられないこともあり、これまで小沢が提示した歴史像は十分な批判的検討が加えられてこなかった。しかし、現在確認できる文部省の文書をみると、この事務次官通達が知事による朝鮮人教育施設の認可を禁じ、それが1960年代半ばまで継続したとはいえないことがわかる。

文部省は講和条約発効以降の方針について、外務事務次官からの照会「朝鮮人の国籍喪失に伴う善後措置に関する件」に対し、1951年12月5日に回答した。この文書で文部省は、講和条約発効後に「朝鮮人が外国人となれば、その児童は義務教育の対象とならず、したがって公立学校に収容する義務もなくなる」となる。この場合、朝鮮人の教育について次のようなことが考えられる」として、次の六点を挙げている¹⁷。

- A. 公立の小・中学校へ入学を希望する者は、市町村の収容能力の許す場合に限り、入学も認められる。但し、この場合は日本の学校で収容能力の範囲内で好意的に入学を認めるのであるから、原則として居住地の市町村において就学を希望する朝鮮人のために特別の分校を設けたり、特別課外教科を設けたりするような特別の取扱をせず、一般日本人と同様な教育を行なう。
- B. 現在就学している者については、その者が卒業するまで経過的に現状を尊重することが

望ましい。

C. 外国人としての朝鮮人が子弟を教育するために学校を設けるには、学校教育法及び私立学校法の規定により、都道府県知事の認可を受けなければならない。

D. 上記のいずれの学校にも入学を希望しない者は義務教育の対象とならないので不就学のまま放置されることになる。

E. 従来外国人の子弟のための私立学校には補助しない方針であったから、朝鮮人の子弟のための学校についても同様の取扱となるであろう。

F. 現在朝鮮人を収容している公立学校の措置については目下研究中である。

ここでは、在日朝鮮人が外国人として教育施設を設立する場合には、「都道府県知事」の「認可を受けなければならない」ことになっており(C)、学校教育法や私立学校法の下で認可を義務づけたうえで、私立朝鮮人教育施設の存続を認めている。小沢が取り上げた先の文部事務次官通達が、朝鮮人教育施設の認可について「即時文部大臣に協議されたい」として、文部大臣が知事の判断に介入しようとした点は注目に値する。しかし、上記で引用した文章を見る限りでは 1950 年代に文部省が私立朝鮮人教育施設の認可自体を禁じていたとは言い難い。

公立朝鮮人学校に対する措置については「目下研究中」であるが、新たに公立朝鮮人学校や民族学級を開設することはないとしている(A)(F)。1952 年になると、文部省は公立朝鮮人学校を私立学校に切替えさせる方針を固めたようであり、このことは 1952 年 7 月 12 日の『日本教育新聞』¹⁸や同年に作成されたと推定される公安調査庁の資料¹⁹からも読み取れる。しかし、在日朝鮮統一民主戦線（以下、民戦）など²⁰が反対したためか、文部省は公立朝鮮人学校を一斉に廃校にすることはなかった²¹。

講和条約発効後の私立朝鮮人教育施設の取扱いについて、文部省と地方自治体のやりとりを確認できる資料は数少ない。そのひとつが愛媛県教育委員会の照会に対して 1953 年 7 月 2 日に文部省地方課長が回答した「朝鮮人学校の設立について」である。この通達では、「朝鮮人が学校を設置する場合、学校教育法は適用されないと思われるが如何」という愛媛県教育委員会からの問いに対して、文部省が「学校教育法第一条に規定する学校を設置する場合は、その設置者は国、地方公共団体又は学校法人でなければならないが、その設置者が学校法人である場合には学校教育法及び私立学校法が適用される」と回答した。

さらに、朝鮮人学齢児童生徒のための教育施設は「一条校」認可を受けなければならないと規定した 1948 年の文部省通達や、朝連の関係する教員や教育内容の排除を命じた 1949 年の通達について、「講和条約発効後は無効として取扱ってよいか」という問いに対しては、「講和条約の発効等の事情の変化により、内容の大部分はその意味を失ったものとする」と回答した²²。この通達からも、私立朝鮮人教育施設も既存の教育法のなかで取り扱うことを原則とし、規定を満たせば「一条校」・各種学校のいずれとしても認める方針であったことが確認できる。

1953 年 10 月頃、文部省は在日朝鮮人教育上に関する基本方針案を閣議に提出しようとした。「在日朝鮮人の教育上の取扱に関する基本方針案」（1953 年 10 月 27 日）という文書には、次のような方針が示されている²³。

一、在日朝鮮人の教育については、朝鮮人が外国人であることに基き、その子弟の義務教育に関しては、日本の法令による就学の義務又は権利の関係は生じない。

二、朝鮮人の子弟のために学校を設置しようとする者は、関係法令の定めるところに従い、私立学校（私立各種学校を含む）を設立することが出来る。この場合、他の私立学校同様、関係法規を厳守すべきことはいうまでもない。（中略）

六、朝鮮人を多数集団的に収容する学校については、関係当局は特に管理を十分に行い、法令の遵守、秩序の保持に努め、なお適正な学校運営を確保し得ない場合は学校の閉鎖を行うものとする。

文書の欄外には、「文部省として本案を閣議に提出希望していたが、未だ実現に至っていない」と書かれている。新聞や地方行政文書にも実際にこの内容を含んだ「基本方針」が見当たらないことから、この方針は実現しなかったと思われる。しかし、この文書からも文部省が法令を厳守することを前提に「一条校」・各種学校のいずれとしても私立朝鮮人学校の設立を認めようとしていたことが確認できる。また、この文書に示された方針では在日朝鮮人には就学義務がなく、無認可教育施設については黙認していたようである。

第二項 国民教育の外に在日朝鮮人教育を位置づける認識と施策

1953年までの資料をみるかぎり、文部省は私立朝鮮人教育施設が「一条校」や各種学校として運営される場合には、学校教育法等の遵守を原則としていた。これに対し、小沢有作も引用した1964年3月24日の衆議院文教委員会での答弁では、文部省の杉江清管理局長が講和条約発効後の朝鮮人教育施設の取扱について、次のように説明している²⁴。

朝鮮人のみを扱う公立高等学校〔「公立学校一般」：引用者注²⁵〕の存在は原則としてはない。ただ公立高等学校において行なう場合に、日本の教育法令に従って行なう学校またはその分校については、これはその特殊の事情に即してその存在を認める。しかし従来その教育内容において必ずしも日本の教育法令に即して教育が行なわれていないものもある、そういうものは認めない。そしてそういうものは正規の学校でなくして別の各種学校等に切りかえる。また各種学校においてむしろ扱われるべきものだ、こういうふうな指導方針がとられた時期もありました。またその後において、この各種学校において行なわれる教育の内容も、永住者に対して母国語による民族教育を行なう態度は必ずしも好ましいものではない、こういう観点から、現在においてはそういった朝鮮人のみを収容する、そしてそこにおいて母国語を用いていわゆる民族教育を行なう、そういう各種学校の新たな設置等についてはこれは必ずしも望ましいものではない、こういうような考え方で現在扱っております。

杉江の説明によれば、「特殊な事情」がある場合に限っては公立朝鮮人学校の存在を認めたが、日本の教育法令を遵守しない学校については「一条校」ではなく各種学校に切りかえさせるという方針をとった時期があった。しかし、その後に永住者という法的地位を得た者に対して母国語による民族教育を行う教育施設については、各種学校であっても認可することは望ましくないという方針に転じたという。同様に、1965年3月25日の参議院予算委員会で小林武（社会党）²⁶の質問に対して、愛知揆一文部大臣も次のように回答している²⁷。

二、三年前としますけれども、政府としての方針も再確認されているわけでございますけ

れども、たとえば朝鮮人の子弟に対しまして朝鮮語でもって朝鮮の歴史やその他を中心としまして、朝鮮人としての民族性ということに徹した教育をされるというような場合におきまして、これらの教育あるいはいわゆる各種学校の認可というようなことを持ってこれられた場合に、これを許可することが適当であるかどうかということは非常に私はこれは問題であると思うのであります。(中略)

ただいま申しましたように、朝鮮としての民族教育ということに徹した教育を日本の国土内で行なわれます場合、これを日本の法制のもとにおいて公認する、これに保護を与えるということはいかがであろうか、私としてはにわかには賛成しがたい、こういうふう考えておるわけでございます。

ここでも、愛知文相が政府の方針として私立朝鮮人学校を各種学校として認可することは適当でない判断するようになったことを説明している。その理由については、個人的な意見という体裁をとりつつ、朝鮮語や朝鮮の歴史を中心とする朝鮮人としての民族教育を日本の法制のもとに公認するべきではないという見解を示した。この答弁からは、私立朝鮮人教育施設を学校教育法や私立学校法に従って認可して統制してきた文部省が、認可は「日本の法制のもとにおいて公認」し、「保護を与える」ことになるという認識に転じたことがわかる。

それでは、私立朝鮮人教育施設を各種学校として認可することが、いつ・どのように問題とされるようになったのか。公安関係者が作成した資料をみると、1955年5月に在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）が結成されたことが重要な契機であると考えられる。朝鮮総連の前身であった民戦は、学校種別にかかわらず日本政府に教育費を要求していた。このことは、最高検察庁公安調査室が入手した民戦第二回全国大会関係資料から確認できる²⁸。

民戦に対して、朝鮮総連は、その結成大会で「自主学校の法人化と学校認可手続を推進し、その過程において、日本の国民も理解しうるような方法で日本の権力機関から教育費の援助をうけるようにすること」を決定した²⁹。両者のこうした方針の違いを鑑みると、日本政府が朝鮮人教育施設を各種学校として認可することを問題と認識したのは、1955年に朝鮮総連が結成され、教育法の規定に即して各種学校認可を受けて補助金を取得することを要求するようになった後ではないかと考えられる。

1952年時点で認可を受けていた朝鮮人教育施設は、「一条校」として認可された大阪の建国小・中・高等学校と金剛小学校のみであった³⁰。しかし、朝鮮人各種学校数は1957年2月1日時点で24校³¹、1965年3月30日には33校に増加している。また、公安調査庁の調査によれば、1965年3月に33校あった朝鮮人各種学校のうち26校が朝鮮総連系で、その他に8つの朝鮮総連系教育施設が認可を申請している最中であった³²。こうした変化は、朝鮮総連が各種学校認可取得をめざして活動し、一定の成果を上げていたことを示している。

教育費の獲得については、地方自治体から朝鮮人教育施設に対する補助金支給状況をまとめた警察庁の調査結果（1957年2月1日時点）から、その一端を知ることができる（表3-1）。この調査は、1957年4月に開始された共和国政府による教育援助³³に備え、警察庁が事前に在日朝鮮人の教育活動の現状や地方自治体の対応を調査したものと推測できる³⁴。

(表3－1) 朝鮮人学校補助金交付状況一覧表 1957年2月1日現在

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額	
					年間	内訳
山形	山形市立第一小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	145,200	㊦教員2名俸給、諸手当(年間6,050円)
東京	東京朝鮮第一初級学校	私立各種	都知事	私立学校の教育助成 条例による設備費	35,000,000	交付金額は一括東京朝鮮学園に対して交付しており各学校別割当は学校法人東京朝鮮学園理事会に於いて行っているので詳細は不明
	東京朝鮮第二初級学校					
	東京朝鮮第三初級学校					
	東京朝鮮第四初級学校					
	東京朝鮮第五初級学校					
	東京朝鮮第六初級学校					
	東京朝鮮第七初級学校					
	東京朝鮮第八初級学校			都立朝鮮人学校廃校に伴う事後処理費	131,595	
	東京朝鮮第九初級学校					
	東京朝鮮第十初級学校					
	東京朝鮮第十一初級学校					
	東京朝鮮第十二初級学校					
	東京朝鮮第十三初級学校					
	東京朝鮮中級学校					
東京朝鮮高級学校						
神奈川	神奈川県朝鮮人学園 (中級・高級)	私立各種	県知事	助成金	1,000,000	㊦学校に対する補助として年間一括支給 横浜50万、横須賀20万、川崎30万円分担
	川崎市立桜本小学校分校	公立分校		学校維持費	1,854,400	学校維持費と㊦教師の諸手当
	川崎市立高津小学校分校				1,210,000	
	横浜市立下野谷小学校小野分校				1,637,337	
	横浜市立青木小学校沢渡分校				1,491,000	
	横須賀市立諏訪小学校分校				1,229,990	
	逗子市立沼間小学校特設学級	特設学級		教師手当	676,700	㊦教師諸手当
	大和町立南大和小学校特設学級				252,600	
	鎌倉市立玉縄小学校特設学級				415,000	
埼玉	川越市立第二小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	216,000	㊦教師1名月額手当19,800円
	大宮市立大宮小学校特設学級				288,000	㊦教師1名月額手当19,800円(大宮市長から㊦教師1名月額手当6,000円含)
	蕨町立北小学校特設学級				145,000	㊦教師1名月額手当12,100円
	戸田町立第二小学校特設学級				120,000	㊦教師1名月額手当10,000円
	川口市立幸小学校特設学級				368,400	㊦教師3名月額手当30,700円
	千葉				横芝朝鮮人初級学校	自主
茨城	永戸市三の丸小学校特設学級	特設学級	水戸市長	教師手当	90,000	㊦教師月額1名7,500円支給
	大子町上小川小学校特設学級		大子市長		54,000	㊦教師手当1名4,500円
	日立市仲小路小学校特設学級		日立市長		168,000	㊦教師手当1名7,000円
	日立市本山小学校特設学級		日立市長		84,000	㊦教師手当1名7,000円
	土浦市土浦小学校特設学級		土浦市長		216,000	㊦教師手当1名6,000円
	下館市川島小学校特設学級		下館市長		72,000	㊦教師手当1名6,000円
	下館市下館小学校特設学級		下館市長		72,000	㊦教師手当1名6,000円
	古河市第三小学校特設学級		古河市長		72,000	㊦教師手当1名6,000円
栃木	足利朝鮮人学校	自主/夜間	佐野市長	補助金	3,000	市長交際費より雑品買入金として寄付
静岡	浜松朝鮮人初級学校	自主	浜松市長	補助金	200,000	㊦学校に対する1ヶ年分の補助金として一括支出
	静岡朝鮮人中級学校					
	静岡朝鮮人高級学校					
愛知	豊橋朝鮮人中級学校	自主	岡崎市長	市政協力費	360,000	㊦学校に対する1ヶ年分の補助金として一括支出
	愛知朝鮮人第十一初級学校		守山市長	社会教育費	10,000	
	愛知朝鮮人第五初級学校		春日井市長	滞納整理協力費	30,000	
	愛知朝鮮人第六初級学校		瀬戸市長	市政協力費	100,000	
	愛知朝鮮人第七初級学校		一宮市長	滞納整理協力費	100,000	
	愛知朝鮮人第八初級学校		半田市長	教育補助金	50,000	
	愛知朝鮮人第十初級学校					
	牧野小学校分校	公立分校	名古屋市長	学校経営費	2,584,680	㊦教師手当1ヶ月10,000円その他学校運営費
	大和小学校分校				2,357,124	
	西築地小学校分校				2,074,964	
	小坂井中学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	135,000	㊦教師手当1人月10,000円
	白水小学校特設学級				378,000	
	広幡小学校特設学級				135,000	
	根石小学校特設学級		県知事・岡崎市長	講師民族教育委託料	270,000	
	高嶺小学校特設学級		県知事	講師手当	135,000	
	小坂井小学校特設学級				378,000	
	井田小学校特設学級				135,000	
	梅園小学校特設学級				135,000	

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額		
					年間	内訳	
三重	三重県朝鮮人中学校	自主	四日市市長	私市学校教育振興補助金	240,000	㊥学校の補助金として月額20,000円支出	
	四日市朝鮮人小学校						
岐阜	赤坂小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	204,000	㊥教師1人月額8,500円支給	
	大垣市興文小学校特設学級				102,000		
	川辺小学校特設学級				102,000		
	今渡小学校特設学級				102,000		
	御嵩小学校特設学級				102,000		
	高山小学校特設学級				102,000		
	瑞浪朝鮮民族学級	自主	瑞浪市長		102,000		
大阪	大阪市立西今里中学校	公立	府知事	学校運営費	4,300,000	学校運営費の内大阪市より30万円補助	
	大阪市立北中道小学校特設学級	特設学級		講師手当	120,000	㊥教師月額手当1人10,000円	
	大阪市立榎並小学校特設学級				168,000	㊥教師月額手当1人14,000円	
	大阪市立中浜小学校特設学級				309,600	㊥教師月額手当1人12,900円	
	守口市立三郷小学校特設学級				180,000	㊥教師月額手当1人15,000円	
	堺市立錦西小学校特設学級				276,000	㊥教師月額手当1人11,500円	
	堺市立少林寺小学校特設学級				276,000	㊥教師月額手当1人11,500円	
	堺市立五箇荘小学校特設学級				348,000	㊥教師月額手当1人14,500円	
	泉大津市立戎小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円	
	泉大津市立旭小学校特設学級						
	貝塚市立東小学校特設学級				84,000	㊥教師月額手当1人7,000円	
	大阪市立生野小学校特設学級				300,000	㊥教師月額手当1人25,000円	
	大阪市立北鶴橋小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円	
	大阪市立中川小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円	
	大阪市立小路小学校特設学級				168,000	㊥教師月額手当1人14,000円	
	大阪市立矢田小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円	
	大阪市立加美南部小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円	
	大阪市立加美小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円	
	岸和田市立城内小学校特設学級				108,000	㊥教師月額手当1人9,000円	
	岸和田市立東光小学校特設学級				108,000	㊥教師月額手当1人9,000円	
京都	養正小学校特設学級	特設学級		教師手当	300,000	㊥教師1人月額12,500円	
	待鳳小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	柏野小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	上賀茂小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	山王小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	陶化小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	南大内小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円	
	朱雀第四小学校特設学級				121,200	㊥教師1人月額10,100円	
	嵯峨野小学校特設学級				106,800	㊥教師1人月額8,900円	
兵庫	尼崎大庄小学校分校	公立分校	県知事・尼崎市長	学校運営費・教師手当	1,484,947	分校維持費と㊥教師手当	
	尼崎大島小学校分校				379,710		
	尼崎立花小学校分校				1,958,891		
	尼崎武庫小学校守部分校				959,177		
	尼崎園田小学校小中島分校				693,850		
	高砂市高砂小学校分校				996,000		
	明石市林小学校船上分校	特設学級	県知事・明石市長	講師手当	1,027,800	㊥教師1人月額10,000円	
	伊丹市神津小学校桑津分校		県知事・伊丹市長		448,800		
	志染小学校吉田分校特設学級		県知事・三木市長		168,672		
	篠山小学校特設学級		県知事		120,000		㊥教師1人月額手当10,000円
	米田小学校特設学級				102,000		㊥教師1人月額手当8,500円
	伊丹中学校特設学級				314,400		㊥教師1人月額手当13,100円
	宝塚朝鮮初級学校			10,000	㊥学校修築に対し補助		
	家島朝鮮初級学校		家島市長	援助金	2,000	㊥学校維持援助金	
	淡路夜間学校三原分室		松帆村長	学校維持費	155,000	㊥学校移転費	
滋賀	大津市膳所小学校特設学級	特設学級	大津市長	教師手当旅費	301,200	㊥教師1人月額手当8,200円	
	大津市逢坂小学校特設学級				214,800	㊥教師1人月額手当8,950円	
	大津市志賀小学校特設学級				202,000	㊥教師1人月額手当8,250円	
	堅田小学校特設学級		堅田市長	課外講師手当	76,000		
	西大路小学校特設学級		日野市長	教師諸手当・消耗品代	85,600	㊥教師1人月額手当3,000円	
	近江八幡小学校特設学級		八幡市長		151,200	㊥教師1人月額手当6,300円	
	岡山小学校特設学級		八幡市長		97,200	㊥教師1人月額手当8,100円	
	安土小学校特設学級		安土市長		78,000	㊥教師1人月額手当6,500円	
	鏡山小学校特設学級		竜王町長	教師諸手当消耗品代	72,000	㊥教師1人月額手当6,000円	
	八日市小学校特設学級		八日市市長		215,608	㊥教師1人月額手当7,100円	
	能登川南小学校特設学級		能登川町長		311,240	㊥教師1人月額手当7,800円	
	能登川西小学校特設学級						

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額	
					年間	内訳
滋賀	五ヶ荘北小学校特設学級	特設学級	五ヶ荘町長	教師手当給食補助	140,702	㊦教師1人月額手当7,500円
	愛知川小学校特設学級		愛知川町長	教師諸手当	97,800	㊦教師1人月額手当7,000円
	彦根城東小学校特設学級		彦根市長	講師手当教科書補助	231,165	㊦教師1人月額手当7,500円
	米原小学校特設学級		米原町長	教師手当	191,400	㊦教師1人月額手当7,500円
	醒ヶ井小学校特設学級		醒ヶ井村長		176,400	㊦教師1人月額手当7,300円
和歌山	初島朝鮮人学校	自主/夜間	初島市長	教師手当	20,000	㊦教師の生活補助として年間支給
	箕島朝鮮人学校		箕島市長	更正費	50,000	㊦学校運営費として年間一括補助
	湯浅朝鮮人学校		湯浅市長・ 広川町長	寄附	100,000	㊦学校補助金として両町50,000円分担
岡山	倉敷市連島町小学校分校	公立分校	倉敷市長	学校運営維持費	265,400	年間予算
	倉敷市連島町中学校分校				123,400	
	岡山朝鮮人初級学校	自主	岡山市長・ 岡山市議長	寄附	20,000	㊦校建設寄附
	岡山朝鮮人中級学校				20,000	㊦校建設寄附
香川	四番町小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	157,200	㊦教師1人月額手当13,100円
愛媛	松山朝鮮人小学校		松山市長	生業資金	200,000	㊦学校建設補助金
福岡	千代中学校特設学級	特設学級	県知事	教師手当	145,200	㊦教師1人月額手当12,100円
	千代小学校特設学級				136,800	㊦教師1人月額手当11,400円
	大浜小学校特別学級				103,200	㊦教師1人月額手当8,600円
	吉塚小学校特設学級				88,800	㊦教師1人月額手当7,400円
	足立中学校特設学級				298,080	㊦教師1人月額手当24,840円
	貴船小学校特設学級				210,240	㊦教師1人月額手当17,520円
	曾根小学校特設学級				158,400	㊦教師1人月額手当13,200円
	小森小学校特設学級				270,000	㊦教師1人月額手当22,500円
	戸畑小学校特設学級				195,840	㊦教師1人月額手当16,320円
	若松小学校特設学級				291,840	㊦教師1人月額手当13,440円

【出典】警察庁警備部警備第二課「外事月報」(1957年6月) (『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、J-10-18)より作成。表題・都道府県名・学校名・交付機関・交付名目・交付金額の表記は、明らかな誤字以外はそのまま表記した。空欄は原資料のまま。㊦は朝鮮人を意味すると思われる。学校種別は同雑誌に掲載されている「朝鮮人学校一覧表」をもとに筆者が加筆した。

このような広範な調査を行い、詳細な情報を入手・整理したのは警察であった。このことは、警察が在日朝鮮人教育を治安維持の観点から監視し、情報を共有していたことを示しており、文部省とは別の観点から朝鮮人教育施設に対する警戒が続いていたことを物語っている。

この警察庁の調査によれば、全国 21 都府県の 149 の教育施設に対し、総額 81,772,252 円が支給されている。その大半を占めるのは、公立朝鮮人学校及び民族学級の朝鮮人教職員の手当である。前章でも取り上げたように、公立学校においても課外で朝鮮語や朝鮮史を教えるための特別学級を設けて朝鮮人講師を採用することは文部省が容認していた。そこで、都道府県や市町村が朝鮮人講師の手当を支給したのであった。

調査で取り上げられた特別学級では、1 校あたり 1～3 人の講師が勤務していたようである。手当の金額には大きな差があり、最も多いのは大阪市立生野小学校特別学級の講師で月額 25,000 円、最も少ないのは滋賀県日野市の西大路小学校特設学級の講師で月額 3,000 円である。

調査結果では、公立学校の民族学級講師への手当の他に、私立教育施設に対しても、設備費や学校運営費、市政協力費、寄附など様々な名目が並んでいる。このうち、東京や神奈川では認可を受けた学校や法人に対して知事が補助金を支給しているが、千葉・静岡・愛知・岡山では市長が様々な名目で無認可校にも補助金を支給している。

中央政府において既存の法律の下に在日朝鮮人の教育活動を位置づけることが「統制」ではなく「保護」になるという認識の転換が起った背景には、以上のような無認可施設を含む在日朝鮮人教育施設に対する広範な公費の支出の存在があったと考えられる。

第二節 日韓会談における在日朝鮮人教育に関する協議と合意

第一項 日韓会談における在日朝鮮人教育の位置付け

サンフランシスコ講和条約によって朝鮮の独立を承認することに伴い、日本政府と大韓民国政府は連合国総司令部の斡旋によって日韓会談の予備会談を開始した。以後、度々の中断を挟みながら、日韓条約締結まで14年にわたって日韓間で交渉が続けられた。

日韓会談では、日韓基本関係や請求権、漁業、文化財等について、各委員会が中心になって関連事項を協議した。在日韓国人の法的地位については予備会談の段階から国籍処遇小委員会を設けて討議が進められ³⁵、教育についても国籍、永住権、強制退去、財産権及び職業、持帰り財産等とともに国籍処遇小委員会で議論された³⁶。（なお国籍処遇委員会は1958年4月15日から開かれた第4次会談で「在日韓人の法的地位に関する委員会」と改称³⁷。）

在日韓国人の教育事項を協定に明記しないという方針は、予備会談の時点で定まった。これは、1952年1月29日、第25回国籍処遇小委員会で、韓国側の主席委員である兪鎮午³⁸が「義務教育を受ける権利と生活扶助を受ける権利が国民固有の権利に属するか否かは、将来居留民の間に問題が起った場合の日本側の国内的措置（裁判所の判定）に俟つ事とし、本協定から落したらよいと考える」と発言したことによると考えられる³⁹。1952年2月4日、兪は、第28回国籍処遇小委員会でも次のように発言している⁴⁰。

何回も繰返して述べた通り韓国側としては「生活保護を受ける権利」と「義務教育を受ける権利」は、これを協定から落して日本側の国内措置にまかせる方針であるが、義務教育も生活保護と同様、これを辞退するということを明示するわけには行かない。協定にこれを明示して仕舞うと、将来一般外国人に許される場合も在日韓国人に限ってその享受が不可能になる。

日本側は、「義務教育を受ける権利」や「生活保護を受ける権利」は「国民固有の権利」であることを主張し続けていた。それゆえ、韓国側は義務教育が「将来一般外国人に許される場合」を想定し、そのときに在日韓国人だけがそれを享受できないことがないようにしようとした。教育に関する規定を協定から「落して日本側の国内措置にまかせる」という韓国側の選択は、この時点で最大限に在日韓国人の権利を守ろうとするための決断であったといえる。

兪が強調したように、韓国側は「義務教育を受ける権利」について日本の国内措置にまかせるとしたが、それを「辞退」したわけではなかった。そこで、第一次会談以降では韓国側が少しでも多くの優遇措置を認めさせようと、交渉を継続することになる。

第二項 在日朝鮮人の教育事項に関する論点と協議

日韓会談における在日朝鮮人教育をめぐる論点は、大きく分けて、(1)永住を許可された者の公立小・中学校への就学と、(2)永住を許可された者が設立する私立学校の処遇、(3)私立朝鮮人教育施設を卒業した者が日本の上級学校へ進学するための資格、の3つである。ここでは、それぞれの論点について、何が議論され、何が決定したのかということを整理し、日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想との関わりについて明らかにする。

(1) 協定永住者の公立小・中学校への就学について

日韓会談における日本側の主張は、「永住許可を受けた者は実行可能なかぎり日本の公の小、中学校に入学を認める」というものであった⁴¹。一方、韓国側の要求は、「永住許可を受けた者は日本国民と同等に義務教育を受ける」ことであった⁴²。そこで、日韓会談では、協定に基づく永住が認められた韓国人の公立の小・中学校への就学について、「実行可能な限り」認めるか、それとも「日本国民と同等に」認めるかということが焦点になった（以下、日韓条約に伴う協定によって永住が許可された人々を「協定永住者」と呼ぶ）。

上記の論点を協議したことが確認できるのは、1961年3月30日の非公式会談である。この会合では、法務省入国管理局の池上努が「実行可能な限り」という文言を除くことについて、永住権を付与する範囲とも関連して「就学補助費（給食費、教科書代、修学旅行費等の補助）が一人当たり年間8,000円かかるので、子々孫々まで永劫に約束することを躊躇している」と説明すると、文哲淳委員が「本件は実際問題として現状と何ら変わるところはないのではないか」と反論した。これに対して、高瀬侍郎法務省入国管理局長が、「それを約束するとなると慎重にならざるをえなくなる」と回答している⁴³。

日本政府は、協定永住者の公立小・中学校への就学を認める方針であったが、それを「子々孫々まで永劫に約束すること」には経費の問題から「躊躇」していた。とりわけ、この時点では、「永住権を付与する範囲」が確定しておらず、どれだけの期間にどれだけの人を対象に就学援助費を支出するのか分からなかったことが、対応を決めかねた要因であったようである。

また、入国管理局は1963年5月の『入国管理月報』「在日朝鮮人の法的地位に関する考え方」でも、次のような見解を示している⁴⁴。

本来生活保護は国民に対する憲法の最低生活の保障の規定を受けているものであって、外国人に対しては当然保護が与えられるものではない。むしろ、生活保護を受けなければならないような外国人は、わが国にいて貰っては迷惑であるため、強制退去の事由にさえなっている程である。（中略）

教育についても同様、国民についてはむしろ就学強制があるが、外国人である朝鮮人子弟に対し日本の学校への就学を保障する義務はない。しかしこれまた、現在事実上日本の公立の中、小学校への就学を認めている（昭和二十八年二月十一日文初財七四号 都道府県教育委員会宛文部省初等中等教育局長通知）。

このような事実上の措置を、日韓協定により保障されたものにしようというのが韓国側の強い希望であるが、日本側としてはその何れもが相当の財政負担になるところである上、特に生活保護の如きは「在外外国人の保護」ということで、当然本国政府の義務であるとして、必ずしも無条件には応じられないという態度で臨んでいる。ただ、前者は人道問題である故に打ち切るわけにはいかず、後者はこれを認めないとむしろ民族教育を強化され、同化等ということとはもとより思いもよらず、更に将来社会的に好ましくない事態にも立ち至りかねないので、これまた相反する諸要請を如何に調整して日韓双方の満足の行く線を見出すか、ということについて討議が重ねられている。

この文章からも、日韓会談に関わる人々が日韓条約締結後に協定永住者の義務教育費を日本政府が負担することを生活保護費の支給と並ぶ大きな財政負担であると認識し、会談に慎重な

態度で臨んでいることが窺える。また、ここでは「人道問題」として扱われる生活保護と義務教育費を区別して捉えていることも注目すべきである。義務教育費については、日本政府が費用を負担せずに公立学校から朝鮮人児童生徒を排除することになれば私立朝鮮人教育施設の「民族教育」の強化に繋がる恐れがあるため、それを防ぐためにも必要であるという認識が示されている。

協定永住者の公立小・中学校への就学に関して合意に至るのは、1965年6月15日の第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会合会においてであった。「1970年5月、鶴田事務次官がその当時のメモをもとに作成したもの」と書かれてある資料には、会談の様子が次のように記録されている⁴⁵。

この会合からヒルトンホテルに移り、まず、文部省福田初等中等教育局長以下文部省の担当課長も参加し、先ず教育関係の事項について話し合いが行なわれた。その会議冒頭に、日本側から合意議事録案のうち処遇（教育、社会保障等）及び持帰り財産に関する案文を韓国側に提示した。

教育関係については、この日本側の合意議事録案をもとにして討議が進められたが、韓国側は従前より終始主張していた韓国人学校を卒業した者に対する日本の上級学校進学資格認定問題を放棄すると述べ、実質的に教育問題については大体合意ができたが、韓国側により、その代り、日本側の提案した教育に関する合意議事録案の内容を、「実行可能な限り」とか、「努め」というような文言を除いて、なるべくはっきりとしたコミットメントにしてほしいという修文上の注文があり、これをめぐってやりとりが行なわれた。

その結果、日本側では、韓国側のいう「実行可能な限り」をとることに同意し、その他の面についてもある程度韓国側の要望を取り入れて修文上の妥協をはかった結果、細かい調整は残っていたが、大体この日の会合で教育に関する部分は合意に達した。

この日の会合には、文部省の担当者も参加して、日本側が作成した合意議事録案をもとに討議した。その際、韓国側は協定永住者が設立した教育施設を卒業した者の日本の上級学校進学資格を認めてほしいという要求を「放棄する」代わりに、日本側に対して公立小・中学校への就学について「実行可能な限り」とか「努め」といった文言を除くように注文した。これに日本側が応じたことで、在日朝鮮人教育については合意に達したという。

日本側は、義務教育を受ける権利が「国民固有の権利」だという主張を貫き、公立学校への就学にかかわる費用が増大することを危惧し、日韓条約締結の直前まで「実行可能な限り」という言葉を取り除かなかった。韓国側の提案に応じたのは協定永住者が運営する「韓国人学校」からの進学資格問題を解決することが優先されたためだと考えられる。

そこで、次に、「韓国人学校」の処遇とその学校を卒業した者に対する日本の上級学校への進学問題に関する協議について検討する。

（2）協定永住者が運営する朝鮮人教育施設の取り扱いについて

協定永住者が運営する朝鮮人教育施設の取り扱いについては、韓国側からの要求に日本側が応答する形式で協議が進んだ。ここでは、韓国側が対象として想定する教育施設が時期によって変化したことに注意しつつ、論点と協議の経過をみていくことにする。

予備会談が開始した 1951 年の時点で韓国側が想定していた「韓国人子弟のための学校」は、日本国内にある全ての朝鮮人教育施設であったようである。これらの教育施設は、大韓民国の教育政策に基づいて教育することが想定されていた。このことは、1951 年 11 月 22 日「国籍処遇小委員会（第 10 回）別紙（三）在日韓国人の法的地位についての韓国側見解要旨（韓国側提出）」に「韓国人子弟のための学校の設立は自由であるべきでありこの種の学校においては、大韓民国の教育政策による教育を実施するものとする」と書かれていることや⁴⁶、1952 年 2 月 4 日第 28 回国籍処遇小委員会で、「現在では接收された旧朝連系学校を返還して貰って別個に私立学校を運営することを考えている」という発言からも確認することができる⁴⁷。

しかし、こうした韓国側の想定は後の会議録には見られない。1961 年 3 月 23 日、法的地位問題に関する第 8 回非公式会談で、韓国側は「韓国人の学校設立の認可を約束してほしい」と発言した⁴⁸。ここでは、共和国を支持する朝鮮総連の傘下にある教育施設と「韓国人の学校」を区別し、韓国政府の傘下にある教育施設についてのみ、認可の約束を取り付けたかったようである。こうした韓国側の要求に対し、日本側は一貫して反対した。1961 年 3 月 23 日の法的地位問題に関する第 8 回非公式会談では、高瀬侍郎法務省入国管理局長が次のように反論したことが記録されている⁴⁹。

外国人が自国内で勝手に学校を作ること認めている国はどこにもないと述べこれに強く反対するとともに、各種学校の設立を包括的に容認するような規定を設けても在日韓国人の教育について実質的な解決にはならないし、各個人が均等な機会をえられるよう努力している。

韓国側は自国民が日本国内に「勝手に学校を作る」ことを認めてほしいと主張したわけではない。しかし、高瀬の反論は認可の有無を問わず、日本国内に外国人学校が存在すること自体を批判した。このような高瀬の発言は、1961 年 4 月 20 日の法的地位問題に関する第 8 回非公式会談においても確認することができる⁵⁰。

次いで、陳弼植委員は、各種学校の設立問題を持ち出したので、池上検事より、各種学校とは花嫁学校のようなもので、それを卒業しても何の資格も得られず、したがって各種学校を設立しても在日韓国人子弟の教育問題について何の解決にもならないと説明したところ、陳弼植委員は、日本国内においては何の資格も得られないかもしれないが、各種学校としての韓国人学校で学んだ者は韓国のそれに相当する学級に進学させるようにしたいと述べた。これに対して、高瀬局長は、韓国との関係については韓国側で措置すればよいことであり（韓国側もこの点は納得した。）、また個人的見解であるが、日本の領域内に外国の学校のあることは好ましくないと述べた。また、池上検事は、文部省も小学校、中学校、高等学校等に匹敵する各種学校は日本の教育体系を乱すから絶対反対である旨説明した。

この会合でも、韓国側の陳委員が協定永住者による各種学校の設立問題について触れると、高瀬が日本国内に外国人学校が存在することが好ましくないと述べている。

また、ここで重要なのは、池上努が日本の教育制度における各種学校の性格を「花嫁学校のようなもの」と述べ、「韓国人学校」を各種学校として認可しても各種学校が「花嫁学校のようなもの」である以上、卒業者に対しても上級学校への進学資格を与えることはできず、「在日韓

国人子弟の教育問題」を「解決」することにはならないと説明していることである。さらに、池上は、文部省が「小学校、中学校、高等学校等に匹敵する各種学校は日本の教育体系を乱す」と反対していることも付け加えた。このように、日本側は、各種学校と韓国側が想定する「韓国人学校」は相容れないものであり、到底認可できないという立場を強調していた。

上記のような日本側の主張を受けて、1963年5月8日の日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合で、韓国側は協定永住者が学校法人を設立し、日本人も入学できる私立学校の設立について質問した⁵¹。

次いで、李局長より、第三の、在日韓国人が日本の学校法人を設立する問題について尋ねたところ、木田課長は、外国人でも学校法人を設立できないことはないが、実際に学校を認可するにあたっては、国民の教育のためという考え方によって行なっているのがあって、法律の条文以前の問題として、外国人のための学校を日本の学校として位置づけることはできないと述べた。

これにたいして、李局長は、そうではなく、日本人も入れる日本の私立学校の設立について尋ねているのであると述べたところ、木田課長は、それならば可能ではあるが、しかし、平和条約発効前に正規の学校として設立され、現在もそのまま存続しているという大阪の一、二の例外のようなものを、今後ふやすつもりはないと述べた。

ここで、韓国側は、協定永住者が学校法人を作った上で、日本人も入学できる「一条校」を設立することに対する日本側の見解を求めたと考えられる。これに対して、文部省の木田宏課長は、外国人でも学校法人を設立することは可能であるとしながらも、「法律の条文以前の問題として、外国人のための学校を日本の学校として位置づけることはできない」と述べた。しかも1949年に唯一「一条校」として認可されて存続してきた大阪の白頭学院と建国学園については、あくまで「例外」であり、同様の学校を増やすつもりはないと回答した。

以上より、日韓会談における協議を通じて、日本側は協定永住者が設立する教育施設について学校種別や教育する対象を問わず、今後一律に日本の教育体系に位置づけるつもりがないと主張するようになっていったことがわかる。これに対し、韓国側は設立者の対象を限定したり入学者の対象を広げたりすることによって、教育施設を認可するように求めたが、日本側がその提案に応じることはなかった。

（3）私立朝鮮人教育施設の卒業者に対する日本の上級学校へ進学資格の有無について

日本側に学校認可を認めさせることが困難であった韓国側は、韓国政府が認可した学校の卒業者に日本の上級学校への進学資格を要求することに重点を移していった。1963年5月8日の日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合で、韓国側は学校教育法施行規則第69条を取り上げて、韓国人学校を卒業した生徒が日本の上級学校に進学しようと主張した。学校教育法施行規則第69条とは、外国で12年の学校教育の課程を修了した者を、日本の高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみなし、日本の大学への進学資格を認める規定である。韓国側は、この規定を日本にある韓国学園の高等部を卒業した者にも適用できないか—すなわち、韓国学園の卒業者を韓国を卒業した者として扱い、日本の大学への進学資格を認めることが可能なのではないかと主張したのであった。

ここでいう韓国学園は、在日本韓国居留民団の傘下に置かれていた教育施設である。1965年1月時点で全国に韓国学園は7校あり、そのうち東京・大阪（金剛学園と白頭学院）・京都・北海道の韓国学園に高等部があった。1963年5月8日の会合で想定していたのも、これらの教育施設の卒業生であると考えられる。

韓国側の要求に対して、文部省の木田宏⁵²官房総務課長は次のように反論した⁵³。

それは各種学校全体をどうするかという基本問題に関係することであるが、一般的に各種学校の卒業生に進学資格を認めると、日本の学校教育制度に大きなひずみを生ずる、アメリカン・スクールやカナディアン・アカデミーも各種学校であり、これを卒業しても日本の上級学校への進学資格がえられるわけではなく、本国の上級学校につながっているのであって、これが普通教育を行なう学校を各種学校として認めうる限界である。したがって、個々の者について国内政策として無理のいかにないように考えてみたいし、現に、韓国学園の卒業生について個別に相談に応じ、進学資格を認めているケースがあり、また、大学が進学資格を認めることもできるので、大体支障なく大学に進学しているものと思われる、しかし、各種学校である韓国学園の卒業生に一般的に進学資格を認めることはできない。

木田はアメリカン・スクールやカナディアン・アカデミーが各種学校として認可されていることを批判的に捉えているわけではないようである。その上で、アメリカン・スクールなどは本国の上級学校に接続していることを説明し、これが「普通教育を行なう学校を各種学校として認めうる限界」だとしている。また、韓国学園の卒業生についても個別に相談に応じ、「大体支障なく大学に進学している」現状を強調し、次のように述べている⁵⁴。

在日韓国人が子弟を教育するにあたっては、日本の教育制度を利用してほしいし、そのような観点から、法的地位協定の一環として、永住権者とその子弟の義務教育課程の公立学校への入学についてなんらかの取極を行なおうとしているのであり、これと矛盾するようなことを認めることはできない。

文部省の意見を表明するために出席した木田は、韓国側の要請に対し、学校教育法施行規則第69条があくまで日本人子弟のために設けられた規定であるため、韓国学園卒業生に準用することはできないと主張した。そして、協定永住者とその子弟の教育については義務教育課程の公立学校への入学を認めるための取り決めをしている最中であることを取り上げ、「日本の教育制度を利用してほしい」と述べている。木田の発言からは、日本の学校に通って日本の教育体系のなかで進学すべきであるという考えが読み取れる。

協定永住者が公立学校で義務教育を日本人同様に受けられるようにする一方で、私立の朝鮮人教育施設の認可やその教育施設を卒業した者に日本の上級学校への進学資格に与えることは、木田にとって「矛盾」であり、認められないものであったことがわかる。

しかし、韓国側はその後も進学資格を要求した。1965年2月5日に作成した日韓法的地位協定の案にも、「本協定により日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国政府の指定を受ける場合、同学校修了者に対して、日本政府は、上級学校進学にあたって外国での同級の学校終了者と同等の資格を認定するものとする」と書かれているように、韓国側にとって進学

資格は重要な問題であった⁵⁵。

両者の主張は平行線を辿ったが、1965年4月23日の第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第26回会合において合意に至る。この日、韓国側の李炯鎬代表は、「韓国側としては、学校をこれ以上作るつもりはなく、現在ある3校を前提として考えている」と述べ、これらの学校に限定して卒業生の進学資格を求めた。ここで韓国側がいう「現在ある3校」とは、東京・倉敷・北海道の韓国学園を指すと思われる⁵⁶。李は、学校教育法施行規則第69条が日本人以外にも適用されてしかるべきであることを再度主張した。これに対し、文部省大臣官房参事官の石川二郎が、学校教育法施行規則第69条及び学校教育法は「日本人の教育を目的としたもの」とであると述べ、「日本には日本の学校制度があるのであり、これを利用してほしい」と、木田と同様の言葉を述べた。そして「現在、日本における外国人教育全般を検討中であり、新たに認可するつもりはない」と、「外国人学校制度」創設の可能性についても触れ、「各種学校の問題については、北鮮系との関連で種々問題がある」と述べた。

石川の発言に対して、李は「日本政府は北鮮系の偏向教育を放置しているとして不満の意を表し」、次のように述べた⁵⁷。

韓国側が教育の問題について種々要求しているのは北鮮系との対抗上やむをえず行なっているものであり、日本政府がもし北鮮系の学校をすべて閉鎖すれば、韓国側としては各種学校の問題をひっこめてもよい。(中略)

韓国人学校卒業生の進学資格については、本委員会においては一時棚上げし、政治的に解決をはかることにしたい。

私立朝鮮人教育施設の取り扱いについて、韓国側は日韓会談を通じて要求してきた学校認可と進学資格を諦める代わりに、「北鮮系の学校をすべて閉鎖させる」ことを要求した。先述したように、この会合では、協定永住者の公立小・中学校への就学を「なるべくはっきりとしたコミットメント」にすることも要求している。韓国側の選択は、韓国政府の管轄下の学校が総連系学校より優遇される見込みはなく、存立そのものが肯定されないなかでなされた。すなわち、韓国側は、既に公立学校への就学者が多かったことを踏まえて彼等の利益を守るとともに、対抗する総連系学校の閉鎖によって韓国学園の地位向上を目指し、こうした思惑が日本側に好都合だと受け取られて合意に至ったと考えられる。

第三項 日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想

日韓会談は、「外国人学校制度」創設にとって何が重要であるといえるのか。まず、日韓会談では、協定永住者の教育事項を日韓法的地位協定から落とし、日本政府が国内の問題に応じて在日朝鮮人教育政策の方針を決めることで合意した。韓国側の決断は、将来を見据えての妥協策であったが、日本政府にとってこの合意は協定永住者を含む外国人の教育施設を対象とする包括的な制度構想を打ち出すことを可能にした。

第二に、日本国民の教育を想定して作られた従来の教育制度では、協定永住者を含む外国人の教育の取り扱うことが不適合であるという論理が否定されなかったことである。この論理に基づき、韓国人学校は「一条校」・各種学校のいずれとしても認めがたく、認可すれば日本の教育体系を乱すという日本側の主張が貫かれた。1965年4月23日の会合では、現存の教育法規

とは別に外国人の学校を対象に法律を作ること検討していることが述べられ、それが黙認されたことは、外国人学校を対象とする新たな制度創設を容認することにも繋がった。

第三に、日韓会談を通じて日韓双方が共和国とそれを支持する教育施設を取り締まるべきだという認識を強めていったことである。韓国側が最終的に「北鮮系の学校をすべて閉鎖する」ことを要求したことも、「外国人学校制度」の対象や規制方法に方向づけを与えたと考えられる。

第三節 自民党外人教育小委員会による「外国人学校制度」創設の構想

第一項 自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の設置

1965年3月26日、自民党政調会文教調査会に外人教育小委員会（以下、小委員会）が設けられた。本章の冒頭で述べたように、小委員会は1966年3月下旬に文部省に対して「外国人学校制度」創設案の最終要綱を提出した組織として知られている⁵⁸。先行研究では、「自民党の“治安グループ”といわれている老人たち」が法案をまとめたこと、なかでも委員長の荒木万寿夫元文部大臣は、文相在任時代に「日本人は朝鮮人やアフリカ人のような劣等民族に生まれなくてよかった」と発言した人物であることを小委員会の特徴として挙げた。そして、小委員会がまとめた「外国人学校制度」の目的は、朝鮮総連の指導のもとに「共産主義教育」や「反日教育」を実施している学校を治安維持の観点から取り締まることだと批判してきた⁵⁹。

(表 3-2) 外人教育小委員会会合（第 1～8 回）の出席者

開催日	出席者	
第 1 回 1965.3.26	委員 文部省	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、千葉三郎、森山欽司、野本品吉、吉江勝保、加藤 押谷富生政務次官、石川二郎参事官、犬丸直振興課長
第 2 回 1965.4.2	委員 文部省 外務省 その他	荒木万寿夫、相川勝六、上村千一郎、千葉三郎、浜田幸雄、野本品吉、吉江勝保 押谷富生政務次官、西田剛官房長、石川二郎参事官、三角哲生国際文化課長ほか 鶴田剛外務事務官 木村剛輔議員（自民党）
第 3 回 1965.4.7	委員 文部省 外務省	荒木万寿夫、相川勝六、田中龍夫、千葉三郎、浜田幸雄、森山欽司、久保勘一、 野本品吉 押谷富生政務次官、西田剛官房長、石川二郎参事官ほか 鶴田剛事務官
第 4 回 1965.4.14	委員 文部省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、千葉三郎、浜田幸雄、久保勘一、野本品吉 押谷富生政務次官、石川二郎参事官ほか 鶴田剛事務官 内田外務課長補佐 深沢保二郎調査第二部第一課長
第 5 回 1965.4.21	委員 文部省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、千葉三郎、野本品吉 押谷富生政務次官、石川二郎参事官、今村武俊財務課長、犬丸直振興課長ほか 鶴田剛事務官 内田外務課長補佐 深沢保二郎調査第二部第一課長
第 6 回 1965.4.28	委員 文部省 警察庁 公安調査庁 その他	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、上村千一郎、野本品吉 石川二郎参事官、今村武俊財務課長、三角哲生国際文化課長 内山左馬造外事課長補佐 子原一夫調査第二部長、津崎調査第二部第一課長補佐 坂田道太文教調査会長

第 7 回 1965.5.12	委員 文部省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、千葉三郎、吉江勝保 石川二郎参事官、今村武俊財務課長ほか 内山左馬造外事課長補佐 子原一夫調査第二部長
第 8 回 1965.5.19	委員 文部省 法務省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、上村千一郎、千葉三郎、野本品吉 石川二郎参事官ほか 家弓吉己民事局第五課長、菅沼潔入管局総務課長 鶴田剛事務官 山本鎮彦外事課長 深沢保二郎調査第二部第一課長

【出典】「外人教育小委員会中間報告附属資料」（「朝鮮人教育の概要」日本外務省公開日韓会談文書、6-847-565）をもとに作成。出席者の役職は、外人教育小委員会の記載に依った。外人教育小委員会資料に記されているのは姓のみであるため、名前は文部省大臣官房人事課監修『文部省職員録』（1964 年度版、1965 年度版）、大蔵省印刷局『職員録・上』（1965 年・1966 年）を参照して筆者が加筆した。第 1 回出席者の「加藤」は、「中間報告（案）」に委員として記載されておらず、出席の経緯も不明。第 4・5 回の「内田外務課長補佐」は、「内山左馬造外事課長補佐」の誤りか。第 6 回出席者の「津崎」も、『職員録』で確認できなかった。

確認できる第 1 回から第 8 回までの開催日と出席者は（表 3-2）のとおりである。会合は基本的に週 1 回（主に水曜日）に開かれ、小委員会の委員の他に文部省・外務省・法務省・警察庁・公安調査庁の関係者が出席した。小委員会の委員は、委員長を含めて 15 名である。そのなかには、戦前に内務省警保局外事課長を務めた相川勝六や、占領期に山口県知事として積極的に私立朝鮮人教育施設を閉鎖させようとした田中龍夫も含まれていた⁶⁰。

小委員会の設置理由は定かではないが、1965 年 2 月の自民党政調会『政策月報』によれば、同年 2 月 6 日に「激動する国際情勢、特にアジアの諸情勢の重大さにかんがみ、党の外交調査活動を強化するとともに、党、政府が緊密に協力して適切に外交問題を処理する趣旨で外交調査会の機能を拡大強化」するために、副会長を 6 名から 14 名に増員して、新たに顧問を置いている。この 14 名の副会長のなかには、外人教育小委員会の委員になった田中龍夫と床次徳二も含まれている。外人教育小委員会の設置もこうした自民党の方針に基づくもので、在日朝鮮人教育への対応を党として本格的に検討することを目的としていたと考えられる⁶¹。

第二項 外人教育小委員会における協議

外人教育小委員会の定例会議では、文部省及び外務省の政務次官や参事官、警察庁や公安調査庁の課長などが出席し⁶²、在日朝鮮人教育についての現状報告と意見交換を行った。

第 1 回会合では、名称と委員長を決定した後、毎週水曜日に会合を開くことを決定した。そして、文部省の押谷政務次官が「朝鮮人教育に関する概況及び問題点について」説明し、討議の末に「韓国人学校で韓国の指定する学校について、日本の学校卒業者と同様の資格で進学を認めることができないこと。及び排日教育を行う韓国人の強制退去」について、文部大臣と外務省に申し入れることを決定した⁶³。

「外人教育小委員会中間報告（案）」（以下、「中間報告（案）」）の第 1 回会合の記録には、「日韓会談における教育関係事項の折衝に関する政府側の方針は妥当であるが、外国人教育に対する基本方針確立までは、従来の朝鮮人学校不認可方針を変更したり、わが国の教育主権を制限するような妥協を行なわないこと」、という小委員会の立場が示されている⁶⁴。このことから、小委員会は日韓会談の進展を注視し、日本側の代表者が安易に協定永住者の設立した教育施設を認可したり、その教育施設の卒業者の進学資格を認めることのないよう、強く求めていたこ

とがわかる。

第2回会合では、まず荒木委員長が第1回会合の決定事項を文部省と外務省に伝えたことと報告した。そして、「日韓会談を機に、従来行い得なかったことをすじ道をたてて実行する必要がある。日本人も韓国に好意を持ち、韓国人も日本人に迷惑をかけないように、その在り方の確認が必要である。また無認可学校が放置され、何等の監督が行われないことは問題である。わが国の方針にあうものは保護し、あわないものは存在を許さぬ等、すじ道をたてて前向きに進むべきである」等、意見交換を行った。そして、次回以降の準備として「(A)各委員は、配付資料について問題点を検討する。(B)文部省・朝鮮人教育に関するすべての問題点を列挙した一覧表の作成。(C)外務省及び文部省・外国における外国人教育についての調査」することを決定した。

第3回会合と第4回会合では、文部省が作成した資料について説明し、その内容を検討した。この協議は、第2回会合の後に文部省が作成したと考えられる極秘資料「在日朝鮮人の教育に関する問題一覧(案)」に沿って行なわれたようである。外務省が後半を非開示にしているため、資料の全容を知ることができないが、「外国人学校制度」については、「第一 基本方針に関する問題点」で、次のように書かれていることが確認できる⁶⁵。

1. 韓国人、北朝鮮人、中立朝鮮人に対する教育上の取扱いに区別をつけるかどうか。また、一般外国人に対比して朝鮮人に何らかの特別の配慮をするかどうか。
2. 朝鮮人とわが国民との親善関係を深め、在日朝鮮人をわが国の社会と調和した存在とするため、わが国自体の積極策は何か。(育英奨学その他の特典)
3. わが国の利益を守り、わが国との友好国との親善を維持し、わが国社会の公序良俗を維持するために、朝鮮人の教育において認めてはならぬものは何か。またそれに対する措置は。
4. 適正な民族教育は、どのような形と内容で認められるか。(学校教育、社会教育)
5. 学校、各種学校、学校法人、準学校法人に対する認可方針はどうあるべきか。
6. 一般に外国人学校に対する認可、助成、監督等について国の基本方針は、どのようにしたらよいか。たとえば
 - (1) 義務教育の無償 (2) 教科書無償 (3) 就学援助 (4) 学校、学校法人の認可
 - (5) 教育課程
 - わが国の利益を害しないことの保障 ○わが国の友好国との関係をきづつけないことの保障 ○日本の正しい理解のため、日本語・日本歴史等についての勧告
 - (6) 教師の資格 (7) 政府の監督(報告、検査、変更命令、閉鎖命令)
 - (8) 積極的助成(免税、学割、補助)
7. 以上の諸点をふくめて現存する外国人のための学校に対する指導、規制措置は十分か。立法の必要はないか。
 - (1) 公立学校 (2) 私立学校 (3) 各種学校 (4) 無認可施設
8. 一般に朝鮮人と日本人との理解と親和を深めるための教育上の措置は何か。
 - (1) 学校教育 (2) 社会教育

ここで、文部省は「韓国人、北朝鮮人、中立朝鮮人」を区別して取扱うべきか、一般外国人に対比して朝鮮人に「配慮」するか否かということを論点にした。そして、在日朝鮮人と日本国

民との親善関係を深め、在日朝鮮人を日本社会と調和した存在とするための「積極策」と、日本の利益を守り、友好国との親善を維持し、日本社会の公序良俗を維持するために、「朝鮮人の教育において認めてはならぬもの」について措置を決定したいと考えていた。第6項目以降では、「適正な民族教育」のための形式と内容を決定することを念頭に置き、決定すべき事項を列挙している。このなかには新たな法制度創設の可能性を挙げていたことも確認できる。

第3回会合では、「問題に対する基本的な方針ならびにこの例外的な措置を併せて考える必要があるが、それについては、まず実態に関する政府部内の認識の統一が必要である」という意見や、「文部省側は、実態の調査と外国における日本人の教育について資料を提出するとともに、単に問題の提起にとどまらず、更に基本的な考え方を検討し披露することを希望する」といった意見が出された⁶⁶。

第3回・第4回の会合では、在日朝鮮人教育の基本方針の協議と併行して、公立朝鮮人学校や私立朝鮮人教育施設への対応についても検討した。この検討は第5回会合で一応終了し、次の諸事項について検討する必要があるという意見で一致した⁶⁷。

- A. 無認可各種学校での反日民族教育を放置すべきではなく、これに対処すべき文部省の組織・権限について。
- B. 日韓会談の法的地位問題として、教育上、日韓友好の立場からとるべき措置、許容できない行為に対する措置について。
- C. 外国における外国人教育の調査に基づく、わが国の外国人教育全般の基本方針について。特に逐年外国との人的交流が増加する傾向に鑑み、至急、外国における外国人の教育状況を調査し、わが国の外国人教育の基本方針を検討することを文部省に要求。

小委員会では、無認可朝鮮人教育施設の「反日民族教育」を是正するために、文部省の組織や権限を再検討すべきだとした。そして、日韓会談の法的地位問題として、日韓友好の立場からとるべき措置、許容できない行為に対する措置を検討することにし、文部省に外国人全般の教育状況の調査と外国人教育の基本方針を検討するよう要求した。

第7回会合では、文部省が「外国人教育の基本方針」と「教育上の差別反対に関する条約」について文部省の試案等を説明した。「教育上の差別反対に関する条約」は、1960年12月14日にユネスコ総会で採決された「教育上の差別待遇反対に関する勧告」である⁶⁸。文部省の説明後の討議では、次のような意見が出された⁶⁹。

- A. 日本の教育を希望し、わが国の学校に入学する外国人については、永住を許可された韓国人子弟と他の外国人とを差別することは困難である。
- B. 外国人の教育に関し、外国人教育特別立法を考慮する必要がある。(1) 外国人学校設置基準、指導監督措置の検討。(2) 認可については、文部大臣の権限とするか又は文部大臣と地方庁が協議で行うかについての検討(地方庁一任は好ましくない)。(3) わが国の学校に入学する者、認可外国人学校に入学する者、その何れにも該当しない者の三段階についての検討(特に第三段階の外国人の教育にどのような措置をとるかについて、外国での取り扱いを調査参照する必要がある)。(4) 外国人のための外国人育成の教育、わが国の利益と公安を害するおそれのある教育、公序良俗に反する教育等を含めた民族教育、反日教育に対する規制の検討。

小委員会では、「教育上の差別待遇反対に関する勧告」を踏まえ、日本国内の公立学校に入学する外国人と永住を許可された韓国入子弟を区別できないという意見が出された。外国人教育施設に関する統一的な制度の創設を日韓条約締結後の施策の柱に据えようとする動きは、この頃に明確になってきたようである。

第8回会合では、第1回から第7回までの討議を踏まえて作成された「中間報告（案）」を審議した。「中間報告（案）」は「修正を要するが「ほぼ妥当である」と了承」された。そして「在日朝鮮人教育の正常化は、今日まで大義名分が立たず実現されなかった。この際、時機を失せず実現しなければならないので、この意味で外国人学校法の年度内成立を希望する」と、「外国人学校制度」の創設を急ぐことになった⁷⁰。

以上のように、小委員会は文部省に対して在日朝鮮人教育の問題点や現状について調査や報告を求め、対策についても具体策を提示するように指示した。小委員会の指示や討議に規定されながら、議論のたたき台や制度構想の原案を作り、討議を方向付けたのは文部省であったといえる。しかし、文部省は当初から「外国人学校制度」を創設するつもりであったわけではなく、在日朝鮮人の間に区別を設けるかということや、他の外国人に対する施策との関係について選択肢を挙げていた。それゆえ、外国人一般を対象として新たな法制度を創設するという構想が具体化したという意味において、外人教育小委員会が果たした役割は大きい。

第三項 外人教育小委員会が作成した「外国人学校制度」の骨子案

小委員会ではどのような制度を創設しようとしたのか。それはどのような問題認識に支えられていたのか。次に、小委員会の「中間報告（案）」と、同時期に書かれた自民党の資料等をもとに、彼等が認識した在日朝鮮人教育の「問題」とその「解決策」、「外国人学校制度」を創設しようとしたことの意味について検討する。

外人教育小委員会は、「中間報告（案）」の「外国人教育の基本方針」という項目において、「外国人学校制度」の必要性を次のように説明した。まず、5月19日と26日の「中間報告（案）」では文章が異なっている⁷¹（下線は引用者）。

5月19日の文章では、日韓会談を在日朝鮮人教育の再検討の契機と捉えた上で、在日朝鮮人が外国人であるという視野に立って、在日朝鮮人教育の望ましい在り方が確立されなければならないとしている。一方で、5月26日の文章では、戦後国際交流が盛んになった結果として在日外国人の数が増加していることを指摘し、「われわれは今、在日外国人子弟の教育についてもあらためて根本的な考慮を払う必要な時期に直面している」と、制度の必要性を主張している。2つの案をみると、冒頭部分は異なるが「一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立つ」教育の基本方針を定めなければならないという点は共通している。このことから「外国人学校制度」創設の目的が在日朝鮮人教育の統制にあることは明らかである。二つを比較すると、より小委員会の目的を明確に表しているのは、5月19日の案だといえる。

1965 年 5 月 19 日	1965 年 5 月 26 日
<u>われわれは今、日韓会談を契機として、六十万に及ぶ朝鮮人の教育について再検討し、終戦以来の在日朝鮮人の教育にまつわる諸問題を解決しなければならぬ時期に当面している。このことは単に朝鮮人についてのみならず、かつて朝鮮人と同様にわが国民であった台湾系中国人についても同様である。しかも朝鮮人にせよ台湾系中国人にせよ彼らは既にわが国籍を離れた外国人であるから、その特殊的地位のみならず、外国人という一般的視野から、かれらの教育の望ましい在り方が確立されなければならない。</u> <u>このような考え方から、われわれは次のような諸点を考慮しつつ、戦後における一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立ち一般外国人教育にも適合し得る外人教育の基本方針を検討した。</u>	<u>戦後の世界的情勢から国際交流がとみに盛んになった結果として、在日外国人の数は年を追って増加してきており、この傾向は今後さらに顕著になるものと判断される。われわれは今、在日外国人子弟の教育についてもあらためて根本的な考慮を払う必要な時期に当面しているといえる。とくに、六十万人に及ぶ朝鮮人の教育については、終戦以来種々問題もあるので、日韓条約を契機に、外国人という一般的視野から検討し、正しい在り方を確立することを迫られている。</u>このことは、かつてわが国民であった台湾人についても同様である。われわれは、在日外国人の教育上の希望をどのように充たすか、外国人教育に関する条約や国際慣行はどうか、日本と外国との外交関係と教育の取扱い、外国人の所属する民族的団体の教育に対する要求や動向等を考慮しながら、<u>在日一般外国人教育に適合し、かつ、戦後における一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立つ教育の基本方針を検討した結果、次の諸方策が必要であると考える。</u>

5 月 26 日の「中間報告（案）」には、上記で引用した文章に引続き、必要な方策が三点示された。第一は、「わが国の学校教育を希望する在日外国人の教育」についてである。日本国内に在留する外国人が日本の学校教育を受けたい場合には「日本人とほぼ同様の条件で入学し、進学できる」という方針が「今後も堅持」されるべきだとしている。

第二は、「学校（学校教育法第一条の学校）では外国人のための民族教育は行なわない」ことである。その内容は次のとおりである。

学校は、本来、日本人の子弟を育成するものであるから、外国人のために特別に当該外国語や歴史を民族教育（外国人を当該外国の国民として育成するための言語、歴史等の教育）として行なうことは認められない。外国人に自国の言語や歴史の学習の必要のあることは判るが、それは外国人が自分の家庭なり私塾なりで補習すればよいことである。このことは世界的にも一般的傾向である。朝鮮人の場合、比較的多数が入学している学校があるが、この場合といえども特に民族教育を行なうべきでないことは同断である。かつて公立学校分校に課外活動として朝鮮語の学習が認められたことがあったが、不幸にしてその好意は現に北朝鮮系の民族教育に逆用されていることは誠に遺憾である。この際、政府は“学校教育法第一条の学校が外国人のための民族教育を行なうことは認められない”という原則を貫くべきである。

第二の方策は、日本の学校に通いたい者には、「日本人同様」の機会が与えられるという第一の方策を前提とすることで、「一条校」が「本来、日本人の子弟を育成するもの」であるという論理を強調しているようにみえる。また、外国人教育施設を国民教育を行なうことを目的とした「一条校」として認められるべきではないという主張は、日韓会談における文部省の木田や

石川の発言とも共通している。

現存する公立朝鮮人学校や民族学級については、課外で朝鮮語の学習を認めたという「好意」が逆用されて「北鮮系の民族教育」を行なう状況が生じたことを批判している。このことは、自民党広報委員会『最近における北朝鮮の動向(3)』（1965年2月）の「一、在日朝鮮人の共産主義思想教育」でも、「とくに公立分校、これの実態がどうであるかという点については、これは相当考えるべき問題をもっていると思う」と取り上げられている⁷²。

前章でみたように、神奈川県公立朝鮮人学校である川崎市立桜本小学校分校の「川崎市立桜本小学校分校概要」（1965年9月）でも、1955年に朝鮮人学校PTA全国連合会が在日朝鮮人教育会として総連傘下のもとに再発足すると、桜本小学校分校の校内に教育会が「事務所をもち、常任理事事務員等が常駐」するようになったことや、開設当初は日本人教師が朝鮮人教師よりも多く朝鮮語は課外に学習するに過ぎなかったが1959年12月に開始した「帰国事業」の影響を受けて、1960年4月より共和国の教科書を使って朝鮮人教師が教える体制に切り替わったことが記されていた⁷³。

外人教育小委員会が「遺憾」としたのも、こうした状況を指していると思われる。これは、小委員会が「この際」「政府は“学校教育法第一条の学校が外国人のための民族教育を行なうことは認められない”という原則を貫くべきだ」という方針を決定する要因となった。

第一・第二の方策を踏まえ、第三で示された方策が「外国人学校制度の確立」である。小委員会は、外国人教育施設が「一条校」として認可されるべきでないことに加え、従来学校教育法体系の一環としての各種学校として認めてきたことにも問題があると指摘した。各種学校には監督庁の立入調査権がなく、変更命令や閉鎖命令を出すことが難しい。また、「国際的、外交的な事業」である外国人教育施設の認可を都道府県知事が行なうことも問題とされている。

こうして、小委員会は新たに「在日一般外国人教育のために別個の教育制度を設けることが実情に沿い、教育を正常ならしめるうえにも必要」であると、政府に対して「外国人教育案につき真剣に検討を加え、これが実施を図るよう要望する」と、次の骨子案を提示した。

1. 外国人学校の学校教育は、日本の安全と利益を害してはならないばかりか、進んで日本および日本国民について理解を深め、親善と友情を促進するものであること。
2. わが国の平和主義、国際協調主義の立場から外国人学校の教育では特定の国を非難排斥することを慎ましめること。
3. 外国人学校の認可は文部大臣が行なうこと。
4. 文部大臣の認可は教育施設の基準と通則に基づいて行なうこと。ただし、相互主義の原則に立って、相手国における日本人教育の取扱いを考慮し、弾力的に運用できるようにすること。
5. 基準、通則には次の事項を含ましめること。
 - a. 教育課程、教科書、教師の履歴、資格の届出制
 - b. 各種の報告義務
 - c. 政府の行なう立入調査権、変更命令、閉鎖命令
 - d. 一定の時間の日本語教授
6. 外交関係のない民族についても通則によるのを原則とする。ただし、状況により文部大臣において認可条件を加えることができること。
7. 認可したものには次のような公的保護と助成を加えることができること。ただし、状況により弾力的に運用されること。

- a. 免税措置 b. 学割制度の適用 c. 補助あるいは融資 d. 育英奨学資金の提供
- e. 職員に対する福祉制度 f. その他

8. 現存する外国人のための教育施設は、その種類の如何をとわず、一定期間のうちに外国人教育施設に切り換えさせる。切り換えに応じない外国人教育施設は一定の期間において閉鎖すること。本制度の対象とならない私塾にあっても前述 1. 2 の趣旨に反するものは認めないこと。なおこれと併行して北朝鮮系民族教育の場と化している公立学校分校の正常化をはかること。

この骨子案では、第一・第二項において、どのような外国人教育施設であれば日本国内に存立できるのかという考えを明快に示している。ここで求められている学校教育は、当該国の教育政策に沿って教育を行うことではなく、日本の国益を守ることであった。そして、進んで日本との親善や友好を積極的に促進することも重視された。

第三項から第五項では、朝鮮人教育施設を統制できない要因として議論されていた、認可権、立入調査権、変更命令、閉鎖命令などを明記している。これに一定時間の日本語教授を加えていることも特徴的である。

第六項では、外交関係のない民族についても通則によることを原則とし、さらに外交関係のない国に属する民族による学校教育については、認可条件を加えることができるとしている。第一・第二の項目が朝鮮人教育施設を念頭においた内容であることは明らかである。これらの規定だけでも文部大臣の恣意的な判断によって統制を加えることは可能であろう。それにもかかわらず、国交がないことを理由に総連系学校が規制の対象外となることを避けるために第六項を設け、むしろ国交がないことを理由に規制を強化できる規定も加えたところには、全ての朝鮮人教育施設を徹底的に統制・閉鎖しようとする小委員会の姿勢が表れている。

第七項では、第一から第六までの規定を満たして認可された学校に与えられる公的保護と助成の内容が挙げられている。免税や学割制度の適用などは、後の「学校教育法の一部を改正する法案」には存在しない規定である。ここで小委員会が外国人学校に対しても公的な助成などの保護措置をとる可能性を示していたことは興味深い。しかし、上述の規定を全て満たさなければ公的保護を与えないことも一つの統制の方法であるといえるため、学校を経営し入学者を確保しなければならないという現実的な課題に向き合っている外国人教育施設の運営者にとっては厳しい規定でもあった。

第八項では、私塾であっても日本の安全や利益を害する場合や特定の国を非難する教育を行なっているとみなされれば、閉鎖の対象になるとしている。これは、小委員会が前掲の第二の方策「外国人に自国の言語や歴史の学習の必要のあることは判るが、それは外国人が自分の家庭なり私塾なりで補習すればよい」と述べたことに矛盾している。第八項では、日本の国益に反する外国人教育施設は認可の有無にかかわらず最終的には全て閉鎖できる仕組みをつくり、従来の教育法制では取り込むことが容易ではなかった在日朝鮮人の自主的な教育活動についても文部大臣が統制・閉鎖することを意図していたといえる。

骨子案の全八項目では、何が日本の安全と利益を侵害するのか、求められる学校設備や教育内容が如何なるものかという点について、具体的に提示していない。しかし、国益に反するとみなされる教育施設に対して、如何なる場合にも文部大臣の権限によって措置を執ることができるという点については、既存の朝鮮人教育施設を取り締まり得なかった要因を踏まえて様々

に規制の枠をはめている。一定時間の日本語教授や認可校に助成をするといった規定は、1966年以降に出された「学校教育法の一部を改正する法律案」や「外国人学校法案」には盛り込まれなかったが、小委員会が作成した骨子案の大部分が後に文部省作成の法案に反映され、法律として成立されようとしたのであった。

おわりに

本章では、1965年の日韓条約締結後に文部省が公表した「外国人学校制度」創設の構想が、どのような問題意識を背景に、如何にして打ち出されたのかということを、講和条約発効以後の文部省の対応、日韓会談における協議、自民党政調会文教調査会の外人教育小委員会における会合を検討することで明らかにしようとした。

1950年代初めの私立朝鮮人教育施設に対する文部省の施策は、学校教育法や私立学校法に従って私立朝鮮人教育施設も認可を受けなければならないというものであった。しかし、この方針は、1960年代半ばには各種学校として朝鮮人教育施設を認可すべきではないと転換していた。文部省が方針を転換した理由は定かではないが、1965年3月の衆議院予算委員会における愛知文部大臣の発言からは、「朝鮮としての民族教育ということに徹した教育を日本の国土内で」行うことを「日本の法制のもとにおいて」公認することには賛成できないという認識を確認できた。こうした文部大臣の認識の背景には、1955年に朝鮮総連が結成し、朝鮮総連の教育活動として各種学校認可取得とそれに基づいた教育費の獲得を進めて一定の成果を挙げたこと、また同時期に公立朝鮮人学校を含む朝鮮人教育施設に在日朝鮮人教育会が介入して学校運営を担い、共和国からの教育援助費や教科書・教材などを用いるようになったことも明らかにした。

1951年から1965年まで行なわれた日韓会談では、主に国籍処遇小委員会のなかで在日朝鮮人教育について協議された。日本側が「義務教育を受ける権利」は国民固有の権利だと主張したため、まず韓国側は教育事項を「協定から落して日本側の国内措置にまかせる」ことを選択した。これにより、日韓会談での交渉は日本に有利な形で進められ、日韓条約締結後に日本政府が国内措置として「外国人学校制度」の創設構想を打ち出すことが可能になった。

日韓会談では、協定永住者が設立する教育施設の認可や、その教育施設を卒業した者に日本の上級学校への進学資格を与えるか否かということについて議論した。日本側は、各種学校認可と上級学校への進学資格の両方を求めた韓国側への反論として、朝鮮人教育施設を各種学校としても認可しても進学資格は与えられないためメリットがなく、仮に認可すれば日本の教育体系を乱すという主張を繰り返した。

池上検事や高瀬入国管理局長の発言からわかるように、日本側は朝鮮人教育施設の設立運営を禁止しなかったが、国内に朝鮮人教育施設が存在することを肯定的に捉えてはいなかった。日本側が受け入れた韓国側の主張は、「北鮮系の学校をすべて閉鎖する」ことと、公立学校就学の際に日本人同様に就学援助費等を受けられることをはっきりした形で認めることの二点のみであった。こうしたなか、「外国人学校制度」創設については、1965年4月23日の会合で日本側から言及があったが、韓国側からの質問や批判は見当たらず、黙認されたようであった。

外国人学校を対象とする法制度構想について、その必要性を主張し始めたのは、自民党政調会文教調査会外人教育小委員会であった。小委員会では日韓会談の協議内容について意見を述べるとともに、文部省に論点の提示や他国の調査を求め、文部省の説明をもとに朝鮮人教育の

現状や問題点について議論した。そして、「朝鮮人の行き過ぎた民族教育を是正」するために、「わが国の外国人教育全般の基本方針」の確立を「立法的立場」から検討する意向を固めた。

小委員会が作成した骨子案をみると、1966 年以後に出された「外国人学校制度」創設のための法律案の内容との共通点が多いことは明白であった。国益に反する外国人教育施設は認めないことや、監督庁を文部大臣とすること、文部大臣が基準を満たさない教育施設とみなせば立入調査や変更・閉鎖命令が出せるということは、「外国人学校制度」創設をめざした法律案と同じである。「外国人学校制度」創設法案の特徴は、1965 年 5 月から 6 月頃にかけて小委員会で作成されたことがわかる。

しかし、小委員会の参加者の顔ぶれや議論の内容をみると、「外国人教育制度」は一部の自民党議員を中心に突如作成されたわけではないことがわかる。文部省の方針が既存の教育法制のもとで朝鮮人教育施設を取り扱うべきでないと変化したこと、1959 年の警視庁の調査、日韓会談での合意事項、日本国内における朝鮮人教育活動の変化、文部省以外の官員らも含め政府内に外国人教育施設が存在そのものを好まない考えが広がっていたこと、これらの要因を併せて考えれば、様々な政策遂行主体の思惑が重なりあうなかで「外国人学校制度」の構想が浮上したとみるべきであろう。

「外国人学校制度」に関する議論のなかで、外国人の教育権を保障するという観点は全く現れなかった。日韓会談では、日本側は在日朝鮮人が公立小学校や中学校に就学するために、国や地方自治体が莫大な公費を払っているという認識を示し、日韓条約後にさらに負担が増えることに慎重な姿勢を示していた。そして、韓国側が韓国政府の認定する学校に日本の学校教育法施行規則第 69 条の適用を求めたことについても、日本の教育法が「国民教育」を対象としたものであるという主張を貫き、韓国側の主張は「日本の教育制度を乱す」ものだとして強く反対した。こうしたなか、韓国学園卒業生の日本国内の上級学校への進学資格の問題は棚上げされ、「政治的に解決をはかること」になったのであった。

公立朝鮮人学校や民族学級において在日朝鮮人子弟を対象に朝鮮語や朝鮮史を教えるために朝鮮人講師が雇われて手当が支給されていることや、それ以外の私立朝鮮人教育施設を地方自治体が認可したり補助金を交付したりしている状況は、日韓会談に参加した日本側の代表者に限らず広く問題として認識された。こうしたなかで、公立学校として朝鮮人学校が存在することのできる方法を追求する道は閉ざされ、「この際」外国人教育施設を「一条校」とすべきではないという態度を貫くために、統一的な統制が選択されたのであった。

1967 年の法案提出に際して自民党が作成した小冊子『外国人学校制度に正しい理解を』には、「外国人として自主的な教育を行なう外国人学校が、国家によって公認されまた保護される制度ができるということ自体が一つの大きな優遇措置」だという自民党の説明がある。また、別の箇所では、諸外国で外国人学校の「ほとんどが制度的な地位さえ認められず、私塾なみの扱いで黙認されているにすぎない状況」を踏まえれば、「わが国の外国人学校制度は、外国人の教育に対し諸外国に比較してすすんだ取扱いをするものといえます」とも書かれている⁷⁴。しかし、本章で検討した内容を踏まえれば、こうした自民党の主張は「外国人学校制度」が共和国関係の教育施設を差別し弾圧することを意図しているという批判をかわそうとするもので、新たな位置づけが与えられるという「優遇措置」は後付けにすぎないことがわかる。

最後に、重要だと認識しつつも論じられなかった各種学校制度改正と「外国人学校制度」創設との関わりについても、若干述べておきたい。「外国人学校制度」を創設することを目指して

文部省が作成した 1966 年と 1967 年の「学校教育法の一部を改正する法律案」では、「外国人学校制度」の創設とともに各種学校制度の改正についても盛り込まれ、各種学校制度の改正に伴って外国人学校の取扱の見直しが迫られたと説明されてきた。今回の検討では、各種学校制度の整備とは別の次元で「外国人学校制度」が必要とされたことが明らかになった。しかし、中教審に「後期中等教育拡充整備について」を諮問した文部大臣は、外人教育小委員会委員長を務めた荒木万寿夫であることをみても、外人教育小委員会の骨子案と文部省が作成した法案の関係、「外国人学校制度」創設構想と各種学校制度の整備との関係は重要な検討課題であると考えられる。1966 年以後に「外国人学校制度」創設法案が国会に提出され廃案に至るまでについては、今後の課題としたい。

- 1 「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」文管振第 210 号、文部事務次官発 各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛、1965 年 12 月 28 日、藤島宇内・小沢有作『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題』青木書店、1966 年、266～268 頁。
- 2 「要綱、閣議で決定「外国人学校創設」」『読売新聞』1966 年 5 月 13 日、夕刊。
- 3 「学校教育法の一部を改正する法律案（旧案）の返戻について」（1967 年 7 月 18 日）『内閣公文・教育文化・学校教育・一般・第 6 巻』国立公文書館所蔵。「新・著作権法」を提案 文部省方針 外国人学校法案も」（1969 年 1 月 25 日、朝日新聞）、「国への移管ねらう文部省 民族の教育権守れ指示派 注目される外国人学校法案」（1971 年 12 月 13 日、朝日新聞）など参照。
1972 年 6 月 12 日、旧来の各種学校とは別に新たに専修学校の制度を設けることを規定した「学校教育法等の一部を改正する法律案」が衆議院を通過し、1975 年 7 月 3 日、議員立法として提出された同法案が参議院で可決した。これにより、1976 年から専修学校制度が開始した。専修学校制度が創設されると、外国人学校が専修学校の対象から除外された。「外国人学校制度」創設法案が提出されなくなり、専修学校制度の創設と同時に外国人学校が旧来の各種学校として存続することになったことによって、この時期の「外国人学校制度」創設の試みは一応終結したとみられている（韓民『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題』玉川大学出版部、1996 年、70～76 頁。金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002 年）。
- 4 法務省入国管理局編『出入国管理とその実態（昭和 39 年度版）』によれば、1963 年 9 月現在で登録外国人総数 649,020 人中、朝鮮人は 571,676 人（88.1%）であった。（小川政亮ほか「共同研究 外国人学校制度—その背景と法的諸問題—」『法律時報』39(2)、1967 年 1 月）
- 5 朴慶植「「外国人学校制度」は朝鮮人学校を弾圧する治安立法である」『歴史学研究』（313）、1966 年 6 月、61 頁など。
- 6 渡辺洋三「治安立法としての外国人学校法—故宮内裕教授に捧げる」（『労働法律旬報』（673）、1968 年 7 月）5 頁。
- 7 稲本洋之助「「国益」と外国人学校法案 短い法律に盛られた多大な危険」『朝日ジャーナル』10(17)、1968 年 4 月、101 頁。小沢有作編・解説「資料集《在日朝鮮人抑圧の政策と思想》」『朝鮮研究』（110）、1971 年 11・12 月、45～46 頁、その他一連の小沢研究。在日朝鮮人民族教育対策委員会『在日朝鮮人は「外国人学校制度」の創設になぜ反対するのか』1967 年 4 月、2 頁。
- 8 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973 年、461～465 頁。
- 9 同上。前掲『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題—』。日本教育学会教育制度研究委員会 外国人学校制度研究小委員会『「在日朝鮮人とその教育」資料集 <第一集>』1970 年。
- 10 現時点で確認できるのは、1966 年に中央教育審議会（以下、中教審）が「後期中等教育の拡充整備について」の答申を出した後に、専修学校制度創設のための法案が成立するまで 10 年かかったことの一因として「外国人学校制度」創設法案を取り上げた、韓民『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題』のみである（前掲『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題』70～76 頁）。

- 11 民主主義科学者協会法律部会『いわゆる「外国人学校」制度の研究—学校教育法一部改正法案の逐条的検討』1967年、14～28頁。
- 12 日韓会談文書の一部は浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料』として既に刊行されており、その他の資料は日韓会談文書・全面公開を求める会のウェブサイトで閲覧が可能である。
- 13 「平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」民事甲第438号、法務府民事局長発、1952年4月19日、浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 第1期、1945～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』現代史料出版、2010年、384～386頁。
- 14 前掲『「在日朝鮮人とその教育」資料集 <第一集>』27頁。
- 15 「私立学校法の施行について」文管庶第66号、文部事務次官発、都道府県知事宛、1950年3月14日、近代日本教育制度資料編纂会『近代日本教育史料』第26巻、講談社、1958年、464頁。
- 16 前掲『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題—』87～88頁。
- 17 「朝鮮人の日本国籍喪失に伴う善後措置に関する件」国総第139号、文部事務次官発、外務事務次官宛、1951年12月5日。自民党政調会外人教育小委員会『外人教育資料』1965年、129～131頁。
- 18 『日本教育新聞』第866号には、「この程文部省では「義務教育については国としてこれを施す義務も権利もない。従って現行の公立独立校又は独立分校は速かに私学にきりかえその他在日朝鮮人はすべてわが国の現行教育法規に従うべきだ」との次の成案を得たので法務府を計った上覚書をして今週中にも発表する予定である」とある。
- 19 井上敏夫ほか編『朝鮮戦争下公安関係資料 光永源槌資料』（不二出版、2011年）の「第一課関係 [対朝鮮人関係]」（1952年（编者推定））には、「朝鮮人学校の私立移管については文部省において慎重対策討議中で近く成案を見るものと思はれるが私立移管の問題に対してはかねて民戦祖防等において強く反対の方針を打出しているのでこれが実施に際しては活発な反対斗争の展開が予想されるのでこの際反対斗争の先頭に立つと見られる朝鮮人学校教育同盟、PTA 又は学校父兄会、少年団等の組織の実体を鮮明にするとともに、指導的分子を把握する等、事前における基礎調査を完了し事態の発生に備へ遺憾のないように努められたい」とある（第1巻、94～95頁）。
- 20 在日朝鮮統一民主戦線は、1951年1月に結成された在日本朝鮮人連盟の後継団体。1955年5月、在日本朝鮮人総連合会結成の際に解散。
- 21 前掲『朝鮮戦争下公安関係資料 光永源槌資料』第1巻、94～95頁。前掲『在日朝鮮人教育論 歴史篇』349～356頁。
- 22 「朝鮮人学校の設置について」文部省地方課長発、愛媛県教育委員会宛、1953年7月2日。
- 23 前掲『日韓国交正常化問題資料 第1期 1945年～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』356頁。
- 24 「第46回国会衆議院文教委員会議録13号」1964年3月25日、国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>。
- 25 この発言の直後に、社会党の長谷川正三が聞き間違いかと確認したところ、杉江が「高等学校と申し上げたのは間違いであります。公立学校一般であります。」と訂正している。
- 26 小林武 [1906－1987]：北海道出身。北海道教員組合委員長の後、1953年に日本教員組合委員長に就任。1962年に参議院当選、社会党。
- 27 「第48回国会参議院予算委員会議録第18号」1965年3月25日、国会会議録検索システム。
- 28 「在日朝鮮人の民主民族教育を発展強化させる為に」（民戦第二回全国大会関係、1951年12月12日）『在日朝鮮人団体重要資料集 1948年～1952年』（現代日本・朝鮮関係資料第2輯、湖北社、1975年、173～176頁。）この資料集の原本は、1952年10月に最高検察庁公安調査室の提供資料を法務省の法務研修所が印刷したものである。
- 29 公安調査庁『朝鮮総連の教育活動の実態 附—北鮮の教育体系—』1956年、3頁。
- 30 「朝鮮人のみを収容する学校並びに朝鮮人教員の都道府県別一覧表（27年文初庶第48号による調査）」（1952年1月31日現在）。『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、J-10-18、所収。
- 31 警察庁警備部警備第二課「外事月報」（1957年6月）、前掲『在日朝鮮人 大学生・学校問題』所収。

- 32 前掲『外人教育関係資料』25～30 頁、39～40 頁。
- 33 1955 年 9 月の祖国解放十周年慶祝在日朝鮮人代表団平壤訪問の際、金日成が日本における在日朝鮮人子女のために教育援助費と奨学金を送る意向を表明し、1957 年 4 月から朝鮮在外同胞援護委員会の委任という形で日朝赤十字会を介して在日朝鮮人教育会に送金を始めた。先行研究や朝鮮人学校記念誌が指摘するように、この教育援助費は全国各地で学校建設、施設拡充、幼稚園から大学校（1958 年に 4 年制）までの一貫した教育体系の確立を実現した。また、個人に対しても就学援助が行われたことにより、朝鮮人教育施設で学ぶ児童生徒の数が飛躍的に増加したと評価されてきた。（前掲『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』165～173 頁などを参照。）
- 34 しかし、この調査について現時点で確認できるのは森田芳夫文庫にあった簿冊に綴られた調査結果のみであり、目的及び経緯についての詳細は不明である。
- 35 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談問題別経緯(3) 在日韓国人の法的地位問題」（1962 年 7 月）（浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編 第 1 巻 日韓会談問題別経緯・重要資料集』現代史料出版、2010 年、118 頁。）
- 36 日韓予備会談における在日朝鮮人の法的地位に関わる議論については、飛田雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」（『在日朝鮮人史研究』(6)、1980 年 6 月）などを参照。
- 37 前掲「日韓会談問題別経緯(3) 在日韓国人の法的地位問題」『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編 第 1 巻 日韓会談問題別経緯・重要資料集』132 頁。
- 38 兪鎮午 [1906-1987]：ソウル生まれ。1929 年京城帝国大学法文学部法科卒業。京城大、普成専門学校などの教職につきながら小説を発表。解放後、高麗大学教授、1948 年憲法起草委員、法制所長として政界にも進出。1951 年大田連合大学総長となり、日韓会談代表。1961 年の軍事革命時には、国家再建最高会議に協力したが、1967 年以後は野党新民党に入り、同党代表委員、総裁、国会議員、顧問等となる。1974 年には民主回復国民会議顧問。1980 年以後、国土統一院顧問、国政諮問委員として政権に協力、1981 年には学術院元老会員となった。
- 39 「国籍処遇小委員会（第 25 回）」（1952 年 1 月 29 日）、前掲『日韓国交正常化問題資料 第 I 期 1945 年～1953 年 第 4 巻 在日・法的地位問題』246 頁。
- 40 「国籍処遇小委員会（第 28 回）」（1952 年 2 月 4 日）、同上、262～263 頁。
- 41 前掲『外人教育関係資料』18 頁ほか。
- 42 同上、17 頁。
- 43 「法的地位問題に関する第 9 回非公式会談記録」（1961 年 3 月 30 日）日本外務省公開日韓会談文書、5-1117-1113。（日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会ウェブサイト：<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/index.html> より。本章で扱う日韓会談文書は、日本外務省が「日韓会談文書・全面公開を求める会」に対して開示した資料であり、現時点では外交史料館で閲覧することはできない。本章では、李鍾元ほか『歴史としての日韓国交正常化』（法政大学出版会、2011 年）にならって出典を表記した。資料番号は（公開回数）－（開示決定番号）－（文書番号）である。以下同じ。）
- 池上努は、後に日韓法的地位協定の内容や経緯を説明するために執筆した書でも、公立小・中学校へ「何故ははっきり入学を認めると言わないのか」という質問に対して同様の回答をしている（池上努『法的地位 200 の質問』、京文社、1966 年、第二刷、93～94 頁）。
- 44 入国管理局『入国管理月報』1963 年 5 月。
- 45 「第 7 次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合」（1965 年 6 月 15 日）、日本外務省公開日韓会談文書、3-2348-105。
- 46 前掲『日韓国交正常化問題資料 第 I 期 1945 年～1953 年 第 4 巻 在日・法的地位問題』184 頁。
- 47 同上、262～263 頁。
- 48 北東アジア課「法的地位問題に関する第 8 回非公式会談記録」（1961 年 3 月 23 日）日本外務省公開日韓会談文書、5-1117-1112。資料作成者は、鶴田剛参事官であると思われる。
- 49 同上。
- 50 前掲「法的地位問題に関する第 9 回非公式会談記録」（1961 年 3 月 30 日）
- 51 北東アジア課「日韓予備交渉法的地位関係会合第 27 回会合」（1963 年 5 月 8 日）、日本外務省公

開日韓会談文書、4-929-674。

- ⁵² 木田宏 [1922－2005]：広島県尾道市生まれ。京都帝国大学法学部卒業。1946年8月文部省入省。1955年9月初等中等教育局地方課長、1960年1月大臣官房総務課長、1976年6月文部事務次官。1978年6月の退官後は、国立教育研究所長や日本学術振興会理事長等を歴任。（政策研究大学院大学 C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『木田宏オーラルヒストリー＜下巻＞』2003年、331頁。）
- ⁵³ 北東アジア課「日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合」（1963年5月8日）、日本外務省公開日韓会談文書、4-929-674。
- ⁵⁴ 同上。
- ⁵⁵ 北東アジア課「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第10回会合 附属資料」（1965年2月5日）日本外務省公開日韓会談文書、3-2348-98。
- ⁵⁶ 前掲『外人教育関係資料』41頁。
- ⁵⁷ 「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第26回会合」（1965年4月23日）、日本外務省公開日韓会談文書、3-2348-103。
- ⁵⁸ 前掲『民族教育－日韓条約と在日朝鮮人の教育問題－』187～189頁。
- ⁵⁹ 同上、190頁。
- ⁶⁰ 山口県知事時代の田中龍夫の在日朝鮮人教育への対応については、拙稿「占領期在日朝鮮人教育史－山口県に着目して」『教育史・比較教育論考』（北海道大学教育学部教育史・比較教育研究グループ、第20号、2010年6月）などを参照。
- ⁶¹ 自民党政調会『政策月報』（109）、1965年2月、398頁。
なお、『政策月報』の「政調会日誌」によれば、1965年3月以前に自民党内で在日朝鮮人の教育について協議していた主な場は、外交調査会韓国委員会や日韓問題懇親会・日韓問題PR委員会、治安対策特別委員会であったと思われる。
- ⁶² 「外人教育小委員会中間報告附属資料」『朝鮮人教育の概要』、日本外務省公開日韓会談文書、6-847-565。自民党政調会『政策月報』の日誌欄を見る限りでは、会合は中間報告が出された5月まで集中的に行われ、その後はあまり行なわれなかったようである。
- ⁶³ 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」。
- ⁶⁴ 「外人教育小委員会中間報告（案）」（1965年5月26日）、前掲『朝鮮人教育の概要』、日本外務省公開日韓会談文書、6-847-565。
- ⁶⁵ 「在日朝鮮人の教育に関する問題一覧（案）」、同上。
- ⁶⁶ 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」
- ⁶⁷ 同上。
- ⁶⁸ 前掲『外人教育関係資料』151～152頁。
「教育上の差別待遇反対に関する勧告」は、「各国教育制度の相違を尊重するとともに、いかなる教育上の差別方式をも禁止するのみならず、教育上の機会均等および総ての人々に対する待遇を促進すべき義務を有することを認める」立場から、関係各国において「勧告」の諸原則を実施するために「立法上又はその他の措置を講ずる」ことを求めたものである。この「勧告」でいう「差別」とは、「人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治的又はその他の見解、民族的又は社会的起源・経済的条件又は出生に起因するなんらかの差別・排斥、制約又は選択をも包含」とし、「教育」は「教育のあらゆる様式および水準に関連し且つ、就学の権利、教育の基準と質、ならびに教育条件を含む」と定義されている。
- ⁶⁹ 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」
- ⁷⁰ 同上。
- ⁷¹ 「外人教育小委員会中間報告（案）」、1965年5月19日のものは森田芳夫文庫、5月26日のものは前掲『朝鮮人教育の概要』（日本外務省公開日韓会談文書）より引用。
- ⁷² 自民党広報委員会『最近における北朝鮮の動向(3)』1965年2月、1～5頁。
- ⁷³ 神奈川県教育庁「朝鮮人学校問題打合会会議録」1965年3月15日、神奈川県教育庁『昭和36年度 朝鮮人分校問題』、神奈川県立文書館所蔵。
- ⁷⁴ 自由民主党『外国人学校制度に正しい理解を』1967年、14～15頁。

終章

第一節 本論文が明らかにしたこと

本論文では 1945 年から 1965 年までの時期を対象に、在日朝鮮人の教育経験を読み解くために、それを規定したと考えられる日本政府や GHQ、地方自治体などの在日朝鮮人教育をめぐる施策を検討してきた。本論文で重視したのは、これまで「同化教育」として括られ、在日朝鮮人の「民族教育」の弾圧として一様に把握されがちであった政策が、どのような人々の問題意識や過程を経て実現したのかということである。各章で明らかにしたことは、以下のように整理できる。

(1) 第一章では、占領期における文部省、GHQ、地方自治体、地方軍政部の在日朝鮮人教育に対する認識と対応を、山口県に焦点を当てて検討した。山口県に着目したことで明確に浮かび上がってきたことは、占領期、在日朝鮮人教育に直接対峙した地方自治体が、文部省に先行して朝鮮人教育施設の統制に乗り出したということである。

山口県において、朝鮮人教育施設の設置者や校長が知事や県教育部の指示に従わないことに対処するために、まず行動を開始したのは山口軍政部であった。山口軍政部の指示を受け、山口県は文部省に照会するだけでなく、文部省に先立って朝鮮人教育施設を各種学校とみなしたり、朝鮮人教員適格審査を実施しようとした。1946 年から山口軍政部が主導した朝鮮人教育施設を閉鎖させるための方法は、1948 年以後の文部省通達の内容を先取りしたものであった。

文部省の施策が、地方自治体からの照会に応じる形で文部省通達によって示されてきたことは、これまでも指摘されてきた。しかし、多くの場合、先行研究では文部省通達で示された方針が地方自治体によってどのように遂行されたのかという視点で描かれてきた。これに対して、山口という地域において地方軍政部の指示を受けながら、県が独自に朝鮮人教育施設を統制するようになり、後に文部省が山口県と同様の方法を採用したことを明らかにできたことは、本論文の重要な成果であると考ええる。

(2) こうした在日朝鮮人教育をめぐる施策の展開は、戦後日本における在日朝鮮人が冷戦やそのもとにあった朝鮮半島情勢に強く規定されたことをも示している。

1949 年初め、CIE 職員のフォークナーが山口県の朝鮮人学校を調査した。このとき、フォークナーが朝鮮人教育施設の閉鎖を勧告したのは、在日朝鮮人による教育活動が日本の法令に違反していたためではなく、朝連教育施設が共産主義や北朝鮮を支持する教育を行っていたと判断したためであった。

山口県は、県知事や副知事が度々 GHQ の民事局を訪れ、県下の警察力を増強するよう求めた。この要請は、山口県が「朝鮮から日本への共産の運きのルートとなって居る」とい

う認識からなされたものであった¹。このなかで、朝鮮人教育施設を「共産党活動の中心」と位置づけて閉鎖を求め、実行のためにピストルを求めたこと、同じ文脈で作戦部隊の駐屯も求めていることは、在日朝鮮人を日本占領と朝鮮占領の双方の視点から監視する必要があると認識していたことを端的に示している。

(3) 山口県状況を検討することで明らかになったもうひとつの重要な点は、在日朝鮮人政策に関わった人物の経歴を追うと、戦前から占領期、あるいは占領期と占領期以降にかけて連続性がみられたことである。山口県では、戦前植民地で働いた人々が戦後公務員として働いており、その人々が在日朝鮮人の教育問題に対峙した。1949年の朝鮮人教育施設閉鎖後の徳山市の状況に関する報告書は、「幸運にも、徳山市の副市長や教育局長は約27年も朝鮮で過ごしており、彼らは朝鮮人児童をどのように扱うべきか、完全に理解していた」²と、閉鎖後の対応を評価していた。

山口県知事であった田中龍夫も、占領期を振り返り「山口県の警察部というのは、朝鮮の家の中に潜って情報取って歩くのが本務ですから、朝鮮人より朝鮮語がうまいんですよ」と回想している³。田中龍夫の回想は、徳山市報告書と同様、山口県で在日朝鮮人に対峙した人々が植民地期の経験をもとに、効果的に在日朝鮮人を取り締まることができたと自負する点が類似している。

さらに、田中龍夫自身は、山口県知事の任務を終えた後、衆議院選挙に当選し、自民党外人教育小委員会の委員にもなった。第三章で取り上げた「外国人学校創設」の構想には、田中も関与したのである。外人教育小委員会には、田中のほかに戦前内務省警保局外事課長を勤めた相川勝六や、「日本人は朝鮮人やアフリカ人のような劣等民族に生まれなくてよかった」と発言した荒木万寿夫元文部大臣も含まれた。こうしたメンバー構成も、在日朝鮮人教育政策がもっぱら在日朝鮮人の監視と統制に主眼を置いたものであり続けたことを示している。

(4) 占領期、在日朝鮮人教育政策は国民教育を自明とした公教育制度の規定に従わせ、法令や通達に違反する教育施設を取り締まった。こうした方針が確定するのは1948年1月28日の文部省通達以降である。この文部省の施策は、在日朝鮮人に就学義務を課して「一条校」への就学を強制することで私立朝鮮人教育施設を統制するものであった。しかし、この規定のゆえに、公立学校としての朝鮮人学校を認めざるを得ない状況が生じた。この状況で開設されたのが公立朝鮮人学校である。朝鮮人教育施設に公金を支出しないと終戦直後から決めていた文部省にとって、公立朝鮮人学校の開設は自ら設けた制度的枠組みとの整合性を図るなかで、やむを得ず容認した教育形態であった。

学校の設備や教員給与が公費で賄われたことは、在日朝鮮人の経済的負担を軽減した。しかし、公立の「一条校」であるため、授業編成や教員の雇用は学校教育法の遵守や教育委員会の指示に従うことが求められた。正課で朝鮮語や朝鮮史を教えることは原則認めら

れず、朝鮮人教員の増員も正式な人事でなければ公費は支給されなかった。

神奈川県では、1955年に朝鮮総連が結成されると、朝鮮総連傘下の在日朝鮮人教育会が独自の予算で独自に朝鮮人教員を雇用し、その朝鮮人教員たちとともに学校運営の主導権を握った。教育会の広範な活動は、朝鮮人父母の多くの寄附によって支えられた。これとともに、共和国の教育援助費が教育会の教育活動の重要な財源になった。教育会地方支部が教育援助費を受け取り、配分する役割を担ったことにより、公立朝鮮人学校でも強い権限と財政基盤をもって朝鮮総連の教育方針を遂行できるようになった。しかし、他国からの援助（しかも共和国の公金）があること、そうした状況のまま依然として日本の公金によって運営されたことは、公立朝鮮人学校廃止を決定する要因ともなった。

（５）1950年代後半になると、全国の地方自治体は、公立朝鮮人学校だけではなく、公立学校の民族学級の講師給与や私立朝鮮人教育施設に対する補助金も支給するようになった。1957年になされた警察庁の詳細な調査は、教育費獲得を目指した朝鮮総連の活動の影響力に対する警戒の強さをうかがわせる。公立朝鮮人学校では、公立学校に共和国の公金が投じられていることが問題にされたが、私立の無認可朝鮮人教育施設にも日本の知事や市町村長が公金を支出していたことも、中央政府で問題視された。

公立学校の問題とは別に、無認可私立教育施設に対しても「寄附」などの名目で広範に公金が支出されたことは、中央政府に日本の教育法制下に朝鮮人教育施設を位置づけることが、「公認」し「保護」を与えることだという認識の転換を生じさせた。こうした状況から、1960年代には各種学校として朝鮮人教育施設を認可すべきではないと認識され、新たな法制度が模索されるようになったといえる。

（６）「外国人学校制度」創設の契機として重要なのは、1965年の日韓条約である。本論文では、1951年から1965年までの間に行われた日韓会談の協議を検討することで、日・韓・朝の関係が在日朝鮮人教育の取扱いに大きな影響を与えたことが確認できた。

まず、韓国側は、協定永住が認められた自国民が公立学校に通うための保障や自国民が運営する私立教育施設の優遇を求めた。このことは、総連系学校に勝る地位を獲得することと一体であった。しかし、日本側は強硬な姿勢を貫き、韓国側の要求に応じなかった。結局受け入れられたのは、「韓国側が教育の問題について種々要求しているのは北鮮系との対抗上やむをえず行なっているものであり、日本政府がもし北鮮系の学校をすべて閉鎖すれば、韓国側としては各種学校の問題をひっこめてもよい」という譲歩のみであった⁴。

当然のことながら、韓国側の譲歩は、多岐に及んだ日韓会談全体の交渉全体との関わりで捉えられるべきである。在日朝鮮人教育の問題、とりわけ私立朝鮮人教育施設とそこに通う朝鮮人児童生徒の処遇は、請求権や漁業権などに比べて非常に比重が小さい。しかし、そうであるとしても、韓国側が自国民の教育保障を目指しながら、それと同時に多くの在日朝鮮人を自国民として取り込み、日本国内における朝鮮人活動において共和国より優位

な立場に立とうとしたことは、韓国の在外公民政策の重要点である。こうした韓国側の主張は、日本側にとっても好都合であった。

(7) 1965 年の日韓条約発効後に構想が公にされた「外国人学校制度」案は、在日外国人の教育を対象とした法律を制定するという意味においては画期的であり、公教育のなかに外国人教育を新たに法的に位置づける可能性を秘めていた。しかし、制度創設の動機や法案骨子の内容を見る限り、「外国人学校制度」案は在日朝鮮人教育を既存の制度による「保護」を除去し、文部大臣の主観的な判断で監視・取り締まることを法的に定めようとする試みであったことは明白であった。

「外国人学校制度」創設案が出されるまでの過程で繰り返し主張されたのは、「義務教育を受ける権利」が国民固有の権利であるということであった。日本の教育制度も日本国民の教育を念頭におくということを前提に、協定永住者の公立学校就学を認め、彼らが主体的に運営する朝鮮語や朝鮮文化を教える教育施設は認可しないという論理が立てられたのであった。

以上より、少なくとも 1945 年から 1965 年までの期間、文部省や地方自治体、あるいは GHQ や日韓会談の日韓代表などが在日朝鮮人の「教育権の保障」といった観点で在日朝鮮人教育を議論したことは皆無に等しい。私立朝鮮人教育施設はほぼ全時期を通じ、認可の強制の有無などの論理は異なったものの、継続して文部省・地方自治体・CIE・地方軍政部・警察などに監視され、統制の対象であり続けた。また、就学義務の有無に変化があったものの、公立朝鮮人学校を含め在日朝鮮人が公立学校に通うことは、私立朝鮮人教育施設への統制と対をなして認められたものであった。

こうした状況をみると、在日朝鮮人教育をめぐる一連の施策は、外国人である在日朝鮮人を「同化」させることを主眼にするというよりは、国内の治安維持や外交問題を重視する側面が強い。こうした観点に立った施策は、在日朝鮮人教育を取り締まるということ以外には一貫性がなかったため、教育法制との整合性を保つことができなかった。たとえば、第一章でみたように、占領期、文部省は在日朝鮮人教育施設も「一条校」の基準を満たさなければならず、法令に違反する教育施設を閉鎖しなければならないと規定した。しかし、「一条校」として認可された朝鮮人学校が正課で朝鮮語による教育を行ない、財団法人認可が進まないことを認識しつつも、治安の悪化を避けたいという「政治的」な判断が優先され、1949 年 10 月まで閉鎖することができなかった。

こうした在日朝鮮人教育に関する文部省の方針と地方自治体の対応の間には、矛盾が生じた。占領期に日本政府が私立朝鮮人教育施設に助成することはないとしながらも公立の朝鮮人学校が開設されたこと、神奈川県では公立朝鮮人学校廃止の過渡的な措置として公立朝鮮人学校と各種学校が形式的に併存されたことには、文部省の指針の脆弱さだけでなく、地方自治体のしたたかな対応をみることができる。

もう一点、忘れてはならないのは、在日朝鮮人自身が对在日朝鮮人政策に影響を与えたことである。本論文では在日朝鮮人の運動とその「成果」を中心に論述してはいないが、それでも在日

朝鮮人の教育活動や為政者に対する陳情の影響は随所で確認できた。

上述したような在日朝鮮人教育と公教育制度に基づく文部省の施策の間の「矛盾」は、文部省の政策が単に場当たりのであったというだけでなく、文部省の統制が強化されても朝鮮語や朝鮮史を教え続けようとした在日朝鮮人の教育活動との摩擦によって生じたといえる。第二章でみたように、地方自治体は集団教育を求めた在日朝鮮人に応えるために公立朝鮮人学校を開設したのではなかった。しかし、在日朝鮮人の要請が学校開設の原動力になったことも事実である。兵庫県尼崎市では、「騒擾」とみなされた在日朝鮮人の行動がなければ、市長が公立朝鮮人学校開設を決定することがなく、県全体においても公立朝鮮人学校開設反対を翻すことにもならなかった。

また、神奈川県においても、公立朝鮮人学校の廃止をめぐる民団／朝鮮総連の対立が強まり、双方が文部省や地方自治体に対し、公立朝鮮人学校を廃止して各種学校として認可することに反対／賛成した。こうした対立は文部省や神奈川県及び関係三市も認識しており、1965年末に文部事務次官通達を出すまでに各種学校認可を完了するように県が急いだことにも繋がった。

本論文で取り上げたそれぞれの政策主体の思惑、そして在日朝鮮人の要求が絡み合いながら、在日朝鮮人の就学を取り巻く状況が形成された。序章で検討した在日朝鮮人の就学状況も、こうした複雑な状況下における選択を反映したものであったと考えられる。

第二節 今後の課題

本論文では第一章から第三章のそれぞれの課題を検討することで、彼らを取り巻く政治的な力がどのように働いたのかということを明らかにしてきた。しかし、個々の在日朝鮮人の教育選択を明らかにするためには依然として課題も多い。最後に、序章で述べた問題関心に照らし、今後検討すべき課題を挙げておきたい。

(1) 本論文では、占領統治や日韓会談に着目し、アメリカや南北朝鮮政府の施策が文部省の在日朝鮮人教育政策に与えた影響を検討した。しかし、GHQや日本側に残った資料を中心に分析したため、南北朝鮮政府がどのような認識のもとで在外「公民」の教育のために施策を講じたのかという点は充分検討できなかった。在日朝鮮人の教育選択は、南北朝鮮政府の在外「公民」教育政策と密接な関係にある。それゆえ、在日朝鮮人の教育経験を捉えるためには、冷戦体制下の東アジアにおける国家・地域間の軋轢や利害関係を見極め、南北朝鮮政府の在外公民教育政策を明らかにする必要がある。

今回は、南北朝鮮政府の朝鮮語で書かれた文書は検討することができなかった。共和国の公文書の閲覧は制限されているが、朝鮮大学校朝鮮問題研究センター在日朝鮮人関係資料室には、朝鮮総連関係文書や総連系教育施設の文書が残されている。韓国の施策については、国家記録院や外交史料館北韓資料センター、韓国側の日韓会談の文書の閲覧が可能である。これらの資料を収集・分析することで、在日朝鮮人と「本国」の繋がりを具体的に把握しつつ、在日朝鮮人の日本における「学校」選択を理解したい。

(2) 在日朝鮮人の選択がなされた状況を考えるためには、彼らの前にどのような就学先の選択肢が広がっていたのかを明らかにすることも重要である。なぜ戦後一貫して大多数の朝鮮人児童生徒が公立学校へ通ったのかという問いには、本論文を踏まえても、明快な答えが得られたとはいえないからである。

在日朝鮮人がどこで何を学び、教育に何を期待し、どのように生きようとしたのかということについて、インタビューやアンケート調査をもとに考察した先行研究がある。このなかで、筆者の関心に近い調査研究は、大阪市・豊中市・尼崎市の公立小学校に通う朝鮮人児童の親にアンケートをした京都大学教育学部比較教育研究室の研究である。この調査によると、在日朝鮮人の親たちが子どもを日本の学校に通わせる理由は、「日本に住んでいるから日本の学校がよい」が圧倒的に多い(74.5%)。これに続き、卒業資格や大学進学のため(39.1%)、「民族教育の教育内容等に満たされない点がある」(32.1%)、将来の就職のため(30.7%)、経済的負担が少ない(23.0%)という回答が並んだ⁵。

多くの親が「日本に住んでいるから日本の学校がよい」と回答したのはなぜか。「日本に住んでいる」から「日本の学校」を選択することは、自明とはいえない。この点について、先行研究も深く追求していない。そもそも、このように回答した人々には、どのような選択肢があったのだろうか。先行研究が注目した朝鮮人集住地域だけでなく、朝鮮人在住者の少ない地域も含め、就学先の広がりを通時的に明らかにし、通学の便宜、彼らの交際関係などと併せて考察することで、彼らの生活基盤と教育機関の関係、その下にある個人の選択を再検討したい。

この課題に関わってもうひとつ検討したいことは、子どもを学校に通わせる在日朝鮮人の経済的負担である。経済的に厳しい状況であっても自費で学校を設立し、子どもを通わせたことは、これまでの在日朝鮮人教育の歴史のなかで繰り返し論じられてきたし、1980年代以降に行われたアンケートの結果でも、経済的負担は公立学校を選択する主要因ではない。しかし、公立学校と私立学校では、授業料、給食・行事にかかる費用、就学扶助などの社会保障の有無など、様々な面で負担が異なることは看過できない。本論文で検討したように、日韓会談や地方自治体と在日朝鮮人団体の交渉のなかで、誰が朝鮮人教育にかかる経費を負担するのかということは、政策決定に関わる重要な論点であった。

このことは、在日朝鮮人の生活に直結する事柄でもある。今後は、在日朝鮮人の生業や経済状態を、生活実態調査や在日朝鮮人の回想録、朝鮮人学校関係資料をもとに考察したい。そして、公立学校と私立朝鮮人学校の教育費の負担の違いを日本の法制度とともに検討し、公立／私立の学校を選択する意味を経済的な側面からも明らかにしたい。

¹ 「鮮人問題に関し山口県知事第八軍民事局に陳情の件」浜連機密本第137号、横浜連絡調整事務局長鈴木九萬発、外務大臣宛、1949年8月29日、国立国会図書館憲政資料室鈴木九萬関

係文書－147。

² “Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”（日付不明）

CIE(C)-06900

³ 田中龍夫「民撰知事の誕生―田中龍夫元知事が語る」『山口県史 史料編 現代 2』2000 年、23～27 頁。この田中龍夫の回想については、鄭祐宗も指摘している（「解放後在日朝鮮人教育研究の方法と実践」『教育史・比較教育論考』（20）、2010 年 6 月）。

⁴「第 7 次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第 26 回会合」（1965 年 4 月 23 日）、日本外務省公開日韓会談文書、3-2348-103。

⁵ 京都大学教育学部比較教育学研究室『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識：日本の学校に子どもを通わせている父母の調査』明石書店、1990 年。

参考文献

- 愛知朝鮮中高級学校教員 OB 会、中高創立 60 年史発行委員会『愛知朝鮮中高級 60 年の歴史 年表と資料・解説』（2009 年 2 月）
- 浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編・解説『日韓国交正常化問題資料』（現代史料出版、2010～2011 年）
- 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、1983 年）
- 尼崎市教育委員会編『尼崎市戦後教育史』（1974 年）
- 天川晃『占領下の神奈川県政』（現代史料出版、2012 年）
- 鮎沢譲「解放後の茨城における在日朝鮮人教育」（『在日朝鮮人史研究』18、1988 年 10 月）
- 荒井英次郎「私学助成論争の現代的位相」（『東京大学大学院教育学研究科紀要』27、2006 年）
- 荒井英次郎「都道府県私学助成方式の変容と私学助成一鳥取県ヒアリング調査結果から」（『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』27、2008 年）
- 荒敬・内海愛子・林博史編『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP 文書目録（全 10 巻）』（蒼天社出版、2005～2007 年）
- 荒敬編・解題『日本占領・外交関係資料集 終戦連絡中央事務局・連絡調整中央事務局資料（全 11 巻）』（柏書房、1991 年）
- 荒敬編・解題『日本占領・外交関係資料集 終戦連絡地方事務局・連絡調整地方事務局資料（全 13 巻）』（柏書房、1994 年）
- 李殷直『「在日」民族教育の夜明け 1945 年 10 月～48 年 10 月』（高文研、2002 年）
- 李修京ほか「日本における外国人学校政策と在日朝鮮人の教育事情」（『東京学芸大学紀要 人文社会学系 I』61、2010 年）
- 李珍珪「在日朝鮮人教育の問題点―「外国人学校制度」法案に反対する」（『教育評論』212、1968 年 3 月）
- 李瑜煥『日本の中の三十八度線―民団・朝総連の歴史と現実―』（洋々社、1980 年）
- 李鍾元・木宮正史・浅野豊美『歴史としての日韓国交正常化 I・II』（法政大学出版会、2011 年）
- 李東準『日本にいる朝鮮の子ども』（春秋社、1956 年）
- 伊ヶ崎暁生・三輪定宣『教育費と教育財政』（総合労働研究所、1980 年）
- 伊ヶ崎暁生「国民教育における民族の問題：第 51 国会の「外国人学校制度」問題と関連して」（『日本教育学会大会研究発表要項』25、1966 年 8 月）
- 伊ヶ崎暁生『国民の教育権と教育政策』（青木書店、1972 年）
- 池上努『法的地位 200 の質問』（京文社、1965 年）
- 石川二郎「日韓協定と教育」（『文部時報』1056、1965 年 8 月）
- 板垣竜太「指紋押捺経験をつなぐ―「お前は誰だ！」をめぐる政治と記憶」（『大阪大学日本学報』29、2010 年 3 月）
- 板垣竜太「日韓会談反対運動と植民地支配責任論―日本朝鮮研究所の植民地主義論を中心に―」（『思想』1029、2010 年 1 月）
- 板垣竜太「朝鮮学校を「支える」ということ」（『法学セミナー』52-7、2007 年 7 月）
- 市川昭午『教育の私事化と公教育の解体 義務教育と私学教育』（教育開発研究所、2006 年）

- 伊藤和衛『現代公教育原論—国民の教育をうける権利保障の研究』（教育開発研究所、1983年）
- 井下田猛『教育行政・予算分析の手引き』（同盟出版サービス、2003年）
- 井上學「公安調査庁と在日朝鮮人」（『朝鮮戦争下公安関係資料—光永源槌資料』解説・解題・収録資料目録、不二出版、2011年）
- 井上敏夫・井上學・渡部富哉編『朝鮮戦争下公安関係資料 光永源槌資料 （全6巻）』（不二出版、2011年）
- 井深雄二『近代日本教育費政策史—義務教育費国庫負担政策の展開』（勁草書房、2004年）
- 井深雄二『現代日本の教育改革—教育の私事化と公共性の再建』（自治体研究社、2000年）
- 稲継靖之「戦後の滋賀県公立学校内における民族学級について」（『人間文化』19、2006年4月）
- 稲本洋之助「「国益」と外国人学校法案—短い法律に盛られた多大な危険」（『朝日ジャーナル』10(17)、1968年4月）
- 稲本洋之助「外国人学校法案批判」（『法学セミナー』146、1968年5月）
- 今里幸子「神奈川県における在日朝鮮人の民族教育—1945～1949年を中心に—」（『在日朝鮮人史研究』39、2009年10月）
- 林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史 1960年代から80年まで—在日二世の民族運動とアイデンティティー—』（新幹社、2011年）
- 臼井智美「日本の外国人教育施策の全国的動向とその問題点—都道府県の外国人教育施策の実態に関する調査の分析を通じて」（『筑波教育学研究』1、2003年3月）
- 内山一雄・趙博編『在日朝鮮人民族教育闘争資料集 2—四・二四以降大阪を中心に—』（明石書店、1989年）
- 枝川裁判支援連絡会編『とりあげないでわたしの学校 枝川朝鮮学校裁判の記録〈第一集〉』（樹花舎、2006年）
- エドワード・W・ワグナー『日本における朝鮮少数民族 1904～1950年 復刻版』（龍溪書舎、1989年）
- 呉圭祥『ドキュメント 在日本朝鮮人連盟 1945-1949』（岩波書店、2009年）
- 呉圭祥『記録・在日朝鮮人運動 朝鮮総連50年』（総合企画ウィル、2005年）
- 大蔵省印刷局『官報』
- 大阪市外国人教育研究協議会編『市外教二十周年記念誌—ともに生き学ぶ二十年の歩み』（1991年）
- 大阪市教育センター『在日外国人教育関係資料(I)—戦後史を中心に—』（1985年）
- 大阪人権博物館『聞き書き 在日コリアンの生活史』（大阪国際理解教育研究センター、1999年）
- 大沢勝・永井憲一編『私学の教育権と公費助成 教育法学叢書3』（勁草書房、1973年）
- 大田堯「民族教育をめぐる一つの問題—外国人学校制度にかかわって—」（『教育』16-8、1966年6月）
- 太田益男『日本国憲法下の外国人の法的地位』（啓文社、1964年）
- 大西比呂志「山口県における占領組織と管轄区域」（『山口県史研究』12、2004年3月）
- 大矢一人「占領初期北海道の軍政組織の成立と教育」（『藤女子大学紀要』44、2007年）
- 大矢一人「新制中学校の設立と軍政部—岡山県を事例として—」（『地方教育史研究』27、2006年）
- 岡山県教育委員会『岡山県教育史・続編』（1974年）
- 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、1977年）
- 長田三男「外国人学校制度に関する若干の考察」（『流通経済論集』5-3、1970年11月）

- 小川政亮ほか「外国人学校制度—その背景と法的諸問題—」（『法律時報』39-2、1967年1月）
- 小川正人編『教育財政の政策と法制度—教育財政入門—』（エイデル研究所、1996年）
- 荻原克男『戦後日本の教育行政構造—その形成過程—』（勁草書房、1996年）
- 小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』（集英社、2008年）
- 小沢有作「"教育侵略"としての外国人学校制度—でっち上げられた"反日教育"—」（『月刊社会党』123、1967年7月）
- 小沢有作「「外国人学校制度」の問題点—改正法案のねらいをつく—」（『エコノミスト』45-21、1967年5月）
- 小沢有作「外国人学校制度研究小委員会 日本教育学会 50年誌〈特集〉；研究委員会の活動」（『教育学研究』59、1992年9月）
- 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』（亜紀書房、1973年）
- 小沢有作編・解説「資料集《在日朝鮮人抑圧の政策と思想》」（『朝鮮研究』110、1971年11・12月合併号）
- 落合重信「神戸朝鮮人学校事件の概況」（『歴史と神戸 特集・神戸朝鮮人学校事件』2-2(通巻4号)、1963年5月）
- 郭政義「民族学級の価値」（『ほるもん文化』7、1997年2月）
- 梶井陟『朝鮮人学校の日本人教師』（亜紀書房、1974年）
- 梶村秀樹著作集刊行委員会・編集委員会編『梶村秀樹著作集 第6集（在日朝鮮人論）』（明石書店、1993年）
- 学校法人白頭学院 建国幼・小・中・高等学校『白頭学院 創立40周年記念誌』（1987年）
- 学校法人白頭学院 建国幼・小・中・高等学校『白頭学院 創立50周年記念誌』（1997年）
- 兼子仁「治安立法としての外国人学校法案—教育三法案の問題点とその解明—」（『労働法律旬報』668、1968年5月）
- 姜徹編著『在日朝鮮人史年表』（雄山閣、1983年）
- 姜徹編著『在日韓国・朝鮮人史総合年表』（雄山閣、2002年）
- 姜永祐『日本のなかの韓国人民族教育—民族教師四十年の体験が語る』（明石書店、1995年）
- 韓国史料研究所『季刊 在日同胞 第二号 特集〈民族教育〉』（1980年6月）
- 間島三樹夫「外国人学校制度案にたいする文化人のたたかい」（『文化評論』71、1967年9月）
- 岸田由美「在日韓国・朝鮮人民族学級の変遷」（『日本教育学会大会研究発表要項』54、1995年8月）
- 岸田由美「在日韓国・朝鮮人教育にみる「公」の境界とその移動」（『教育学研究』70-3、2003年9月）
- 北村嘉恵『日本植民地下の台湾先住民教育史』（北海道大学出版会、2008年）
- 木村健二「戦前期下関在留朝鮮人の定住過程—国勢調査資料を中心に」（『産業文化研究所所報』10、1999年）
- 木村健二「戦前期山口県における朝鮮人の定住化と下関昭和館」（広島史学研究会『史学研究』256、2007年5月）
- 強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行調査の記録 中国編』（柏書房、2001年）

- 京都市『京都市在住韓国・朝鮮人生活史・意識調査報告書：抜粋版』（1996 年）
- 京都大学教育学部比較教育学研究室『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識—日本の学校に子どもを通わせている父母の調査』（明石書店、1990 年）
- 教育行政研究会編『教育・文化（Ⅰ） 現代行政全集 21』（ぎょうせい、1986 年）
- 金日宇編著『私たちの東京朝鮮第三初級学校物語 証言編』（総合企画舎ウイル、2007 年）
- 金日宇・金淑子編著『続 私たちの東京朝鮮第 3 初級学校物語 証言編』（総合企画舎ウイル、2010 年）
- 金京慧「福祉行政から排除されている同胞児童」（『統一評論』171、1979 年 8 月）
- 金敬得『わが家の民族教育 在日コリアンの親の思い』（新幹社、2006 年）
- 金光敏「民族学級が教育現場に問うてきたもの—ちがうことを豊かさに変える子どもたちの力—」（『子ども情報研究センター研究紀要』14、1997 年 3 月）
- 金兌恩「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察—大阪と京都における「民族学級」の事例から—」（『京都社会学年報』14、2006 年）
- 金賛汀『異邦人教師—公立校の朝鮮人教師たち—』（講談社、1987 年）
- 金賛汀『非常事態宣言 1948—在日朝鮮人を襲った闇—』（岩波書店、2011 年）
- 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（勁草書房、1997 年）
- 金大中『金大中自伝Ⅰ 死刑囚から大統領へ—民主化への道』（岩波書店、2011 年）
- 金大中『金大中自伝Ⅱ 歴史を信じて—平和統一への道』（岩波書店、2011 年）
- 金東祚著・林建彦訳『韓日の和解日韓交渉 14 年の記録』（サイマル出版会、1993 年）
- 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』（社会評論社、2002 年）
- 金明秀編『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』（在日韓国人青年商工人連合会、1997 年）
- 金英達『GHQ 文書研究ガイド—在日朝鮮人教育問題—』（むくげの会、1989 年）
- 金英達『金英達著作集Ⅲ 在日朝鮮人の歴史』（明石書店、2003 年）
- 金兌恩「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察：大阪と京都における「民族学級」の事例から」（『京都社会学年報』14、2006 年 12 月）
- 金兌恩「在日韓国・朝鮮人児童のアイデンティティとポジショナリティー—京都市立小学校における「民族学級」を事例に—」（『京都社会学年報』16、2008 年 12 月）
- 金兌恩「多民族・多文化教育と新たな共同性の構築—大阪市立小中学校の「民族学級」を事例に—」（『ソシオロジ』53-3、2009 年 2 月）
- 金慶海編『在日朝鮮人民族教育闘争資料集 1—四・二四阪神教育闘争を中心に』（明石書店、1988 年）
- 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料（全 35 巻）』（講談社、1956～1959 年）
- 朽木史郎「篠崎町の朝鮮人学校問題について」（『歴史と神戸』2-4(通巻 6 号)、1963 年 11 月）
- 久保義三ほか『現代教育史事典』（東京書籍、2001 年）
- 倉石一郎『包摂と排除の教育学—戦後日本社会とマイノリティへの視座—』（生活書院、2009 年）
- 黒崎勲『公教育費の研究』（青木書店、1980 年）
- 月刊『イオ』編集部編『日本の中の外国人学校』（明石書店、2006 年）
- 公安調査庁『朝鮮総連の教育活動の実態 附—北鮮の教育体系—』
- 厚生省大臣官房統計調査部『社会福祉統計年報』（1951～1961 年）

厚生省大臣官房統計調査部『生活保護動態調査報告 昭和35年度～平成元年』（1962～1989年）

行政管理庁行政監察局編『私学経営の現状と問題点—行政管理庁の行政監察結果からみて—』（大蔵省印刷局、1983年）

高史明『生きることの意味 ある少年のおいたち』（筑摩書房、1974年）

高史明「新しい相互理解の回路をひらく 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』 長璋吉『私の朝鮮語小辞典 ソウル遊学記』」（『朝日ジャーナル』1974年2月）

高史明『彼方に光を求めて』（筑摩書房、1973年）

高史明『闇を喰む I・II』（角川書店、2004年）

高賛侑『国際化時代の民族教育—子どもたちは虹の橋をかける』（東方出版、1996年）

厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』（厚生統計協会、1975～1984年）

厚生省援護局編『引揚と援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978年）

国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編集委員会『在日コリアン辞典』（明石書店、2010年）

国立国会図書館「外国人政策関係年表（1945.8-2007.9）」（『人口減少社会の外国人問題 総合調査報告書』）

国立教育研究所第一研究部第一研究室・教育史料調査室編『『文部時報』記事総目録 戦後教育改革資料(1)』（国立教育研究所、1983年）

小竹弘子『隠される日韓会談の記録—情報公開の現状と問われる日本の民主主義—』（創史社、2011年）

小入羽秀敬「私立高等学校授業料設定における私学助成の影響—東京都を事例として」（『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』27、2008年）

小入羽秀敬「私立高等学校助成の規定要因分析—都道府県ごとの経常費補助に着目して—」（『東京大学大学院教育学研究科紀要』45、2006年3月）

小林孝行「戦後における在日朝鮮人の教育—福岡県の事例を中心として—」（『福岡教育大学紀要』32、1982年9月）

小林知子「GHQの在日朝鮮人認識に関する一考察—G2民間諜報局定期報告書を中心に—」（『朝鮮史研究会論文集』32、1994年10月）

小林知子「GHQ文書朝鮮人関係資料「民生局・ボックス2275HH」について」（『在日朝鮮人史研究』25、1995年9月）

小林知子「戦後における在日朝鮮人と「祖国」—朝鮮戦争期を中心に—」（『朝鮮史研究会論文集』34、1996年10月）

駒込武「植民地教育史研究の課題と展望」（『日本教育史研究』10、1991年）

駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）

在日本大韓民国居留民団中央本部『教育白書 民族教育』（1990年）

斉藤諦淳『文教予算の編成』（ぎょうせい、1990年）

相良惟一『公教育と国の教育権』（明治図書、1974年）

佐久間孝正『外国人の子どもの不就学』（勁草書房、2006年）

在日韓国青年同盟中央本部『在日韓国人の基本的人権—その「はく奪」と実態と「闘い」の記録』（韓青出版社、1969年）

在日韓国青年同盟中央本部『在日韓国人の歴史と現実』（洋々社、1970年）

在日高麗労働者連盟『在日朝鮮人の就労実態調査 大阪を中心に』（新幹社、1992 年）

在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史資料集 全二巻 在日朝鮮人資料叢書 1』（緑陰書房、2011 年）

在日朝鮮人商工連合会編『在日本朝鮮人商工便覧 1957 年版 在日朝鮮人資料叢書 2』（緑陰書房、2011 年）

在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の法的地位』（在日朝鮮人の人権を守る会、1965 年）

在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の法的地位—はく奪された基本的人権の実態—』（在日朝鮮人の人権を守る会、1964 年）

在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の民主主義的民族教育』（在日朝鮮人の人権を守る会、1965 年）

在日朝鮮人の人権を守る会『在日本朝鮮人の人権を侵害する外国人登録制度の実態』（在日朝鮮人の人権を守る会、1982 年）

在日朝鮮人民族教育対策委員会編『在日朝鮮人は「外国人学校制度」の創設になぜ反対するのか』（1967 年）

在日朝鮮中・高級生に対する人権侵犯事件調査団『在日朝鮮中・高級生に対する人権侵犯事件調査報告書』（在日朝鮮中・高級生に対する人権侵犯事件調査団、1963 年 8 月）

在日本朝鮮人教育会編『朝鮮学校の国立大入学資格&助成：日弁連首相、文相に勧告／調査報告書』（在日本朝鮮人教職員同盟、1998 年）

坂本清泉「在日朝鮮人学校の設立過程—朝鮮総連系学校を中心にして」（『大分大学教育学部研究紀要』3-2、1967 年 10 月）

坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主移管の問題—大阪市西今里中学校の場合を中心として—（Ⅰ）（Ⅱ）」（『大分大学教育学部研究紀要』3-4、3-5、1969 年 10 月、1970 年 10 月）

札幌市職自治推進委員会・在日外国人と自治体研究会・国際都市札幌を考える会編『自治研さっぽろ号外「札幌市政と韓国・朝鮮人」—内なる“国際化”を目指して』（札幌市役所職員組合、1987 年）

篠山市人権・同和教育研究協議会編『デカンショのまちのアリラン 篠山市&朝鮮半島交流史～古代から現代まで～』（篠山市人権・同和教育研究協議会、2006 年）

佐藤秀夫ほか『占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』（海外学術研究 報告書、国立教育研究所、第一研究部、1988 年）

佐藤秀夫ほか『米国対日教育使節団に関する総合的研究 戦後教育改革資料 10』（国立教育研究所教育情報・資料センター、1991 年）

佐野通夫「学校と国籍」（『東京大学教育学部 教育行政学研究室紀要』3、1982 年）

佐野通夫編『在日朝鮮人教育関係資料 全三巻 在日朝鮮人資料叢書 4』（緑陰書房、2012 年）

下関引揚援護局編『下関地方引揚援護局史』（1946 年 9 月）

→加藤聖文監修『下関引揚援護局史』（ゆまに書房、2002 年）

自由民主党「在日朝鮮人の北鮮帰還問題」（『政策月報』38、1959 年 3 月）

自由民主党『外国人学校制度に正しい理解を』（1967 年）

自民党政調会外人教育小委員会『外人教育関係資料』（1965 年）

杉原泰雄『憲法と公教育 「教育権の独立」を求めて』（勁草書房、2011 年）

鈴木久美「在日朝鮮人の帰還援護事業の推移—下関・仙崎の事例から—」（『在日朝鮮人史研究』36、2006 年）

- 政策研究大学院大学 C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『木田宏オーラルヒストリー＜下巻＞』（2003 年）
- 瀬上幸恵「山口県における民族教育擁護闘争」（和光大学総合文化研究所年報『東西南北 別冊 01』2000 年 12 月）
- 全国専修学校各種学校総連合会『専修学校各種学校都道府県別助成状況』（2003～2010 年度まで確認）
- 仙崎引揚援護局編『仙崎引揚援護局史』（1946 年 12 月）
- 加藤聖文監修『仙崎引揚援護局史』（ゆまに書房、2001 年）
- 徐京植『半難民の位置から一戦後戦争責任と在日朝鮮人一』（影書房、2002 年）
- 総理府統計局・総務省統計局『国勢調査』
- 宋基燦『「語られないもの」としての朝鮮学校—在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス—』（岩波書店、2012 年）
- 高崎宗司・朴正鎮編著『帰国運動とは何だったのか』（平凡社、2005 年）
- 高橋寛人『戦後教育改革期における私学の設置主体と教員人事及び私学行政に関する構想の研究』（文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 基盤研究（C）、2005-2006 年）
- 高槻むくげの会編『高槻の韓国・朝鮮人実態調査報告書：生活、環境、労働、健康、教育』（高槻むくげの会、1984 年）
- 高柳俊男「安岡伸好「遠い海」と都立朝鮮人学校の時代」（『在日朝鮮人史研究』26、1996 年 9 月）
- 瀧本知加「戦後専修学校制度の成立—各種学校制度の展開と専修学校制度構想—」（『人文研究 大阪市立大学院文学研究科紀要』62、2011 年 3 月）
- 瀧本知加「専修学校制度と一条校との関連性」（『教育学論集』37、2011 年 9 月）
- 竹前栄治『GHQ』（岩波書店、1983 年）
- 竹前栄治『GHQ 日本占領史 第 16 巻 外国人の取扱い』（日本図書センター、1996 年）
- 竹前栄治監修『GHQ 指令総集成（全 15 巻）』（エムティ出版、1993～1994 年）
- 辰巳信夫『在日韓国人の法的地位協定と出入国管理特別方解説』（法務省入国管理局、1966 年）
- 田中勝文「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」（『愛知県立女子短大紀要』18、1967 年）
- 田中宏・板垣竜太編『日韓新たな始まりのための 20 章』（岩波書店、2007 年）
- 朝鮮資料研究所『日本人教師が辿った在日朝鮮人教育戦後（大阪）史』（朝鮮資料研究所資料叢書 第 2 集）
- つかこうへい『娘に語る祖国』（光文社、1990 年）
- 朝鮮大学校『朝鮮大学校の認可問題にかんする資料（1）～(4)』（1967 年 9 月、1967 年 11 月、1968 年 3 月、1968 年 5 月）
- 朝鮮大学校・民族教育研究所『在日朝鮮人の民族教育の権利について—朝・日関係改善と国際化の流れの中で 資料集』（学友書房、1991 年）
- 朝鮮問題研究所『月刊朝鮮資料』
- 鄭祐宗「解放後在日朝鮮人教育研究の方法と実践」（『教育史・比較教育論考』20、2010 年 6 月）
- 鄭祐宗「植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開—山口県の对在日朝鮮人統治を中心に—」（『立命館法学』2010(5/6)、2010 年）
- 鄭祐宗「外国人登録法制における登録制と身分証制の性格に関する基礎的考察」（『大阪大学日本学報』29、

- 2010 年 3 月)
- 鄭早苗・朴一『全国自治体 在日外国人教育方針・指針集成』（明石書店、1995 年）
- 鄭秀容「朝鮮学校と「一条校」」（『世界』619、1996 年 2 月）
- 鄭哲『民団：在日韓国人の民族運動』（洋々社、1967 年）
- 鄭栄桓『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放五年史』（法政大学出版局、2013 年）
- 塚本久美子「占領期の在日朝鮮人教育史—GHQ と日本政府の關係に着目して—」（お茶の水女子大学『人間発達研究』23、2000 年）
- 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』（法務研修所、1959 年）
- 坪井由実ほか『資料で読む教育と教育行政』（勁草書房、2002 年）
- 田駿『朝総連①—その最近の活動』（実業の世界社、1981 年）
- テッサ・モーリス＝スズキ『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』（朝日新聞社、2007 年）
- テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために—グローバル化時代の日本—』（平凡社、2013 年）
- 東京華僑総会「中国敵視、華僑の民族教育破壊の悪法「外国人学校法案」を断固粉碎しよう」（『アジア経済旬報』749、1969 年 3 月）
- 東京華僑総会「中国敵視、華僑弾圧、中日友好破壊の悪法「出入国管理法案」「外国人学校法案」に断固反対する」（『アジア経済旬報』749、1969 年 3 月）
- 東京都教育委員会『調査統計資料』（101～105 号、1958 年）
- 東京都教育庁学務部『都立朝鮮人学校について』（1952 年 1 月）
- 東京都社会福祉協議会『在住外国人の福祉・生活課題に関する実態調査報告書—日本で暮らし働く外国人の生活基盤の整備にむけて』（東京都社会福祉協議会、1993 年）
- 東京都職員研修所調査研究室『外国人学校等に関する助成調査報告書 総務局学事部委託調査』（1994 年 3 月）
- 東京都生活文化スポーツ局私学部『東京都の私学行政 平成 22 年』（2010 年 3 月）
- 東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編四』（1997 年）
- 「東京都私立学校審議会」（東京都市科学振興会『都政』12-11、1967 年 11 月）
- 外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容—』（緑陰書房、2004 年）
- 内閣官房内閣調査室編『調査月報』（1960～1977 年）
- 中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格—京都を中心として—」（『京都大学教育学部紀要』27、1981 年 3 月）
- 中島智子代表『1970 年代以降の在日韓国・朝鮮人教育研究と実践の体系的研究』（平成 13～15 年度科研基盤研究（C）（2）研究成果報告書、2004 年）
- 中村清『公教育の原理—教育基本法教育理念』（東洋館出版、2000 年）
- 奈良県外国人教育研究会編『差別と排撃を撃つ—奈良における在日朝鮮人教育・この十二年間の歩み（1970—90）』（1991 年）
- 内外情勢調査会編『朝鮮人学校の実態—朝総連と外国人学校制度反対の動き—』（『内外情勢解説』168、1966 年 5 月）
- 内閣官房『朝鮮要覧・南鮮・北鮮・在日朝鮮人運動』（内閣官房内閣調査室、1960 年）

- 永井憲一『憲法と教育基本権—教育法学のために—』（勁草書房、1970年）
- 長澤秀編『戦後在日朝鮮人人口調査資料集 全2巻 在日朝鮮人資料叢書3』（緑陰書房、2011年）
- 中山秀雄『在日朝鮮人教育関係資料集』（明石書店、1995年）
- 新島淳良「2 法案と日本人の憲法意識(上) —1 出入国管理法案と外国人学校法」（『アジア経済旬報』762、1969年7月）
- 西村俊一・岡田要人編『諸外国の外国人学校政策』（東京学芸大学国際教育センター、2004年）
- 西村俊一「史料『在本邦外国人学校教育関係雑件』（『国際教育研究』4、1984年2月）
- 日朝親善協会『在日朝鮮人の生活実態』（日朝親善協会、1951年）
- 日本教育法学会編『教育権保障の理論と実態』（有斐閣、1972年）
- 日本教育法学会編『地域住民と教育法の創造』（有斐閣、1975年）
- 日本教育学会教育制度研究委員会外国人学校制度研究小委員会編『「在日朝鮮人とその教育」資料集 第一集・第二集』（1970年8月、1972年8月）
- 日本財政法学会編『教育と財政 財政法叢書23』（敬文堂、2007年）
- 日本赤十字社『在日朝鮮人の生活の実態』（1956年）
- 任栄哲『在日・在米韓国人および韓国人の言語生活の実態』（くろしお出版、1993年）
- 芳賀普子「戦後都立朝鮮学校にあらわれた問題点—戦後教育史の分岐点として—」（『植民地教育史研究年報』6、2003年）
- 朴慶植「「外国人学校制度」は朝鮮人学校を弾圧する治安立法である」（『歴史学研究』313、1966年6月）
- 朴憲一『北朝鮮社会の実態分析』（洋々社、1982年）
- 朴庚来・渡辺博史『在日韓国人社会の総合調査研究』（民族文化研究会、1963年）
- 朴三石『日本のなかの朝鮮学校』（朝鮮青年社、1997年）
- 朴三石『教育を受ける権利と朝鮮学校—高校無償化問題から見てきたこと』（日本評論社、2011年）
- 朴尚得『在日朝鮮人の民族教育』（ありえす、1980年）
- 朴正恵『この子らに民族の心を 大阪の学校文化と民族学級』（新幹社、2008年）
- 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生—1945-1965 封印された外交史—』（平凡社、2012年）
- 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』（新紀元社、1957年）
- 橋本三郎「各種学校制度と外国人学校制度」（『教育』17-9、1967年9月）
- 韓美妃「在日朝鮮人の民族教育に干渉するな!—《外国人学校制度》の創設に反対して—」（『部落』19-6、1967年5月）
- 韓裕治・藤川正夫監修、兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える会・兵庫県在日外国人教育研究協議会編『多文化・多民族共生教育の原点—在日朝鮮人教育から在日外国人教育への歩み—』（明石書店、2008年）
- 韓民『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題—』（玉川大学出版部、1996年）
- 飛田雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」（『在日朝鮮人史研究』6、1980年6月）
- 樋口修資『現代公教育との対話 「教育国家」の創造と「スクール・ガバナンス」の確立』（明星大学出版部、2007年）

- 黄ジュン「公立学校における民族学級の意義と可能性—大阪府の事例を手がかりに」（2007 年大谷大学博士論文）
- 皇甫任著、蒔田直子編『十一月のほうせん花』（径書房、1990 年）
- 福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』（東信堂、2005 年）
- 藤井幸之助「民族語獲得・維持へのとりくみ—在日朝鮮人の民族子ども会・民族学級・民族学校を中心に—」（世界人権問題研究センター『研究紀要』7、2002 年 3 月）
- 藤岡秀正「第三回[京都民族文化教育研究所]定例研究会 京都市の公教育における外国人教育」（『KIECE 民族文化教育研究』3、2000 年）
- 藤島宇内「外国人学校法案のねらい」（『朝鮮研究』73、1968 年 5 月）
- 藤島宇内「民族教育と植民地教育—外国人学校制度の創設案について—」（『朝日ジャーナル』8-16、1966 年 4 月）
- 藤島宇内・小沢有作『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題』（青木書店、1966 年）
- 福島昭男「外国人学校制度創設に反対する〔付韓国政府文教部「1967 年度奨学方針」日教組「朝鮮大学校認可についての要請」〕」（『教育評論』215、1968 年 5 月）
- 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書（全 15 巻）』（アジア問題研究所、1981～1991 年）
- 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成（全 10 巻）』（不二出版、2000～2001 年）
- 法務省入国管理局『在留外国人統計』
- 法務省研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（湖北社、1955 年）
- 法務省研修所編『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950 年（現代日本・朝鮮関係史資料第 3 輯）』（湖北社、1978 年）
- 法務省入国管理局編『出入国管理とその実態（昭和 39 年度版）』
- 星野修美『自治体の変革と在日コリアン—共生の施策づくりとその苦悩』（明石書店、2005 年）
- 星野安三郎『戦後日本の教育と憲法 下』（新評論、1971 年）
- 前田博司『『昭和館』の歴史』（『山口県地方史研究』67、1992 年 6 月）
- 前田博司「その後の『昭和館』」（『山口県地方史研究』68、1992 年 11 月）
- 松下佳弘「占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用—滋賀県の事例に即して—」（『教育史・比較教育論考』20、2010 年 6 月）
- 松下佳弘「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開—行政当局と朝鮮人団体との交渉に着目して—」（『日本の教育史学』54、2011 年）
- 松下佳弘「占領期朝鮮人学校の教育費問題—「国庫負担請願」の背景とその意味—」（『朝鮮史研究会論文集』50、2012 年 10 月）
- 松下佳弘「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討—法的枠組みに着目して—」（『世界人権問題研究センター研究紀要』18、2013 年 3 月）
- 宮島喬・太田晴雄『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』（東京大学出版会、2005 年）
- 関寛植著・高麗大学校亜細亜問題研究所編、金敬得・金容権訳『在日韓国人の現状と未来』（白帝社、1994 年）

- 民主主義科学者協議法律部会『いわゆる「外国人学校」制度の研究—学校教育法一部改正法案の逐条的検討—』（1967年）
- 民族教育ネットワーク編『民族教育と共生社会—阪神教育闘争50周年集会の記録—』（東方出版、1999年）
- 民団新宿本部編『民団新宿60年の歩み—雑草の如く生き抜いた同胞の歴史—』（彩流社、2009年）
- 村上尚子「「済州四・三事件」と国連監視下の五・一〇単独選挙」（『朝鮮史研究会論文集』47、2009年10月）
- 森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』（明石書店、1996年）
- 文部省大臣官房調査統計課『学校基本調査報告書』
- 文部省大臣官房調査統計課『父兄の支出した教育費調査報告書1951～1970年度』（1957～1972年）
- 文部省調査局調査課『父兄負担の教育費調査報告書』（1947～1950年度）
- 文部省調査普及局調査課『地方教育費の調査報告書』
- 文部省大臣官房総務課『終戦教育事務処理提要（1～4）』（文部省）→『文部行政資料（5～）』
- 山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史』（山口県警察本部、1978年）
- 山口県文書館編『山口県政史 上・下』（山口県、1971年）
- 山口県編『山口県史 史料編 現代1・2』（山口県、1998年・2000年）
- 山口県教育委員会『新学制と山口県教育のあゆみ』（1952年11月）
- 梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動 1945-1965（朝鮮近代史研究双書13）』（未来社、1994年）
- 結城忠「学校法制と学校法学 就学義務性と教育義務制(1)(2)」（『教職研修』36-10,11、2008年6,7月）
- 結城忠監修、青木栄一編『戦後教育法制の形成に関する実証的調査研究最終報告書』（国立教育政策研究所、2006年）
- 雪丸武彦「就学義務制度の歴史的変容—アクター間の法的関係に注目して—」（『飛梅論集：九州大学大学院教育学コース院生論文集』9、2009年3月）
- 尹健次『異質との共存—戦後日本の教育・思想・民族論—』（岩波書店、1987年）
- 尹健次『孤絶の歴史認識—日本国家と日本人—』（岩波書店、1990年）
- 吉岡吉典「外国人学校制度のねらいと本質」（『前衛』252、1966年6月）
- 吉岡吉典「外国人学校制度のねらうもの—付・学校教育法の一部を改正する法律案」（『前衛』252、1966年6月）
- 米沢広一『憲法と教育15講』（北樹出版、2005年）
- 羅基台「朝鮮高校出身、五〇年代在日コリアンの「生活と意識」調査—東京朝高一九六八年度入学生（第二期卒業）のアンケートから」（『在日朝鮮人史研究』40、2010年10月）
- 留日華僑民族教育擁護委員会「留日華僑の民族教育の権利を奪う「外国人学校法案」に断固反対!：軍国主義復活に反対する日本の皆さんに訴える!」（『アジア経済旬報』720、1968年5月）
- 歴史学研究会編『「韓国併合」100年と日本の歴史学—「植民地責任」論の視座から—』（青木書店、2011年）
- ロバート・リケット、三橋修ほか「占領下における対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（1）」（韓国文化研究所振興財団『青丘学術論集』6、1995年3月）
- ロバート・リケット、三橋修ほか「占領下における対在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（2）—宮崎県に

おける在日朝鮮人の動向」(韓国文化研究所振興財団『青丘学術論集』13、1998年11月)

安嶋彌『地方教育費講話』(第一法規、1958年)

山田昭次 「「明治百年」と「外国人学校法案」」 (『歴史学研究』336、1968年5月)

梁永厚・市川正昭「民族学校・外国人学校を訪ねて〈番外編〉大阪市立西今里中学校(公立朝鮮人学校)」
(『Sai』46、2003年)

渡辺洋三「治安立法としての外国人学校法—故宮内裕教授に捧げる—」 (『労働法律旬報』673、1968年7年)

初出一覧

序章

藤原智子「戦後の在日朝鮮人教育史—就学状況の変遷を辿る—」(北海道大学教育学部 2007年度卒業論文)に加筆修正。

第一章

藤原智子「占領期在日朝鮮人教育史—山口県に着目して—」(『教育史・比較教育論考』20、2010年6月)に加筆修正。

第二章

マキ—智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の—様態—」(『日本の教育史学』55、2012年10月)に加筆修正。

第三章

マキ—智子「「外国人学校制度」創設の試み—日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索—」(『北海道大学大学院教育学研究院紀要』118、2013年6月)に加筆修正。